

平成 29 年度

包括外部監査結果報告書

地場産業振興施策に係る事務の執行

及び事業の管理について

～担い手となる中小企業の支援・育成を中心として～

平成 30 年 3 月

大分県包括外部監査人

公認会計士 小川 芳嗣

目 次

第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 監査対象期間	1
4 監査対象部局	1
5 監査実施期間	1
6 特定の事件として選定した理由	1
7 外部監査の方法	3
（1）監査の着眼点	3
（2）主な監査手続	3
8 監査従事者の資格及び氏名	4
9 利害関係	4
【本報告書における記載内容の注意事項】	5
【略称表】	6
第2 監査の対象の概要	7
1 中小企業を取り巻く情勢	7
（1）全般的情勢	7
（2）中小企業の抱える課題	7
2 大分県の経済情勢	10
（1）県内総生産の動向と生産年齢人口の推移	10
（2）産業別事業所数、従業員数、売上高	12
（3）産業別企業等数の状況	14
（4）産業別状況の総括と中小企業の割合等の全国比較	14
3 中小企業のライフサイクルと課題	16
（1）起業・創業(幼年期)	16
（2）事業の承継(成熟期)	16
（3）新事業展開(成長期)	17
4 中小企業施策の区分	18
5 日本再興戦略と地方創生戦略	19
（1）日本再興戦略の概要	19
（2）まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	21
6 まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略(大分県版総合戦略)	23
（1）戦略の位置づけ	23
（2）戦略の基本目標とプラン2015との関係	23

7	地場産業と産業育成政策	25
(1)	地場産業の定義	25
(2)	産業育成政策	26
8	本監査の範囲と大分県の個別戦略	29
(1)	本監査で取り上げる範囲	29
(2)	関連する大分県の個別戦略	30
9	関連部局の組織図と歳出予算	33
(1)	平成28年度の一般会計当初予算の概要	33
(2)	部局別の組織図と当初予算	34
10	関係団体に対する補助事業及び委託事業	35
(1)	公益財団法人 大分県産業創造機構	35
(2)	公益社団法人 大分県農業農村振興公社	36
(3)	公益社団法人 ツーリズムおおいた	37
11	関係する基金	39
(1)	関係基金の一覧	39
(2)	基金の充当事業（平成28年度）	39
12	行政評価と成果指標	40
(1)	大分県の事務事業評価の概要	40
(2)	成果指標の考え方と指標の種類	41
(3)	包括外部監査との関連性	43
第3	包括外部監査の結果	45
1	担い手の確保・育成・拡大に係る取組	45
(1)	起業・創業	45
(2)	事業承継（農業の法人化、企業参入等）	56
2	新事業展開に係る取組	69
(1)	総合的な経営力強化	69
(2)	規模拡大・生産性向上	79
(3)	商品づくり、新マーケット参入	96
(4)	販路開拓・拡大	115
(5)	観光誘客	126
3	事業環境の整備に係る取組	136
(1)	金融支援	136
(2)	人材確保・活用支援	141
(3)	研究機関との連携による技術支援	149
4	地場産業育成に係る取組	158
(1)	異業種連携	158
(2)	産業形成	168

(3) 産地育成	182
(4) 観光地域づくり	194
第4 包括外部監査の結果に添えて提出する意見	201
1 包括外部監査の結果の総括	201
(1) 監査結果の要約	201
(2) 長期総合計画の政策・施策評価	205
(3) 地方創生戦略におけるPDCA	206
2 委託契約における一般管理費の取扱いについて	206
(1) 国の委託契約における取扱い	207
(2) 大分県における状況	208
(3) 受託者にとっての一般管理費率と上限基準	210
3 県が関与する任意団体における予算の決議及び執行について	211
(1) 設立及び運営に関する指針	211
(2) 予算の決議及び執行上の問題点	211
(3) 予算消化できない場合の取扱い	213
4 事務事業評価を実施していない事業の評価について	213
(1) 簡易的な事業評価	213
(2) PDCAにおけるCAの重要性	215
5 事務事業評価の取扱いについて	216
(1) 採用されている成果指標の種類等	216
(2) 長期総合計画と事業の関係	217
(3) 事務事業評価の公表を継続する場合	218
(4) 事務事業評価の公表を中止する場合	220
(5) 公表の如何に関わらず必要な対応	221
6 総合的な経営力強化について	224
(1) 経営計画の策定が前提となる支援事業	224
(2) 重層的・段階的な中小企業支援	225
(3) 中間的支援段階	226
7 審査における利害関係の確認について	227
(1) 大分県及び産業創造機構における確認状況	227
(2) 一般的な確認事項	227
8 監査後記	230
(1) 事業承継支援	230
(2) 観光地域磨きとクリエイティブ産業	231
(3) 第4次産業革命	232

巻末資料

資料番号

A	「第2 監査の対象の概要」関係資料	
1	規模別企業等数及び従業者数ー全国、九州、各県	A-1
2	まち・ひと・しごと創生法案の概要	A-2
3	大分県中小企業活性化条例の概要(平成29年12月22日改正)	A-3
4	おんせん県おおいた観光振興条例の概要	A-4
5	平成29年度行政評価方法(概要)	A-5
B	事業内容の補足説明資料	
1	地域牽引企業創出事業スキーム	B-1
2	おおいた地域資源活性化基金事業	B-2
3	大分県6次産業化サポート体制整備事業(農林水産省補助事業)	B-3
4	農地中間管理機構制度の概要	B-4
5	中小企業金融対策費:制度資金一覧表	B-5
C	指標関係資料	
1	大分県版総合戦略の基本目標・施策KPI達成状況	C-1
2	大分県版総合戦略のアクションプラン(抜粋)	C-2
3	大分県農林水産業振興計画の主要指標	C-3
D	用語集	D-1

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

地場産業振興施策に係る事務の執行及び事業の管理について
（副題）担い手となる中小企業の支援・育成を中心として

3 監査対象期間

平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）。ただし、必要に応じて過年度に遡り、あるいは平成 29 年度の一部も参考とした場合がある。

4 監査対象部局

商工労働部、農林水産部及び企画振興部

なお、関連する事業に係って次の出資法人に往査した。

公益財団法人大分県産業創造機構（以下、産業創造機構という。）

公益社団法人大分県農業農村振興公社（以下、農業公社という。）

5 監査実施期間

平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

6 特定の事件として選定した理由

2008 年に始まった日本の人口減少は今後加速度的に進み、2060 年には 8700 万人程度にまで落ち込むという推計が示されている。地方においては、都市部に先行して人口減少が進行しており、急激な経済規模の縮小が、社会サービスの低下を招き、さらなる人口流出を引き起こすという悪循環に陥ることが強く懸念されている。

このような中、現在、国を挙げて地方創生の取組が進められており、大分県でも「ま

ち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」を策定している。本監査に係るしごとづくりの面では、産業振興と中小企業への支援が求められるところである。

本県の中小企業は企業数で99.9%、従業者数で85.5%を占め、県経済や雇用を支える極めて重要な存在であるが、中小企業を取り巻く事業環境は依然厳しい状況にある。中小企業の大半は従業員20人以下の小規模企業や個人事業主であり、経営基盤の脆弱さ等の課題を抱えるとともに、経済環境の悪化に伴い、近年では廃業数が開業数を上回る等、厳しい状況に置かれている。

こうした状況下、中小企業が成長発展を遂げるには、中小企業の自助努力を基本としつつ、県と市町村、民間関係団体が一体となって中小企業振興を推進し、厳しい変化に対応し果敢に挑戦する中小企業を広く生み出す環境づくりを進める必要がある。

県では、このような認識のもと、本県の持続的な発展のため、将来にわたり「中小企業が元気を出せる」、「中小企業が誇りを持てる」、「中小企業を皆で支える」大分県を目指すことを決意し、「大分県中小企業活性化条例」を平成25年3月に制定(平成29年12月改正)し、平成17年から毎年策定していた「おおいた産業活力創造戦略」を、この条例に基づく計画として位置づけて、経済産業政策の方向性や課題解決のための施策を具体的に示して、展開している。

また、担い手不足が深刻化し、構造変化に直面している農林水産業分野では、変化に対応し、付加価値を高め、儲かる産業へと展開していくことが求められているという認識のもと、「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」(平成27年12月)を策定している。

さらに、経済波及効果の高い観光産業は地方創生の一翼を担うものとして期待されており、大分県では1次産業から3次産業までの様々な要素を取り込んだ総合産業として魅力が増しているツーリズムを推進していくとして、「日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略2015」(平成27年10月)を策定している。

これらの戦略は、県の長期総合計画である「安心・活力・発展プラン2015」(平成27年10月)における活力分野の政策・施策の実行戦略プランとして位置付けられるものである。

県全体としてこれらを推進するためには、果敢に挑戦する中小企業を広く生み出す環境をつくり、意思決定の早さや顧客へのきめ細かな対応力、個性に富んだ技術・商品力といった、中小企業ならではの大きな強みを生かしつつ、産業の振興を図る必要がある。他方で、商工業、農林水産業、観光産業共通して、中小企業(農業法人等を含む)を支援し、経営の安定化を図ることは、将来の雇用の受け皿となる強い地場産業の担い手を育成するという意味で、県の重要課題と考える。また、中小企業の発展の方向性を示し、知的資源も含めた地域資源を生かして一定規模の地場産業の形成を促進することは県の責務であり、県民の関心も特に高いと考えられることから、今年度における包括外部監査のテーマとして選定した。

7 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

- ア 関連事業における財務事務の執行は、法令等への準拠性及び経済性、効率性、有効性の観点から問題はないか。
- イ 関連事業が大分県の中長期計画に即して立案・計画・実施・モニタリングされているか（P D C Aによる事業の管理）。
- ウ 関連の出資法人における実施事業の管理等は、適切に行われているか。
- エ 出資法人への委託事業等の検査は適時、適切に行われているか。
- オ 関連事業は、中小企業のニーズに合致し、支援メニューに広く応募や参加があるか。補助金対象者の選定審査は適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

① 本庁担当部局

- ア 長期総合計画等の計画体系の把握と計画(戦略)の入手、閲覧
- イ 個別事業の選定及び担当者への概要ヒアリング
- ウ 関連する法令・条例・国の要綱等の確認、閲覧
- エ 財務事務の執行
 - ・関連する大分県の事業の実施要領、補助金交付要綱、委託契約書等の入手、閲覧
 - ・委託契約事務、補助金交付事務等の財務事務に係る一連書類の閲覧
 - ・随意契約の見積書(実施計画)の閲覧
 - ・一者随意契約理由書の検討
 - ・負担金の額の決定に係る資料の閲覧
 - ・本庁担当課に提出されていた公益社団法人ツーリズムおおいた(以下、ツーリズム社団という。)の関連帳簿等の閲覧
- オ 事業の管理(主に事務事業評価の方法について検討)
 - ・長期総合計画等との関係性の確認
 - ・事業目的の記載と指標の整合性の検討
 - ・指標選択の合理性の検討

- ・事務事業評価を行っていない事業の妥当性
- カ その他
 - ・委託契約先の選定、補助金の交付先の選定に係る審査等の資料閲覧
 - ・「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」（以下、大分県版総合戦略という）との関係性の確認
 - ・その他、監査の実施過程において必要と認めた手続

② 出資法人

- ア 外郭団体である産業創造機構、農業公社の総会資料等の入手
- イ 産業創造機構、農業公社への往査
 - ・担当者へのヒアリングと関連資料の入手、閲覧
 - ・各種実績データの確認
 - ・各種帳簿の閲覧
 - ・必要に応じて証憑との照合

8 監査従事者の資格及び氏名

区分	資格	氏名
包括外部監査人	公認会計士・税理士	小川芳嗣
補助者	公認会計士・税理士	内藤勝浩
補助者	公認会計士・税理士	後藤大輔
補助者	公認会計士・税理士	田北万世
補助者	システム監査技術者・中小企業診断士	池邊博史

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書における記載内容の注意事項】

(1) 表題について

- ・「包括外部監査の結果」…地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」である。
- ・「包括外部監査の結果に添えて提出する意見」…同法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づき、大分県の組織及び運営の合理化に資するため、「監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」である。

(2) 本包括外部監査の結果における指摘事項の区分

区分	説明
不備事項	錯誤、誤謬に加え、法令、条例等や内部規程で定められたとおりに行われていない、計画等で実施すると表明しているのに実際は実施していない場合等の違反事例の指摘である。ただし、内部規程自体に無理がある場合などは次の改善事項となる。
改善事項	何らかの問題が生じており、解決するために、今後、仕組みの改善等が必要な事項の指摘である。
勸奨事項	問題という程ではないが、明瞭性、効率性等を考えると検討が望まれる事項である。

(注) 上記は、法令上定められた区分ではなく、監査後の取扱いとの関連で行っている便宜上の区分である。また、現実には明確に区分し難いケースもある。

(3) 準拠すべき事務規則等の記載

財務事務の執行に関連し、「準拠すべき事務規則等」を記載しているが、専ら当該事業で利用されている要領・要綱等を記載しており、一般的に順守すべき大分県会計規則、大分県契約事務規則、大分県補助金交付規則及びこれらに係る指針・マニュアル類については、記載を省略している。

例えば、県全体として一般的に適用される委託契約事務に係る指針・マニュアル類としては、委託契約事務必携、委託契約書式例集、随意契約ガイドライン等がある。

(4) 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

(5) 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として大分県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していないが、それ以外の数値等については、その出典を本文中あるいは注記で明示している。

【略称表】

本報告書で用いている略称は次のとおりである。

略称	正式名称及び内容等
プラン 2015※	大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2015」 平成 27 年 10 月より開始
プラン 2005※	大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2005」 平成 27 年度で終了
大分県版総合戦略	まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略
K P I	Key Performance Indicatorの略。重要業績評価指標。
施策 K P I	大分県版総合戦略本文に記載されている施策レベルの重要業績評価指標
事業 K P I	大分県版総合戦略のアクションプランで定めている各事業レベルの重要業績評価指標
先行型交付金事業	国の平成 26 年度補正予算に係る地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用した事業
加速化交付金事業	国の平成 27 年度補正予算に係る地方創生加速化交付金を活用した事業
推進交付金事業	地域再生法に基づく地方創生推進交付金を活用した事業（平成 28 年度～）
産業創造機構	公益財団法人 大分県産業創造機構
農業公社	公益社団法人 大分県農業農村振興公社
ツーリズム社団	公益社団法人 ツーリズムおおいた
六次産業化・地産地消法	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
農商工等連携促進法	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
中小企業地域資源活用促進法	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
機構法	農地中間管理事業の推進に関する法律

※プラン 2015、プラン 2005 に特定せず、一般的意味で使用する場合は、長期総合計画という。

第2 監査の対象の概要

1 中小企業を取り巻く情勢

最初に 2017 年版の中小企業白書に記載されている日本経済の状況や中小企業の置かれた全般的情勢と中小企業の抱える課題について概観してみることとする。

(1) 全般的情勢

本監査の対象年度である平成28年度時点の日本経済の状況は緩やかな改善傾向が続いており、中小企業・小規模事業者を取り巻く状況についても、業況、資金繰りは改善し、経常利益は過去最高、倒産件数は26年ぶりの低水準にあるなど改善傾向にあった。

しかし、規模の小さな企業については改善の度合いは小さく、震災や天候などの外的要因の影響も見られた。加えて、中小企業の設備投資については、リーマン・ショック前の水準には届いておらず、設備の老朽化も進んでおり、海外展開も大企業と比べて進んでいない状況であった。

改善の度合いは企業の規模に加えて、業種、地域等によってもかなりのバラつきが見られたほか、中小企業の状況としては、次のような特色が見られた。

- ◎ 2009年から2014年にかけて、中規模企業が増加するとともに、中規模企業は従業者数を顕著に増加させており、近年、我が国経済における中規模企業の存在感が高まっている。
- ◎ 我が国の雇用環境が改善する中で、現在の失業は、構造的失業といえ、その背景には、企業の求める職種と求職者の求める職種のミスマッチがあると考えられる。逆に言えば、仕事内容に魅力があり、柔軟な働き方ができる中小企業は、就職先として選ばれている。
- ◎ 中小企業のうち、直接輸出を行っている製造業の企業数は増加傾向にあり、中小製造業全体に占める割合でも6年連続で増加している。しかしながら、実際の輸出額を確認すると、中小企業の輸出額は2001年度から2014年度で3.1兆円増加しているものの、大企業の輸出額は同期間で25.6兆円増加しており、大企業の方がここ15年で売上高輸出比率を高めている。

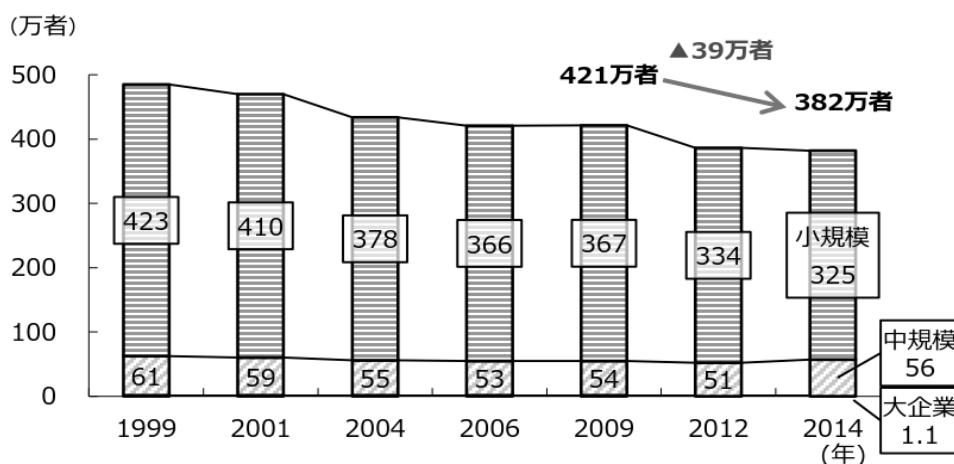
(2) 中小企業の抱える課題

平成28年度以降も、大企業の経常利益は大きく改善している一方で、中小企業の売上

高、生産性は伸び悩んでおり、大企業と中小企業との格差が拡大していると思われる。また、新規開業は停滞し、経営者の高齢化や人材不足の深刻化といった構造的な課題が進行している。

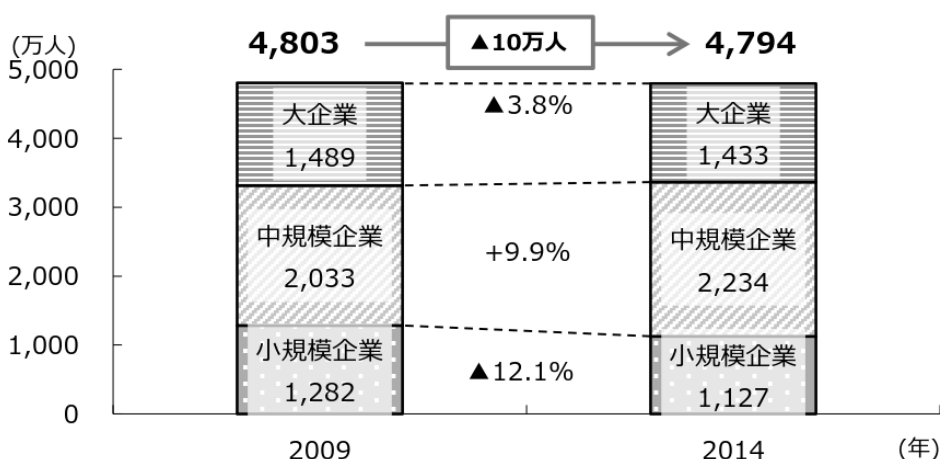
その他にも設備の老朽化や図1から図4のような状況が進行しており、企業の経常利益が最高水準にある今、中小企業・小規模事業者が発展を目指すためには、これらの課題に向き合うことが必要である。

図1 企業規模別企業数の推移



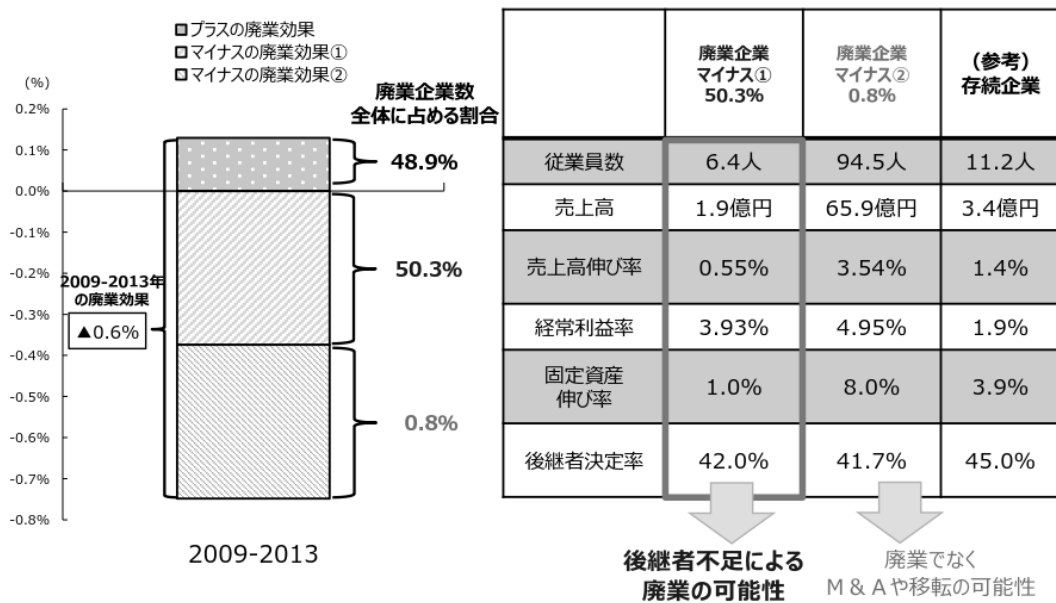
◎ 中規模企業は増加しているが、小規模企業が大きく減少しており、企業数全体としては減少傾向にある。

図2 企業規模別従業員数の推移



◎ 2009年から2014年にかけて全体の従業者数は横ばいで推移する中で、中規模企業で働く人は増加している。

図3 廃業の効果と廃業企業の平均的特徴



◎ 既存企業の生産性の低下に加えて、生産性の高い企業の倒産・廃業が全体の生産性を押し下げている。また、従業員数及び売上高は小さいが、利益率は高い企業の後継者不足による廃業も進行している。

図4 従業者規模別雇用者数の推移

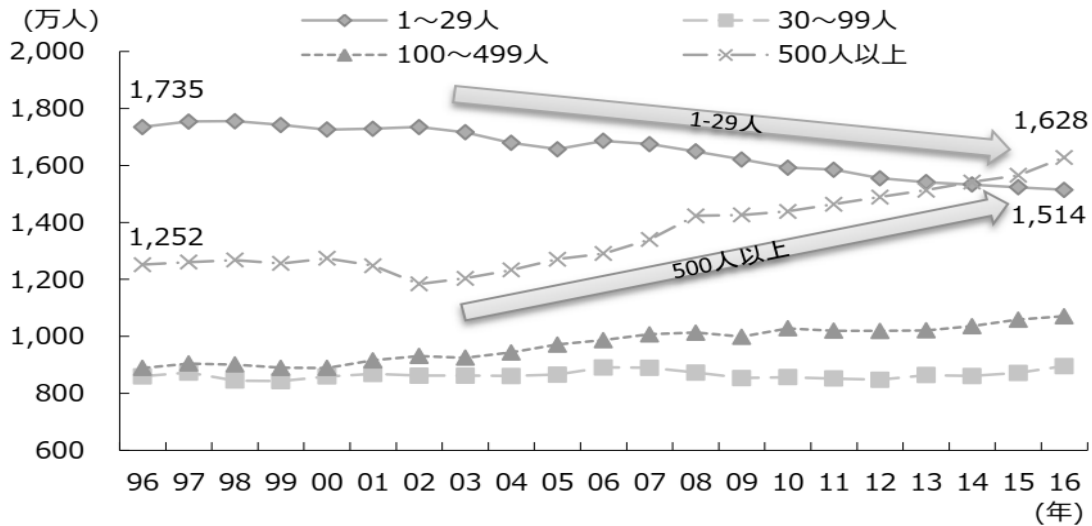


図4:総務省「労働力調査」

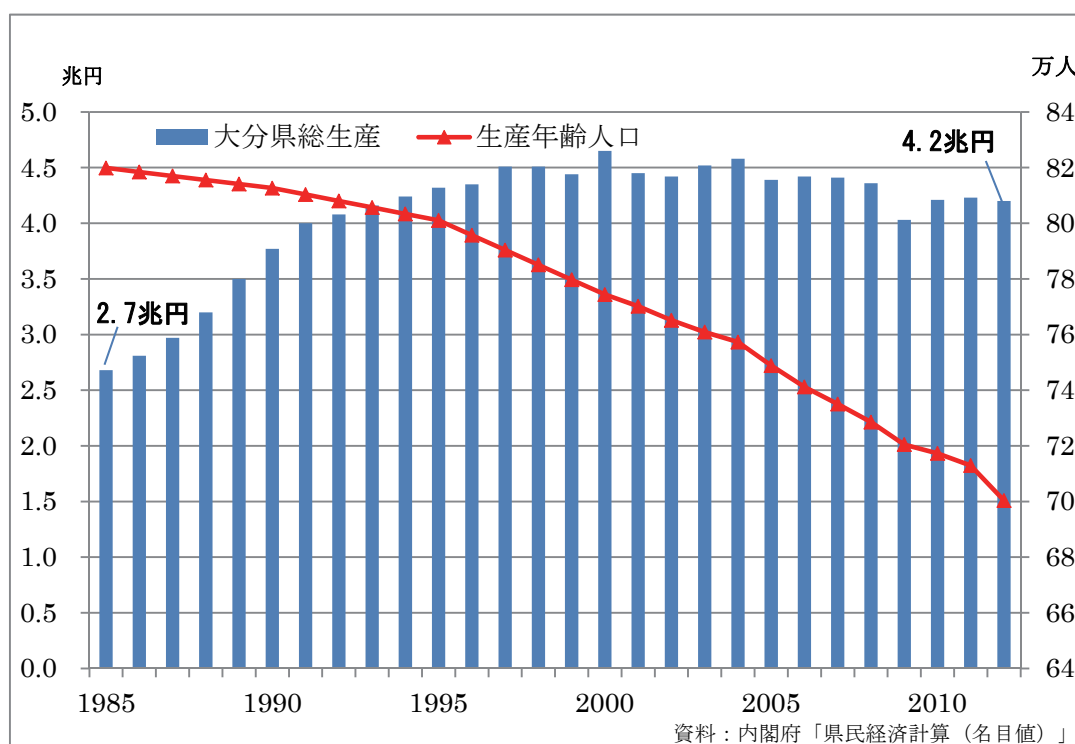
◎ 中小企業では、人手不足感が強まっており、有効求人倍率も高いが、特に規模の小さな中小企業で従業者数が減少している。背景には、職種や賃金等のギャップがある。

2 大分県の経済情勢

(1) 県内総生産の動向と生産年齢人口の推移

生産年齢人口は1985（昭和60）年に82万人とピークを迎えたが、当時の県内総生産額は、およそ2.7兆円であった。その後、2012年（平成24）年には70万人まで生産年齢人口は減少したが、逆に県内総生産額は4.2兆円と、大きく増加している。ただし、2000年以降の県内総生産額は横ばいから減少傾向にある。

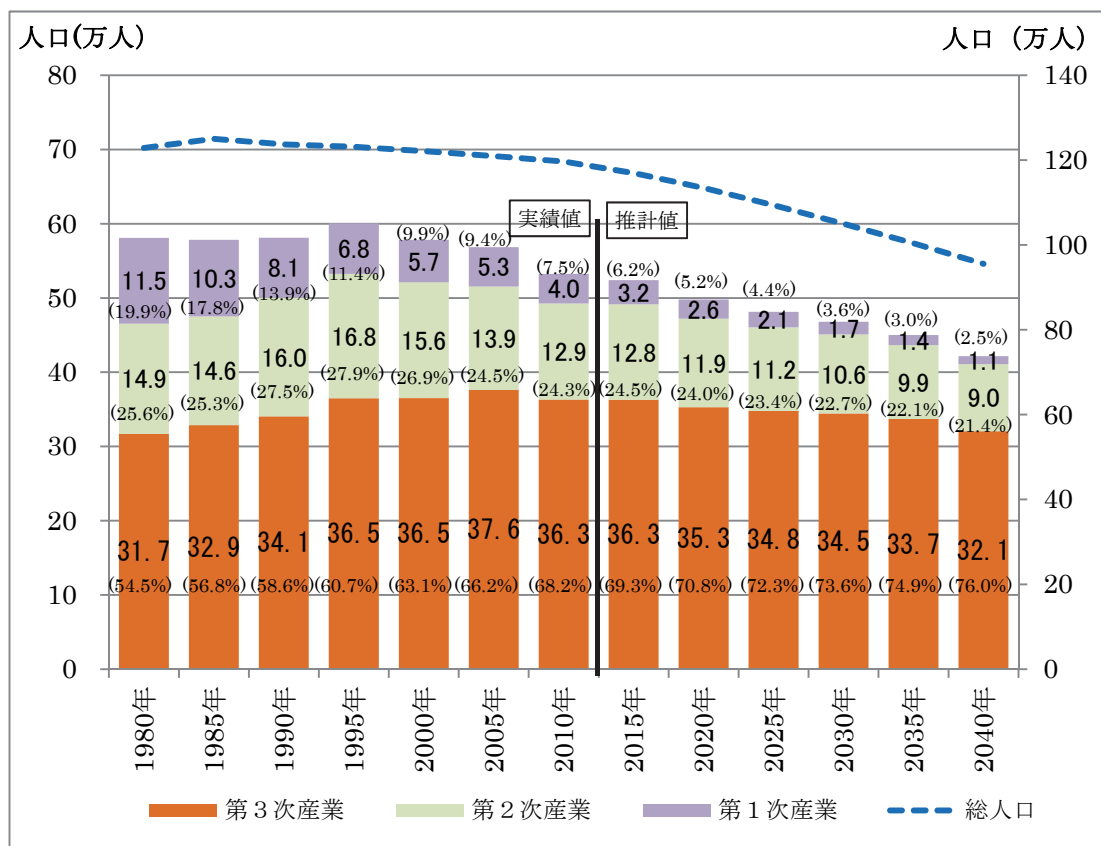
図5 県内総生産の推移(大分県)



今後は、生産年齢人口の減少は加速することが見込まれている。2010（平成22）年の就業者数は、第3次産業が約36.3万人と最も多く、全体の68.2%を占めており、第2次産業が約12.9万人で24.3%、第1次産業が約4.0万人で7.5%となっており、今後、各産業とも就業者が減少すると見込まれる。

とりわけ、現在でも高齢化が顕著な第1次産業は、2040（平成52）年には2010年の約4分の1にまで減少する見込みとなっており、深刻な就業者不足が懸念される。

図6 大分県の産業別就業者数の推計



資料:大分県中長期県勢シミュレーション

(2) 産業別事業所数、従業員数、売上高

「平成28年経済センサス-活動調査(速報)結果」によると、次のような状況である。

i 事業所数

大分県の事業所数を産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が14,137事業所(全産業の26.6%)と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」7,172事業所(同13.5%)、「生活関連サービス業、娯楽業」5,108事業所(同9.6%)、「建設業」4,984事業所(同9.4%)となっており、この4産業で全体の約6割を占めている。

平成24年活動調査と比べると、増加したのは「医療、福祉」(増減率18.8%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(同4.2%)など4業種で、減少したのは「卸売業、小売業」(同▲4.7%)、「建設業」(同▲5.8%)など13業種となっている。

ii 従業者数

大分県の従業者数を産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が98,269人(全産業の20.2%)と最も多く、次いで「医療、福祉」84,789人(同17.4%)、「製造業」72,532人(同14.9%)、「宿泊業、飲食サービス業」47,383人(同9.7%)となっており、この4産業で全体の約6割を占めている。

平成24年活動調査と比べると、増加したのは「医療、福祉」(増減率13.0%)、「教育、学習支援業」(同8.6%)など8業種で、減少したのは「卸売業、小売業」(同▲3.0%)、「製造業」(同▲3.2%)など9業種となっている。

iii 1事業所当たり従業者数

1事業所当たり従業者数を産業大分類別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が26.6人と最も多く、次いで「鉱業、採石業、砂利採取業」24.3人、「製造業」23.6人、「運輸業、郵便業」20.7人などとなっている。

iv 売上高

産業大分類別に売上(収入)をみると、「製造業」が約4兆3千億円、「卸売業・小売業」が約2兆6千億円などとなっている。

全国順位をみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」が第7位で、上位となっている。

平成24年活動調査と比べると、「医療・福祉」が5,881億円の増(増減率92.0%)、「卸売業・小売業」が5,094億円の増(同23.9%)、「生活関連サービス業、娯楽業」が444億円の増(増減率15.7%)などとなっている。

表 1 大分県の産業別大分類別事業所数、従業者数

産業大分類	事業所数(注1)					従業者数(注2)					1事業所当たり従業者数(注2)			
	24年活動調査	28年活動調査	増減率(%)	全産業に占める割合(%)	(参考)全国の割合	24年活動調査(人)	28年活動調査(人)	増減率(%)	全産業に占める割合(%)	(参考)全国の割合	24年活動調査(人)	28年活動調査(人)	増減(人)	(参考)全国(人)
総数	56,303	54,775	▲ 2.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全産業	54,159	53,177	▲ 1.8	100.0	100.0	485,108	485,987	0.2	100.0	100.0	9.0	9.1	0.1	10.7
農林漁業(個人経営を除く)	747	775	3.7	1.5	0.6	8,021	8,410	4.8	1.7	0.6	10.7	10.9	0.2	11.2
鉱業, 採石業, 砂利採取業	33	30	▲ 9.1	0.1	0.0	396	729	84.1	0.2	0.0	12.0	24.3	12.3	10.9
建設業	5,290	4,984	▲ 5.8	9.4	9.2	41,965	39,664	▲ 5.5	8.2	6.5	7.9	8.0	0.1	7.5
製造業	3,170	3,069	▲ 3.2	5.8	8.5	74,940	72,532	▲ 3.2	14.9	15.5	23.6	23.6	0.0	19.7
電気・ガス・熱供給・水道業	43	64	48.8	0.1	0.1	1,682	1,700	1.1	0.3	0.3	39.1	26.6	▲ 12.5	39.8
情報通信業	407	372	▲ 8.6	0.7	1.2	6,197	5,832	▲ 5.9	1.2	2.9	15.2	15.7	0.5	25.8
運輸業, 郵便業	1,174	1,078	▲ 8.2	2.0	2.4	24,491	22,352	▲ 8.7	4.6	5.6	20.9	20.7	▲ 0.2	24.7
卸売業, 小売業	14,841	14,137	▲ 4.7	26.6	25.3	101,266	98,269	▲ 3.0	20.2	20.9	6.8	7.0	0.2	8.9
金融業, 保険業	933	912	▲ 2.3	1.7	1.6	12,069	11,522	▲ 4.5	2.4	2.7	12.9	12.6	▲ 0.3	18.1
不動産業, 物品賃貸業	3,086	2,945	▲ 4.6	5.5	6.6	9,322	9,426	1.1	1.9	2.6	3.0	3.2	0.2	4.2
学術研究, 専門・技術サービス業	1,839	1,917	4.2	3.6	4.1	10,422	10,273	▲ 1.4	2.1	3.2	5.7	5.4	▲ 0.3	8.2
宿泊業, 飲食サービス業	7,260	7,172	▲ 1.2	13.5	13.1	48,088	47,383	▲ 1.5	9.7	9.5	6.6	6.6	0.0	7.8
生活関連サービス業, 娯楽業	5,269	5,108	▲ 3.1	9.6	8.8	21,579	20,694	▲ 4.1	4.3	4.2	4.1	4.1	0.0	5.1
教育, 学習支援業	1,407	1,387	▲ 1.4	2.6	3.1	11,825	12,847	8.6	2.6	3.2	8.4	9.3	0.9	11.0
医療, 福祉	3,766	4,473	18.8	8.4	8.0	75,033	84,789	13.0	17.4	12.9	19.9	19.0	▲ 0.9	17.2
複合サービス事業	542	519	▲ 4.2	1.0	0.6	4,126	5,109	23.8	1.1	0.8	7.6	9.8	2.2	14.2
サービス業(他に分類されないもの)	4,352	4,235	▲ 2.7	8.0	6.6	33,686	34,456	2.3	7.1	8.5	7.7	8.1	0.4	13.7

注1: 公営事業所は含まない。産業大分類欄の総数は、事業内容等が不詳の事業所を含む。全産業以下は、事業内容が不詳の事業所を含まない。

注2: 「従業者数」及び「1事業所当たり従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

表 2 産業大分類別事業所売上(収入)金額

産業大分類	全国	大分県				
	平成28年活動調査(百万円) <平成27年分>	平成24年活動調査(百万円) <平成23年分>	平成28年活動調査(百万円) <平成27年分>	増減数(百万円)	全国に占める割合(%)	全国順位
農林漁業(個人経営を除く)	4,763,131	65,612	77,805	12,193	1.6	23
鉱業, 採石業, 砂利採取業	713,010	23,722	27,423	3,701	3.8	7
製造業	344,379,811	4,302,187	4,329,921	27,734	1.3	26
情報通信業(うち中分類) 情報サービス業, インターネット付随サービス業	28,026,259	30,313	53,163	22,850	0.2	25
卸売業, 小売業	604,066,606	2,131,922	2,641,334	509,412	0.4	37
不動産業, 物品賃貸業	44,701,979	112,044	137,912	25,868	0.3	35
学術研究, 専門・技術サービス業	38,421,970	82,383	102,356	19,973	0.3	34
宿泊業, 飲食サービス業	25,737,547	170,394	210,855	40,461	0.8	30
生活関連サービス業, 娯楽業	40,146,029	283,230	327,652	44,422	0.8	32
教育, 学習支援業(うち中分類) その他の教育, 学習支援業	3,934,418	16,608	20,882	4,274	0.5	36
医療, 福祉	87,741,638	639,297	1,227,392	588,095	1.4	19
複合サービス事業(うち中分類) 協同組合	2,772,195	47,505	34,430	▲ 13,075	1.2	34
サービス業(他に分類されないもの)(うち中分類) 政治・経済・文化団体, 宗教を除く	39,653,534	145,080	185,701	40,621	0.5	36

注: 「外国の会社」及び「法人でない団体」を除く。

また、以下の産業(※)については、事業所単位の売上(収入)金額が把握できないため、表から除いた。

※ 「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」のうち中分類「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業, 郵便業」、「金融業, 保険業」、「教育, 学習支援事業」のうち中分類「学校教育」、「複合サービス業」のうち中分類「郵便局」、サービス業(他に分類されないもの)のうち中分類「政治・経済・文化団体」、「宗教」

(3) 産業別企業等数の状況

平成28年6月1日現在の大阪府の企業等数（事業内容が不詳の企業を含む。）は38,788企業（全国の1.0%）で、全国第34位、九州・沖縄各県中第6位となっている。また、平成24年活動調査と比べて▲6.3%となっている。

大阪府の企業等数を産業大分類別にみると、最も多いのは「卸売業、小売業」8,882企業（全産業の22.9%）、次いで「宿泊業、飲食サービス業」5,554企業（同14.3%）、「建設業」4,427企業（同11.4%）、「生活関連サービス業、娯楽業」4,189企業（同10.8%）となっており、この4業種で全体の約6割を占めている。

平成24年活動調査と比べると、増加したのは「医療、福祉」（増減率2.3%）、「農林漁業（個人経営を除く）」（同5.3%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（同1.9%）など4業種、減少したのは「卸売業、小売業」（同▲11.4%）、「建設業」（同▲7.3%）、「宿泊業、飲食サービス業」（同▲4.6%）など12業種であった。

表3 大阪府の産業大分類別企業等数

産業大分類	企業等数			
	平成24年 活動調査	平成28年 活動調査	増減率(%)	全産業に占める 割合(%)
全産業	41,384	38,788	▲ 6.3	100.0
農林漁業(個人経営を除く)	618	651	5.3	1.7
鉱業, 採石業, 砂利採取業	23	23	0.0	0.1
建設業	4,776	4,427	▲ 7.3	11.4
製造業	2,661	2,497	▲ 6.2	6.4
電気・ガス・熱供給・水道業	6	19	216.7	0.0
情報通信業	239	218	▲ 8.8	0.6
運輸業, 郵便業	588	554	▲ 5.8	1.4
卸売業, 小売業	10,030	8,882	▲ 11.4	22.9
金融業, 保険業	356	325	▲ 8.7	0.8
不動産業, 物品賃貸業	2,724	2,560	▲ 6.0	6.6
学術研究, 専門・技術サービス業	1,588	1,618	1.9	4.2
宿泊業, 飲食サービス業	5,824	5,554	▲ 4.6	14.3
生活関連サービス業, 娯楽業	4,402	4,189	▲ 4.8	10.8
教育, 学習支援業	1,069	968	▲ 9.4	2.5
医療, 福祉	2,957	3,026	2.3	7.8
複合サービス事業	121	112	▲ 7.4	0.3
サービス業(他に分類されないもの)	3,402	3,165	▲ 7.0	8.2

(4) 産業別状況の総括と中小企業の割合等の全国比較

総じてみると、事業所数、企業数では「卸売業、小売業」と「宿泊業、飲食サービス業」で4割前後を占め、次いで「建設業」と「生活関連サービス業、娯楽業」で2割前

後を占めている。

他方、売上高では「製造業」と「卸売業・小売業」とで約7兆円、全体の7割以上を占めている。また、1事業所当たり従業者数では多少減少しているものの、他のいずれの項目でも「医療、福祉」の増加が目立っている。

前掲表1の産業大分類別の事業所数の平成24年と平成28年の増減率を見ると、「農林漁業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「学術研究、専門技術サービス業」、「医療、福祉」を除く各分類で事業所数が減少している。個人経営を除く「農林漁業」で事業所数が増加しているのは、農林漁業者の法人化や他業種からの企業参入が進んでいること示しているものと推測される。「医療、福祉」の増加は人口の高齢化を反映していると思われる。「電気・ガス・熱供給・水道業」の増加はエネルギー関連のビジネスが広がりを見せているのかも知れない。

同じく総務省の平成26年経済センサス-基礎調査で、中小企業基本法に基づく区分で企業等数及び従業者数を集計した資料から作成した「規模別企業等数及び従業者数-全国、九州、各県」(巻末資料A-1参照)を見ると、中小企業数の割合(構成比)は、全国が99.7%であるのに対して、大分県は99.9%を占めている。中小企業に勤める従業員数では、全国が69.6%であるのに対して、大分県は85.5%とかなり高い割合となっている。大分県の経済は中小企業に依存する割合が全国平均より高いと言えるが、中小企業数が99.8%、中小企業の従業員数が85.0%となっている九州全体の割合と比較すると、大分県は九州では平均的な位置にある。大分県は福岡県に次いで大企業の従業者数の割合が高いのが特徴的である。

また、事業所の開業率と廃業率について見ると、2015年度の大分県の開業率は4.6%で全国平均の5.2%より低く、廃業率は4.0%で全国平均の3.8%より高くなっている。

表4 都道府県開業率(2015年度)

	開業率	廃業率		開業率	廃業率		開業率	廃業率
北海道	4.2%	4.3%	石川	4.3%	3.5%	岡山	4.8%	3.7%
青森	3.6%	3.7%	福井	3.7%	3.3%	広島	4.4%	3.6%
岩手	3.4%	3.4%	山梨	4.7%	3.5%	山口	4.1%	3.6%
宮城	5.3%	3.3%	長野	4.0%	4.0%	徳島	4.2%	2.9%
秋田	2.8%	3.5%	岐阜	4.6%	3.7%	香川	4.3%	3.2%
山形	3.4%	3.2%	静岡	4.6%	3.9%	愛媛	4.5%	3.8%
福島	5.3%	3.1%	愛知	6.1%	4.0%	高知	4.1%	3.6%
茨城	5.3%	3.3%	三重	5.3%	3.6%	福岡	6.1%	4.4%
栃木	4.4%	3.3%	滋賀	4.3%	4.9%	佐賀	4.7%	3.6%
群馬	5.1%	3.8%	京都	4.7%	4.6%	長崎	4.1%	3.6%
埼玉	6.8%	3.5%	大阪	5.9%	3.6%	熊本	5.3%	3.2%
千葉	6.5%	4.3%	兵庫	5.2%	4.2%	大分	4.6%	4.0%
東京	5.6%	3.7%	奈良	4.7%	4.3%	宮崎	4.8%	4.1%
神奈川	6.3%	4.1%	和歌山	4.5%	3.1%	鹿児島	4.3%	3.5%
新潟	3.1%	3.4%	鳥取	4.2%	3.5%	沖縄	7.0%	3.7%
富山	3.7%	3.5%	島根	3.3%	4.2%	全国計	5.2%	3.8%

資料：厚生労働省「平成27年度雇用保険事業年報」

(注) 1.開業率=当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数/前年度平均の適用事業所数×100

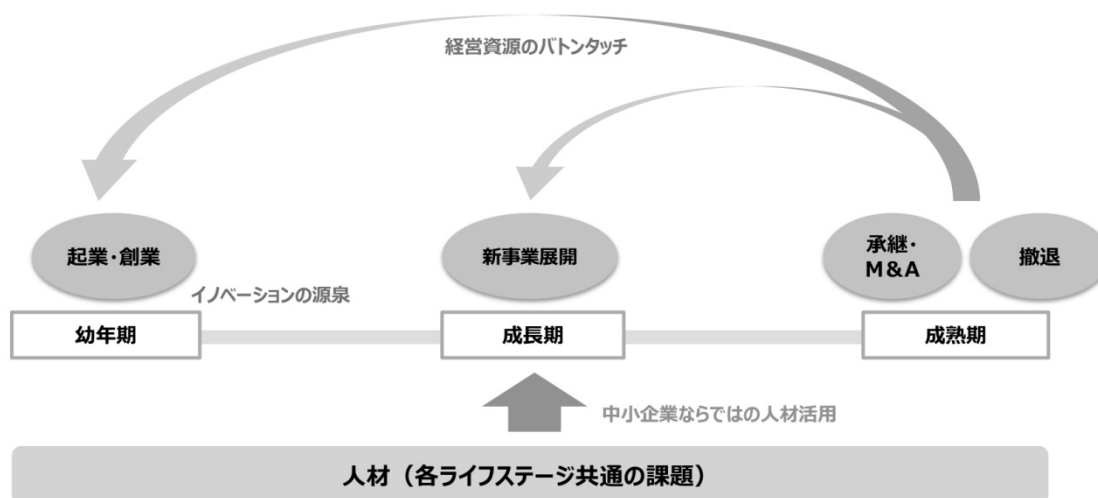
2.廃業率=当該年度に雇用関係が消滅した事業所数/前年度平均の適用事業所数×100

3.適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所である(雇用保険法第5条)

3 中小企業のライフサイクルと課題

我が国の中小企業の現状を見ると、開業率が伸び悩み、中小企業の経営者が高齢化し、廃業が増加傾向にあるなど、生産性を高める上での課題もある。開業による新しい企業の誕生、既存企業の成長（市場シェアの拡大や新事業展開）、倒産・廃業による企業の撤退といった、企業のライフサイクルの変化が活発に行われているかどうかは、我が国中小企業全体の生産性にも大きな影響を与えていると考えられる。

図7 中小企業のライフサイクル(イメージ)



2017年版中小企業白書では、中小企業のライフサイクルという観点からみた課題を分析しているので概観してみる。

(1) 起業・創業（幼年期）

性別や年齢等によって起業希望者・起業準備者が抱える課題は異なり、実際の起業家も起業する前に必要としていた支援を受けられていない場合がある。また、起業後も、成長段階ごとに直面する課題が異なる。起業希望者と起業準備者一人一人が、自身が抱えている課題やその課題に対応する支援を適切に認識し、利用することで円滑な起業を遂げることができる。また起業後は、それぞれの企業が目指す成長を円滑に遂げられるように、各成長段階において適切な資金調達や人材確保等に取り組むことが重要である。

(2) 事業の承継（成熟期）

事業の譲渡・売却・統合（M&A）は、後継者候補がないが事業を継続したい企業にとって重要な選択肢である。M&Aの検討に当たっては課題が多く、対策・準備は進んでいない。経営者にとって身近な相談相手がこうした潜在的なニーズを捉え、M&A

の専門家と連携しながら、多様な課題に対応できる支援体制の構築が必要である。

廃業を選択しようとする経営者も小規模事業者を中心に一定程度存在する。廃業の際、自社の事業や資産を他社に譲りたいとする者もあり、こうした企業の経営資源が次世代に引き継がれる循環を形成していくことが重要である。

特に農林水産業では、少子高齢化とグローバル化が進む中で、担い手不足の問題が顕著となっており、地方創生に向けて新たな担い手の確保や新たな需要の創出が喫緊の課題となっている。

(3) 新事業展開（成長期）

新事業展開に成功する企業は、マーケティングに注力している。また、マーケティング活動の評価・検証まで実施する企業は利益率の増加、従業員の意欲向上といった効果を得ている。新事業展開の課題として人材不足があげられるが、経営資源に限りのある中小企業においては、今後の成長に向けて、外部リソースの活用も視野に入れながら、新事業展開を積極的に実施していくことが重要である。

また、IoT等の新技術やシェアリングエコノミーという新たな経済の仕組みについて、現時点で、中小企業における活用度合いはまだ低いものの、活用している企業は売上高の増加や業務コストの削減等の効果を感じており、中小企業にとって成長の機会につながる。

4 中小企業施策の区分

2017年版中小企業白書の平成29年度中小企業施策では、地域経済を支える重要な存在である中小企業の活性化を図るため、「経営力強化・生産性向上に向けた取組」、「活力ある担い手の拡大」、「安定した事業環境の整備」、「災害からの復旧・復興」の4つの観点から、政策の効果的な実施を図るとしている。具体的には、次のような目次構成で区分整理されている。

目次区分	内容	コメント
第1章 経営力強化・生産性 向上に向けた取組	① 生産性向上・技術力の強化 ② IT化の促進 ③ 小規模事業者の持続的発展支援 ④ 中小企業の海外展開支援 ⑤ 販路・需要開拓支援 ⑥ 地域資源の活用 ⑦ 商店街・中心市街地の活性化 ⑧ その他の地域活性化施策	主に新事業展開(成長期)における支援策である。その際に地域資源の活用や地域の活性化を促進するような支援を折り込んでいる。
第2章 活力ある担い手の 拡大	① 創業支援 ② 事業承継支援 ③ 人材・雇用対策	主に起業・創業(幼年期)と事業の承継(成熟期)における支援策である。担い手側から見ると事業承継は起業・創業の一つの形態とも言える。
第3章 安定した事業環境 の整備	① 取引条件の改善 ② 官公需対策 ③ 消費税転嫁対策・消費税軽減税率対策 ④ 資金繰り支援 ⑤ 事業再生支援 ⑥ 経営安定対策 ⑦ 財政基盤の強化	経営安定対策や財政基盤の強化はライフサイクル全般に係る問題である。国としては加えて、国の政策に係って発生する問題や企業格差問題を扱っている。
第5章 業種別・分野別施策	① 中小農林水産関連企業対策 ② 中小運輸業対策 ③ 中小建設・不動産業対策 ④ 生活衛生関係営業対策	業種や産業分野特有の問題に対する対策を扱っている。

(注)第4章は「災害からの復旧・復興」となっているが、東日本大震災を踏まえた特殊なケースのため、ここでは省略した。

5 日本再興戦略と地方創生戦略

(1) 日本再興戦略の概要

i 経緯

第二次安倍内閣発足(2012年)当時の日本経済は、長引くデフレに苦しんでおり、1995年度以降の名目GDP成長率は3%を一度も超えておらず、2012年度までに実に7回ものマイナス成長となっていた。また、リーマンショックが発生した2008年度以降、名目GDPは500兆円を割り込んだままであった。

このような情勢の中で第二次安倍内閣は経済政策(アベノミクス)として「三本の矢」を打ち出した。

「第一の矢」の「大胆な金融政策」は、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で2%とするとともに、金融緩和を推進し、できるだけ早期の実現を目指すというものであった。「第二の矢」の「機動的な財政政策」としては、2013年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」で、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化等の施策を盛り込み、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指した。

「第三の矢」の「成長戦略」については、「日本経済再生本部」(本部長:内閣総理大臣)に「産業競争力会議」(議長:内閣総理大臣)を設けて審議を重ねた後、2013年6月14日に「日本再興戦略」として閣議決定し、成長戦略を始めとする三本の矢の実施を通じ、今後10年間の平均で名目GDP成長率3%程度、実質GDP成長率2%程度の成長の実現を目指すことを掲げた。

ii 「日本再興戦略」における3つのアクションプラン

「日本再興戦略」は、「成長への道筋」として、「民間の力を最大限引き出す」こと、「全員参加・世界で勝てる人材を育てる」こと、「新たなフロンティアを作り出す」ことを掲げている。その上で、成長への道筋の実行・実現のため、政権を挙げて優先的に取り組むべき施策を厳選し、3つのアクションプランを打ち出している。

① 日本産業再興プラン

「産業基盤を強化」する観点から、「失われた20年間で生じたヒト、モノ、カネの構造的な「澱み」を解消するため、直ちに取り組むべき必達計画」である。民間に対しては、産業や人材の新陳代謝を進めること、官の側には、企業等の活動の足かせとなる規制や制約を積極的に省くこと、省庁縦割りによる非効率性の徹底排除を求め、日本の総合力を発揮できる体制の構築を目指し、官民で攻めの経済政策を実行する力を確保するとしている。

② 戦略市場創造プラン

「課題をバネに新たな市場を創造」する観点から、「課題先進国としての現状を攻めの姿勢で捉え、社会課題を世界に先駆けて解決することで新たな成長分野を切り開こうとする、未来を睨んだ中長期戦略」である。4つのテーマを選定し、課題克服と成長産業の育成の同時達成を目指すとしている。

③ 国際展開戦略

「拡大する国際市場を獲得」する観点から、「日本経済のグローバル依存度の高まりを攻めの姿勢で捉え、競争と変化が著しいグローバル経済の中で、積極的・戦略的に勝ちに行くための官民一体の取組指針」である。経済連携の推進、海外市場獲得のための戦略的取組、我が国の成長を支える資金・人材等に関する戦略の実行により、企業や国民の世界経済成長の果実の享受を目指すとしている。

iii 主な数値目標

3つのアクションプランは、政策群ごとに成果目標（KPI：Key Performance Indicator）、期限、内容を明記した「中短期工程表」の策定・実行により、同時併行的に進めるとしている。

- 今後3年間で（2015年度に）民間設備投資を70兆円
- 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者数を70万社から140万社に
- 開業率が廃業率を上回る状態にし、開廃業率を英米並みの水準（10%台）に
- 2020年までに世界銀行のビジネス環境ランキングで3位に

iv その後の改訂とローカル・アベノミックス

ア 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日）

アベノミックス「三本の矢」により始まりつつある経済の好循環を一過性のものに終わらせず、持続的な成長軌道につなげるべく、平成26年6月24日、「日本再興戦略」を改訂した。昨年の成長戦略で残された課題としていた、労働市場改革、農業の生産性拡大、医療・介護分野の成長産業化等の分野にフォーカスして、解決の方向性を提示するとともに、更なる法人税改革、国家戦略特区での岩盤規制の突破、女性の力の活用等についても、具体策を盛り込んだ。

また、アベノミックスの効果を全国に波及させ地域経済の好循環をもたらす、いわばローカル・アベノミックスにより、最終的には地方の元気を取り戻し、国民一人一人が豊かさを実感できるようにするとした。このため、地域の経済構造に関する思い切った改革を進め、地域全体の持続性を高める上で核となる特色ある産業を育てるための総合的な対策を講じていくとした。

イ 「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日）

アベノミクスは、デフレ脱却を目指して専ら需要不足の解消に重きを置いてきた「第一ステージ」から、人口減少下における供給制約を乗り越えるための対策を講ずる新たな「第二ステージ」に入ったとして、「『日本再興戦略』改訂 2015」を閣議決定した。アベノミクスの「第二ステージ」では、設備や技術、人材等に対する「未来投資による生産性革命の実現」と、活力ある日本経済を取り戻す「ローカル・アベノミクスの推進」の二つを車の両輪として推し進めることによって、日本を成長軌道に乗せ、世界をリードしていく国にするとしている。

ウ 「日本再興戦略」改訂 2016（平成 28 年 6 月 2 日）

回り始めた経済の好循環を、持続的な成長路線に結びつけ、「戦後最大の名目 GDP 600 兆円」の実現を目指し、「日本再興戦略 2016」を閣議決定した。今後は、これに基づき、①新たな「有望成長市場」の戦略的創出、②人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する「生産性革命」、③新たな産業構造を支える「人材強化」の 3 つの課題に向けて、更なる改革に取り組んでいくとしている。

（2）まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

i 経緯

2008 年から始まった日本の人口減少は今後加速度的に進展し、このまま放置すれば、人口減少による消費・経済力の低下が日本経済社会に大きな重荷となることが懸念される。人口減少の問題をさらに大きくしているのは、地方から大都市部への人口流出である。大都市圏への若者たちの人口流出は、地域の高齢化に拍車をかけ、コミュニティ維持を困難にするとともに、大都市圏での出生率は一般的に低いため、日本全体の出生数低下につながる。地方の疲弊が進めば大都市自身もやがては機能麻痺に陥ると指摘されている。

こうした状況の中、「日本再興戦略 改訂 2014-未来への挑戦-」で「ローカル・アベノミクス」が位置付けられたのに呼応して、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、12 月には政府は国の「長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取組を進めることとした。（巻末資料 A-2「まち・ひと・しごと創生法案の概要」参照）

ii 基本目標

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少と地域経済の縮小の悪循環を断ち切り、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指して、以下の基本目標を設定している。

- ① 地方における安定した雇用を創出する
- ② 地方への新しい人の流れを作る
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

iii 地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

政府としては、まずは、地方が自立につながるよう自ら考え、責任を持って戦略を推進できる体制を整えるため、「情報支援」「財政支援」「人的支援」を切れ目なく展開するとした。

この国の総合戦略を勘案し、都道府県や市町村はそれぞれの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（地方版総合戦略）の策定に努めるよう「まち・ひと・しごと創生法」に定められている。

iv 地方創生交付金

地方創生交付金は、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき策定された地方版総合戦略に位置付けられた取組の実施を支援することを目的とした国の交付金の総称である。地方創生交付金には、次のような種類がある。

地方創生交付金の種類	国の予算対応
地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）	H26年度補正予算
地方創生加速化交付金	H27年度補正予算
地方創生推進交付金	H28年度当初予算～
地方創生道整備交付金	H28年度当初予算～
地方創生港整備交付金	H28年度当初予算～
地方創生拠点整備交付金	H28年度補正予算

地域再生法(平成17年法律第24号)の改正法が平成28年4月20日に施行され、地方版総合戦略策定自治体が作成した地域再生計画を推進する事業に、国が「まち・ひと・しごと創生交付金」（地方創生推進交付金）を交付できる旨が明記された。これにより地方創生交付金がそれまでの暫定的なもの(先行型、加速化等)から地域再生法に組み込まれた正式なものとなった。

6 まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略（大分県版総合戦略）

（1）戦略の位置づけ

大分県では「大分県人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」（以下、「大分県版総合戦略」という。）を平成27年10月に策定し、さらに大分県版総合戦略は毎年3月に改定している。

「大分県人口ビジョン」は国の長期ビジョンに対応するもので、大分県版総合戦略の前提となるものであり、大分県版総合戦略の策定に向けて、「大分県中長期県勢シミュレーション」の分析結果や国から提供された地域経済分析システムを活用して、「大分県まち・ひと・しごと創生本部会議」や研究会の議論を踏まえて策定されたものである。

大分県版総合戦略は、一言で言えば、県と市町村が連携して人口減少対策（地方創生）を進める上での基礎となるものであるが、大分県が取り組んでいる「安心・活力・発展」の大分県づくりと軌を一にするものであることから、2015(平成27)年度から2024(平成36)年度までの10年間を計画期間とする大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（以下、プラン2015という。）の中から「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を集中的・重点的に推進するための計画として位置付けている。

戦略期間	2015(平成27)年度から2019(平成31)年度の5年間
戦略の構成	「基本目標」「基本目標ごとの基本的方向」「具体的な施策」「重要業績評価指標(施策KPI)」を定める総合戦略と、総合戦略を実行していくためのアクションプランにより構成。アクションプランは毎年度見直し。
戦略の進行管理	県民参画のフォローアップ委員会を通じて、プラン2015の進行管理と一体的にPDCAサイクルに基づく効果検証を行う。
戦略の推進	知事と市町村長で構成する「大分県まち・ひと・しごと創生本部会議」において、市町村との連携を図るとともに、九州地方知事会を通じて、九州各県との広域連携も図っていく。

アクションプランには、地方創生交付金を活用して大分県が取り組む事業を記載しており、各事業には「事業KPI」を設定し、総合戦略本文に記載した施策KPIと併せて、PDCAサイクルに基づくきめ細かな効果検証を行うとしている。

なお、地方創生交付金を受けるためには、このPDCAサイクルに基づく効果検証を国に報告することが必要となる。

（2）戦略の基本目標とプラン2015との関係

大分県版総合戦略の基本目標は次のように定められている。

基本 目標	I 人を大事にし、人を育てる	III 地域を守り、地域を活性化する
	II 仕事をつくり、仕事を呼ぶ	IV 基盤を整え、発展を支える

大分県版総合戦略とプラン 2015 との関係表

基本 目標	「安心・活力・発展プラン 2015」 (長期総合計画)		
	政策	施策	目標指標 (=施策 KPI)
II 仕事をつくり、 仕事を呼ぶ	変化に対応し挑戦 と努力が報われる 農林水産業の実現	構造改革の更なる加速	農林水産業による創出額 農林水産業への新規就業者数 農林水産物輸出額
		マーケットインの商品づくりの加速	戦略品目の産出額(農林水産業)
		経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成	中核的経営体数 ・農業法人数 ・認定林業事業体数 ・認定漁業士数
	多様な仕事を創出 する産業の振興と 人材の確保	多様で厚みのある産業集積の推進	中小製造業の製造品出荷額 食料品出荷額 医療機器製造業登録数
		未来に向けた戦略的・効果的な企業立地の推進	企業誘致件数
		チャレンジする中小企業と創業の支援	経営革新承認件数 創業支援件数
		商業の活性化とサービス産業の革新	1人当たり労働生産性が前年度比2%以上向上したサービス産業関連企業数※
		急速に進化する情報通信技術の普及・活用	経営革新承認件数のうち ICT を活用した数
		産業人材の確保・育成とワーク・ライフ・バランスの推進	15～69歳就業者数
		クリエイティブ産業への挑戦	創造的人材と企業の連携による商品・サービスの事業化件数※
		人を呼び込み地域 が輝くツーリズム の推進	国内誘客の推進と海外誘客(インバウンド)の加速
	おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の振興		観光入込客数 観光消費額

※印の指標は県施策により成果が認められた数に限る。

本監査で主に関連する基本目標は「Ⅱ 仕事をつくり、仕事を呼ぶ」であり、プラン2015の「活力」分野における政策・施策とリンクしており、プラン2015の目標指標と大分県版総合戦略の施策K P Iは一致している。

7 地場産業と産業育成政策

(1) 地場産業の定義

地場産業という場合、狭義には在来型の伝統産業を指すこともあるが、本監査では以下のような広義の意味で使用している。

地場産業とは、一定の範囲の地域において、ある特定の業種の地元資本の中小企業群からなる企業群が集中的に立地している産業のことである。(出典：ウィキペディア)

地場産業は、一般に次のような特徴を有している。また、狭義では、製造業を指すが、広義では農林水産業や観光サービス産業も含めることがある。

① 集積のメリット

一定の地域に集積していることにより、産地卸が発達するなど集積のメリットが発揮され、技術・技能、労働力、原材料などの経営資源を活用し、互いに切磋琢磨しながら生産・販売活動を行ってきたことに特徴がある。

② 域外販売を志向

元々は当該地域に産する原材料を活かす生産形態であったが、次第に他地域から原材料を移入し加工するものも多くなった。また、販路も地域内需要に限らず、地域外への販売を志向し、藩や当該地域の経済を潤した。

③ 非ピラミッド型の産業

戦後に出現した大企業をピラミッドとして下請企業と協力企業群からなる裾野を形成する企業城下町的な産業群があるが、大企業と関連する産業は通常「地場産業」とは呼ばない。なお、「地域産業」という場合、これらも含むが、当該地域に存在する産業という意味しかなく、対象とする範囲が「地場産業」よりやや広くなる。

(2) 産業育成政策

中小地場企業がある程度育成されると、それらが集まって産業が形成される。自然発生的に産業化する場合もあるが、政策的に形成を促す場合もある。

i 産業集積

中小企業白書（2000年版）では、「地理的に接近した特定の地域内に多数の企業が立地するとともに、各企業が受発注取引や情報交流、連携等の企業間関係を生じている状態のこと」を産業集積と呼んでいる。産業集積はその形成の歴史的背景や、特徴によっていくつかのタイプに類型化することができる。例えば下記のように、①企業城下町型集積、②産地型集積、③都市型複合集積、④誘致型複合集積の4類型に分類することができる。なお、全国の集積地域すべてを特定の類型に当てはめることは難しく、複数の属性を持つ集積も多く見られる。

① 企業城下町型集積

特定大企業の量産工場を中心に、下請企業群が多数立地することで集積を形成。代表的な地域としてはマツダを中心とする広島地域、トヨタ自動車を中心とする愛知県豊田市周辺地域、八幡製鉄所（現在の新日鐵住金）を中心とする福岡県北九州地域などが挙げられる。

② 産地型集積

消費財などの特定業種に属する企業が特定地域に集中立地することで集積を形成。地域内の原材料や蓄積された技術を相互に活用することで成長してきた。代表的な地域としては金属洋食器、刃物の新潟県燕・三条地域、めがね産業の福井県鯖江地域、家具の北海道旭川市周辺地域などが挙げられる。

③ 都市型複合集積

戦前からの産地基盤や軍需関連企業、戦中の疎开工場などを中心に、関連企業が都市圏に集中立地することで集積を形成。機械金属関連の集積が多く、集積内での企業間分業、系列を超えた取引関係が構築されているケースも多い。代表的な地域としては東京都城南地域、群馬県太田地域、長野県諏訪地域、静岡県浜松地域、大阪府東大阪地域などが挙げられる。

④ 誘致型複合集積

自治体の企業誘致活動や、工業再配置計画の推進によって形成された集積。誘致企業は集積外部の系列に属する企業が多く、集積内部での連携が進んでいないケースも多い。代表的な地域としては北上川流域地域、甲府地域、熊本地域などが挙げられる。

ii 産業クラスター

情報通信、バイオ・医薬、環境といった特定分野の企業、大学・研究機関、法律事務所、会計事務所などのビジネスを支援する専門組織、公的機関、ベンチャー企業を育てるインキュベーター組織などが一定地域に集積した状態をさす。クラスターとはブドウなどの房を意味し、限られた地域の産官学が互いに競争、協力しながら技術革新（イノベーション）を重ね、新たな商品やサービスを生み出すことで産業育成と地域振興を目指す概念である。

地域における産業の生産性を高める手段として、様々な革新（イノベーション）を促進するタイプの集積効果が認識されている。このような「イノベーションを促進するタイプの産業集積」は、単なる産業集積とは区別され、特に「クラスター」と呼ばれている。情報通信産業が集積したアメリカのシリコンバレーが代表例である。日本では経済産業省の主導のもと、全国で40か所以上の産業クラスター計画が進んでいる。

iii 産地形成

農業分野においては、米に偏った地域農業のかたちを見直し、園芸作物等を導入した複合的な農業地域へ展開していくことは、全国的な課題と言えるが、新たな地域ブランドを確立し得るような作目選定、生産者の組織化、生産技術からマーケティングまで様々な課題を解決しながら産地を形成していく必要がある。

産地の形態や形成過程を表す代表的な概念としては「主産地」や「営農団地」がある。

① 主産地

特定の生産部門を主体とした経営が一定地域内に密度高く集積し、しかも生産・流通・管理面の規模の経済を共同組織づくりによって達成して行こうという概念である。したがって、専門的経営及び主幹部門経営によって組織された特定生産物の産地を想定している。商品生産が地域分業化していく過程をとらえた言葉とも言える。

② 営農団地

営農団地は、農業経営の組織された地縁的集団である。しかし、特定の生産部門に専門化した経営もあれば、多角化（複合化）した経営もある。あるいは、同一地域内に、異なる部門に専門化した経営群が存在し、それぞれ別個の作目別機能集団を形成しながら、相互に補完的・補合的に連携し合っている場合もある。要するに、同一地域内に立地する大多数の経営がその生産・流通・管理過程のなんらかの機能に関して、共同組織を形成して、主体的に規模経済を追求している農業経営の地域的集団を、営農団地と呼んでいる。

iv 観光地域づくり

それぞれの地域が主体となって、官民共同による地域の地勢、歴史、文化等有形無形の資源を生かした観光戦略に基づいた地域づくり、観光を軸とした幅広い関係者が連携した地域づくりの取組を、ここでは「観光地域づくり」と呼ぶ。特に近年は国際競争力のある観光地形成が求められ、インバウンドという言葉が注目を浴びている。しかし、現状では、各種施策が必ずしも戦略的、総合的に取り組まれていないため、観光地域づくりの取組がその地域の観光振興に十分貢献できていない点が課題となっている。

観光庁では、地域の特性を生かし、かつ多様化する旅行者のニーズに即した観光を提供するニューツーリズムの振興を図っている。ニューツーリズムという言葉は、従来の物見遊山的な観光旅行に対して、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態を意味する。活用する観光資源に応じて、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、産業観光等が挙げられ、旅行商品化の際に地域の特性を活かしやすいことから、地域活性化につながるものと期待されている。

ところで日本産業大分類を見ると「観光」という分類はないにもかかわらず「観光産業」という言葉は存在する。宿泊業等のサービス業をまずイメージするが、遊園地や美術館等の施設も関連する。観光に付きもののグルメ・お土産という意味では飲食業や製造業・農林水産業も広くかかわる。「地産地消」という言葉があるが、観光という形で地域の外から人を呼び込んで地域内で消費してもらえば、地産地消を促進する効果もある。

観光産業は業種というよりも観光客を対象としてサービス提供や物品販売を行う業態全般を指す用語であるが、地域外の需要を取り込む（域外貨を獲得する）という意味で、広義には地場産業と位置付けて捉えることが多いと思われる。

8 本監査の範囲と大分県の個別戦略

(1) 本監査で取り上げる範囲

これまでの議論を踏まえ、本監査で取り上げる範囲を取りまとめると次のようになる。

i 取り上げる産業分野

本監査では地場産業という言葉からイメージされる産業として製造業、農林水産業、観光の分野を取り上げる。ただし、農林水産業については、それだけで政策的には大きな分野となるため、農業に絞って取り上げることとする。

ii 産業形成

地場産業という場合の産業形成については、大企業が核となりその下請け企業群として県内中小企業が協業していくような「誘致型複合集積」や「企業城下町型集積」については、範囲外とした。主には、地域内の原材料や蓄積された技術を相互に活用して、県内の中小企業が主体となって産業形成する「産地型集積」を想定した取組・事業を取り上げることとした。農業における「産地形成」も生産者が組織化すれば広い意味では「産地型集積」に含まれるものと考えている。産業クラスターについても、イノベーション要素が強い産地型集積と言えよう。また、観光地域づくりも産業形成の一形態として捉え、本監査の範囲に含めた。

iii 中小企業の範囲

地場産業を支えるのは中小企業や小規模事業者である。本監査で中小企業という場合には、基本的には中小企業基本法第2条で定義された中小企業(下表参照)を対象とする事業が多いことから、狭義ではこの意味となるが、特に農業分野では複数の個人生産者が組織化したような営農集団を対象とする事業も取り上げている。したがって、広い意味では、小規模事業者でも組織化・企業化した経営形態を採る場合も含めて中小企業と捉えている。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(出典) 中小企業庁 FAQ「中小企業の定義について」

iv 「第3 包括外部監査の結果」の構成

中小企業白書の構成や産業形成種類等の検討と大分県が実際に行っている取組の内容を踏まえて、必ずしも中小企業白書の施策区分とは一致しないが、本監査における「第3 包括外部監査の結果」の大きな構成は次のとおりとした。

	目次構成	設定した支援項目
1	担い手の確保・育成・拡大に係る取組	起業・創業、事業承継（農業の法人化、企業参入等）
2	新事業展開に係る取組	総合的な経営力強化、規模拡大・生産性向上、商品づくり、新マーケット参入、販路開拓・拡大、観光誘客
3	事業環境の整備に係る取組	金融支援、人材確保・活用支援、研究機関との連携による技術支援
4	地場産業育成に係る取組	異業種連携、産業形成、産地育成、観光地域づくり

（2）関連する大分県の個別戦略

大分県版総合戦略とプラン 2015 については、前述のとおりであるが、その下位の本監査に関連する産業分野別戦略計画としては、「おおいた産業活力創造戦略」（商工労働部所管）、「おおいた農林水産業活力創出プラン 2015」（農林水産部所管）、「日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略 2015」（企画振興部所管）がある。

i おおいた産業活力創造戦略

中小企業を取り巻く事業環境は依然厳しい状況にあり、中小企業が大企業とともにサプライチェーンの重要な一角を担いながら成長発展を遂げるには、中小企業の自助努力を基本としつつ、県と支援団体や金融機関など関係者が一体となって中小企業振興を推進し、厳しい変化に対応し果敢に挑戦する中小企業を広く生み出す環境づくりを進める必要がある。このような認識のもと、大分県は、将来にわたり「中小企業が元気を出せる」、「中小企業が誇りを持てる」、「中小企業を皆で支える」大分県を目指すことを決意し、「大分県中小企業活性化条例」（巻末資料 A-3 「大分県中小企業活性化条例の概要」参照）を平成 25 年 3 月に制定した。（本条例は、近年の社会情勢の変化に伴い、経営環境が厳しさを増している小規模事業者の持続的な発展を図るため、平成 29 年 12 月に改正された。）

「おおいた産業活力創造戦略」は、本条例に基づく計画として位置づけられており、本県の経済産業政策の方向性や課題解決のための施策を具体的に明示するものとして、毎年策定している。

基本方針 第4次産業革命や働き方改革といった国の成長戦略の動向も踏まえ、以下の3本柱により大分県の未来を切り拓く産業振興に取り組むとしている。

- ① 産業集積の進化と企業立地の戦略的推進
- ② 中小企業の新たな活力創造と競争力の強化
- ③ 人材の育成・確保と多様な担い手の活躍推進

数値目標 2017年版の巻末に平成30年度を最終目標とした「中小企業活性化条例成果目標」を定めている。

進捗管理 「大分県中小企業活性化条例推進委員会」（フォローアップ委員会）を平成25年4月に設置。条例の各主体の代表者20名で構成し、それぞれの責務や役割を果たしていけるよう、情報提供・共有を図るほか、中小企業地域懇話会で出された意見等も紹介し、中小企業振興に係る意見交換等を行っている。

ii おおいた農林水産業活力創出プラン2015（大分県農林水産業振興計画）

本格的な人口減少社会の到来やグローバル化の進展、国の農林水産業政策の転換などにより、大分県の農林水産業を取り巻く環境は近年、大きく変化している。また、国・地方にとって、地方創生が大きな課題になっている。これらの急速な時代の変化や地方創生という地域間競争に対応するため、これまでの大分県農林水産業振興計画「おおいた農山漁村活性化戦略2005」（計画期間 平成17年～27年）の終了を待たず、新たな計画を平成27年12月に策定した。

この計画は、プラン2015の農林水産業部門計画であり、本県の農林水産行政の基本指針となるものである。また、県だけのものではなく、農林水産業者をはじめ、市町村、関係団体、さらには消費者などとの共通認識のもと、ともに進むべき道を示している。

計画期間は、平成27(2015)年度を初年度とし、平成31(2019)年度を中間目標年、平成36(2024)年度を最終目標とする10年間としている。

基本方針 本計画は、基本目標を「変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現」及び「安心して暮らしていける魅力ある農山漁村づくり」とし、これを実現するための基本施策を次のように定めている。

- ① 構造改革の更なる加速
- ② マーケットインの商品づくりの加速
- ③ 経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成
- ④ 元気で豊かな農山漁村の継承

数値目標 アクションプランで、上記基本方針を具体化した推進項目を記載し、中間目標や最終目標に対比した当年度の目標値を定めている。

進捗管理 政策・施策評価、事務事業評価により公表し、達成状況や取り組むべき課題

について市町村や関係団体などと検証している。

iii 日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略 2015

現在、国を挙げてまち・ひと・しごとづくりを通じた地方創生の取組が進められている。なかでも経済波及効果の高い観光産業は地方創生の一翼を担うものとして期待されており、地域の特性を活かした魅力の創出と交流人口の増加によって、消費や雇用を拡大することが今まで以上に求められている。このような中、元気で魅力あふれる大分県づくりを進めていくためには、地域の資源にさらに磨きをかけ、「観て」「聞いて」「食べて」と五感で楽しむことができる、すなわち、1次産業から3次産業までの様々な要素を取り込んだ総合産業として魅力が増しているツーリズムを推進していくことが重要である。本戦略は地域振興と観光振興を一体的に進め、県民と協働で観光による活力ある大分県づくりを目指すために策定するものであり、行政、地域観光協会、観光事業者、商工業者、農林水産事業者、NPO法人などの各々の主体そして県民一人一人が共通認識のもと、同じ方向に向かって全力でツーリズムの振興に取り組んでいく指針となるものである。

本戦略はプラン 2015 の実質的なアクションプランとなるものであり、平成 27 年 3 月に施行された「おんせん県おおいた観光振興条例」（巻末資料 A-4 「おんせん県おおいた観光振興条例の概要」参照）に定める観光振興基本計画に位置付けられる。また、「おおいた産業活力創造戦略」の第 2 章 1 (4)④ツーリズムの振興のより具体的な戦略としても位置付けられる。

計画期間は、平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間である。

基本方針 本県最大の強みである源泉数、湧出量ともに日本一の温泉と多彩な食の魅力
を全面に押しだし、『日本一のおんせん県おおいた 〇〇味力も満載』のキーワードの下、次に掲げる 5 つを柱とする方向性を示し、県内観光関係者のみならず、
県民共有の目標として具体的取組を進めていくとしている。

- ① 地域の観光素材磨き
- ② 誘客
- ③ ブランド力の向上
- ④ 県域を越えた連携による観光の推進
- ⑤ 戦略ある現場主義の推進

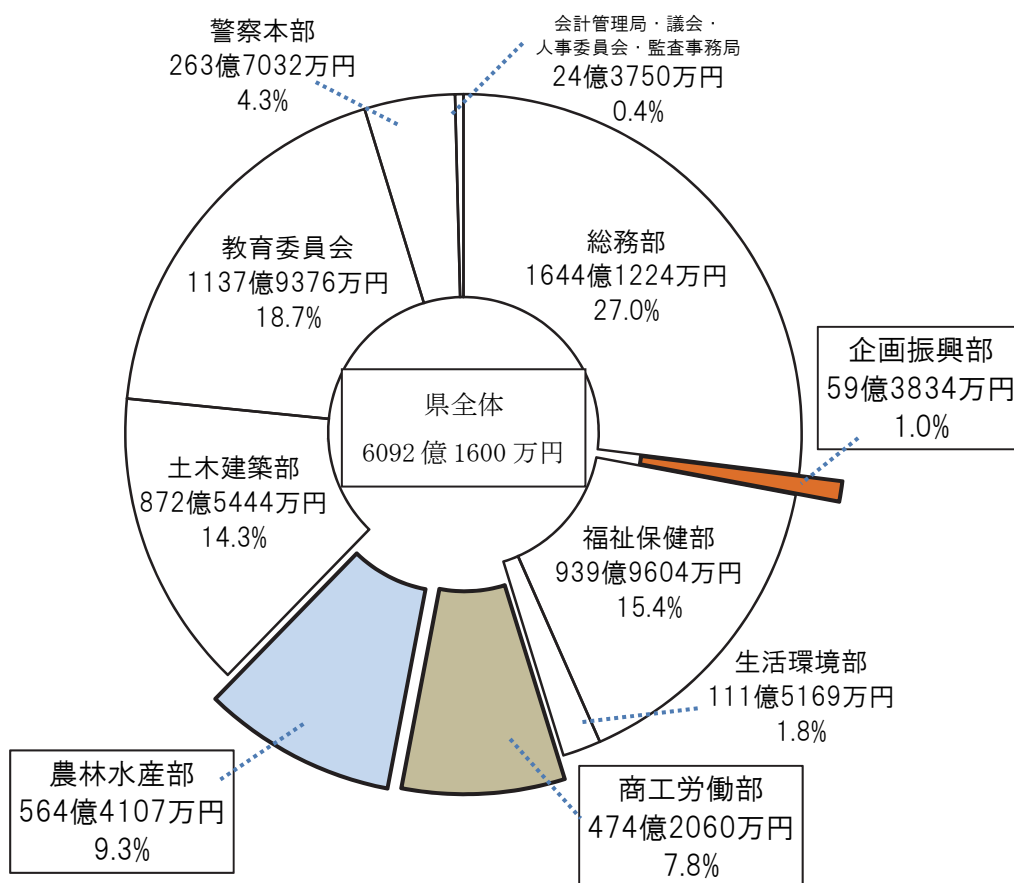
数値目標 第 1 期戦略の誘客目標（観光入込数、県内宿泊者数、外国人宿泊者数）に、
観光消費額と情報発信事業の指針となる「ホームページ訪問数」の目標数値を
加えている。

進捗管理 「大分県ツーリズム戦略推進会議」において、観光ツーリズムの振興についての議論や情報共有の場を確保するとともに、実効性のある事業展開を行うよう、本戦略の進捗状況を管理する。

9 関連部局の組織図と歳出予算

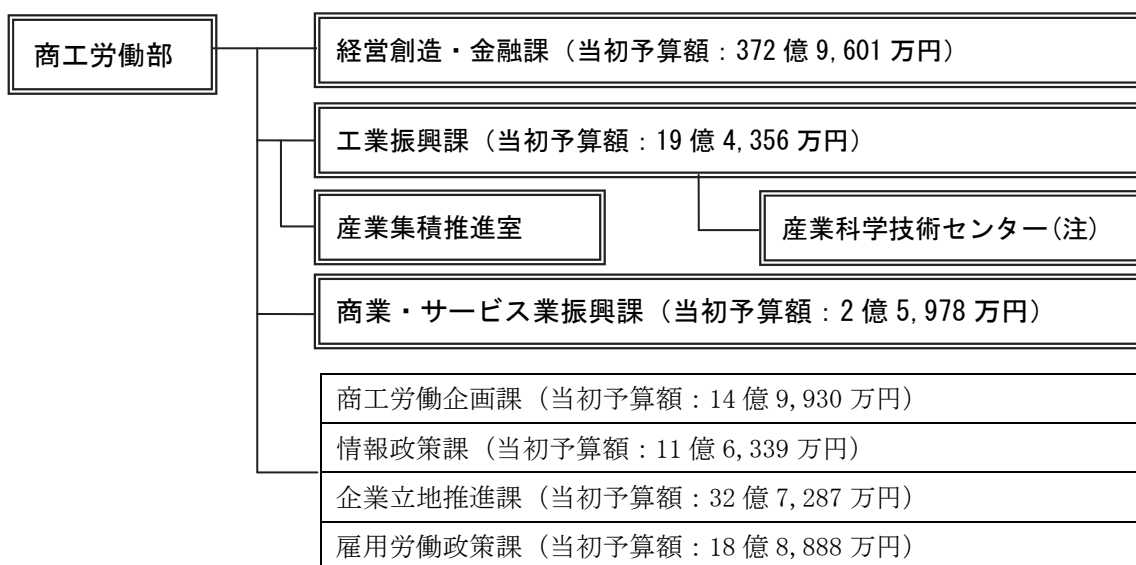
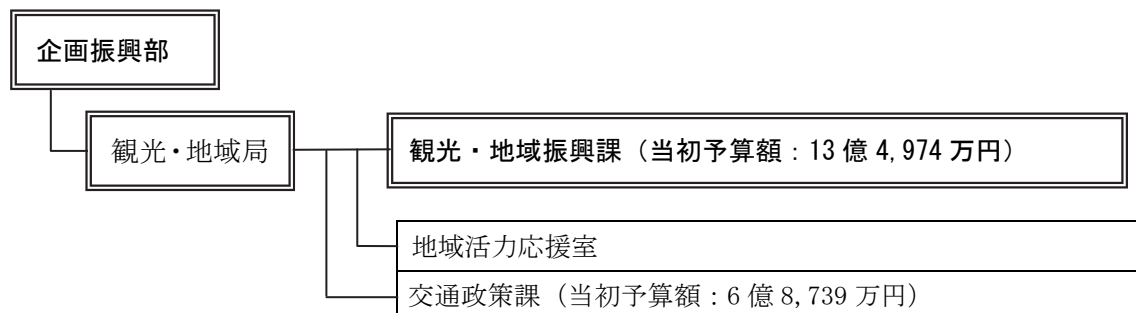
(1) 平成28年度一般会計当初予算の概要

平成28年度の当初予算額は6,092億1,600万円となっている。このうち本監査の対象とする事務事業等の実行部局である企画振興部は59億3,834万円で当初予算の1.0%、商工労働部は474億2,060万円で7.8%、農林水産部は564億4,107万円で9.3%を占めている。実行部局全体では1,098億1万円で当初予算の18.0%を占めている。



(2) 部局別の組織図と当初予算

本監査の対象とする事業等の実行部局別の組織図と平成 28 年度当初予算は下表のとおりである。二重囲いは、本監査の対象となった事業の担当課等である。



(注) 大分県産業科学技術センターは、県内企業を技術的に支援する県内唯一の工業系公設試験研究機関である。



10 関係団体に対する補助事業及び委託事業

(1) 公益財団法人 大分県産業創造機構

i 法人の概要

地域に蓄積された技術、人材、情報等の産業・経営資源の活用による県内産業の自立的発展及び新たな産業創造を支援し、企業経営の向上等に資する人材を育成し、並びに経済、産業、社会及び地域振興に関する調査研究等を行うことにより、県民生活の向上と県産業経済の発展に寄与することを目的とする公益財団法人である。

(財)大分県中小企業振興公社と(財)大分県技術振興財団を統合して、(財)大分県産業創造機構として平成11年4月に設立された後、さらに(社)大分県地域経済情

報センターを平成 12 年に合併して、これら 3 法人の機能をワンストップで担うようになった。その後、公益法人制度改革関連三法の施行を受け、平成 24 年 4 月に、大分県知事の公益認定を受けて現在の「公益財団法人大分県産業創造機構」となっている。

平成 12 年 5 月に、中小企業支援法に基づく「指定法人（県中小企業支援センター）」に指定され、平成 17 年 7 月には、中小企業新事業活動促進法に基づく「中核的支援機関」に、また、平成 25 年 3 月に中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」に認定されている。

県派遣職員を含め、平成 29 年 4 月現在の職員数は 54 名となっている。

ii 大分県の補助事業・委託事業一覧（平成 28 年度）

下記事業のうち「プロフェッショナル人材活用推進事業」「6 次産業化サポート体制整備事業」「大分発ニュービジネス発掘・育成事業」「おおいたスタートアップ支援事業」「おおいた地域資源活性化推進事業」「ものづくり企業技術チャレンジ支援事業」が本監査の対象とする事務事業に該当する。

（単位：千円）

区分	県事業名	種別	金額
公益	プロフェッショナル人材活用推進事業	委託	39,525
	6 次産業化サポート体制整備事業	補助	21,465
	大分発ニュービジネス発掘・育成事業	補助	7,550
	おおいたスタートアップ支援事業	補助	54,741
	中小企業総合支援事業	補助	27,478
	工業振興対策事業	補助	41,479
	おおいた地域資源活性化推進事業	補助	10,487
	ものづくり企業技術チャレンジ支援事業	委託	4,854
	自動車関連産業新規参入促進事業	補助	18,293
合計			225,872

（2）公益社団法人 大分県農業農村振興公社

i 法人の概要

大分県における農業の振興を図るため、農地利用の効率化、高度化、農業基盤の整備、青年農業者の育成、新規就農者の確保等を促進することを目的とした公益社団法人である。

昭和 46 年 4 月に経営規模の拡大、集団化等を図る農地保有の合理化の促進、畜産経営の近代化を目的として、(社) 大分県農地開発公社として設立された。平成 12 年 4 月には、(財) 豊の国農業人材育成基金と統合し、(社) 大分県農業農村振興公社となった。

その後、公益法人制度改革関連三法の施行を受け、平成 23 年 4 月に大分県知事の公益認定を受けて現在の「公益社団法人大分県農業農村振興公社」となっている。

また、平成 26 年 3 月に農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、機構法という。)に基づき「農地中間管理機構」としての指定を受け、農地中間管理事業を実施している。

県派遣職員を含め、平成 29 年 4 月現在の職員数は 43 名となっている。

ii 大分県補助事業・委託事業一覧(平成 28 年度)

下記事業のうち「農地中間管理推進事業」「草地畜産基盤整備事業」「活力あふれる園芸産地整備事業」が本監査の対象とする事業に該当する。

(単位：千円)

区分	県事業名	種別	金額
公益	農地中間管理推進事業	補助	124,913
	草地畜産基盤整備事業	補助	20,999
	活力あふれる園芸産地整備事業	補助	3,598
	園芸農業構造改革対策事業	委託	1,000
	農業担い手確保・育成対策事業	補助	8,456
	U I J ターン就農者拡大対策事業	補助	3,882
	青年就農給付金事業	補助	111,809
	小計		274,657
収益	大分農業文化公園等管理運営事業	委託	129,997
	公共施設等緑化事業	委託	977
	木材振興対策事業	補助	1,555
	小計		132,529
合計			407,186

(3) 公益社団法人 ツーリズムおおいた

i 法人の概要

大分県内における観光事業の健全な発展と振興並びに地域の活性化を図り、併せて健全な観光旅行の普及発展と国際観光の振興を促し、もって県民の生活、文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与することを目的とした公益社団法人である。

自治体主導であった旧大分県観光協会を改組し、民間主導の組織として平成 17 年 4 月に「社団法人ツーリズムおおいた」として発足した。その後、公益法人制度改革関連三法の施行を受け、平成 25 年に大分県知事の公益認定を受けて現在の「公益社団法人ツーリズムおおいた」となっている。

自治体、地域の観光協会、観光事業者、交通事業者、商工関係者等多様な業態が正会員となるとともに、地域づくり団体やNPO等が新たに準会員として参加している。大分県は正会員・準会員ではないため出資はしていないが、事務職員を派遣して人的支援を行っている。

県派遣職員を含め、平成29年4月現在の職員数は17名となっている。

ii 大分県補助事業・委託事業一覧（平成28年度）

下記事業のうち「観光地域磨き推進事業」「国内誘客総合対策事業」「インバウンド推進事業」が本監査の対象とする事業に該当する。

（単位：千円）

区分	県事業名	種別	金額
公益	農山漁村ツーリズム推進事業	委託	1,646
	観光交流拡大推進事業	委託	30,000
	おんせん県おおいた県域版DMO推進事業	委託	26,934
	観光地域磨き推進事業	委託	13,903
	国内誘客総合対策事業	委託	83,545
	団体誘客推進事業	委託	5,633
	団体誘客推進事業（MICE誘致推進事業費補助金）	補助	5,000
	インバウンド推進事業	委託	95,000
	国内誘客緊急対策事業	委託	23,358
	国内誘客緊急対策事業（「九州ふっこう割」事業費補助金）	補助	2,501,612
	インバウンド緊急対策事業	委託	23,440
	インバウンド緊急対策事業（「九州ふっこう割」事業費補助金）	補助	779,000
	広域観光連携推進事業	委託	13,843
	東九州誘客促進プロモーション事業	委託	4,450
	九州の東の玄関口拠点づくり促進事業	委託	5,000
	海外戦略推進事業	委託	7,095
	おおいた魅力アップ情報発信事業	委託	13,162
	合計		

1.1 関係する基金

(1) 関係基金の一覧

本監査で対象とした事業の財源となっている基金は次のとおりである。

(単位：千円)

基金名	設置目的	28年度末 残高①	27年度末 残高②	増減 (①－②)
大分県産業廃棄物税基金	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図る。	760,085	726,050	34,035
おおいた元気創出基金	大分県の元気を創出し、活力ある大分県づくりを推進する。	793,559	848,263	▲54,704
大分県農地中間管理事業等推進基金	農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を促進する。	696,548	949,913	▲253,365

(2) 基金の充当事業（平成28年度）

基金ごとに充当できる事業や経費が条例等により定められており、平成28年度の充当事業は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

基金名	充当事業	担当課	充当額
大分県産業廃棄物税基金	食品産業成長促進事業	工業振興課	1,698
	循環型環境産業創出事業	工業振興課	74,382
おおいた元気創出基金	六郷満山開山 1300 年記念観光推進事業	観光・地域振興課	17,202
	ものづくり企業技術チャレンジ支援事業	工業振興課	6,920
	クリエイティブ産業創出事業	経営創造・金融課	5,821
	食品産業連携産地拡大推進事業	おおいたブランド推進課	11,995
大分県農地中間管理事業等推進基金	農地中間管理推進事業	農地活用・集落営農課	252,959

1.2 行政評価と成果指標

(1) 大分県の事務事業評価の概要

大分県の行政評価の枠組みやそれに基づくPDC Aの進め方については、「平成29年度行政評価方法（概要）」（巻末資料A-5参照）及び昨年度の包括外部監査結果報告書を参照いただきたいが、県が実施する事務事業評価は、この行政評価の一環として行われ、次のとおり3段階で事業の評価を実施している。

- ① 活動指標の評価：事業が目標どおり行われているかの評価
- ② 成果指標の評価：事業の成果が目標どおり達成されているかの評価
- ③ 総合評価：活動指標と成果指標の合計点による総合評価

活動指標は、一定期間に実施された事業（行政により提供された財・サービス）の内容や量（結果）を示すものであり、他方、成果指標は事業の意図する状態にどれだけ近づいたかを表すものとされている。それぞれの判定基準と評価点数のつけ方は下表のとおりである。

項目	判定基準	評価基準	評価
活動指標の評価	実績値／目標値（％）	90％以上（目標を概ね達成している）⇒3点	a
		80％以上（目標達成度が不十分である）⇒2点	b
		80％未満（目標達成度が低い）⇒1点	c
成果指標の評価	実績値／目標値（％）	90％以上（目標を概ね達成している）⇒3点	a
		80％以上（目標達成度が不十分である）⇒2点	b
		80％未満（目標達成度が低い）⇒1点	c
総合評価	活動指標の点数＋成果指標の点数（点）	6点（終了or継続・見直し）	A
		5点（終了or継続・見直し）	B
		4点（終了or継続・見直し）	C
		3点以下（例外的に継続）	D
		3点以下（廃止）※3点以下は原則廃止とする	E

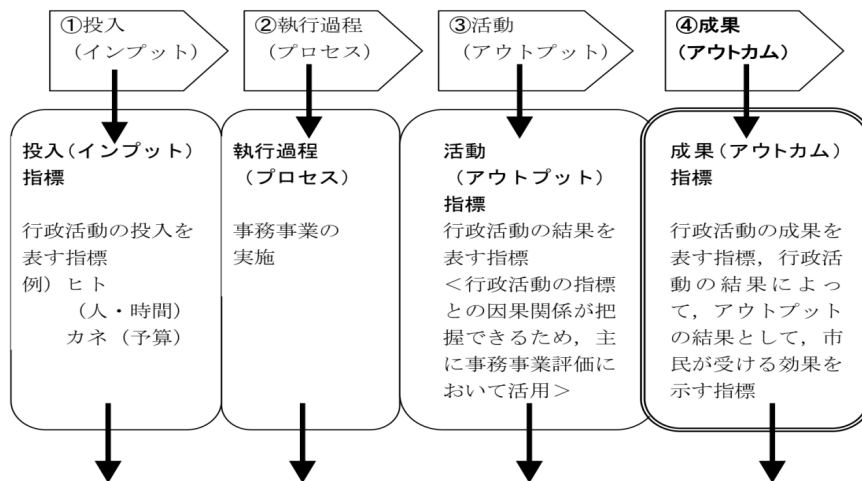
（注）4～6点での終了は、当初定めた事業の実施期間が終了する場合や他の事業に組み替えて、当該事業自体は終了とする場合である。

昨年度は、活動指標数は原則2つとし、評価の点数が分かれる場合は、低い方の点数を採用していたが、昨年度の包括外部監査の意見を受けて、今年度は活動指標数を4つまでに増やし、各指標の達成率を予算額に応じた割合を基に加重平均して活動指標全体の評点を算定する方法に変更している。成果指標の数は昨年度同様に原則1つとし、活動指標と成果指標の合計点数で総合評価を行う点も変更はない。

(2) 成果指標の考え方と指標の種類

行政活動の指標化にあたっては、理論的には、行政活動を「投入（インプット）」「結果（アウトプット）」「成果（アウトカム）」に分類して考えることが多い。

行政活動の流れのイメージと各指標



指標例

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費 (円) ・ 技術投入時間 (時間) 	【事業1】 道路改良の実施	道路改良延長 (km)	アクセス時間短縮 (分)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費 (円) ・ 警察官投入時間 (時間) 	【事業2】 防犯パトロールの実施	パトロール回数 (回)	犯罪発生件数 (件)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費 (円) ・ 職員投入時間 (時間) 	【事業3】 手話講習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会開催回数 (回) ・ 講習会参加人数 (人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得者数 (人) ・ ボランティア登録者数 (人)

(出典) 施策評価の指標に関する手引き(京都市総合企画局政策推進室)

インプットは投入した費用等であり、指標としては時間数等を採用することもできるが、共通的な指標としては主に予算額が用いられる。アウトプット指標は、事業実施に直接関連する指標であり、行政活動の結果を表すため活動指標と言われることもある。アウトカム指標は、成果に関する指標で結果として市民が受ける効果を示すものである。言い換えると、アウトカム指標は、市民からみた行政活動の効果を指標化したものである。

施策や事業の評価を行う場合の指標としては、最近では、アウトカム指標を設定することが望ましいとされている。かつては、事業を実施することによって直接発生した成果物・事業量（アウトプット）を表す指標を用いて施策や事業の評価を行うことが一般的であった。

道路整備についていえば、戦後一貫した着実な整備の結果、一定の量的ストックは形成されたものの、慢性的な交通渋滞や多発する交通事故等、依然として課題は残っている。そうなると、以前のような画一的な量的整備中心では、国民の期待と整備効果との間にギャップが生じるため、道路サービスによる成果（アウトカム）を重視し、道路利用者が満足する道路行政に転換することが重要であると考えられるようになったところである。

大分県における行政評価においても、施策や事業の評価を行う際にはアウトカム指標を主に採用しているが、アウトカム指標にも大きくは2種類あるようである。前年度の包括外部監査でも検討したが、実際に採用されている成果指標を見ると、活動指標との関連性あるいは因果関係が比較的説明し易い成果指標と直接的な関係性や因果関係が薄く、いわば話が遠い成果指標が見られた。この点、「地方創生加速化交付金」の事業実施報告書の様式の説明が参考となる。

地方創生関連事業として交付金を受けるには、交付金を受ける事業ごとにKPIを設定して毎年度成果を確認し、報告することが求められている。KPIの設定に当たっては、下表の中から選択して、KPIとして採用した指標を分類することになっている。

①	インプット	交付金事業に投入される資源（ヒト・モノ・カネ・時間）
②	アウトプット	交付金事業による活動量（仕事の量・頻度・投下時間）
③	交付金事業のアウトカム	交付金事業から直接的にもたらされる成果・効果
④	総合的なアウトカム	様々な事業・施策・政策の総体によって得られる成果・効果

これを見ると、アウトカム指標を「交付金事業のアウトカム」「総合的なアウトカム」の2種類に区別している。なお、「交付金事業のアウトカム」という言い方は、地方創生加速化交付金に係る事業のアウトカムという意味合いなので、「総合的なアウトカム」に対比して言えば、事業から得られる「直接的なアウトカム」ということになる。

また、行政企画課作成の「成果指標の設定について」という資料では、成果指標を次の3つに分類している。

①	サービス成果指標	サービスの需要と供給の量的関係を問うもので3種類あり 需要達成成果指標、需要充足成果指標、供給達成成果指標
②	社会的成果指標	サービスの需給関係では適切でない施策や事業で使用
③	住民満足度	サービスの受け手である住民の心理的尺度で捉えた指標

成果指標自体については、「受益者や社会が受ける施策・事業の効果を表す概念」としているのでアウトカム指標を想定していると判断されるが、「サービス水準やニーズの充足度など直接的なものから、社会的な波及効果や住民満足度まで計測すべき対象に応じて多様な指標が考えられる」としている。また、社会的成果指標については、問題点として「その指標により示される社会的効果のすべてが当該施策・事業の成果として帰属するわけではなく、その要因には行政でコントロールできないものが多く含まれて

いる」(限界を十分認識しておくことが必要)とコメントが附されている。

このような記載から見ると、「サービス成果指標」は比較的「直接的なアウトカム」、
「社会的成果指標」は「総合的なアウトカム」を想定していると推測される。住民満足
度は、指標の測定方法の問題なので、「直接的なアウトカム」の場合も「総合的なアウ
トカム」の場合もあり得ると思われる。

その他にも、「中間的なアウトカム」(=直接的な効果)、「最終的なアウトカム」(=社
会へのインパクト)という言い方もある。

なお、本監査の中では、前年度の包括外部監査での用語の使用方法との継続性とアウ
トカムという言葉が一般には馴染みが薄いことを鑑み、「直接的なアウトカム」や「中
間的なアウトカム」を表す指標を「直接的な効果指標」、「総合的なアウトカム」や「最
最終的なアウトカム」を表す指標を「総合的な効果指標」という言い方をしている。

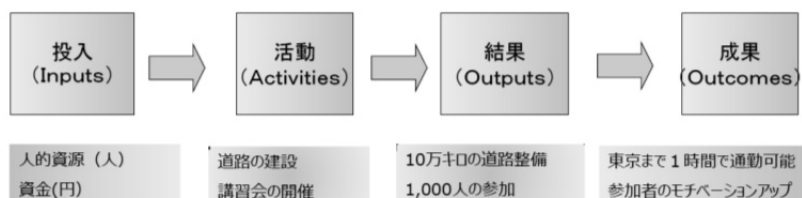
(3) 包括外部監査との関連性

包括外部監査では、合規性の監査に加えて、経済性・効率性・有効性(3E)の監査
が求められていると言われるが、包括外部監査の限られた時間で経済性・効率性・有効
性について、個別に正面から検討することは現実的には難しい。3Eに係る指摘をした
としても、明らかに3Eを阻害しているような事務処理等に行き当たった場合に限られ
る。また、国の施策の枠組みの中で合規性を強く要求されるような事務事業の場合は、
3Eを優先できないこともある。

3E評価は、下図のとおり、事務事業評価等と密接に結びついている。したがって、
包括外部監査では、むしろ事務事業評価等のPDCAプロセスが適切に行われているか
を検討し、自治体自身が効率的に3E評価を行えるよう手助けする趣旨で監査を実施す
る場合が多く見られ、本監査でも同様の趣旨で、事務事業評価等のプロセス(事業の管
理)を監査の対象にしている。

3E評価の考え方

事務事業等の成果はどのように得られるか



理論評価	: 投入と成果との因果関係は?
経済性評価	: より経済的な方法は?
プロセス評価	: 資源の投入、活動が予定通り実施されたか?
結果・成果の評価	: 結果・成果の効果はどの程度であったか?
コスト/ベネフィット分析	: 投入と成果との関係はどうであったか?

第3 包括外部監査の結果

1 担い手の確保・育成・拡大に係る取組

(1) 起業・創業

I 関連する施策と取組

施策	取組
チャレンジする中小企業と創業の支援	・創業の裾野拡大と新たな付加価値を生むベンチャーの輩出

II この分野における取組の基本方向

- ◇ 創業の裾野拡大、高成長を志向する創業者に対する支援を実施するとともに、県内産業を活性化するベンチャー企業の発掘と育成及び経営環境を先読みした経営革新への取り組みを支援する。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

- ・創業支援件数 平成31年度目標500件
【平成24～26年度平均385件】

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア おおいたスタートアップ支援事業	75,739	71,631
イ 大分発ニュービジネス発掘・育成事業	28,068	28,068

ア おおいたスタートアップ支援事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		71,631千円
H27～H31	75,739千円	内訳	国庫支出金	21,924千円
担当課等	経営創造・金融課、産業創造機構		一般財源	49,707千円

(注) 国庫支出金は、地方創生推進交付金である。

i 事業の目的

創業の裾野拡大により県下各地での多様な仕事づくりを支援するとともに、成長志向の高い起業家の発掘・育成により雇用創出型企業や高成長ベンチャー企業の創出を図る。

ii 事業区分及び活動内容

公益財団法人大分県産業創造機構（以下、産業創造機構という。）が設置するおおいたスタートアップセンターを中心として、創業の裾野拡大と成長志向の高い起業家の発掘・育成等に取り組み、地域経済の活性化を図る。

事業区分	予算額	活動内容	補助率
おおいたスタートアップセンターの運営	千円 47,841	インキュベーション機能の運営、相談スタッフ等4名の配置による創業希望者等への相談対応、集中セミナーの開催	県 10/10 交付先： 産業創造機構
成長志向起業家の育成	27,594	大分県起業家成長促進事業費補助金の交付(注)	県 2/3 (上限 200万円)
創業の裾野拡大	304	創業啓発セミナー等の開催	県 10/10 交付先： 産業創造機構

(注) 大分県起業家成長促進事業費補助金

新規中小企業者（開業、会社設立後5年未満の者）の成長を促進するため、事業を成長軌道に乗せるために必要な経費の一部を補助する制度。

補助対象経費	支援期間	事業の特色
商品開発・改良にかかる経費、マーケティングに要する経費、販路開拓活動に要する経費など	3年間	創業支援事業計画を審査により認定する。

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名（単位）	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	スタートアップセンター利用延べ人数(人)	/	2,002	1,828 [1,800]	a	A
	有望なビジネスプランを持った起業家の発掘(人)		—	11 [6]		
	創業啓発セミナー等の参加延べ人数(人)		2,573	3,352 [2,050]		
成果	創業支援実績(件)		513	551[500]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については全て目標を達成しているため、a（3点）評価となっている。成果指標についても110.2%の達成率となり、a（3点）評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

法令：地域再生法、産業競争力強化法

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

おおいたスタートアップ支援事業費補助金交付要綱、大分県起業家成長促進事業実施要領、大分県起業家成長促進事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務が適正に行われているか確認した。

指摘	01-S	大分県起業家成長促進事業費補助金交付要綱について
改善事項		補助対象経費の経費区分について、謝金、旅費、庁費、原材料費、機械装置等経費、委託費に分かれている。このうち庁費については他の経費区分とは異なり、種々雑多なものから構成されていることから、補助金の交付申請書の補助対象経費のほとんどが庁費に対するものとなっている。このため、内容をより分かりやすくするために経費区分を追加し庁費の内容を区分する必要があると考える。

《補足》

庁費は、地方公共団体等で使用される独特な科目であり、民間企業では馴染みがなく分かりにくい。また、雑多なものが計上される傾向があるので、雑費に近い扱いになりがちであり、補助金の趣旨から見て対象外の経費が紛れ込む可能性が高くなる。

B. 事業の管理について

指摘	02-S	活動指標について
勸奨事項	活動指標の「有望なビジネスプランを持った起業家の発掘」というのは、おおいたスタートアップセンターで相談した人のうち、有望なビジネスプランを持っていると判断した人の数を意味している。しかしながら、文言が分かりにくいことから「スタートアップセンターで発掘した有望なビジネスプラン（数）」といったように県民から見ても分かりやすい文言に修正することが望ましい。	

指摘	03-S	活動指標について
勸奨事項	活動指標の「有望なビジネスプランを持った起業家の発掘」については、おおいたスタートアップセンターが主観的に判断するものであり、客観的に判断できるものではない。このため、活動指標としては、より設定が容易で事業活動を直接的に表す指標に変更することが望ましい。	

C. 産業創造機構への往査

(1) おおいたスタートアップセンターの活動状況

「おおいたスタートアップセンター」を拠点に、専門スタッフ4名による、創業相談、創業準備者向けセミナー、成長志向起業家育成塾、創業支援人材育成講座の事業を実施し、創業の裾野拡大と创业者の成長支援に取り組んだ。

- ・会員数 946名
- ・相談件数1,579件
- ・セミナー件数164件
- ・セミナー参加者3,352名

(2) おおいたスタートアップセンター運営事業の事務の執行

大分県起業家成長促進事業の公募・審査等に関する規程、「大分県起業家成長促進事業」の公募要領、産業競争力強化法第113条（創業支援事業計画の認定）に基づいて実施している。（事業費 54,741千円）

指摘	04-S	見積書の日付の記入漏れ
不備事項	ウェブマーケティング事業で2者から見積を取っている決裁伺書について、両見積書ともに発行日が印字されていなかった。このため、同時に相見積を取得したのか分からなかった。見積書は日付が記入されたものを入手するよう徹底する必要がある。	

《補足》

相見積に限らず、見積書に日付が記入されていなければ、処理をストップし、日付の入った見積書を再提出させなければならない。日付がなければ、見積書の内容が変更さ

れた際に、いつから変更されたかの日付を追うことができなかつたり、日付を意図的に変更されるという弊害がある。また今回は、相見積の結果、発注先がおおいたスタートアップセンターの入居者となっていたことから、意図的に発注先を選択したと判断される恐れもある。このように不正を疑われないためにも、実際に日付の入った見積書を入手しなければならない。見積書のみならず納品書、請求書も同様に日付の入ったものを入手しなければならない。

指摘	05-S	内容の異なる相見積について
改善事項	見積書の品目(項目)が異なることから一概にどちらが経済的なのか判断できない相見積があった。内容の異なる見積は、相見積であるとは言えないことから、同様の内容ごとに相見積を取る必要があると考える。	

《補足》

今回のケースは、一つの目的を達成するために複数の企業に相見積を取ったものであり、見積項目に関する詳細な指定が不足しており、この結果、事業内容の仕様が異なる見積書となってしまった。また、おおいたスタートアップセンターとしても、実施詳細について具体的に決めていなかったことから金額の安いほうを採用したことによるものである。このように、事業者の提案を参考に事業内容を決定する場合は、企画提案競技を採用しても良かったのではないかと考えられる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業の関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の出組「創業の裾野拡大と新たな付加価値を生むベンチャーの輩出」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

- ① おおいたスタートアップセンターによる指導・助言や商工会等との連携による県内各地域での創業促進
- ② クラウドファンディングによる資金調達から販路開拓に至るまでの事業段階に応じた細かな支援
- ③ 民間創業コミュニティ等と協働した更なる創業案件の掘り起こし
- ④ 県外のファンド等と連携したベンチャー志向の創業者を集中支援する仕組みの構築

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「創業支援件数」は、直接的な効果指標であるが、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I と一致している。

なお、大分県版総合戦略アクションプランの事業K P Iは、先行型交付金事業として、本成果指標と同じ指標を採用しているが、推進交付金事業としては、「創造県おおいたクリエイティブ産業チャレンジ事業」の一部に組み込んで、新たな成果指標として「創業による就業者数の増加」を採用している。

3. 起業家成長促進事業補助金の審査員の利害関係の有無

起業家成長促進事業費補助金の審査に当たり、審査委員の審査対象会社等との利害関係の有無については、審査委員が大分県職員、産業創造機構職員及び大分県信用保証協会職員により構成されており、申請者と直接的な利害関係はないと考えているため、利害関係については特に確認を行っていない。

イ 大分発ニュービジネス発掘・育成事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		28,068千円
H19～	28,068千円	内訳	一般財源	28,068千円
担当課等	経営創造・金融課、産業創造機構			

i 事業の目的

ベンチャー企業を創出し、県内産業の活性化を図るため、県内外を問わず、広く全国からビジネスプランを公募し、審査会において新規性・成長性等が評価された優秀なプランを作成した企業を表彰するとともに、県内での事業化を促進するため総合的な補助金の交付とフォローアップを行う。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
事業化促進のための補助金	千円 20,000	27年度受賞企業に総額20,000千円の補助金交付（27年度受賞企業：最優秀1、優秀2、審査員特別賞3）	補助総額： 県20,000千円
ビジネスプラングランプリの実施	7,622	ビジネスプラングランプリの公募、審査、表彰	補助率：県10/10 交付先： 産業創造機構
受賞企業のフォローアップ	446	経営に関する助言等による事業化や成長のための支援	産業創造機構と 共同で実施

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	事業化促進のための補助金交付企業数(社)	4	4	6 [5]	a	A
	ビジネスプラングランプリ応募企業数(社)	49	56	61 [50]		
	過去受賞企業のフォローアップ対応件数(回)	—	26	29 [27]		
成果	受賞前に比べ売上又は雇用を増加させた企業の割合(%)	61.4	66.7	64.8 [50.0]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については全て目標を達成しているため、a(3点)評価となっている。成果指標についても129.6%の達成率となり、a(3点)評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

第13回ビジネスプラングランプリ(平成27年度実施)の受賞企業に対して、ビジネスプラングランプリ実施事業実施要領、大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金交付要綱、大分県地域新産業創出総合支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行われているか確認した。

指摘	06-S	補助金交付要綱について
改善事項		出張旅費については、実務上、旅費の領収書と一緒に成果物(出張報告書等)を添付するようにしているが、要綱では特に規定していなかった。出張については、その必要性の検証が重要であることから、要綱に成果物を添付する旨を明記する必要があると考える。

《補足》

出張旅費については、特に公費から支出されているものであることから、出張の必要性を立証できなければならないと考えられる。このため、規程でルール化しておくことが望ましい。

指摘	07-S	補助対象経費について
不備事項	補助金を使用する内訳について、平成28年度大分発ニュービジネス発掘・育成事業変更承認申請書（以下、変更申請書）に理由が記載されていない変更があった。交付要綱においては、20%以内の増減は軽微の変更と定めており、この軽微の変更該当しないものについては、変更申請書に変更の理由を記す必要があると考えられる。このため、一定の変更があった際には変更理由の記載を徹底すべきである。	

《補足》

ある会社への補助金の内訳について、変更申請書においてマーケティング費用を圧縮し人件費に振替えたいという理由で機械装置・工具費を3,240千円から1,971千円に減少させ、人件費を0円から972千円に増加させていた。この点、人件費とは別に不動産借用経費についても378千円から1,080千円に増加させていたが、20%を超える増減であるにも関わらず、この不動産借用経費が増加する理由については変更申請書には特に記載がなかった。

B. 事業の管理について

指摘	08-S	成果指標の算出方法について
改善事項	成果指標の算定資料を確認したところ、一部企業に関して古い決算期の数値をもとに計算していたり、既に倒産や事業を停止している会社や者もカウントして指標を算出していた。このため、算出された成果指標が実態と異なる可能性があり成果指標の算出方法を見直す必要があると考える。	

《補足》

算定資料の内容としては直近5年ぐらいまでの受賞企業であれば決算期もそこまで古くなく、また県としても受賞企業のフォローアップができています。このため、直近5年ぐらいの受賞企業を対象として成果指標を算定するのが適当であると思われる。

C. 産業創造機構への往査

(1) 第14回大分県ビジネスプラングランプリの実施状況

地域経済の活性化とベンチャー企業の創出を図るため、全国から募集したビジネスプラン61件を審査した結果、最優秀賞1件、優秀賞2件、奨励賞2件を選定した。

また、これまでの受賞者に対し、大分県と連携し、専門家派遣などのフォローアップ支援を行っている。

第14回受賞ビジネスプランの概要

受賞者	プランの概要	受賞内容
(株)サークル・ワン	「見える安心」、「つながる安心」、映像配信型ホームセキュリティシステム「アポロン」の事業化	最優秀賞
(株)グリーンファームテクニカルシステムズ	LAMP法を応用した農産物病害迅速診断検査薬の開発	優秀賞
(株)ブライテック	モータの高効率化を実現する高精度磁気特性測定装置の開発・販売及び受託測定サービスの展開	優秀賞
ライフデザインラボ(株)	急な発熱に完全対応！！病気で保育園や小学校に行けない子どもを預かる業界初サテライト型病児保育事業の創業	奨励賞
ima アグリサービス	人の健康と土の健康を未来につなぐ有機農業システム「由布川オアシス」の実施	奨励賞

(2) 大分県ビジネスプラングランプリ開催事業の事務の執行について

ビジネスプラングランプリ実施事業実施要領、大分県ビジネスプラングランプリ審査等取扱方針、ビジネスプラングランプリ実施事業「第14回大分県ビジネスプラングランプリ」の公募要領に基づいて、実施している。(事業費 7,558 千円)

指摘	09-S	講師謝金について
改善事項		<p>ビジネスプラングランプリ表彰式の記念講演の講師謝金について、伺い書で支出自体の決裁は行っているものの、規程に則った謝金額ではない理由及び謝金額の算定根拠が特に記されていないなかった。</p> <p>このため、特別の理由により規程を超える額の謝金を支払う際は、伺い書にその理由及び金額の算定根拠を記載するとともに責任者の承認を得る必要があると考える。</p>

《補足》

一般的な講師等に対する謝金としては企業役職員で役員以上の場合、1時間当たりの単価が10,000円と産業創造機構の「講師に対する謝金及び旅費等に関する規程第2条別紙」で規定されているが、記念講演を依頼した方はベンチャー企業の発掘育成に優れた実績を残している人物であり、また講演という依頼内容からも単価10,000円での謝礼は一般的には低すぎると思われる。このため、規程に則らずに特別な決裁を行うこと自体は問題ないと考えられる。

しかしながら、著名人に対する講演会の講師謝金は高額であるケースが多い。このため、講演会の内容及び講師の経歴等も勘案して、過度に高額とならないように注意する必要があるため、理由や算定根拠についても伺い書に記載する必要があると認められる。

指摘	10-S	経常的に支出する審査員の謝金について
改善事項	ベンチャー目利き委員会委員（ビジネスプラングランプリの審査員）の謝金について、特に算定根拠がないまま支出が決裁されていた。この謝金については、毎年同額を経常的に払っているため、ビジネスプラングランプリ実施事業実施要領等で審査員の謝金の額を定め、毎年実施要領に従って支出するように変更することが望ましい。	

《補足》

本来であれば講演会の講師謝金の改善事項（指摘 09-S）と同様、理由及び算定根拠を記したうえで決裁をすべきである。しかしながら、審査員の謝金については、講師謝金とは異なり毎年同額を経常的に支払っており、実際過去 14 回支払額は変更されておらず、また今後も変更する予定がない。このため規程で定めても特に問題はないと思われる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業の関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の取組「創業の裾野拡大と新たな付加価値を生むベンチャーの輩出」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

① 全国からビジネスプランを公募し、優秀なプランの顕彰と県内での事業化を支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「受賞前に比べ売上又は雇用を増加させた企業の割合」は、直接的な効果指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは、独立した本事業単独の成果指標である。

受賞したビジネスプランにより売上が増加した又は雇用者を増やしたといった成果を上げているかどうかを検証し成果指標として採用している。

3. ビジネスプラングランプリ審査員の利害関係確認

ビジネスプラングランプリの審査員である「ベンチャー目利き委員会委員」について産業創造機構及び大分県庁の職員ではなく外部の有識者に依頼している。そして依頼するにあたり「大分県ビジネスプラングランプリ審査等取扱方針」に従い、以下の利害関係者に該当する場合は、関係する委員は当該事業計画書の審査をすることができない旨を定めている。

ア 応募者が、委員の四親等以内の血族、三親等以内の姻族及び配偶者である場合。

イ 委員又は委員の所属する機関が応募者に対して、出資を行っている場合。ただし、一次審査の場合には、50%を超える出資を行っている場合とする。

この点、確認している内容は上記の2件のみであり、これらの他にも審査結果に影響を及ぼすと考えられる事項については確認していなかった。また、確認方法も口頭で確認するのみで書面による確認を実施していなかった。

ア 農業企業者育成対策事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		9,640千円
H17～	11,884千円	内訳	国庫支出金	1,560千円
担当課等	新規就業・経営体支援課		一般財源	8,080千円

(注) 国庫支出金は、協同農業普及事業交付金である。

i 事業の目的

農業生産の担い手確保・育成に向け、将来の中心的担い手である農業青年の育成・支援や「大分県担い手育成総合支援協議会」の活動支援を行い、経営感覚に優れた認定農業者、農業法人を育成する。

また、異業種からの企業の農業参入を促進するための事業を実施する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	補助率
農業青年育成対策	千円 1,582	農業青年の資質向上を図るため、プロジェクト活動、全国及び九州の組織との交流等、農業青年組織の充実強化を図る。	国 10/10
指導農業者活動対策	1,170	農業青年の育成に指導的役割を果たす指導農業者との連携強化、資質向上を図る。	県 10/10
担い手育成総合支援協議会活動支援	9,032	認定農業者へのフォローアップ体制を確立し、経営相談、経営指導等の支援を行う。また、認定農業者の法人化を支援するため、研修会や相談会を開催する。	県 10/10
農業企業者参入促進	100	農業分野への企業参入を推進するために誘致活動を行う。(直接実施)	

iii 事務事業評価（実績値）

事務事業評価は行っていない。

iv 関連法令等

法令：農業改良助長法、農業改良助長法施行令

国の要領等：協同農業普及事業交付金交付要綱

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

指導農業士活動実施要領に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業の関係

プラン 2015 の施策「経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成」の中の取組「経営感覚の優れた担い手の育成」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

① 産地をマネジメントする若手リーダーの育成

2. 事務事業評価を行っていない理由等

農業青年組織や大分県担い手育成総合支援協議会等への補助事業であり、經常予算の範囲内で実施しているため事務事業評価は実施していない。

イ 農業経営体法人化推進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		5,574千円
H28～H30	16,465千円	内訳	国庫支出金	4,876千円
担当課等	新規就業・経営体支援課		一般財源	698千円

(注) 国庫支出金は、農業経営力向上支援事業費補助金である。

i 事業の目的

認定農業者等の経営意識の向上及び経営拡大を促進し、地域に根付く持続可能な力強い経営体を育成するため、法人化により経営の高度化を目指す農業者等の取組を支援する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	補助率
法人設立支援	千円 1,539	法人化に向けた意向調査の実施	国 1/2、県 1/2
	253	振興局ごとの地区別研修会の実施	国 10/10
	899	法人育成研修会の実施	国 10/10
	1,488	法人化に向けた専門家派遣	国 10/10
	11,100	法人設立時の登記費用等の助成 －個別経営体の法人設立 －複数経営体の法人化、集落営農 法人の設立等集落営農組織化	－県 1/2、市町村 1/2 －国 10/10
	1,186	集落営農法人経営研修会	国 10/10

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	法人育成研修会等の実施回数(件)	/	/	4 [4]	a	A
成果	農業法人数(法人)			781 [823]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は開始事業である。活動指標については目標値を達成しているため、a (3点) 評価となっている。成果指標については未達であるが、94.9%の達成率で90%を上回っているため、a (3点) 評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

法令：食料・農業・農村基本法

国の要領等：担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱

農業経営力向上支援事業実施要綱

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県農業経営体法人化推進事業費補助金交付要綱、大分県農業経営体法人化推進事業実施要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について
特に指摘すべき事項はない。

C. その他
特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業の関係

プラン 2015 の施策「経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成」の中
の取組「経営感覚の優れた担い手の育成」で記載されている次の取組事項を一つの事業として
いる。

- ① 経営の高度化研修などによる地域・産地のモデルとなる経営体の育成と法人化の
推進

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「農業法人数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及
び大分県版総合戦略の施策 K P I と一致している。ただし、大分県版総合戦略のアクシ
ョンプランの事業とはなっていない。

成果指標である「農業法人数」は、県全体の数値であり、他の事業にも影響される。
また、増加するだけでなく、諸般の事情で減少することもあるので、総合的な効果指標
と言える。直接的な指標を設定するならば、「本事業で増加した農業法人数」が考えら
れる。

ウ 企業等農業参入推進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		29,045 千円
H20～H31	64,323 千円	内訳	一般財源	29,045 千円
担当課等	新規就業・経営体支援課			

i 事業の目的

県内外の企業の農業分野への参入を効果的に推進するため、農業参入を志向する企業
等に対する総合的な支援を行う。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	補助率
参入企業総合支援対策	千円 60,798	① 企業誘致初動対策(直接実施) 企業の迅速な意思決定を促すため、参入候補地の草刈等を実施する。	
		② 試験的小規模参入促進対策 試験的な小規模参入のための資機材リース代等の経費を助成する。	2,100千円まで 県 1/3 市町村 1/6
		③ 遊休施設利用促進対策 遊休ハウス(ハウス被覆・骨組等、作業小屋等)を改修する経費を助成する。	9,000千円まで 県 1/3 市町村 1/6
		④ 基盤整備等支援対策 水利施設、農地、園内道路、鳥獣害防止柵等、企業等が参入する農地・施設等の基盤整備費を助成する。	10,000千円まで 県 1/3 市町村 1/6
		⑤ 汎用機械等整備促進対策 トラクター、農機具格納庫等汎用性のある機械、施設等の購入経費を助成する。	6,000千円まで 県 1/3 市町村 1/6
		⑥ 参入促進対策 活力あふれる園芸産地整備事業における「その他品目」の末端補助率を「戦略品目」並にかさ上げする。	活力あふれる園芸産地整備事業で定める補助率による
		⑦ 栽培技術習得対策 異業種から参入する企業が、必要な栽培技術を習得する研修経費を助成する。	25千円/月まで 県 1/2 市町村 1/2
誘致推進対策	3,525	誘致セミナーの開催等(直接実施)	

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	面談企業数(社)	392	559	517[300]	a	A
成果	農業参入企業件数(社)	17	20	21 [20]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については目標を達成しているため、a(3点)評価となっている。成果指標については105%の達成率となり、a(3点)評価。両者の合計点

が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

企業等農業参入推進事業費補助金交付要綱、企業等農業参入推進事業実施要綱、企業等農業参入推進事業実施要領に基づき、補助金の交付事務等が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	1 1 - N	活動指標の目標値の設定について
改善事項		活動指標のうち「面談企業数（社）」については、目標値を過去の実績に基づいて300社と設定している。しかしながら、平成27年度の実績においては、559社の面談を行い、成果指標の目標である20社を達成していることから見て、成果指標の目標値を達成するためには、300社という活動指標の目標は少ないと思われる。このため、活動指標の目標値を毎年適宜更新して、適切な目標値に設定する必要があると考える。

《補足》

目標値である300社は以下のとおり算定している。

過去の実績（平成23～26年度）

① 面談企業数 1,246社

② 農業参入企業件数 87社

③ 面談企業数のうち農業参入に結びついた割合（②／①）＝7.0%

成果指標の目標20社／7%＝285社 ⇒ 300社を活動指標の目標値として設定

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業の関係

プラン2015の施策「構造改革の更なる加速」の中の取組「将来を担う新たな経営体の確保・育成」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

① 食品企業や福祉事業者などに対する誘致活動の推進と参入企業の経営力強化

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「農業参入企業件数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した指標であるが、「大分県農林水産業振興計画の主要指標」（巻末資料 C-3 参照）の目標指標と一致している。

農業に参入する全ての企業が本事業による支援を受けており、直接的な効果指標と言える。なお、大分県版総合戦略アクションプランの事業とはなっていない。

エ 参入企業経営強化推進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		1,661 千円
H26～H31	2,252 千円	内訳	一般財源	1,661 千円
担当課等	新規就業・経営体支援課			

i 事業の目的

地域での雇用促進や耕作放棄地の解消、大分県産品のブランド力の強化を図っていくため、参入企業に対して経営目標達成に向けた課題解決支援を行い、年間販売額 1 億円以上の企業の育成を進める。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
重点企業支援 対策事業	千円 1,062	参入企業の中から20社を重点支援企業に指定し、地域農林業の「核」となる全国トップレベルの経営体となるよう支援する。 ①技術改善のための実証調査 指定企業の栽培技術改善にあたって新技術等の導入に係る実証を行う。 ②プロジェクトチームによる支援 中小企業診断士等の専門家を交えたプロジェクトチームを組織し、指定企業の経営規模拡大を支援する。	①直接実施 ②補助率： 県 1/2

事業区分	予算額	活動内容	備考
参入企業支援 対策事業	千円 1,190	参入企業の経営計画達成(目標達成企業に対しては、さらなる高い経営目標へと誘導)に向けた研修会を実施する。 ①人材育成研修会(年2回開催) 農業独自の課題を解決するための人材育成に特化した研修会と情報交換会を実施する。 ②経営力強化支援 参入企業の経営実態の把握や課題解決のための指導を行う。	直接実施

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	人材育成研修会開催回数(回)	—	—	2 [2]	a	A
	プロジェクトチームの設置企業数(社)	18	18	20[20]		
成果	年間販売額1億円以上の参入企業数(社)	11	15	17[17]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については全て目標値を達成しているため、a(3点)評価となっている。成果指標については100%の達成率となり、a(3点)評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

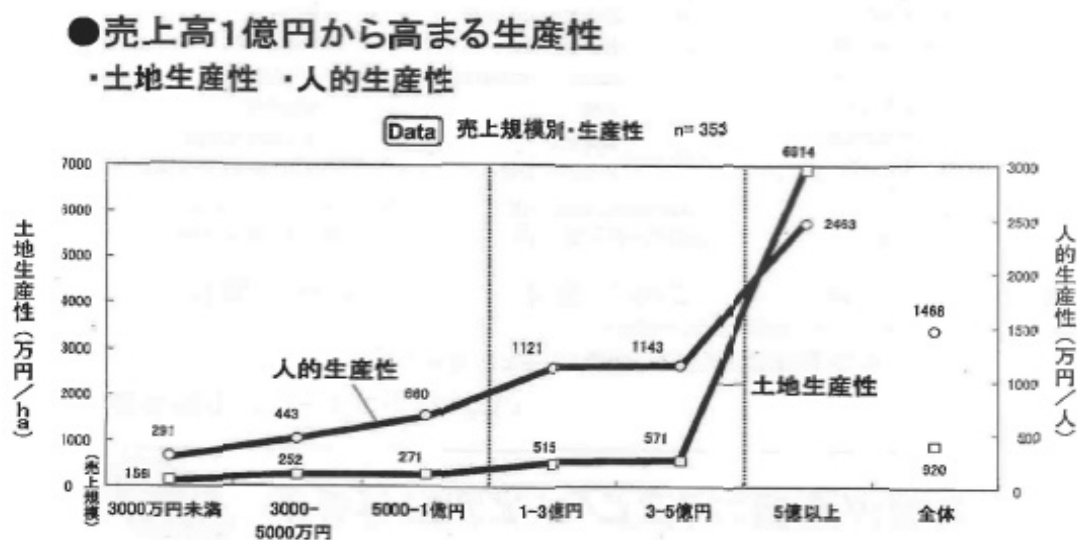
大分県農業カウンセラー設置・派遣要綱、技術改善に係る実証調査実施要領に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

なお、社団法人(現 公益社団法人)日本農業法人協会が実施した農業法人実態調査(会員である農業法人等を対象に経営の概要や経営発展の動向、地域での取組、政策への意

向等を調査したもの)において、売上高1億円から土地生産性及び人的生産性が高まる
ことが報告されている(次図参照)。このため、売上高1億円以上の企業数を成果指標
として採用している。



(注) 社団法人 日本農業法人協会「21世紀農業法人のスガタ・カタチを探る<2000年度 農業法人実態調査結果>」より抜粋

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業の関係

プラン2015の施策「経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成」の中
の取組「経営感覚の優れた担い手の育成」で記載されている次の取組事項を一つの事業として
いる。

① 地域との連携による規模拡大や品目の拡大など参入企業の経営安定・強化

2. 事務事業評価の成果指標

成果指標の「年間販売額1億円以上の参入企業数」については、プラン2015にお
ける施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策KPIとは独立した本事業単
独の指標である。

成果指標は県全体での数値であるが、本事業は参入企業の全てを支援対象として
いるため、直接的な効果指標に近い指標と言える。

なお、大分県版総合戦略のアクションプランの事業とはなっていない。

オ 集落営農構造改革対策事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		28,221千円
H28～H32	42,274千円	内訳	国庫支出金	4,329千円
担当課等	農地活用・集落営農課		一般財源	23,892千円

(注) 国庫支出金は、地方創生推進交付金である。

i 事業の目的

経営の多角化や規模拡大により集落営農法人の経営基盤を強化するとともに、これまでの集落営農構造を見直し、担い手不在集落の対応や就農支援等、総合的に地域農業をサポートする新たな組織づくりを推進する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分		予算額	活動内容	補助率	
地域を担う集落営農法人の強化	経営多角化推進事業	千円 2,000	園芸品目を新たに導入する集落営農法人等に対する栽培実証に係る経費を支援	県1/2 市町村1/4	
	経営多角化条件整備事業	4,000	園芸品目を本格導入する集落営農法人等に対する農業用機械、施設の導入を支援	県1/3 市町村1/6	
	大規模経営体育成事業	12,000	25ha以上の大規模経営体を目指す集落営農法人に対する農業用機械の導入を支援	県1/3 市町村1/6	
	法人間連携組織育成事業	6,666	機械の共同利用等に取り組む連携組織に対する農業用機械、施設の導入を支援	県1/3 市町村1/6	
広域営農システムの構築	地域農業経営サポート機構育成事業	12,000	担い手不在集落の営農や新規就農支援等、地域農業を総合的にサポートする複数の担い手から構成された組織または連携組織等に対する設立・運営の経費を支援（3カ年継続）	一年目	県1/2 市町村1/2
				二年目	県1/3 市町村1/3
三年目				県1/4 市町村1/4	
	担い手確保支援事業	2,400	新規就農者の育成に取り組む地域農業経営サポート機構に対する育成経費を支援（2カ年継続）。	県1/2 市町村1/2	
推進費		3,208	担当課における推進経費		

(注) 補助金は市町村経由で交付している。

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	経営力強化重点指導対象法人の選定数(法人)	/	/	16[8]	a	A
	地域農業経営サポート機構の設立数(累積数)			2[2]		
成果	担い手不在集落数(集落)			1,721 [1,967]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度からの開始事業である。活動指標については全て目標を上回っているため、a（3点）評価となっている。成果指標についても 112.5%の達成率となり、a（3点）評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

なお、成果指標の「担い手不在集落数」は、平成 27 年度末 2,038 集落で、最終目標は平成 32 年度 1,346 集落となっている。

iv 関連法令等

法令：地域再生法

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県集落営農構造改革対策事業実施要領、大分県集落営農構造改革対策事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行なわれているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

平成 29 年度の目標値（1,875 集落）を平成 28 年度の実績値（1,721 集落）が、既に大きく下回っており、平成 29 年度以降の目標値設定がこのままでよいのかという疑問が生じるが、振興局に配置している専門員ごとに細かく目標値が設定されているため、見直しは難しいとのことである。また、最終目標自体が厳しい数値なので、途中経過よりも最終目標の達成を重視している。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「構造改革の更なる加速」の中の取組「変化に対応した先駆的な経営体の育成」及び施策「元気で豊かな農山漁村の継承」の中の取組「快適で元気な農山漁村づくり」に記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 集落営農法人の人材確保や経営の多角化などによる組織力・経営力の強化
(「変化に対応した先駆的な経営体の育成」で記載)
- ② 中山間地域等における担い手不在集落の農地を域外の農業法人などが管理する仕組みづくり(「快適で元気な農山漁村づくり」で記載)

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「担い手不在集落数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

なお、成果指標は県全体の担い手不在集落数であるが、大半この事業によって影響されるので、ほぼ直接的な効果を示す指標といえるとの担当課の見解である。

なお、大分県版総合戦略アクションプランでは、推進交付金事業としては、「Ⅲ 地域を守り、地域を活性化する」に含まれる「くらしの和づくり・仕事づくり応援事業」の一部に組み込んで、その事業 K P I として「複数集落のネットワーク化の希望を叶えた集落数」を採用している。

ア 地域牽引企業創出事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		138,621千円
H26～H33	254,987千円	内訳	一般財源	138,621千円
担当課等	経営創造・金融課			

i 事業の目的

持続的な成長を通じ地域の雇用や産業活力を生み出し、県経済をリードする（地域を牽引する）地場中小企業を創出する。

ii 事業区分及び活動内容

基本的には、優れた経営基盤を活かし、5年以内に雇員数を30人以上または付加価値額を1億円以上増加させる中期経営計画を有する地場中小企業を対象とし、高度人材の新たな確保やブランド力向上、機械等設備導入などに要する経費の一部を補助する事業であり、対象企業を中期経営計画の書類及びプレゼンテーション審査により認定する（巻末資料B-1「地域牽引企業創出事業スキーム」参照）。

事業区分	予算額	活動内容	備考
支援対象認定企業に対する補助事業	千円 246,300	①組織力強化事業費 新規高度人材確保、組織活性化に係るもの ②競争力強化事業費 商品・サービス力強化、市場環境調査等に係るもの ③機械等設備導入事業費 生産性や品質等の向上に係るもの(建物は除く)	補助率: 県 2/3 補助率: 県 1/2 補助率: 県 1/2
支援対象認定企業へのフォローアップ	7,696	サポートチームによる支援(委託)	委託先: 大分ベンチャーキャピタル(株)
支援対象企業の認定	991	中期経営計画書の経営・技術評価(委託)	委託先: (株)ベンチャーラボ、中小企業診断士協会

(注) 補助の対象となる計画期間は3年間であり、1企業の補助金限度額は3年合計で60百万円(ただし、機械等設備導入事業費の限度額は30百万円)。

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	認定企業に対する補助件数(補助企業累計)(件)	4	7	9[9]	a	B
	認定企業へのサポート回数(回)	12	24	34[36]		
	最終審査企業数(社)	19	17	18 [5]		
成果	経営計画を達成している認定企業の割合(%)	75.0	86.0	89.0 [100.0]	b	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については「認定企業へのサポート回数」が未達であるが、全て目標の90%を上回っているため、a(3点)評価となっている。成果指標については、目標自体が認定企業全社達成(100%)となっているため、90%を下回る89%の達成率となり、b(2点)評価。両者の合計点が5点となるため、総合評価は「B、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県地域牽引企業創出事業実施要領、大分県地域牽引企業創出事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	1 2 - S	成果指標について
勸奨事項		本事業の目的から考えると、成果指標については、達成している企業の割合よりも、達成している企業の数が望ましいと考える。また、計画達成の判断にあたっては、あらかじめ判断の基準となる最重要数値を決めておくことが望まれる。

《補足》

本事業の目的は県経済をリードする(地域を牽引する)地場中小企業を創出することであり、数多くのそのような企業を生み出すことにある。しかし、毎年認定があるの

で母数である認定企業数が変化するため、計画達成割合では何社生み出されつつあるのか分からない。

平成 28 年度末における認定企業は 9 社で、うち計画達成 8 社、計画未達 1 社となっているが、計画達成・未達の判断が難しい。現状は、売上高、雇用者数、付加価値額のいずれかが達成していれば達成ということであるが、企業の業態等により重視する経営数値が異なると思われるので、判断の基準となる最重要数値を決めておくことが望まれる。

C. その他

大分県地域牽引企業創出事業「サポートチーム」取扱要領に基づきサポートチームによる支援を行っている。

経営支援業務委託先	大分ベンチャーキャピタル(株)	委託費 3,024 千円
サポート対象会社	(株)鳥繁産業、(株)エイビス、くにみ農産加工(有)、島田電子工業(株)、(株)イトウ、(株)ネオマルス、(有)松秀、大分デバイステクノロジー(株)、アドテック(株)	
サポート会議 (年 4 回開催)	認定企業の中期経営計画の進捗状況の確認、計画達成に必要な指導、助言を実施。	

なお、平成 29 年度からは、外部専門コンサルタント等と連携して販路開拓等の面で支援を強化している。

指摘	13-S	地域牽引企業として認定された企業のフォローについて
勸奨事項	事務事業評価は基本的に単年度評価であるため、効果の発現に長期間を要する場合の評価には、馴染まない面がある。本事業では、地域牽引企業といえるようなレベルに達したかどうかの本質的問題であるが、それに至るまで相当の時間がかかるので、事務事業評価とは別に効果をフォローすることが望まれる。	

《補足》

本質的には、地域牽引企業といえるようなレベルに達したかどうかの問題である。地域牽引企業のイメージとしては、数値的には、従業員 80 名以上かつ付加価値額 3 億円以上、定性的には、株式公開企業、ニッチトップ企業、下請から脱却した企業等他の企業の見本となるような企業ということである。

認定から 5 年後の段階で中期経営計画を達成していれば、一応地域牽引企業として認定することになっている。数値的には地域牽引企業のイメージまで到達するような中期経営計画をそもそも策定しているとは思われるが、定性的なイメージまでに到達するにはさらに相当の時間がかかる。したがって、地域牽引企業として認定された企業のその後の動向について注視して、事務事業評価とは別に効果をフォローする必要がある。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中での取組「地域経済を牽引する企業の創出」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 優れた経営基盤を活かし業容拡大を目指す地場中小企業を総合的に支援し、雇用や付加価値額の増加など県経済への波及効果を生む地域牽引企業の創出

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「経営計画を達成している認定企業の割合」は、直接的な効果を示す指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

イ ものづくり産業地域連携推進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		74,255 千円
H28	0 千円（繰越額 100,000 千円）	内訳	国庫支出金	74,255 千円
担当課等	工業振興課			

(注) 国庫支出金は、地方創生加速化交付金であり、平成 27 年度国の補正予算 100,000 千円を繰り越して充当している。したがって、平成 28 年度当初予算には含まれていない。

i 事業の目的

県内中小企業の生産性の向上を図り、国内外の市場における製品競争力を強化するため、地域を挙げた連携活動により、地域経済の好循環を創出する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	繰越額	活動内容	補助率
設備導入、人材育成支援	1億円 20件予定 (10市町村 ×2件)	製造装置等及び専用ソフトウェアの購入、制作、借用、改良、運搬、据付・調整に要する経費(製造装置・工具器具費)の補助	県 1/4 市町村 1/4 上限各 500 千円
		生産性向上のための技能実習や企業間の事業連携に関する経費(人材育成費)の補助	
		国内外商談会等に係る経費及び海外展開に従事する人材を育成する経費(販路拡大費)の補助	
		特許権等の取得に要する弁理士手続き代行費用や外国特許出願に係る翻訳料等(知的財産権等関係経費)の補助	

(注) 事業計画の認定に基づき、市町村や地域金融機関・商工団体と連携して実施。販路拡大や知的財産権等関係経費は生産ラインの自動化・効率化のための製造装置等の導入に伴って発生するものに限る。

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	支援件数(件)	/	/	21 [20]	a	A
成果	設備導入前に比べ売上又は雇用を増加させた企業の割合(%)			76.1 [60.0]	a	

《評価の説明》

平成28年度のみ事業である。活動指標については目標を達成しているため、a(3点)評価となっている。成果指標については126.8%の達成率となり、a(3点)評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、終了」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

ものづくり産業地域連携事業計画認定要領第4条の事業計画の認定を受けた事業者を対象とし、ものづくり産業地域連携事業実施要領、ものづくり産業地域連携事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

(1) 計画審査の概要

審査会の審査委員長は、工業振興課の産業企画監が就任している。事業実施主体は市町村であり、市町村ごとに計画認定の予算枠を設定している。

事業計画認定申請 ⇒	事業計画認定審査会 ⇒	事業計画認定通知書
事業計画書他添付	審査項目:認定要領第3条 項目毎の点数合計で市町村別に順位付け	審査結果を踏まえて、事務局が採択し、予算内で決定

各市町村は地域連携推進会議を設置し、認定された個別の計画を基に地域連携推進計画を策定し、連携するチームを明確化する。

(2) 地域連携推進会議でのフォロー

平成28年度のみ単発事業であるため、今後、事務事業評価による管理上の問題は生じないが、市町村の地域連携推進会議による取引拡大活動を通して5年間はフォローするとのことである。

指摘	14-S	事業終了後のフォローについて
勸奨事項		本事業のような地域連携の枠組みによる生産性向上や販路拡大の取組が効果的であったか検証するため、市町村の地域連携推進会議のフォロー結果を活用して、県として評価することが望まれる。

《補足》

事業の進め方としては、ユニークな枠組みでの取組に思われるので、単発事業で終わってしまうのは惜しいように感じる。

前述の「地域牽引企業創出事業」における支援企業の認定は、大型の補助事業ということもあり、かなり厳しい。そこで、「地域牽引企業創出事業」の支援企業として認定

されなかった企業を救って、意欲を持続させる事業も欲しいところである。

市町村の地域連携推進会議のフォロー結果を検討すれば、「地域牽引企業創出事業」の俎上に載る前段階の企業を育成支援するためのヒントにもなる。地域連携の範囲を一市町村内に限定しなければ、県として取り組む意味も増すと考える。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の取組「新分野への挑戦支援等による地場中小企業の振興」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 製品開発・事業化プロセス全体へのソリューション提供による製造業のサービス化支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「設備導入前に比べ売上又は雇用を増加させた企業の割合」は、直接的な効果を示す指標である。また、プラン2015における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

なお、大分県版総合戦略アクションプランの事業K P I は、加速化交付金事業として「中小製造業の製造品出荷額」を採用している。

ウ 経営革新企業成長促進事業（中小企業新事業活動促進事業）

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		34,944千円
H12～H29	64,100千円	内訳	諸収入	16千円
担当課等	経営創造・金融課		一般財源	34,928千円

i 事業の目的

中小企業者の経営革新への取組を推進するとともに、販路開拓等を支援することで、企業の稼ぐ力を創出する。

ii 事業区分及び活動内容

中小企業者等が知事の承認を受けた経営革新計画に従って行う事業に係る経費を補助する。

事業区分	予算額	活動内容	備考
経営革新企業 成長促進事業 費補助金	千円 57,000	経営革新計画承認企業の中から販路開拓事業等を行うものに対して、経費助成	補助率： 県 1/2
中小企業新事業 活動促進事業	7,100	中小企業が作成した経営革新計画の審査・承認 承認企業に対するフォローアップ調査(中間・終了)の実施	直接実施

(注) 補助金の限度額は 150 万円 (ただし、処遇改善に取り組む事業者については、限度額 200 万円) となっている。

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	経営革新に関する相談(件)	148	149	153[144]	a	A
	支援者等への制度等説明(件)	21	23	22 [16]		
成果	経営革新計画承認件数(社)	91	91	96 [72]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については全て目標の 90%を達成しているため、a (3 点) 評価となっている。成果指標については 133.3%の達成率となり、a (3 点) 評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県経営革新企業成長促進事業実施要領、大分県経営革新企業成長促進事業費補助金事業計画審査要領、大分県経営革新企業成長促進事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務等が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、平成 28 年度は 35 社に対して補助金を交付している。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

指摘	15-S	経営革新企業成長促進事業費補助金事業計画の審査について
不備事項	事業計画審査表において、評価をD又はEとした場合には、審査表に必ずその理由をコメント欄に記載しなければならないとなっているが、記入されていない審査表があった。このため、コメントの記入を徹底する必要がある。	

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の出組「新分野への挑戦支援等による地場中小企業の振興」で記載されている次の出組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 中小企業の経営力を向上させる経営革新への取り組み支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「経営革新計画承認件数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策K P I と一致している。

本成果指標は、直接的な効果を示す指標であるが、「チャレンジする中小企業と創業の支援」という施策を構成する代表的な事業であるとして、その成果指標を目標指標や施策K P I として採用している。

大分県版総合戦略アクションプランでの事業K P I は、先行型交付金事業として「計画達成企業数」を採用している。

(2) 規模拡大・生産性向上

I 関連する施策と取組

施策	取組
構造改革の更なる加速	・変化に対応した先駆的な経営体の育成
マーケットインの商品づくりの加速	・産地間競争に勝ち抜く生産力の強化
商業の活性化とサービス産業の革新	・多様化するニーズに対応した商業・サービス業の振興

II この分野における取組の基本方向

- ◇ 農林水産業の成長産業化に向けて、農林水産物の生産拡大に加え、農商工連携などによる付加価値の向上に取り組む。
- ◇ 産地間競争を勝ち抜くため、効率的で持続的に生産する体制づくりを進める。
- ◇ 業種ごとにきめ細かに成長・発展の方向性を定め、たうえでICTの活用等により、サービスのプロセス改善や高付加価値化を進め、生産性の向上を図る。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策KPI）

- ・農林水産業による創出額 平成30年度目標2,180億円
【平成25年度実績2,134億円】
- ・県の施策により1人当たり労働生産性が前年度比2%以上向上したサービス産業関連企業数 平成31年度目標45社
【平成25～26年度平均30社】

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 農地中間管理推進事業	976,684	280,177
イ 農地集積・集約化推進事業	40,000	62,756
ウ 攻めの水田農業構造改革事業	37,493	214,199
エ サービス産業生産性向上支援事業	0	29,477

ア 農地中間管理推進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		280,177千円
H26～H35	976,684千円	内訳	国庫支出金	10,104千円
担当課等	農地活用・集落営農課 農業公社		繰入金	252,959千円
			その他	849千円
			一般財源	16,265千円

(注1) 国庫支出金は、農地中間管理機構事業費補助金である。

(注2) 繰入金は、大分県農地中間管理事業等推進基金からの繰入れである。

i 事業の目的

農地の中間的受け皿である農地中間管理機構を設置し、農地を集積・集約化し、意欲ある担い手に貸し出すことにより、農業の競争力の強化に向けた構造改革と生産コストの削減を推進する。(巻末資料B-4「農地中間管理機構制度の概要」参照。)

ii 事業区分及び活動内容

機構法の施行を受けて、平成26年度に公益社団法人大分県農業農村振興公社(以下、農業公社という。)が農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構の認定を受けている。

事業区分	予算額	活動内容	補助率
農地中間管理事業	千円 139,480	機構が農用地等を借り入れて、担い手に貸し付ける事業を行うのに必要な経費を補助する。	国 7/10 相当額 交付先: 農業公社
機構集積協力金 交付事業	640,000	<p>①地域集積協力金 市町村の地域内農地が一定割合以上を機構に貸し付けている場合に、貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額を交付する。</p> <p>②経営転換協力金 経営転換又はリタイアする農業者が機構に全農地を貸し付けることにより、その面積に応じた金額を交付する。</p> <p>③耕作者集積協力金 機構の借受農地に隣接する農地を貸し付け、受け手に貸し付けられた場合に、交付単価にその面積を乗じた金額を交付する。</p>	国 10/10 市町村に交付し、市町村経由で農地の貸し手へ交付

事業区分	予算額	活動内容	補助率
農地売買支援事業費補助	千円 16,841	担い手が農地を集積するための売買を、機構が支援するのに必要な経費を補助する。	国 6/10、県 4/10 交付先：農業公社
農業委員会連携事業費補助	5,500	農地の集積・集約化を加速するため、農地や所有者の情報を持っている農業委員会と連携して、出し手の掘り起こしやマッチングを促進する。	国 10/10 交付先：農業委員
農地集積専門員活動経費	16,797	地域における農地の集積を推進するため、各振興局に一人ずつ農地集積専門員を配置する。(直接実施)	
農地中間管理事業等推進基金への積立	151,699	農地中間管理機構事業や機構集積協力金交付事業に使用する基金に積立	
推進費	6,367	担当課における推進経費	

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	① 機構集積協力金を交付した市町村数(市町)	8	15	14 [17]	a	A
	② 農地中間管理事業に係る市町村等説明会の開催(回)	5	5	8 [5]		
	③ 農地集積専門員による担い手訪問数(回)	—	—	968 [300]		
	④ 集積強化に向けた農業委員会への訪問数(件)	—	—	17 [17]		
成果	農地集積率(%) (県全体の耕地面積に対する割合)	33.8	36.2	38.2 [40.0]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については「機構集積協力金を交付した市町村数」が未達であるが、予算割合による加重平均で算出した達成率は 90%を上回るため、a (3 点) 評価となっている。成果指標についても未達であるが、達成率は 95.5%で 90%を超えているため a (3 点) 評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

法令：農業基盤強化促進法、機構法

国の要領等：農地集積・集約化対策事業実施要領、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱、農地売買支援実施要綱

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) 農地中間管理機構(農業公社)への補助金

大分県農地集積・集約化対策事業費実施要領、大分県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、農地中間管理機構の業務については、後述Cを参照。

(2) 農業委員会連携事業費補助

農業委員が出し手と受け手のマッチングを行った際に、1件当たり1万円を交付するもので、平成27年度補正予算で設置し、平成28年度から本格的に推進予定であった。

しかし、平成28年4月の農業委員会法の改正により、農地集積活動が農業委員の本来業務となったため、国の予算を活用した交付はできないこととなった。よって、平成28年度の実績はない。

(3) 機構集積協力金交付事業(県直接事業)

(1)に記載の要綱等に基づき、市町村経由で交付しており、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 農地集積専門員活動経費

農業者から情報収集等を行う農地集積専門員(6名)の人件費や旅費交通費等の活動経費である。

B. 事業の管理について

昨年度の事務事業評価では、活動指標として「農地中間管理事業推進会議の開催」「農地中間管理事業に係る市町村等説明会の開催」を挙げ、それぞれの回数を記載していたが、今年度の事務事業評価では、活動指標を変更している。今年度の活動指標のうち「農地集積専門員による担い手訪問数」については、農地集積専門員を平成28年度より各振興局に配置したため、当該指標を追加したものである。なお、当該指標を掲げるならば、「農地集積専門員による出し手への訪問数」は把握できないのかという疑問が生じ

る。この点、担い手への訪問の中で借り受け希望があれば、必要に応じて出し手情報を探すことになるので、直接出し手へ訪問するのは、担い手の希望で同行する場合や市町村等から特に要請される場合に限られるとの説明であった。

C. 農業公社への往査

農地中間管理機構として行う農業公社の業務は以下のようなものである。

(1) 農地中間管理事業（農地の貸借による集積）

農地中間管理機構として発生する人件費、諸経費が国及び県からの補助金として農業公社に交付されている。〔平成 28 年度交付実績 98,592 千円〕

〈農業公社の事務手続の概要〉

- ① 借り手より「農地等借受け申出書」の提出。
(注) 提出時点である程度貸し手と話が出来ているケースが多い。
- ② 「借受希望者リスト」を作成し、公表する。
市町村が上記リストと農地所有者の情報等を調整して、「農用地利用集積計画」(農用地貸付調書)と「農用地利用配分計画」(農用地借受調書)の案を作成する。
- ③ 「農用地利用集積計画」と「農用地利用配分計画」(添付書類含む)の書類審査を行い、不備があれば是正して農業委員会へ付議する。
- ④ 農業委員会で審議後、「農用地利用集積計画」の市町村公告及び「農用地利用配分計画」の県公告が完了することで貸し手及び借り手と農地中間管理機構との契約が完了。
- ⑤ 賃貸料を農業公社経由で借り手から貸し手に支払うことになる。

(2) 農地売買支援事業費補助(農地の売買による集積)

農地中間管理機構として農業公社で発生する以下のような事務に係る費用を国、県が補助している。〔平成 28 年度交付実績 16,841 千円〕

〈農業公社の事務手続の概要〉

- ・売却希望農地を農地中間管理機構で一旦買い上げて登記する。
 - ① 農用地のあっせんの申し出(売主から農業委員会)。
 - ② 農業委員会から農業公社に連絡、農業公社で買入価格の算定調書作成。
 - ③ 現地確認後、買入審査。
 - ④ 農業委員会より農業公社へ契約関係書類送付、農業公社が同意書類返送。
 - ⑤ 農業委員会総会で決議して買入。
- ・買入希望者に売り渡す場合も同様に農業委員会を経由。
- ・農地の貸借事業と異なり、農業公社の買入時及び農業公社からの売渡時に「農用地利用集積計画」の公告を行う。

D. その他

機構集積協力金交付事業については、予算 640 百万円に対して実績 134 百万円となっている。

これは、年度途中で国の制度変更があり、「耕作者集積協力金」が 1 万円/10a から 5 千円/10a に、「経営転換協力金」が定額交付から 3 万円/10a に、「地域集積協力金」が新規分と更新分に区分され更新分が大幅減額されたことによる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「構造改革の更なる加速」の中での取組「変化に対応した先駆的な経営体の育成」に記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 農地中間管理事業などを活用した農地の集積、大区画化による低コスト生産の促進

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「農地集積率(県全体の耕地面積に対する割合)」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した成果指標であるが、「大分県農林水産業振興計画の主要指標」(巻末資料 C-3 参照)として定められている指標と一致している。

このため、総合的な効果を示す指標を成果指標として採用しており、後述の「イ 農地集積・集約化推進事業」の成果指標と同じである。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

なお、農地中間管理機構を通す担い手への農地の集積は、大分県の場合 30%程度と推計される。したがって、単に県全体の集積率を成果指標とすることは、当該事業の評価としては分かりにくいので、「農地中間管理機構が直接関係した農地の集積面積」を事業の成果欄に別途記載している。

イ 農地集積・集約化推進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		62,756千円
H27～H29	40,000千円	内訳	一般財源	62,756千円
担当課等	農地活用・集落営農課			

i 事業の目的

農地を集積・集約化による生産性の向上を図るため、担い手自らが農地中間管理事業を活用して行う農地の集積に対して支援を行う。

《補足》

コメ政策の見直しに対応し、低コスト生産と水田フル活用を実現するため、農地の集積・集約化による農業の構造改革を加速し、コメの生産調整廃止後も持続可能な生産が行える大規模経営体を育成することを企図している。

ii 事業区分及び活動内容

農地の集積面積に応じて、担い手側に一時的な補助金を交付するものである。ただし、農地の集約（既経営農地との連たん、連たんしない場合には概ね5反以上(中山間地域は概ね3反以上)のまとまった農地であること）が要件となっている。

事業区分	予算額	活動内容	補助率
農地集積担い手交付金交付事業	千円 40,000	規模拡大に取り組む意欲的な農業者が、新規に利用権設定した農地に対し、農地集積担い手交付金を交付する。	定額 20,000円/10a

(注) 年度途中で予算の増額補正 29,958千円を行っている。

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	農地集積専門員による担い手訪問数(回)	/	—	968[300]	a	A
成果	事業により担い手への集積・集約が進んだ農地面積(ha)		121	319 [200]	a	

(注) 成果指標の農地面積は、補助金の交付対象面積である。

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については目標を達成しているため、a(3点)評価となっている。成果指標についても159.5%の達成率となり、a(3点)評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

法令:機構法

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県農地集積担い手交付金交付事業実施要領、同実施基準、大分県農地集積担い手交付金交付事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行なわれているか確認した結果、特に指摘すべき事項はない。

なお、市町村ごとにとりまとめて、補助金を交付しているが、平成 28 年度は別府市、津久見市への交付はなかった。

B. 事業の管理について

昨年度の事務事業評価では、活動指標として「事業説明パンフレットの作成配布」、「広告媒体による農業者への周知」を挙げ、それぞれの回数を記載していたが、今年度の事務事業評価では、「農地集積専門員による担い手訪問数」に変更している。農地集積専門員を平成 28 年度より各振興局に配置したため、より適切な当該指標に入れ替えたものである。ただし、農地中間管理推進事業でも同じ指標を使っているが、どちらの事業で動いたかは分けられないので同じ数値を掲載している。

なお、成果指標は昨年度と同じである。

C. その他(本事業の趣旨)

農地の受け手側に交付する 1 回限りの助成金であるが、その用途については特定されていないため、本事業の趣旨を詳しく聴取した。

本事業は、自ら農地集積を推進する農業経営体を支援するために交付金を交付する事業である。特定の行為に対する負担を補助するものではなく、受け手の集積意欲向上を図り、受け手による集積を奨励するために報奨として交付していることから、その用途に制限は設けていない。

実際に農地の出し手と借受の交渉を行うのは、受け手である担い手である。連たん農地は受け手として貸してもらいたい農地であるが、交渉の負担感から借受を諦め、比較的借りやすい遠隔地の農地を借受けるケースも多い。その結果、受け手の管理する農地が、分散錯圃状態になっている現状がある。このため、担い手が交渉を行うことへの奨励金あるいは手間賃的な意味合いで補助金を交付しているとの説明であった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「構造改革の更なる加速」の中での取組「変化に対応した先駆的な経営体の育成」に記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 農地中間管理事業などを活用した農地の集積、大区画化による低コスト生産の促進

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「事業により担い手への集積・集約が進んだ農地面積」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した成果指標である。本事業による農地面積に限定していることから、直接的な指標とみなされる。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

ウ 攻めの水田農業構造改革事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		214,199 千円
H26～H28	37,493 千円（繰越額 80,854 千円）	内訳	国庫支出金	107,845 千円
担当課等	農地活用・集落営農課		諸収入	90,921 千円
			一般財源	15,433 千円

(注1) 国庫支出金は、経営体育成支援事業費補助金であり、国の平成 27 年度補正予算に係る繰越額 80,854 千円から 78,621 千円を充当している。なお、平成 28 年度当初予算には、繰越額は含まれていない。

(注2) 諸収入は、国が造成した産地パワーアップ事業基金に係る基金管理団体からの助成金である。

i 事業の目的

特色ある売れる米づくりや機械導入等による低コスト化の推進により、米生産者の所得確保と次代を担う水田農業の経営体を育成する。

ii 事業区分及び活動内容

国の米政策の大転換の方針が固まり、水田農業を取り巻く環境は大きく変わろうとしている中で、強い水田農業づくりを早急に進め、永続的に生き残れる地域水田農業の体制を整備することを意図して、水田農業の中心的経営体を支援するものである。

事業区分	予算額	活動内容	補助率
次代を担う水田農業経営体育成対策事業	千円 32,679	①大規模経営体モデル育成支援対策 大規模経営体が規模拡大するための営農機械等の導入を支援する。	10,000千円まで 国 3/10、県 2/15、 市 1/15 10,000千円超 県1/3、市1/6
		②経営体育成支援対策 中心的経営体に対する営農機械等の導入を支援する。 ・経営体育成支援事業 ・担い手確保・経営強化事業	・国3/10及び定額 ・国1/2及び定額
		③次代を担う若手企業者育成対策 規模拡大を目指す若手農業者に対する営農機械等の導入を支援する。	県3/10、市1/5
		④革新的な低コスト技術実証(委託) 超高速播種機による乾田直播栽培の大規模実証を行う。	
魅力ある大分米産地確立事業	3,400	①大分米ブランド力強化対策 良食味低タンパク米の増産と大分つや姫の高品質生産、商品力の向上を支援する。	県 1/2
		②酒米・業務用米産地育成対策 実需者との結びつきのある産地を育成する。	県 1/2
		③大分の米販売力強化対策 県産米の販売力強化を支援する。	県 1/2
水田農業産地パワーアップ事業	(注)	水田農業産地確立に必要な共同利用施設の整備及び農業機械のリース導入を支援する。 ・生産体制整備 ・生産支援対策(リース導入)	国 1/2
推進費	1,414	担当課における推進経費	

(注) 水田農業産地パワーアップ事業については、国の道府県助成金を財源に平成 28 年度補正予算で 392,944 千円を追加編成し、うち当年度中に 90,921 千円を使用している。残り 78,012 千円は平成 29 年度に繰り越して実施、その他は減額補正等を行っている。なお、補助対象

となる実施主体が水田農業の中心的経営体と位置付けられる者で共通しているため、本事業に組み込んでいる。

事業区分	繰越額	活動内容	補助率
次代を担う水田農業 経営体育成対策事業	千円 80,854	経営体育成支援対策 中心的経営体に対する営農機械 等の導入を支援する。 ・担い手確保・経営強化事業	・国 1/2 及び定額

iii 事務事業評価(実績値)

[] は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	経営体育成支援対策実施箇所数 (箇所)	—	18	4 [4]	a	A
	次代を担う若手企業者育成対策実 施箇所数(箇所)	4	4	5 [4]		
	大規模経営体モデル育成支援対策 実施箇所数(箇所)	—	2	1 [1]		
	つや姫実証圃の設置(箇所数)	10	10	6 [6]		
成果	水田の担い手数(経営体)[注]	652	723	762 [703]	a	

[注] 耕作面積が 5ha 以上の個別経営体+集落営農法人

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については全て目標を達成しているため、a (3点) 評価となっている。成果指標についても 108.4%の達成率となり、a (3点) 評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) 補助金の交付事務

攻めの水田農業構造改革事業実施要領、攻めの水田農業構造改革事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、次代を担う水田農業経営体育成対策事業(革新的な低コスト技術実証を除く)、産地パワーアップ事業については、市町村経由で交付している。他方、魅力ある大分米産地確立事業については直接農業団体や酒造会社に交付している。

(2) 超高速播種機による乾田直播栽培の大規模実証の委託

委託契約に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、大分県農林水産研究指導センターが委託元となっており、平成 28 年度の委託先は、農事組合法人 2 法人であった。

B. 事業の管理について

活動指標は概ね妥当なものを選定しているが、産地パワーアップ事業が年度途中で追加されたため、産地パワーアップ事業の活動指標は設定されていない。

平成 29 年度事業からは活動指標に「水田農業産地パワーアップ事業実施箇所数」を追加するとのことである。

なお、産地パワーアップ事業は農業機械リース導入や施設整備に伴う補助金であるため、次代を担う水田農業経営体育成対策事業に類似しており、本事業の経営体育成という目的に合致している。

指摘	16-N	成果指標について
改善事項		成果指標は、耕作面積が 5ha 以上の「水田の担い手数（経営体）」でカウントしているが、農林水産部の統計データとしては、15ha 以上の担い手数も把握している。後者を成果指標とした方が事業の趣旨を考えると有効と思われるが、下記の事情があることに鑑み、15ha 以上の担い手数を事務事業評価調書の「事業の成果」欄で追加記載すべきと思われる。

《補足》

事業の背景としては、TPPの問題もあり、米政策を保護的政策から市場経済の下での競争力強化へ大転換したことがある。これを踏まえての強い水田農業づくりを目的とするのであるから、耕作面積が 5ha 以上の担い手数（経営体）を成果指標としても、力強さに欠ける指標のように感じる。

農林水産部の面積設定の考え方は、以下のとおりである。

- 1) 10a あたり米生産コストが 5ha で下げ止まる。
- 2) 我が国の全世帯平均所得（2016 年で 545 万円）以上を期待できる経営面積としては、15ha 以上が目安となる。

本県の水田農業に関わる農家は、零細・兼業農家も多い（1 経営体あたりの経営耕地面積：2015 年で 1.5ha）という現状を踏まえ、農林水産部としては、意欲のある農業者をリストアップし、農地中間管理事業を活用した農地集積等により、まずは水田経営面

積 5～15ha の農業者に育成した上で、最終的には水田経営面積 15ha 以上の個別経営体を育成するという 2 段構えの育成方針で考えている。

C. その他(事業の分割について)

事務事業評価調書では、成果指標は 1 つとなっていることもあり、水田の担い手数のみを成果指標にしている。しかし、よく考えてみると、事業区分の「魅力ある大分米産地確立事業」については、当該成果指標はほとんど関係ない。そこで、事務事業評価では、活動指標である「つや姫実証圃の設置（箇所数）」のウエイトが 10% と小さいこともあり、補足的に作付面積が 97ha 増加したことを事業の成果欄に記載している。

本事業は、平成 28 年度で終了し、29 年度から事業を組み替えて継続しているが、この事案については、組み替えに当たって、次のように対応している。

- ① “新時代の水田農業低コスト化対策事業” に「次代を担う水田農業経営体育成対策事業」や「水田農業産地パワーアップ事業」を組み込んでいる。
- ② “水田作物高付加価値産地づくり事業” に「魅力ある大分米産地確立事業」の内容を拡大した形で組み込んでいる。

平成 28 年度では、本事業に「生産性向上・経営体育成支援」的な事業と「新品種・ブランド開発」的な事業が混在していたが、平成 29 年度はこれが分離され、分かりやすくなっている。このため、指摘事項にはしなかったが、本来、成果指標が 2 つ必要な事業は、少なくとも事務事業評価上は分割すべきであった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「マーケットインの商品づくりの加速」の中での取組「産地間競争に勝ち抜く生産力の強化」、施策「構造改革の更なる加速」の中での取組「変化に対応した先駆的な経営体の育成」に記載されている次の取組事項を水田農業という分野で一つの事業として位置付けている。

- ① 省エネルギー施設や省力化技術の導入による低コスト生産の推進
- ② 経営体の規模拡大や協業化など経営の高次化の推進

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「水田の担い手数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

県全体としての水田の担い手数（個別経営体＋集落営農法人に分解される）であるため、様々な要因に影響される総合的な効果指標である。事業の成果指標としては、本来、あまり適切ではないが、「大分県水田農業振興方針」（注）の目標指標をそのまま成果指標に採用している。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

(注) 米が生産調整品目であることなどの理由により、「大分県農林水産業振興計画」に掲載する水田農業の取組について、より詳細に取組事項や目標指標を取りまとめたもの。

エ サービス産業生産性向上支援事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		29,477千円
H28～H30	0千円（繰越額 32,967千円）	内訳	国庫支出金	29,477千円
担当課等	商業・サービス業振興課			

(注) 国庫支出金は、地方創生加速化交付金であり、国の平成27年度補正予算に係る繰越額32,967千円から充当しており、平成28年度当初予算には含まれていない。

i 事業の目的

宿泊業を中心とした観光関連産業を対象として、労働生産性の向上を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	繰越額	活動内容	備考
サービス工学活用生産性向上調査研究事業	千円 19,253	データに基づく生産性の向上を図るための宿泊業者の意識・実態調査及び実証事業	委託先： (国研)産業技術総合研究所
サービス産業生産性向上人材育成事業	6,460	宿泊業の次期経営者等を対象に、宿泊業経営に必要な知識やノウハウを学ぶ講座を開催	委託先： (株)旅館総合研究所
サービス産業生産性向上促進事業	5,649	生産性向上に向けた取組を行う、宿泊業を中心とした3社以上の企業グループに対して助成	補助率：1/2 上限額：1,000千円 採択予定件数：5グループ
サービス産業生産性向上セミナー	813	観光関連産業に携わる企業、団体等を対象に、生産性向上についての意識啓発セミナーを開催	直接実施
推進費	792	担当課における推進経費	

iii 事務事業評価(実績値)

[] は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	実証事業実施箇所数(箇所)			2 [2]	b	B
	人材育成講座参加者数(人)			21 [30]		
	補助件数(件)			3 [5]		
	セミナー参加者数(人)			90 [80]		
成果	県の施策により1人当たり労働生産性が前年度比2%以上向上したサービス産業関連企業数(社)			57 [36]	a	

《評価の説明》

平成28年度開始の事業である。活動指標については「人材育成講座参加者数」と「補助件数」は目標に対し未達であったことから、予算割合による加重平均で算出した達成率が80%以上90%未満の範囲となったため、b(2点)評価となった。

成果指標は158.3%の達成率のため、a(3点)評価となり、両者の合計が5点となるため、総合評価は「B、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県サービス産業生産性向上促進事業費実施要領、大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	17-S	成果指標の実績の集計について
不備事項		実績の集計に当たっては、経営革新計画を策定している企業のうち、労働生産性が前年度比2%以上向上した企業を集計しているが、基礎資料の集計方法に誤りがあり、実績が57件ではなく、58件であった。実績は正しく集計すべきである。

《補足》

実績数値は誤っているものの、評価が「a」であることに変わりはない。

指摘	18-S	労働生産性という指標について
勸奨事項	<p>本事業は、大分県のサービス関連産業の生産性が低いとの前提で事業を実施しているが、そもそも、労働生産性は正確に把握することが困難な指標である。パート・アルバイトの人員が多い業種ほど労働生産性が低く算出されるなど、業界や個別企業ごとの雇用形態の特徴等に影響を受けるからである。</p> <p>こうしたことも踏まえ、政策立案に際しては、大分県の実態がどのようになっているのか可能な限り把握に努める必要があると思われる。</p>	

《補足》

経済センサスと経営指標を用いた産業間比較（平成26年2月26日改訂 総務省）によると労働生産性について下記の記載がある。

「従業員1人当たり」の指標について

本トピックスでは、「従業員1人当たり」の売上高や付加価値額などの指標を用いていますが、これらにおいては正社員・正職員とパート・アルバイトの労働時間の違いなどは考慮していません。したがって、「従業員1人当たり」の指標を産業間で比較した結果を見る際には、各産業の雇用形態の特徴などにも留意する必要があります。

C. その他(調査研究事業について)

指摘	19-S	サービス工学活用生産性向上調査研究事業について
改善事項	<p>県内観光産業の生産性が低い原因を科学的に究明するため、(国研)産業技術総合研究所への委託により、サービス工学を活用した調査研究が行われているが、どのような計画に基づき調査研究を行い、調査結果をどのように活用するのかという基本方針があらかじめ決定されていない。調査研究を実施するためにはあらかじめどのような内容を調査・研究し、調査報告をどのように活用するのか、どの範囲の関連者に開示・フィードバックするのか等の方針を事前に決定しておく必要がある。</p>	

《補足》

単に調査報告書を受け取るだけでなく、あらかじめ、その調査報告書から得た知見を適切に政策に活用していくことを意識して、活用方針を文書化して委託先とも共有すれば、委託先もこれを考慮して報告書を作成すると思われる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業との関係

プラン2015の施策「商業の活性化とサービス産業の革新」の中の取組「多様化するニーズに対応した商業・サービス業の振興」に記載されている次の取組事項を一つの事

業として位置付けている。

- ① 高付加価値化やICT活用による商業・サービス業の生産性の向上

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「県の施策により1人当たり労働生産性が前年度比2%以上向上したサービス産業関連企業数」は、プラン2015における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策KPIと一致している。

本事業は事業予算の大半を宿泊業に充当していることから、主に宿泊業を中心とした観光関連のサービス業に絞る方が事業の評価としては望ましいが、上記成果指標は、サービス産業全体としての指標となっており、総合的な効果指標といえる。

なお、大分県版総合戦略アクションプランの事業KPIは、平成28年度実施の加速化交付金事業として、本成果指標と同一の指標を採用している。

(3) 商品づくり、新マーケット参入

I 関連する施策と取組

施策	取組
チャレンジする中小企業と創業の支援	・新分野への挑戦支援等による地場中小企業の振興
構造改革の更なる加速	・新たなマーケットへの挑戦

II この分野における取組の基本方向

- ◇ ものづくり企業がこれまでに培った技術や設備等を活用して取り組む新分野への挑戦を支援し、新たな産業の創出を目指す。
- ◇ 農林水産業の成長産業化に向けて、農林水産物の生産拡大に加え、農商工連携などによる付加価値の向上に取り組む。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策KPI）

- ・農林水産業による創出額 平成30年度目標2,180億円
【平成25年度実績2,134億円】

(注) 農林水産業による創出額＝農林水産業産出額＋加工等による付加価値額＋日本型直接支払制度交付金額等

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア ものづくり企業技術チャレンジ支援事業	10,528	6,920
イ おおいた地域資源活性化推進事業	10,487	10,487
ウ 6次産業化サポート体制整備事業 (九州連携6次産業化推進事業)	148,785	53,162
エ 食品企業連携産地拡大推進事業	27,399	13,369
オ 循環型環境産業創出事業	75,929	74,382

ア ものづくり企業技術チャレンジ支援事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		6,920千円
H28～H30	10,528千円	内訳	繰入金	6,920千円
担当課等	工業振興課、産業創造機構			

(注) 繰入金は、おおいた元気創出基金からの繰入れである。

i 事業の目的

県内企業の今後の成長が見込まれる新分野への参入を促進し、県内中小企業者の技術力向上や開発型企業への転換、取引の拡大を図る。

ii 事業区分及び活動内容

現行は、今後の成長が期待される航空機産業への参入を図る企業に対して、参入に必要な品質認証資格取得に要する経費の助成や、大手メーカーとのマッチング等の支援を行っている。

事業区分	予算額	活動内容	備考
技術支援	千円 5,929	①品質認証の取得支援 ・資格取得経費の助成（取得に係るコンサルティング費用） ・参入に必要な国際的な品質認証資格であるJISQ9100の取得に向けて、セミナーを開催。	補助率：県1/2 上限1,250千円
		②技術研修等の実施 県内企業グループが三菱重工業及び航空機部品の受注企業の現場を視察し、意見交換、対応可能案件等の情報収集を行う。	
航空機産業に関するセミナーの開催	1,599	セミナーを開催し、航空機産業への参入機運醸成を図るとともに、業界動向の把握、マーケティング情報、参入・技術知識の習得を促進する。	委託先： 産業創造機構
アドバイザーの委嘱 4名重工OB	3,000	関東・東海地区を活動拠点としている航空機産業に詳しい重工OB等をアドバイザーに委嘱し、最新の業界動向、販路情報の収集や県内企業に対する品質認証取得・航空機産業に必要な技術等についてのアドバイスを行う。また、アドバイザーを通じて航空機関連企業とのマッチングを推進する。	

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	技術研修開催回数(回)			4 [4]	a	A
	アドバイザーと地場企業との面談件数(件)			20 [12]		
	研究会会合開催件数(回)			6 [4]		
成果	品質認証資格取得企業数(見込み含む)(件)			2 [2]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度からの開始事業である。活動指標については全て目標を達成しているため、a（3点）評価となっている。成果指標についても目標を達成しているため、a（3点）評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) 資格取得経費の助成

大分県航空機参入支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、平成 28 年度は、(株)江藤製作所、ニシジマ精機(株)が航空機部品で申請しており、補助金 1,392 千円を交付している。

(2) 産業創造機構への委託について

産業創造機構との委託契約書等に基づき、財務事務の執行が行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	20-S	成果指標について
勸奨事項		この事業は事業名のとおり、チャレンジすることで技術を磨くことにあり、認証申請に至るまでかなりの努力を要する。したがって、成果指標としては「品質認証資格取得企業数(見込み含む)」ではなく、「品質認証資格申請企業数」で十分ではないかと思われる。

《補足》

成果指標を「品質認証資格取得企業数(見込み含む)」としているが、航空機の品質認証資格の取得はかなり厳しく、申請から取得まで時間も要する。したがって、資格取得完了を基準にすると、母数となる目標値が小さいため、(見込み含む)といった苦しい記載をして達成率を上げることになる。しかし、よく考えてみると、そもそも新しいものづくりにチャレンジすることが本事業の趣旨であり、航空機産業への参入は、一つのテーマに過ぎない。時流を見据えて平成 31 年からは別のテーマを取りあげて、取り組むことが期待される。そうであれば、成果指標としては、資格申請を基準にしてカウントしても問題は生じない。

なお、本格的に航空機産業のクラスター化を図るのであれば、金額的にも大きな支援が必要であり、別次元の事業を設定する必要がある。

C. 産業創造機構への往査

(1) 産業創造機構の実績

- ① 取引成立案件 治工具 (株)江藤製作所、部品 佳秀工業(株) (本社で JISQ は取得)
- ② 航空宇宙マネジメントシステム「JISQ9100」認証取得
既取得 1 件 取得中 (28 年度中見込み) 2 件 (株)江藤製作所、ニシジマ精機(株)
- ③ 大分県航空機産業参入研究会 会員 25 社

(2) 産業創造機構における委託金の使途について

平成 28 年度の県委託費 4,854,000 円の使途について検討した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、正味財産増減計算書の本事業の事業費は、4,545,944 円で、差額 308,056 円は利益として残っている。一般管理費充当分(事業費の 10%)として認めている金額を管理費や共通経費が計上されている会計区分(法人会計や公益共通)の収益に振り替えていないため、形式的に事業損益として利益が出ている形になっている。

D. その他(資格取得経費の助成審査)

品質認証の取得支援のうち、「資格取得経費の助成」にあたっては、審査会を設置している(大分県航空機参入支援事業費補助金審査会設置要項)。公募を行い、提出された認定申請書(事業計画を添付)を審査委員 4 名が審査する。審査委員の 1 名は産業創造機構職員(事務局次長)である。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の出組「新分野への挑戦支援等による地場中小企業の振興」に記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 半導体産業等で培った技術、人材等の活用による成長分野への成長支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「品質認証資格取得企業数(見込み含む)」は、直接的な効果を示す指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

イ おおいた地域資源活性化推進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		10,487 千円
H20～H30	10,487 千円	内訳	一般財源	10,487 千円
担当課等	工業振興課、産業創造機構			

i 事業の目的

地域資源を活用した中小企業者等の商品開発等の取組を支援する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	補助率
おおいた地域資源活性化基金活用支援事業(おおいた地域資源活性化基金事業)	千円 7,455	地域資源を活用した商品開発に対する助成を行う地域資源活用助成事業の実施支援基金管理職員を産業創造機構内に配置(2名) ① 地域資源活用商品創出支援事業 ② 地域資源活用商品ステップアップ支援事業 ③ 展示会出展チャレンジ支援事業	県 10/10 交付先： 産業創造機構
地域コーディネーターの設置	3,032	企業訪問や新規案件の支援・フォローアップなどを行う地域資源コーディネーターを産業創造機構内に配置(1名)	

iii 事務事業評価(実績値)

[] は目標値

区分	指標名 (単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	基金助成事業採択件数(件) ※地域資源活用商品創出事業のみ	16	25	10 [14]	b	B
	地域コーディネーターによる支援 件数(件)	359	353	295 [259]		
成果	おおいた地域資源活性化基金助成 事業による事業化件数(件) (累計)	36	56	62 [59]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は、基金助成事業採択件数が未達となったことから、予算割合による加重平均で算出した達成率が 80%以上 90%未満の範囲となったため、b (2点) 評価となっている。成果指標については、105.1%の達成率がとなり、a (3点) 評価。総合評価は、両者の合計点が5点となるため「B、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

法令：中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

おおいた地域資源活性化基金運営事業実施要領、おおいた地域資源活性化基金運営費補助金交付要綱に基づき、産業創造機構の運営費に対する補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. 産業創造機構への往査

(1) おおいた地域資源活性化基金事業の実施状況

産業創造機構において「おおいた地域資源活性化基金」(50 億円)を造成し、その運用益で下表の事業を行っている。(巻末資料 B-2 「おおいた地域資源活性化基金事業」参照)

事業区分	事業内容	実績 (H20～H28年度累計)	備考
地域資源活用商品創出支援事業	大分県の特徴的な地域資源を最大限生かし、市場ニーズを踏まえた競争力の高い地域資源活用商品を創出するため、研究開発段階から試作品開発までを一貫して支援する。	申請件数：334件 採択件数：136件 事業化件数： 62件/107件	事業期間： 2年以内 助成率： 2/3 又は 4/5
地域資源活用商品ステップアップ支援事業	地域資源活用商品創出支援事業を完了した企業が、同事業により開発した商品をもとにした経営向上を図るため行う商品改良及び市場調査等の商品課題の解決並びにその後の展示会出展等の販路開拓を支援する。	申請件数：7件 採択件数：7件	事業期間： 1年以内 助成率： 2/3
地域資源活用商品展示会出展チャレンジ支援事業	地域資源活用商品の販路開拓のために行う展示会等への出展等を支援する。	申請件数：12件 採択件数：12件	事業期間： 1年以内 助成率： 1/2
新商品開発スタートアップ事業	商品開発を計画している中小企業を対象に、課題を整理するための研究会の開催、販路開拓のための展示会出展支援や、県外バイヤーによる既存商品の評価などにより、より市場性の高い新商品の開発に向かうための求評会等を開催する。	セミナー：23回 (延べ1,443人参加) 展示会・商談会：21回 (延べ703社出展)	

(注) ファンド（おおいた地域資源活性化基金）の期限が平成30年度となっているため、平成30年度で終了の見込み。事業を継続する場合は、新たなファンドの組成が必要となる。

(2) おおいた地域資源活性化基金事業の事務執行について

おおいた地域資源活性化基金助成金交付要領、おおいた地域資源活性化基金事業実施要領、地域資源活用商品創出支援事業審査委員会設置運営要領に基づき、おおいた地域資源活性化基金助成事業（地域資源活用商品創出支援事業、地域資源活用商品ステップアップ支援事業、地域資源活用商品展示会出展チャレンジ支援事業）に係る財務事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 事業の管理について

指摘	21-S	決算書の徴求状況について
改善事項	<p>助成を受けた事業者は、毎年事業化状況報告に決算書を添付することとされているにもかかわらず、決算書を提出しない法人が散見される。</p> <p>何度督促をしても提出しない法人もあり、督促作業に膨大な時間を要するため、産業創造機構の業務の妨げとなっている。今後、約束を守らない法人に対しては、県のその他の補助事業での採択において何らかのペナルティーを課すことも検討すべきである。ルールを順守しない法人は不正を行う可能性もあるため、補助金の返還も検討するといった厳罰の検討も必要と思われる。</p>	

指摘	22-S	おおいた地域資源活性化基金事業の実績報告について
改善事項	<p>基金事業の実績報告については、運営委員会が、評価、助言、審査、承認を行うことになっている（おおいた地域資源活性化基金事業運営委員会設置要綱第1条）。産業創造機構から大分県への実績報告書の提出は、平成28年6月30日の期限までに提出されているが、運営委員会の評価等は、県への実績報告書提出後の平成28年7月7日に実施されている。本来であれば、運営委員会の評価等を経た実績報告書を県に提出すべきである。県へは手順を踏んだ適切な実績報告を行う必要がある。</p>	

指摘	23-S	おおいた地域資源活性化基金事業運営委員会の議事録について
改善事項	<p>議事録について、議案の記載がなく、出席委員の署名捺印もないため、改善が必要である。産業創造機構として必要な記載事項等のひな型を作成し、運用することが望ましい。</p>	

D. その他

(1) おおいた地域資源活性化基金事業の助成対象企業

指摘	24-S	助成対象について
勸奨事項	<p>本事業では上場企業又はそのグループ企業でも要件を満たせば中小企業者として補助金を受け取ることができるが、大規模な事業者と小規模事業者を同じ土俵で審査・評価すれば、小規模事業者にとって不利となる恐れがある。</p> <p>真に補助金を必要としている事業者に対して補助金が適切に配分されるように支給金額や補助率について、事業規模に応じた対応を検討することが望ましい。</p>	

《補足》

助成対象となる中小企業者は資本金と従業員数で判断される。この中小企業者の定義では、上場企業またはそのグループ企業でも要件を満たせば中小企業者として補助金を

受け取ることができる。大規模な事業者は補助金を受給しなくても自己資金で十分に新規事業を実施できる場合が多いと思われるので、同じ土俵で審査・評価することに疑問を感じる。

区分	基金事業の応募状況	採択状況	事業完了企業の事業化状況
小規模事業者	68.9% (241社)	35.3% (85/241社)	65.6% (42/64社)
小規模外の中小企業	30.9% (109社)	55.0% (60/109社)	51.1% (22/43社)
合計	100.0% (350社)	41.4% (145/350社)	59.8% (64/107社)

(2) おおいた地域資源活性化基金事業における事業の審査

指摘	25-S	事業採択に係る審査委員について
改善事項		<p>事業の審査に際して、審査委員又は審査委員の所属する機関が、共同研究体及び連携体等である場合は、当該案件の審査に加わることはできない（審査等取扱要領第7条第1項）とされている。</p> <p>産業科学技術センターに属する審査委員は対象となる案件の審査・選考から除いていたが、国立大学法人大分大学に所属する委員は、所属する学部が異なるという理由から審査・選考に参加しており、公平性の観点から問題があるので審査等取扱要領を順守すべきである。</p>

指摘	26-S	予備審査と委員会審査の結果不整合の処理について
勧奨事項		<p>外部専門家による予備審査と委員会審査で結論が不整合なケースが発生した場合、産業創造機構（事務局）としては、各審査委員及び審査委員会の判断に対して異議を差しはさむことは避けなければならないが、予備審査と委員会審査の結論が著しく不整合となった場合は、今後の審査のあり方、事業者への指導等の観点から、産業創造機構の内部的な手続きとしてその原因分析を行うことが望ましい。</p>

《補足》

事業の審査においては、審査を効果的かつ効率的に実施するため予備審査として外部の専門家（ベンチャーラボ㈱）へ委託し、その後選考委員会で最終決定している。

指摘	27-S	審査委員の参考意見について
勸奨事項	<p>選考の際の参考意見として、審査委員から、「経費の見積りが過大計上である」「旅費が多すぎる。規定に基づいて算出すべき、基本的なところが不透明な部分がある」旨の指摘があり、産業創造機構は、当該指摘内容について調査対応を行っているが、その対応結果については記録が残っていない。</p> <p>不正につながる重大な指摘であることから、調査対応の結果については文書を残すことが望ましい。</p>	

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業との関係

「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の取組「新分野への挑戦支援等による地場中小企業の振興」で記載されている次の取組項目を一つの事業としている。

① 地域資源等を活用し、需要拡大を図る地場中小企業支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「おおいた地域資源活性化基金助成事業による事業化件数(累計)」は、直接的な効果を示す指標であり、プラン2015における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策KPIとは独立した本事業単独の成果指標である。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

ウ 6次産業化サポート体制整備事業（九州連携6次産業化推進事業を含む）

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		53,162千円
H26～H31	148,785千円（繰越額960千円）	内訳	国庫支出金	49,446千円
担当課等	おおいたブランド推進課、産業創造機構		一般財源	3,716千円

(注1) 国庫支出金は、6次産業化ネットワーク活動整備交付金(ハード支援目的)、6次産業化ネットワーク活動推進交付金(ソフト支援目的)であり、他に地方創生加速化交付金の平成27年度国の補正予算に係る繰越分960千円を含んでいる。

(注2) 上記の地方創生加速化交付金は、九州連携6次産業化推進事業に係る繰越額であり、平成28年度当初予算額には含まれていない。

i 事業の目的

6次産業化のさらなる推進により、県産農林水産物の高付加価値化を図るとともに、生産者の所得向上、雇用の場の拡大、地域の活性化を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
6次産業化サポートセンターの設置	千円 19,765	①アグリ（農業専門）プランナーによる相談対応 ②プランナー（加工・流通・販促等の専門家）の派遣	補助率： 国10/10 交付先： 産業創造機構
人材育成対策	1,553	6次産業化に取り組む人材の育成を図るため、6次産業化に必要な要素を体系的に学ぶ研修会を開催	補助率： 国10/10 交付先： 産業創造機構
ネットワーク構築による新商品開発・販路開拓への支援	123,750	加工施設等の整備を支援	補助率： 国3/10
販路開拓への支援	3,717	①6次産業化商品のブラッシュアップの実施 ②首都圏での商談会の実施	委託先： 良品工房 等

事業区分	繰越額	活動内容	備考
九州・山口の農林水産物を活用した新たな地域ビジネスの展開	千円 960	九州・山口で一体となった商談会の開催、九州・山口産原料による新商品の開発促進等を行う。	各県で負担

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	整備事業の実施による6次産業化食品加工施設等の整備数(件)	0	2	2	a	A
				[2]		
	新規掘り起こし(6次産業化サポートセンターの新規支援対象)(件)	18	16	20		
				[20]		
	各県が連携して出展する商談会等における商談成立件数(件)	—	—	108		
			[60]			
	6次産業化チャレンジスクールの受講者数(人)	—	—	29		
				[20]		
	6次産業化セミナー参加者数(延べ人数)	11	85	—		
成果	食品加工による付加価値額(億円)	106	114	129	a	
				[111]		

(注)平成 27 年度まではセミナー形式で人材育成を図ってきたが、平成 28 年度からは受講者を決め、複数回の講座を設ける塾形式の「6 次産業化チャレンジスクール」に変更している。

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については全て目標を達成しているため、a（3 点）評価となっている。成果指標についても 116.2%の達成率となり、a（3 点）評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

法令：六次産業化・地産地消法、農商工等連携促進法

国の要領等：6 次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱、6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) ネットワーク構築による新商品開発・販路開拓への支援にかかわる補助金交付事務
大分県 6 次産業化サポート体制整備事業費補助金交付要綱、大分県 6 次産業化サポート体制整備事業費補助金実施要領に基づき、補助金の交付事務を行っているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 大分県から産業創造機構への補助金交付事務

大分県 6 次産業化サポート体制整備事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. 産業創造機構への往査

(1) 産業創造機構による支援活動

産業創造機構は、「大分県 6 次産業化サポート体制整備事業費補助金実施要領」に定める「支援体制整備事業」のうち、「農林漁業者等へのサポート活動」（6 次産業化サポートセンター）と「人材育成研修会の開催」を行っている（巻末資料 B-3「大分県 6 次産業化サポート体制整備事業（農林水産省補助事業）」参照）。

前者については、具体的には次のような内容である。

- ① 6 次産業化の総合窓口として、農林漁業者等の相談に応じる。

② 6次産業化プランナーの派遣(総合化事業計画の策定・申請と認定後支援)。

(2) 補助金の申請

産業創造機構の正味財産増減計算書の上記活動に係る事業費は 21,518,760 円であったが、会議費(注) 53,760 円を補助対象外として、平成 28 年度の補助対象事業費を 21,465,000 円で請求している。

(注) 会議費は、チャレンジスクール講師との打ち合わせ時の飲食代

指摘	28-N	垂れ幕の作成について
改善事項	<p>チャレンジスクールの研修等で講演の垂れ幕を作成しているが、講演ごとに題目や講師が代わるので再利用ができないため、不経済である。題目や講師名は通常案内状等にも記載されており、プロジェクターを使用する場合は、パワーポイントの表紙を講演開始前等に映写していれば足りると思われる。再利用が可能な「6次産業化チャレンジスクール」のような横断幕はともかく、講演ごとの垂れ幕は必要性に乏しいと思われる。</p>	

《補足》

1回あたりの垂れ幕代は2~3万円程度であるが、産業創造機構全体では研修やセミナーの回数が大変多いので、習慣的に講演ごとの垂れ幕を作成することが多いようであれば、産業創造機構全体としては大きな節約になる可能性がある。

(3) 産業創造機構の実績

① 総合化事業計画認定件数 4件

大分県6次産業化サポート体制整備事業費補助金実施要領に定める「整備事業」は農林水産部おおいたブランド推進課が直接実施しているが、産業創造機構が作成を支援している総合化事業計画の認定者が対象者となる。

② 人材育成研修「おおいた6次産業化チャレンジスクール」の開催 8回

D. その他(総合化事業計画の認定取得の困難性への対応)

国の総合化事業計画の認定取得は、申請すればほぼ認められるが、明文化されていないが過去2~3年黒字であることが条件となっているようであり、また、認定まで時間がかかること等の要因で、意欲はあっても申請を躊躇することが多くなっている。認定を受けると大型の加工設備への補助やファンドの支援が受けられるが、さほどの設備や資金を要さないケースもあるので、そのようなケースは申請を断念する場合も多いようである。

ただし、市町村で少額の設備投資補助の制度があるので、そちらを紹介する等している。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

施策「構造改革の更なる加速」の中の主要な取組として掲げられている「新たなマーケットへの挑戦」における次の具体的な取組事項を一つの事業として位置付けている。

① 6次産業化プランナーなどの活用による新たな商品開発や販路拡大

2. 事務事業評価の成果指標

成果指標としている「食品加工付加価値額」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I である「農林水産業による創出額」を構成する要素であり、「大分県農林水産業振興計画の主要指標」（巻末資料 C-3 参照）として定められている指標と一致している。

また、「食品加工付加価値額」は、大分県全体の数値で設定しており、この事業以外の様々な要因が働く総合的な効果指標である。後述の「エ 食品企業連携産地拡大推進事業」の成果指標も同じ「食品加工付加価値額」となっている。

なお、直接的な成果指標としては、むしろ、活動指標としている「各県が連携して出展する商談会等における商談成立件数」が直接的な成果指標に近い。実際、大分県版総合戦略のアクションプランでは、加速化交付金事業として、本事業の一部となっている「九州連携 6 次産業化推進事業」の事業 K P I に、これを採用している。

エ 食品企業連携産地拡大推進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		13,369 千円
H28～H32	27,399 千円	内訳	繰入金	11,995 千円
担当課等	おおいたブランド推進課		一般財源	1,374 千円

(注) 繰入金は、おおいた元気創出基金からの繰入れである。

i 事業の目的

県内外の食品企業とのマッチングを強化し、新たな産地づくりを進めるとともに、農林漁業者の所得の向上及び県内食品企業の製造する県産原料を使用した商品の開発等により、農林水産業が生み出す付加価値の向上を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	補助率
産地スタートアップ支援・供給拡大対策	千円 15,654	①新たな品目の栽培に挑戦する農地所有適格法人等の作柄安定支援 ②食品企業へ原材料を安定供給するため農業機械、出荷調整機械の整備 ③加工・業務用キャベツの安定生産のため土壌改良材の導入を支援	①定額(70千円、50千円、30千円/10a) ②県 1/3 ③県 1/3、市町村 1/6
おおいたの資源商品化支援対策	10,000	一次加工などに必要な機械・機材の整備を支援する。	県 1/2 上限 2,000 千円
ビジネスマッチング対策	1,745	農商工連携を強化するため新たにフードマーケットを設置し、食品企業と産地のマッチングを進める。(直接実施)	

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	加工業務用栽培拡大面積(ha)			22.6[12]	a	A
	食品企業ニーズに対応した生産・出荷体制の構築数(マッチング件数)(件)			17 [12]		
	食品企業の意向調査数(社)			150[130]		
成果	食品加工付加価値額(億円)			129[111]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度開始事業である。活動指標については全て目標を達成しているため、a (3点) 評価となっている。成果指標についても達成率が 116.2%となり、a (3点) 評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関係法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県食品企業連携産地拡大推進事業費補助金交付要綱、大分県食品企業連携産地拡大推進事業実施要領に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、

特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	29-N	活動指標の集計範囲について
改善事項		「おおいたの資源商品化支援対策」の活動指標である「食品企業ニーズに対応した生産・出荷体制の構築数（マッチング件数）」は、本事業の3つの事業区分のマッチング件数の合計を計上している。活動指標は、事務事業評価調書の「活動名及び活動内容」の活動項目ごとに1つの指標を選定することとなっているので、今後は、おおいた資源商品化支援対策によりマッチングを支援した件数のみを計上していただきたい。

《補足》

「おおいたの資源商品化支援対策」は補助金の要件として、マッチングできていることが前提となっているが、「おおいたの資源商品化支援対策」の平成28年度の補助金件数は、0（企業の都合により取り止め）であるので、マッチング件数は、0となる。したがって、当該活動指標の実績値は、0、達成率は、0%とすべきである。

この場合、各活動指標の達成率を評価割合の加重平均により算出した率は、114.3%となり、活動指標の評価は、a（3点）、総合評価は、活動指標の評価3点+成果指標の評価3点=6点で、A（終了or継続・見直し）となる。活動指標の評価及び総合評価に変更はない。

なお、補助金を交付できなかった理由は、企業の都合による取り止めであり、県は企業からの特殊機械製造の相談には応じていることから、事業活動を全くしていない訳ではない。（大分県側に責任がある訳ではない。）

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業との関係

施策「農林水産業における構造改革の更なる加速」の中の主要な取組として掲げられている「新たなマーケットへの挑戦」における次の具体的な取組事項を一つの事業として位置付けている。

① 食品産業などが主導する新たな産地づくりの推進

2. 事務事業評価の成果指標

成果指標としている「食品加工付加価値額」は、この事業以外の様々な要因が働く総合的な効果指標である。また、大分県全体の数値で設定している。したがって、関連す

る事業活動からの因果関係を直接的に立証することはできない指標となっている。むしろ、活動指標としている「食品企業ニーズに対応した生産・出荷体制の構築数(マッチング件数)」が直接的な成果指標に近いといえる。

なお、「食品加工付加価値額」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I である「農林水産業による創出額」を構成する要素であり、「大分県農林水産業振興計画の主要指標」(巻末資料 C-3 参照)として定められている指標と一致している。

また、前述の「ウ 6 次産業化サポート体制整備事業」の成果指標も同じ「食品加工付加価値額」となっている。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

オ 循環型環境産業創出事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		74,382 千円
H18～	75,929 千円	内訳	繰入金	74,382 千円
担当課等	工業振興課			

(注) 繰入金は、大分県産業廃棄物税基金からの繰入れである。

i 事業の目的

リサイクル産業事業化や排出事業者による発生抑制等への設備投資を支援するとともに、リサイクル産業をめぐる最新の情報を提供することで、県内産業廃棄物排出量や最終処分量の削減と、関連産業の育成を推進する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
環境地域産業化支援	千円 75,029	廃棄物の再資源化等を実施する県内中小企業等の環境関連の事業化経費(発生抑制、減量化、マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル)に対し助成 審査委員会にて、申請者のプレゼンテーションによる審査により採択を決定	補助率： 県 1/2
環境ビジネス情報の発信	900	県内環境関連企業及び排出事業者を対象とした環境ビジネス支援セミナーを開催	委託先：NPO 法人 技術サポートネットワーク

iii 事務事業評価（実績値）

[] は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	制度活用にむけた周知回数(回)	3	5	10 [5]	a	A
	環境ビジネス支援セミナー開催件数(回)	4	4	4 [4]		
成果	事業化件数(累計)(件)	25	34	43[37]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については全て目標を達成しているため、a（3点）評価となっている。成果指標についても 116.2%の達成率となり、a（3点）評価となっている。両者の合計が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県循環型環境産業創出事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務等の財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	30-S	事業の目的について
勸奨事項		「県内産業廃棄物排出量や最終処分量の削減」と「関連産業の育成」の2つを併記しているが、この表現では、どちらが主たる目的かわかりにくい。主たる目的は「リサイクル関連産業の育成」であるため、それがわかるよう、事業の目的の表現を見直す必要がある。

指摘	31-S	成果指標の目標値について
勸奨事項		「事業化件数(累計)(件)」は、事業開始からの累計値になっているが、当年度の実績値が目標値を上回っている場合、次年度の目標数値を変更すべきかどうかという問題が生じる。この問題を回避するには、成果指標を累計値から単年度の数値に変更する方法も考えられる。

《補足》

直接的な効果指標を成果指標に採用する場合、数値を累計値でとるか単年度の数値で

設定するかは、難しい問題である。最終年度の目標を期間総数で定めて、それとの対比での達成度合いを重視し、各年度の変動自体はさほど重視しないのであれば、累計値が適している。そのような対比ではなく、各年度における達成率を問題とするのであれば、単年度の目標数値を採用することになるが、分母数値が小さくなるので、達成率の計算において未達数値が大きく影響する。逆に、累計値の場合は分母数値が大きくなるので、特に年度が進むにつれて、未達数値の影響が少なくなる。そのような特性を踏まえ、累計値を採用するか、単年度数値を採用するかを検討いただきたい。

なお、指摘に記載したような累計値を採用した場合の目標値の変更に関する問題は他の事業でも発生しているが、代表して本事業で記載している。極端なケースでは、次年度の目標数値を既に当年度で上回っているケースもあり得る。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の取組「新分野への挑戦支援等による地場中小企業の振興」で記載されている次の取組事項の一部を一つの事業としている。

① 省エネ化をはじめとした生産設備等の整備推進による地場中小企業支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「事業化件数（累計）」は、直接的な効果指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

3. 審査員の独立性の確認

大分県循環型環境産業創出事業費補助金については、大分県循環型環境産業創出事業選定審査委員会にて審査し、補助対象者を選定している。審査をする委員には、委嘱する際に親族が応募者にはいない旨、委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていない旨、口頭での確認を行っている。

(4) 販路開拓・拡大

I 関連する施策と取組

施策	取組
商業の活性化とサービス産業の革新	・ 県産品の販路開拓・拡大による物産振興
国内誘客の推進と海外誘客(インバウンド)の加速	・ 海外誘客(インバウンド)対策の加速

II この分野における取組の基本方向

- ◇ 首都圏や関西、福岡における県産品の新規取引の開拓と海外への輸出拡大を図る。また、サービス業の海外展開を促進する。
- ◇ 外国語による観光案内や多言語対応の推進、W i - F i 環境の整備により、外国人観光客が旅行しやすい受入態勢を整備する。さらには、おもてなしの向上や二次交通対策等安心して快適に旅行できる環境づくりを進め、訪問者の満足度を上げることで、国内外問わず新規の訪問客を開拓するとともにリピーターの定着化を促進する。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

施策K P Iは設定されていない。

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 地場産業振興対策事業	6,946	6,202
イ フラッグショップ活用推進事業	37,317	36,464
ウ 県産品販路開拓支援事業	6,817	5,349
エ 域外消費獲得支援事業	3,164	3,155
オ 東アジアビジネス推進事業	37,465	35,178

ア 地場産業振興対策事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		6,202千円
H22～	6,946千円	内訳	諸収入	1,839千円
担当課等	商業・サービス業振興課		一般財源	4,363千円

(注) 諸収入は、行政財産使用者から受け取る共益費の分担金である。

i 事業の目的

地場産業振興のため、県産品に関する各種の情報発信により、県内外での県産品の魅力向上を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
県産品データベース等情報発信事業費	千円 359	ウェブサイト「物産おおいた」の運営・保守等	委託先： (有)ライフエモーション
県産品訴求力向上事業費	2,194	坐来大分にて実施	委託先： (株)エデュウス
物産観光館維持管理費等負担金	2,926	別府交通センターにおける区分所有部分の共益費等	
事業の執行に要する経費	1,467	印刷消耗品等	

iii 事務事業評価（実績値）

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

委託費の支払や負担金の支出について、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン2015の施策「商業の活性化とサービス産業の革新」の中での取組「県産品の販路開拓・拡大による物産振興」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

① 「坐来大分」等を活用した県産品の魅力度向上や商談機会の拡大

2. 事務事業評価を実施していない理由等

本事業は政策的経費でなく、経常的経費で構成されるため、事務事業評価は行っていない。

イ フラッグショップ活用推進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		36,464千円
H18～	37,317千円	内訳	一般財源	36,464千円
担当課等	商業・サービス業振興課			

i 事業の目的

レストラン・物販・観光情報を一体的に扱い「坐来大分」のフラッグショップ機能を活用し、おおいたブランドの確立と大分の素材を生かした魅力ある商品開発、農林水産物及び加工品の販路拡大並びに挑戦する人材の育成を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
運営事業	千円 31,403	フラッグショップ「坐来大分」の運営、市町村のPRイベント等でのレストランの活用等	直接実施
物産・人材育成事業	3,130	スタッフによる県産食材調査、生産者への助言、スタッフの語り部としてのレベルアップ研修等	
広報・情報発信事業費	2,200	坐来10周年記念謝恩会、インターネット等を活用した大分情報の発信等	
総合連絡調整事業費	584	運営等に関する協議(16件)	

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	坐来大分のレストラン等を活用したイベント回数(回)	20	20	24 [20]	a	A
	県産食材使用品目数(品)	134	159	171[150]		
	情報誌等掲載回数(回)	102	94	92[105]		
成果	坐来大分のレストラン・ディナー来客数(人)	9,106	10,072	9,544 [10,000]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については「情報誌等掲載回数」が未達であるが、予算割合による加重平均で算出した達成率が117.5%となるため、a（3点）評価となっている。成果指標については達成率が90%を上回る95.4%となり、a（3点）評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

坐来大分の運営経費について、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はない。

なお、運営経費は、主に家賃である。

B. 事業の管理について

指摘	32-S	事業の目的の変更について
勸奨事項	事業の目的を「おおいたブランドの確立と大分の素材を生かした魅力ある商品開発、農林水産物及び加工品の販路拡大並びに挑戦する人材の育成を図るため、レストラン・物販・観光情報を一体的に扱う『坐来大分』のフラッグショップ機能を活用する」とした方がよいと考える。	

《補足》

現在の事業の目的は、「レストラン・物販・観光情報を一体的に扱う『坐来大分』のフラッグショップ機能を活用し、おおいたブランドの確立と大分の素材を生かした魅力

ある商品開発、農林水産物及び加工品の販路拡大並びに挑戦する人材の育成を図る」となっている。感覚の問題かも知れないが後半の方に注意が向かうので、成果指標設定のためのキーワード（事業の対象をどのようにしたいのかが明確に伝わるもの）は、「おおいたブランドの確立と大分の素材を生かした魅力ある商品開発を図る」「農林水産物及び加工品の販路拡大を図る」「挑戦する人材の育成を図る」と捉えがちである。この場合、成果指標としては、「おおいたブランドの確立と大分の素材を生かした魅力ある商品開発数」「農林水産物及び加工品の売上増加額」「挑戦する人材の育成人数」等とすることになると思われるが、現実的には、測定が困難である。

一方、現状の成果指標である「坐来大分のレストラン・ディナー来客数」は、むしろ、目的の前半「レストラン・物販・観光情報を一体的に扱う『坐来大分』のフラッグシップ機能を活用し」を成果指標設定のためのキーワードとしている。

事業の目的を、上記指摘のように改善すれば、現状の成果指標と整合し、分かりやすくなると思われる。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン2015の施策「商業の活性化とサービス産業の革新」の中の実施「県産品の販路開拓・拡大による物産振興」で記載されている次の実施事項を、前述の「地場産業振興対策事業」と後述の「県産品販路開拓支援事業」に分けて、一つの事業としている。

① 「坐来大分」等を活用した県産品の魅力度向上や商談機会の拡大

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「坐来大分のレストラン・ディナー来客数」は、直接的な効果を示す指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策KPIとは独立した本事業単独の成果指標である。

なお、本事業は大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

ウ 県産品販路開拓支援事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		5,349千円
S30～	6,817千円	内訳	一般財源	5,349千円
担当課等	商業・サービス業振興課			

i 事業の目的

県産品の積極的なPRと情報発信を行うとともに、都市圏のバイヤーとのマッチングを支援することにより、県産品の販路開拓・拡大及び定番化を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
県産品マッチング推進事業	千円 3,721	県産品の販路拡大のため、ターゲット別マッチング商談会を開催(年4回)	直接実施
販売促進イベント開催支援事業	1,812	スーパー等が実施する大分県フェアの事前商談会開催と販売促進支援(3社)	委託先： (公社)大分県物産協会
イメージアップ事業	1,284	坐来大分による県産品の情報発信のためのワークショップの開催	直接実施

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価
活動	ターゲット別マッチング商談会延出展事業者数(社)(H27までは県産品求評・商談会)	76	73	109 [80]	a A
	大分県フェア事前商談会の参加者数(社)	76	114	85[98]	
	ワークショップ開催数(回)	2	2	4 [4]	
成果	ターゲット別マッチング商談会での商談件数(件)(H27までは県産品求評・商談会)	241	244	326 [240]	a

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については「大分県フェア事前商談会の参加者数」が未達であるが、予算割合による加重平均で算出した達成率が117.4%となるため、a(3点)評価となっている。成果指標については達成率が135.8%となり、a(3点)評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(公社)大分県物産協会への委託費支払いやマッチング商談会の開催費用等について、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	33-S	事業の目的の変更について
勸奨事項	事業の目的を「県産品の積極的なPRと情報発信を行うとともに、県産品の販路開拓・拡大及び定番化を図るため、都市圏のバイヤーとのマッチングを支援する」とした方がよいと考える。	

《補足》

前述の「フラッグショップ活用推進事業」において、同様の指摘をしているので、該当する指摘 32-S(118 頁)を参照いただきたい。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン2015の施策「商業の活性化とサービス産業の革新」の中の出組「県産品の販路開拓・拡大による物産振興」で記載されている次の2つの取組事項を一つの事業としている。

- ① 「坐来大分」等を活用した県産品の魅力度向上や商談機会の拡大
- ② 大都市圏の大手スーパー等との連携やネット通販の活用等による販路開拓・拡大

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「ターゲット別マッチング商談会での商談件数」は、直接的な効果を示す指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策KPIとは独立した本事業単独の成果指標である。

なお、本事業は大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

エ 域外消費獲得支援事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		3,155千円
H27～H28	3,164千円	内訳	一般財源	3,155千円
担当課等	商業・サービス業振興課			

i 事業の目的

域外の需要を取り込むため、地域資源を活用した県産品のブラッシュアップを進め、通販の手法を活用した売れる仕組の構築を図る。

近年増加している外国人旅行者の消費を取り込むため、消費免税対応研修会を開催するとともに、免税手続に必要な機器の導入等を支援し、免税店の増加を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
通販研修実施 事業費	千円 3,164	通販対応商品づくり・販路拡大対策事業 通販の仕組や成功事例、売れる商品づくりや売り方を学ぶためのワークショップの開催 世界農業遺産・国東半島宇佐地域の地域産品(現在は、県下全域)を販売するためのウェブサイト(きちよくれ大分)の運営	委託先： (株)ダイレクトマーケティン ググループ

(注) 平成27年度は、「通販対応商品づくり・販路拡大対策事業」に加えて、免税店拡大支援事業として、免税店の拡大を図るため、支援事業外国人観光客の接遇及び消費免税手続きに関する研修会の開催及び免税申請システム等設備導入の支援を行っている。

iii 事務事業評価（実績値）

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

業務委託契約書に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他(平成 27 年度実施事業の事務事業評価)

平成 27 年度実施事業としては本事業も事務事業評価を行っており、参考までに記載すると、次のようなものであった。

区分	指標名(単位)	26 年度	27 年度	評価	
活動	ワークショップの開催数(回)		6[6]	a	A
	ワークショップの参加者数(社)		38[30]		
成果	通販ウェブサイトへの出品数(品)		107[100]	a	

なお、平成 28 年度は、ワークショップに代わって商品募集セミナーを開催しており、6 回の開催で 25 社が参加している。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「商業の活性化とサービス産業の革新」の中の取組「県産品の販路開拓・拡大による物産振興」で記載されている下記①の取組事項「ネット通販の活用等」の部分と施策「国内誘客の推進と海外誘客(インバウンド)の加速」の中の取組「海外誘客(インバウンド)対策の加速」に記載されている下記②の取組事項を一つの事業としている。

- ① 大都市圏の大手スーパー等との連携やネット通販の活用等による販路開拓・拡大
- ② 免税店の拡大や海外カード対応の促進などによるショッピング環境の改善

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の平成 27 年度実施事業としての成果指標である「通販ウェブサイトへの出品数(品)」は、直接的な効果を示す指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

大分県版総合戦略のアクションプランでは、先行型交付金事業である産業活力創造戦略推進事業(域外消費獲得支援事業)及びインバウンド総合対策事業(域外消費獲得支援事業)の 2 つに本事業を分解し、事業 K P I を前者は「通販に適合する新商品開発数」、後者は「免税店の増加数」に設定している。

3. 事務事業評価を実施していない理由等

予算規模の大幅な縮小により、事業の実施内容を大きく変更したため、平成 28 年度は実施していない。

オ 東アジアビジネス推進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		35,178千円
H27～	37,465千円	内訳	諸収入	606千円
担当課等	商業・サービス業振興課		一般財源	34,572千円

(注) 諸収入は、大分県上海事務所運営負担金に係る返戻金である。

i 事業の目的

大分県上海事務所を通じて、将来性のある東アジア市場への県内企業のビジネス展開を支援する。また、中国やアセアン地域の市場での販路開拓・拡大を図るため、見本市への出展や海外バイヤーの招聘、現地商社等と連携した販売促進を行う。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
大分県上海事務所設置負担金	千円 30,597	大分県経済交流室(上海事務所)を(一財)日中経済協会上海事務所内に設置している。関連費用の負担金を同協会に支払っている。	負担金
見本市出展委託料	1,882	海外見本市や海外商談会における商談準備から商談終了後の商品の輸出に係るサポート等の業務を企業等に委託し実施している。	委託先： (公社)大分県物産協会 祖峰企画(株) (株)世康
バイヤー等招聘に要する経費	817	海外バイヤー等を招聘し、県内メーカーとのマッチングを実施している。	
現地商社等と連携した販売促進に要する委託料	2,370	現地商社等と連携し、物産展等を開催する。物産展等に係る企画から出展までの準備、県産品の販売・PR支援、輸出に係るサポート業務等を企業等に委託し実施している。	
職員旅費	1,541	海外見本市、商談会、物産展に参加する際の職員の旅費	
事業の執行に要する経費(通信運搬費)	258		

iii 事務事業評価(実績値)

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県上海事務所の負担金の支出や委託先への委託費の支払について、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン2015の施策「商業の活性化とサービス産業の革新」の中の取組「県産品の販路開拓・拡大による物産振興」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

- ① 商社、貿易アドバイザーとの連携強化を図り、中国、香港などアジア地域への販路開拓・拡大

2. 事務事業評価を実施していない理由等

本事業は、主要な内容が毎年度経常的に発生する大分県上海事務所設置負担金であり、経常的経費の性格が強いため、平成 28 年度は事務事業評価の実施を要しない事業となっている。

(5) 観光誘客

I 関連する施策と取組

施策	取組
国内誘客の推進と海外誘客(インバウンド)の加速	<ul style="list-style-type: none"> ・国内観光客確保策の推進 ・海外誘客(インバウンド)対策の加速

II この分野における取組の基本方向

- ◇ 国内誘客対策を強化することで日本人観光客の減少幅を最小限度にとどめるとともに、世界的なスポーツイベントを契機とした海外へのきめ細かな情報発信による外国人観光客のさらなる増加により、おんせん県おおいたデスティネーションキャンペーン開催年と同等の観光客数を維持する。
- ◇ 外国語による観光案内や多言語対応の推進、Wi-Fi環境の整備により、外国人観光客が旅行しやすい受入態勢を整備する。さらには、おもてなしの向上や二次交通対策等安心して快適に旅行できる環境づくりを進め、訪問者の満足度を上げることで、国内外問わず新規の訪問客を開拓するとともにリピーターの定着化を促進する。また、人口当たり留学生数が全国トップクラスの特色を生かし、大学等と連携してインバウンド対策に取り組む。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標(施策KPI)

- ・ 県内宿泊客数 平成31年度目標7,100千人 【平成26年度実績6,101千人】
- ・ 外国人宿泊客数 平成31年度目標800千人 【平成26年度実績400千人】
- ・ ホームページ訪問数 平成31年度目標240万回 【平成26年度実績122万回】

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 国内誘客総合対策事業	124,660	115,909
イ インバウンド推進事業	80,713	126,354

ア 国内誘客総合対策事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		115,909千円
H28～H30	124,660千円	内訳	国庫支出金	10,000千円
担当課	観光・地域振興課、ツーリズム社団		一般財源	105,909千円

(注) 国庫支出金は地方創生加速化交付金である。

i 事業の目的

九州・中国・四国・関西・中部・東日本の各エリアの特性を生かし、民間事業者と「おんせん県おおいた」が連携したプロモーション、情報発信を展開し、誘客促進を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
強みを活かした戦略的誘客・プロモーション	千円 60,222	①九州・中国・四国エリア 高速バス利用商品の造成等 ②関西・中部エリア JR西日本大型キャンペーン連携誘客等 ③東日本エリア 航空機利用の旅行商品の造成等	委託先: ツーリズム社団 ②の一部は、おおいた観光周遊促進協議会事業の負担金
情報発信	44,958	①イメージ戦略(ロケツーリズム推進) ②民間ノウハウを生かした情報発信(ネット事業者連携) ③若者対策(観光まちづくりコンテスト) ④旅行会社連携(ニュースレター) ⑤HP・ガイドブック等による情報発信	委託先: ツーリズム社団
ツーリズムおおいた事業推進費	19,480	本事業以外の委託も含めた全体で負担するツーリズム社団の管理経費	

(注) 「ツーリズム社団」は公益社団法人ツーリズムおおいたの略称である。

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	旅行会社・マスコミ訪問件数(回)	/	/	101[100]	a	A
	サロン・商談会(回)			4 [2]		
成果	国内延べ宿泊者数(人泊)					

(注) 国内延べ宿泊者数は宿泊旅行統計による。

《評価の説明》

平成 28 年度開始事業である。活動指標については全て目標を達成しているため、a (3点) 評価となっている。成果指標については 90%を上回る 94.4%の達成率となり、a (3点) 評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) ツーリズム社団への委託

業務委託契約等に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、平成 28 年度は、熊本地震が発生したため、委託の仕様を変更し、当初予算に比べると実績では事業区分を追加して「熊本地震風評被害対策」として 18,809 千円を他の事業区分から流用している。

(2) 「名探偵コナン おんせん県おおいたミステリーツアー」

おおいた観光周遊促進協議会と(株)JR西日本コミュニケーションズが当該企画の制作・運営に係わる業務委託契約を結び、その委託料を関係団体が負担 (合計 90,000 千円) している。

[関係団体の負担金の内訳]

大分県 10,000 千円、JR西日本(株)65,000 千円、JR九州(株)5,000 千円、大分市 4,000 千円、別府市 4,000 千円、由布市 2,000 千円

(3) ツーリズムおおいた事業推進費

指摘	34-K	ツーリズムおおいた事業推進費の取扱いについて
改善事項		ツーリズムおおいた事業推進費には、委託事業においてツーリズム社団で発生する管理諸経費 19,480 千円を予算として折り込んでいる。しかし、実際には、他の複数のツーリズム社団への委託事業で負担する一般管理費的な費用を、予算上は「国内誘客総合対策事業」に一括計上している。 事務事業評価上は、委託事業ごとに分けた金額をそれぞれの事務事業評価調書の「主な活動の予算額」欄で表示すべきと考える。

《補足》

ツーリズムおおいた事業推進費は「観光地域磨き推進事業」「国内誘客総合対策事業」「広域観光連携推進事業」「団体誘客推進事業」「インバウンド推進事業」全体で負担するツーリズム社団の管理諸経費で、全事業費の 11.187%となっている。これを各事業ごとには分けずに、一括予算計上している。

この結果、委託契約は事業ごとに別々に締結されているため、予算と委託契約金額とが単純には一致せず、関連性が分かりづらくなっている。それでも、ツーリズム社団の管理経費負担額を「国内誘客総合対策事業」に一括計上した理由は、予算査定に当たり財政課がツーリズム社団の管理経費負担額の過去からの推移を把握したいがためとのことである。

しかし、事務事業評価上、予算は投入(インプット)量を示す数値であり、これが歪められると事務事業評価の趣旨を損なう可能性があり、好ましくない。

なお、委託料を検討する際に、管理諸経費を各事業にどのように振り振るかの明細が作成されているので、これを事務事業評価担当課(行政企画課)へ提出すれば、予算からの組替えの内容は判断できる。

B. 事業の管理について

指摘	35-K 「情報発信」の内容及び活動指標について
不備事項	平成28年度の政策予算の概要で記載されている事業区分「情報発信」の内容は、前述「ii 事業区分及び活動内容」に記載のとおりであるが、事務事業評価では「県外事務所がマスコミ・旅行会社等を集めて情報発信を行うサロンや、県内に旅行会社等を集めて情報発信を行う商談会等の実施」と記載され、全く内容が異なる。したがって、これに係る活動指標「サロン・商談会(回)」も政策予算の概要をベースにすると「情報発信」の活動指標として不適切と考える。

《補足》

情報発信の活動指標が難しいため、採り易い活動指標にあわせて内容を書き換えたようである。事務事業評価で採用している活動指標は、むしろ「強みを活かした戦略的誘客・プロモーション」の活動の一環に見える。政策予算の概要での情報発信にはいろいろな活動が混在しているので、全てをカバーする活動指標を設定するのは確かに難しい。そこで、代表的な活動に係るものを採用するとすれば、決算を見ると「若者対策」(観光まちづくりコンテスト)の金額が大きいので、この活動指標として適切なものを採用すべきと思われる。

なお、政策予算の概要と事務事業評価はPDCAサイクルとして基本的にリンクすべきである。

C. その他

(1) ツーリズム社団の事業費のチェックについて

ツーリズム社団の事業費のチェックは県側ではあまり細かくは行っていないようである。例えば、ツーリズム社団と旅行会社との間で結んだ委託契約やその請求書と実績報告との照合は行われていない。ただし、県の現役職員を3名派遣しているため、日々の取引はツーリズム社団側で県職員がチェックしているため実質的な問題はないとの話である。

(2) 特定旅行企画事業について

指摘	36-K	特定旅行企画事業について
勸奨事項		「名探偵コナン おんせん県おおいたミステリーツアー」は、特定の旅行企画案件であるが、大分県の「温泉」という地域資源の魅力をアピールする地域磨きの一環として広く捉えれば、発展性がある。企画内容は変えるものの毎年関連市町村と連携したイベントを継続的に実施すれば、「市町村連携おんせん企画事業」というような名称で継続的な県支援事業として展開できる可能性がある。

《補足》

「名探偵コナン おんせん県おおいたミステリーツアー」は、特定の旅行企画案件であり、他の事業区分のようにツーリズム社団に委託している訳でもなく、性格的に異なるものが紛れ込んでいるような感がある。市町村等との協力事業（形態的には負担金事業）である点では、後述の「六郷満山開山 1300 年記念観光推進事業」に近い。また、当該旅行企画での誘客数等の成果が直接把握しやすい点が広報的な事業とは異なるので、上記のような観点で別事業化する方が分かりやすい。事業としては少し規模が小さいようであれば、「六郷満山開山 1300 年記念観光推進事業」等と合わせて、「市町村連携地域磨き推進企画事業」といった枠組みで事業を組み直すことも考えられる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業との関係

プラン2015の施策「国内誘客の推進と海外誘客（インバウンド）の加速」の中での取組「国内観光客確保策の推進」を全体として一つの事業としている。なお、その取組に記載されている取組事項は次のとおりである。

- ① 圏域ごとのニーズを的確に捉えた誘客戦略の展開
- ② MICEや教育旅行、国内クルーズなど団体誘客の促進
- ③ 「おんせん県おおいた」など本県の強みを生かした継続的な情報発信
- ④ グリーンツーリズム、ブルーツーリズムなど体験型観光の充実
- ⑤ スポーツツーリズムやロケツーリズムなどニューツーリズムへの対応促進
- ⑥ 高齢者や障がい者など全ての人が楽しめるユニバーサルツーリズムの推進

- ⑦ おもてなし研修、トイレクリーンアップなどソフト・ハード両面による受入環境の整備
- ⑧ 観光ガイドの効果的活用による観光客の満足度向上
- ⑨ 観光地間のネットワーク強化や案内所機能の充実、二次交通の整備による受入態勢の整備促進

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「国内延べ宿泊者数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I の「県内宿泊客数」から「外国人宿泊数」を差し引いた数値である。

この指標は、この事業以外の要因で訪れた観光客も多く含まれており、総合的な効果を示す指標となっている。本事業では、広く誘客活動を行っているので、この事業による直接的な誘客数は掴みづらいと思われ、他に適当な指標も見出し難い面もある。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

3. 委託契約における一般管理費率

ツーリズム社団への委託に当たっての一般管理費については、実際に妥当と思われる比率を県側で見積もった上で、事業費の 15%以内であれば慣例的に認めているようである。なお、実際に採用している比率 11.187%は、ツーリズム社団の管理運営費の平成 28 年度当初予算をベースに観光・地域振興課で算定したものである。

管理費 15%以内という数値が決められた経緯についてははっきりしないが、幾つかの参考となる事例を一応は見ているようである。また、管轄外ではあるが、環境省における「委託事業経費の算出等に関する基本方針」で 15%以内となっていることも考慮している。

イ インバウンド推進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		126,354千円
H27～	80,713千円	内訳	国庫支出金	49,413千円
担当課等	観光・地域振興課、ツーリズム社团		一般財源	76,941千円

(注) 国庫支出金は、地方創生加速化交付金、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金である。

i 事業の目的

海外に対して観光PR等の誘客施策を行い、本県を訪れる外国人観光客を増加させる。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
情報発信 (旅行社・メディア招請、WEB・SNSやイベント等での情報発信)	千円 44,159	①台湾対策事業 ②タイ対策事業 ③ベトナム対策事業 ④韓国対策事業 ⑤香港・中国対策事業 ⑥広域連携・情報発信事業等	委託先： ツーリズム社团
誘客 (ラグビーワールドカップ2019等に向けた欧米対策の強化、海外旅行社への売り込み、商談会、旅行博等への参加)	9,301	①RWC開催地「おんせん県おおいた」のイメージ戦略の展開 ②海外・国内からの誘客 ③長期滞在と消費を促す仕組みづくり及び感動を与える受入環境整備	委託先： ツーリズム社团
受入態勢整備 (外国人観光客向け通訳サービスの提供、おもてなし研修の実施、多言語対応強化等)	27,253	①宿泊施設向け通訳サービス提供 ②Onsen Oita Wifiを活用した情報発信事業 ③ムスリム及び訪日教育旅行の受入環境整備 ④クルーズ船誘致	委託先①②③： ツーリズム社团 負担金④： 大分県国際観光船誘致促進協議会

(注) 年度途中で予算の増額補正49,706千円を行っている。

iii 事務事業評価(実績値)

[] は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	海外メディア取材招請・受入(回)	/	20	11 [22]	a	A
	旅行会社セールス(回)		7	16 [6]		
	おもてなし研修会の開催(回)		2	7 [2]		
成果	外国人観光客宿泊数(人泊)		773,990	827,010 [560,000]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については「海外メディア取材招請・受入回数」が未達であったが、予算割合による加重平均で算出した達成率が90%を上回るため、a(3点)評価となっている。成果指標については147.7%の達成率となり、a(3点評価)。両者の合計が、6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) ツーリズム社団への委託について

業務委託契約等に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 国際観光船誘致促進協議会への負担金について

指摘	37-K	国際観光船誘致促進協議会への負担金について
勸奨事項		国際観光船誘致促進協議会への負担金は、別府市と事前折衝し県議会の議決をもって決定される。県の負担金の額は、毎年、国際観光船誘致促進協議会の予算の50%程度となっている。各参加者の間の負担割合の取り決めについては、毎年協議会で調整し、総会で決定するため文書が残っていないので、何らかの形で取り決め文書を作成することが望まれる。

B. 事業の管理について

指摘	38-K	活動指標及び成果指標の目標設定について
勸奨事項	<p>活動指標及び成果指標の目標値については、ツーリズム戦略で策定することになっており、その目標値は全体の合計数値であり、国・地域ごとに積み上げた結果にはなっていない。</p> <p>活動指標及び成果指標の設定自体は全体の合計数で問題ないが、その全体の積み上げとして国・地域別の数値目標を設定し、実績値と比較分析することで、PDCAの効果的な実施に努めることが望まれる。</p>	

《補足》

海外といっても国・地域は多数あり、趣向やアプローチ方法は多岐にわたる。事務事業評価調書の「現状・課題」でも、国・地域の特性やニーズに応じた情報発信・セールスを行う必要性に触れている。大枠のみの指標を掲げても、実績との比較・分析、有効な改善措置を取ることができないので、積み上げとして目標値を設定しておく必要があると思われる。

C. その他

指摘	39-K	調査の実施について
改善事項	<p>台湾市場における訪日旅行経験者の情報入手経路等に関する調査を実施しているが、その際に、調査研究の目的（仮説の設定等含む）や活用方法、フォローアップ等を明確にし、調査結果を最大限有効活用できるような工夫をする必要がある。</p>	

《補足》

「サービス産業生産性向上支援事業」で同様の指摘をしているので、指摘19-S(94頁)を参照されたい。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業との関係

「国内誘客の推進と海外誘客（インバウンド）の加速」の中の取組「海外誘客（インバウンド）対策の加速」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 東南アジアからさらに欧米など誘客対象地域の拡大
- ② ターゲット国に応じた観光素材の効果的活用と魅力ある観光ルートづくり
- ③ 現地旅行会社や日本の旅行会社現地法人との緊密な連携による誘客の促進
- ④ 宿泊施設における多言語対応、ハード整備など積極的な受入れに向けての機運拡大

- ⑤ ラグビーワールドカップ 2019、2020 年オリンピック・パラリンピック等を契機とした世界への情報発信
- ⑥ 海外からの航空路線やクルーズ船などの誘致促進
- ⑦ 海外からのM I C Eの誘致推進
- ⑧ 外国人観光案内所の整備などによる、まちあるき環境の整備促進
- ⑨ 海外誘客（インバウンド）に対応できる特区ガイド等の育成・確保
- ⑩ 免税店の拡大や海外カード対応の促進などによるショッピング環境の改善
- ⑪ W i - F i 環境の整備促進や、A Rなど I C Tを活用した観光・交通情報の提供

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「外国人宿泊客数」は、事業の位置づけ方を上記のように行っていることもあり総合的な効果指標となっており、プラン 2015 における施策目標指標及び大分県版総合戦略の施策K P Iとも一致している。

また、大分県版総合戦略アクションプランの事業K P Iは、先行型交付金事業として本成果指標と同一の指標を採用している。加速化交付金事業としては、「ラグビーワールドカップを見据えた欧米等インバウンド推進事業」に組み替えて、「アジア圏以外からの外国人宿泊者数」を追加設定している。

3 事業環境の整備に係る取組

(1) 金融支援

I 関連する施策と取組

施策	取組
チャレンジする中小企業と創業の支援	・金融・再生支援策の充実・強化

II この分野における取組の基本方向

- ◇ 中小企業への融資に合わせて、金融機関が有する知見等を活用した経営支援メニューをセットで提供し、当該企業の経営課題の解決を図る「金融機関提案型資金」の創設等により、意欲ある地域金融機関による中小企業支援を促進する。

III 大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

施策K P Iは設定されていない。

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 中小企業金融対策費	35,923,389	26,415,207

ア 中小企業金融対策費

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		26,415,207千円
S32～	35,923,389千円	内訳	諸収入	296,795千円
担当課等	経営創造・金融課		一般財源	26,118,412千円

(注) 諸収入は、制度資金の貸付原資として預託した貸付金に対する償還金等である。

i 事業の目的

県制度資金を運営し、民間金融機関や政府系金融機関による金融を補完することで、県内中小企業の資金繰りを支援する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	事業の内容	備考
県制度資金	千円 35,546,000	指定金融機関に対して貸付原資の一部を預託することにより、長期・固定で低利の資金を供給する。	直接実施
保証料補助	377,389	県制度資金を利用する中小企業者の保証料を軽減するため、信用保証協会に対し、軽減額の一部を補助する。	直接実施

iii 事務事業評価(実績値)

[] は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	融資メニュー数(種類)	11	12	13[11]	a	A
	融資件数(件)	3,452	3,596	3,636		
	※保証承諾ベース			[3,641]		
成果	融資金額(千円)	29,534,798	32,795,399	35,161,584	a	
	※保証承諾ベース			[35,000,000]		

《評価の説明》

活動指標については、「融資件数」が未達となったが、いずれも90%を上回っているため、a(3点)評価となっている。成果指標は、達成率100.5%となり、a(3点)評価。両者の合計が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

法令：中小企業信用保険法

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県中小企業振興資金融資要綱、大分県中小企業活性化資金特別融資要綱、大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱、大分県中小企業金融円滑化借換資金特別融資要綱、大分県事業引継円滑化資金特別融資要綱、大分県創造的企業育成支援資金特別融資要綱、大分県チャレンジ中小企業応援資金特別融資要綱、おんせん県魅力アップサポート資金特別融資要綱、大分県金融機関提案型資金特別融資要綱、大分県創業支援資金特別融資要綱、大分県地域産業振興資金特別融資要綱、大分県小口零細企業資金融資要綱に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	40-S	活動指標（融資メニュー数）の設定について
改善事項	活動指標を漫然と過去3年平均としており、指標設定の根拠が曖昧である。融資メニュー数は多ければよいというものでもなく、目標設定には馴染まない面もあるので、当該活動指標は廃止した方がよいと考える。	

《補足》

実際に、平成29年度の融資メニュー数の目標値は12種類（平成28年度末のメニュー数は13種類）であるため、目標に従えば融資メニュー数を1つ削減する必要があるが、メニュー数を削減する予定はなく、活動指標が形骸化している。

なお、制度資金の詳細なメニューについては、「中小企業金融対策費：制度資金一覧表」（巻末資料B-5）を参照されたい。

指摘	41-S	活動指標（融資件数）の設定について
改善事項	本来であれば、融資メニューごとの融資件数に係る活動指標を設定し、全てのメニューを合計した数値が活動指標に係る目標件数となるべきであるが、現状は漫然と過去3年の平均値としているため、PDCAが有効に実施されていない。活動指標は十分な根拠に基づき設定し、目標と実績との比較分析を行い改善措置を講ずる必要がある。	

《補足》

実際に、平成28年度は目標に対して実績が未達となっているが、そもそも目標の設定が過去3年平均で算出されており、未達の理由は存在しない。つまり、なぜ未達であったのか分析・検討が出来ておらず、改善措置の策定が有効に行えていない。

C. その他

指摘	4 2 - S	融資メニュー数について
勸奨事項	<p>融資メニューが多すぎると制度への理解が進まず活用されない可能性があるため、金融機関職員と中小企業者にとって分かりやすい制度の種類・数があるはずである。制度を精査し適度な種類を検討することが望まれる。</p> <p>また、制度の精査に際しては、メニュー数、制度内容（定義等の理解度）、手続き面、融資条件等を含めた現状の分析を実施することが有効であることから、利用者に対してアンケートを実施する等の施策が望まれる。</p>	

《補足》

県の制度資金の種類は、13種類あるが、県の制度融資以外にも保証協会や市町村の制度資金もあり、全てを把握することは金融機関職員及び利用者にとって煩雑である。融資メニューは多すぎれば利用者が混乱するし、少ないと利用者が有効に活用できないため、過不足がない状態が理想である。

経営創造・金融課として、適切な融資メニュー数を設定し、その中でメニューの入れ替え等を行うことが望ましい。

指摘	4 3 - S	制度融資の金利設定について
勸奨事項	<p>制度資金の貸出金利を低利に設定した場合、金融機関が制度融資を利用しないという懸念はあるが、低利での金利設定は利用者（中小企業者）にとって大きなメリットである。民間金融機関と厳しい折衝を行い制度融資の金利水準を決定しているが、利用者にとってより有利な条件の設定に一層尽力することが望まれる。</p>	

《補足》

本制度資金は、「ii 事業区分及び活動内容」に記載があるとおおり、長期・固定で低利の資金を供給することに意義があるが、現状では決して低利とは言えない金利水準となっている。大分県の主要金融機関の平均利回り（1.2%～1.8%程度）と比較しても割高となっていると思われる。また、日銀が発表している国内金融機関（都市銀行を除く）の平均貸出金利（0.84%～1.57%）と比較しても割高となっていると思われる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業との関係

プラン2015の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の取組「金融・再生支援策の充実・強化」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

- ① 金融機関提案型資金による中小企業の創業や新事業展開等の前向きな取組支援
- ② 民間金融を補完する県制度資金の充実・強化による中小・零細企業の資金繰り支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「融資金額」は直接的な効果指標であり、プラン2015における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策K P Iとは独立した指標である。

なお、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

(2) 人材確保・活用支援

I 関連する施策と取組

施策	取組
産業人材の確保・育成とワーク・ライフ・バランスの推進	・ U I J ターン就職の推進
クリエイティブ産業への挑戦	・ 創造的人材とのネットワーク構築 ・ 県内企業と創造的人材との交流の場の創出 ・ 付加価値の高い新事業の創出

II この分野における取組の基本方向

- ◇ 地元で働きたいと考える若者の県内就職・定着を支援するとともに、都市圏を中心とする県外からのU I J ターン希望者へのきめ細かな支援に取り組み、人材の確保を図る。
- ◇ アーティスト、I T技術者、デザイナー等のクリエイターや起業家など、幅広い分野の創造的人材を本県に呼び込むとともに、アートプロジェクトの活動拠点も含め、より多くの県内企業と創造的人材が出会い、ともに活動するための拠点づくりを行う。

III 大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

- ・クリエイティブ産業育成の政策に基づく、創造的人材と企業との連携による商品・サービスの事業化件数(件) H31年度30件【H26年度実績 ー】

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア プロフェッショナル人材活用推進事業	0	39,525
イ クリエイティブ産業創出事業	12,061	11,642

ア プロフェッショナル人材活用推進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		39,525千円
H27～H31	0千円（繰越額39,530千円）	内訳	国庫支出金	39,525千円
担当課等	予算管理：商工労働企画課 事業執行：工業振興課 産業創造機構			

(注) 国庫支出金は、地方創生加速化交付金であり、国の平成27年度補正予算に係る繰越額39,530千円から充当している。なお、繰越額は平成28年度の当初予算には含まれていない。

i 事業の目的

大都市圏のプロフェッショナル人材を活用し、県内企業の事業革新等につなげる。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	繰越額	活動内容	備考
大分県プロフェッショナル人材活用センターの設置	千円 39,530	企業訪問等による県内企業のプロフェッショナル人材に関するニーズの掘り起こし。 民間人材ビジネス事業者を介した県内企業とプロフェッショナル人材のマッチング支援。	委託先： 産業創造機構

iii 事務事業評価(実績値)

[] は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	県内企業からの人材確保等に関する相談件数(件)	/	9	253 [210]	a	C
成果	県内企業とプロフェッショナル人材のマッチング件数(件)		—	3 [15]	c	

《評価の説明》

国の補正予算の受入れにより平成27年度の終盤から事業開始となっている。平成28年度は、活動指標については目標を達成したため、a（3点）評価となっている。成果指標については達成率が20.0%であったため、c（1点）評価となった。両者の合計が4点となるため、総合評価は「C、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

産業創造機構との委託契約に基づき、財務事務の執行が適正に行われていることを確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. 産業創造機構への往査

(1) プロフェッショナル人材活用推進事業の活動状況

大分県プロフェッショナル人材活用センターを設置し、専門スタッフ3名によりプロフェッショナル人材活用推進事業に取り組んでいる。

- ・企業からの相談件数：253社（目標：210件）
- ・マッチング依頼件数：34社
- ・成約件数：3社（目標：15件）

(2) プロフェッショナル人材活用推進事業の事務の執行

地域活性化支援業務実施要領（プロフェッショナル人材戦略拠点事業実施要領）、地域活性化支援業務委託要綱（プロフェッショナル人材戦略拠点事業委託要綱）に基づき、財務事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

D. その他

指摘	44-S	実施体制の構築について
勸奨事項	そもそもプロフェッショナル人材活用推進事業は、中央で活躍するプロフェッショナル人材に対して地方への生活拠点の移転や経済力低下の容認を求める性格を有するものであり、困難さを伴う事業である。県として、プロフェッショナル人材活用推進事業をどのようにするのか、グランドデザインを明確にすることが望まれる。	

《補足》

事務事業評価調書の「現状・課題」において、「県内企業の事業革新や新商品開発等をリードできる「プロフェッショナル人材」の確保が課題となっている」としているが、成果指標の県内企業とプロフェッショナル人材のマッチング件数は目標15件に対し実績は3件と大きく未達であった。

このため、事業の委託先が産業創造機構から（公財）大分県総合雇用促進協会へ1年余りに変更となっている。また、県の担当部署も変更されている。そもそもマッチングに当たって、都市圏の民間人材会社を利用することが前提となっている国の事業スキーマ

ムに問題があったと思われる。現在の景気動向では、都市圏で有望な人材は吸収されてしまい、民間人材会社が敢えて地方の大分県に人材を回すことはあまり期待できないであろう。数は少ないと思われるが、個人的な事情により大分県に帰りたい、行きたいと考えているような人材を探す有効な方法を考える必要がある。

指摘	45-S	産業創造機構の活用について
勸奨事項	プロフェッショナル人材活用推進事業の委託先が平成29年度からおおいた産業人財センターの運営を受託する（公財）大分県総合雇用推進協会へ変更になってはいるが、プロフェッショナル人材に関するニーズの掘り起こしに成果があった産業創造機構との協力体制を構築することが望まれる。	

《補足》

本事業の委託契約は入札ではなく産業創造機構との一者随意契約を選択している。理由は、産業創造機構が平成12年に県内で唯一県中小企業支援センターに指定され、中小企業の経営・技術に係る助言、総合相談、情報提供など経営基盤強化を支援する事業を行っており、産業創造機構以外に委託先はないためとなっている。

しかしながら、諸般の事情により平成29年度からは委託先が（公財）大分県総合雇用推進協会へ変更されて、産業創造機構の当該事業への関りがほとんどなくなっている。産業創造機構は、多くの県内中小企業との良好な関係性を構築しており、事業主体として1年余り活動したノウハウや知見を有している。特に中小企業のプロフェッショナル人材に関するニーズの掘り起こしには大きな成果があったので、前述の県としてのブランドデザインの見直しに当たっては、ターゲットとする人材を絞り込むという観点で産業創造機構の活用を考慮することが望まれる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業との関係

プラン2015の施策「産業人材の確保・育成とワーク・ライフ・バランスの推進」の中の取組「U I J ターン就職の推進」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

- ① 県外からの人材確保のための移住コンシェルジュ等と連携した相談体制と情報発信の充実
- ② 県内企業とのマッチング機会の提供等を通じたU I J ターン希望者へのきめ細かな就職支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「県内企業とプロフェッショナル人材のマッチング件数」は直接的な効果指標であり、プラン2015における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の

施策K P Iとは、独立した指標である。

なお、大分県版総合戦略アクションプランでは、「Ⅲ 地域を守り、地域を活性化する」に含まれている加速化交付金事業として「プロフェッショナル人材戦略拠点の相談件数」「県内中小企業によるプロフェッショナル人材の雇用成約件数」を事業K P Iに採用している。

イ クリエイティブ産業創出事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		11,642千円
H28～H36	12,061千円	内訳	国庫支出金	5,821千円
担当課等	経営創造・金融課		繰入金	5,821千円

(注1) 国庫支出金は、地方創生推進交付金である。

(注2) 繰入金は、おおいた元気創出基金からの繰入れである。

i 事業の目的

クリエイティブ人材の活用による新たな価値を創造するため、優れた技術やノウハウを持つ県内の中小企業と、最先端の技術や、豊かな発想、感性を持つクリエイティブ人材が一緒になって、商品・サービスの開発や、新規マーケットの開拓等を行うための基盤となるプラットフォーム（クリエイティブ・プラットフォーム）を構築する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
クリエイティブ・プラットフォーム構築事業	千円 11,657	①企業とクリエイター等との交流イベント ②主に企業側の視点を意識したウェブサイトや冊子を作成	委託先： NPO法人 BEPPU PROJECT
クリエイティブ産業創出研究会	404	企業・クリエイター・県関係者等のメンバー13人により、イベント開催やサイト構築等に対する具体的な助言を行う。	直接実施

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	ウェブサイトにおけるクリエイター、優良事例等紹介件数(件)			51 [50]	a	A
成果	創造的人材と企業との連携による商品・サービスの事業化件数(件)			12 [12]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度開始事業である。活動指標については目標を達成しているため、a（3点）評価となっている。成果指標についても 100%の達成率となり a（3点）評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

なお、成果指標は、クリエイティブ産業育成の施策に基づいた事業化の件数である。

iv 関連法令等

法令：地域再生法

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

クリエイティブ・プラットフォーム構築事業委託業務に係る企画競技実施要項及び委託契約に基づき、財務事務を執行しているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	46-S	活動指標の追加について
改善事項	活動としては、企業とクリエイター等との交流イベントも行っているため、これに該当する活動指標も設定すべきである。	

《補足》

事業区分が二つあるが、クリエイティブ・プラットフォーム構築事業の方が主体であることは内容的にも金額的にも明らかである。したがって、その主な活動がウェブサイト上で実施されているということであれば、「ウェブサイトにおけるクリエイター、優良事例等紹介件数」のみを活動指標とすることも考えられる。しかし、クリエイティブ・プラットフォーム構築事業のもう一つの活動である企業とクリエイター等との交流イベントも目的や活動内容の記載から見ると重要な活動と思われるので、活動指標として、

イベントの開催回数あるいは参加者総数等を設定すべきである。

C. その他

委託先の選定はコンペ（企画提案）方式により行われているが、平成 28 年度は、応募先が「NPO 法人 BEPPU PROJECT」の 1 社のみであった。契約金額は 11,642,400 円であり、予算 11,657 千円の範囲内である。

平成 29 年度のコンペ（企画提案）は、平成 28 年 2 月 25 日～3 月 25 日を公募期間として実施され、上記法人の他に 1 社が応募したので、審査委員 5 名で 3 月 30 日に審査を行っている。委託先決定後、随意契約で契約している。

指摘	47-S	評点集計表での評価点数の表記について
改善事項	平成 29 年度のクリエイティブ・プラットフォーム構築事業委託業務において、審査員の評価点数のうち、上下をカットして平均点を出して高い方を選択するとのことであるが、評点集計表には上下カット前の平均点が記載されているのみである。判断の基準となった上下カット後の点数を併記すべきである。	

《補足》

上下カット後の点数で判断しても結果は変わらないため、評点集計表の様式上の改善を求めるにとどめたが、判断結果が異なれば不備事項となる。判断の根拠となる直接的な数値を明記すべきである。なお、予定価額は公表され、各社の見積金額は、「実現可能性」という評価項目の中で考慮されているとのことである。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

施策「クリエイティブ産業への挑戦」を一つの事業として位置付けている。

なお、当該施策の中では、「創造的人材とのネットワーク構築」「県内企業と創造的人材との交流の場の創出」「付加価値の高い新事業の創出」という 3 つの取組を行うことになっているが、まだ、平成 28 年度は事業開始初年度であることもあり、「付加価値の高い新事業の創出」の直接的な取組には着手していない。

2. 事務事業評価の成果指標

事業の位置づけ方を上記のように行っていることもあり、本事業の成果指標である「創造的人材と企業との連携による商品・サービスの事業化件数」は、プラン 2015 における施策の目標指標と一致している。また、大分県版総合戦略の施策 K P I と一致している。

大分県版総合戦略アクションプランでは、推進交付金事業として「創造県おおいたクリエイティブ産業チャレンジ事業」に組み入れて、その事業K P Iには本事業と同じ成果指標を採用している。

3. 委託契約における一般管理費率

NPO法人 BEPPU PROJECTへの委託契約で設定している一般管理費率は事業費（直接経費）の8%としている。これは、県の担当課で非常勤職員の人件費や旅費等特定の費用を一般管理費として積算して算出した結果であり、経済産業省大臣官房会計課が作成した「委託事業事務処理マニュアル」を参考に、10%以内で財政課と予算折衝のうえ、設定したものである。

なお、本契約はコンペ(企画提案)方式で行われ、「委託契約事務必携」で言うところの「精算を伴う契約」には該当しないので、一般管理費率は予定価格の算定過程に限って使用されている。

4. 委託先の選定審査委員の利害関係確認

コンペ(企画提案)方式による委託先の選定に当たり、審査委員と審査対象会社等の利害関係の有無については、口頭で確認したのみで、書面での確認は行っていない。

(3) 研究機関との連携による技術支援

I 関連する施策と取組

施策	取組
多様で厚みのある産業集積の推進	・ 大企業や研究機関等の活用による新たなイノベーションの創出
チャレンジする中小企業と創業の支援	・ 中小企業の多様なニーズに対応する支援体制整備

II この分野における取組の基本方向

- ◇ 県外の大企業や研究機関などとの連携を促進し、製品開発や販路開拓を支援するなど、地場企業が短期間で収益を向上できるよう支援する。
- ◇ 多様化する中小企業のニーズに的確に対応し、質の高いサービスが提供できるよう、支援機関の機能強化や関係機関との連携を促進する。

III 大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

施策K P Iは設定されていない。

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 産学官技術連携促進事業	4,258	4,258
イ 技術指導・試験事業	6,962	5,245
ウ 技術・製品開発事業	3,272	3,115

ア 産学官技術連携促進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		4,258千円
S63～	4,258千円	内訳	一般財源	4,258千円
担当課等	産業集積推進室、産業創造機構			

i 事業の目的

本県の中小企業の振興のため、産学官連携活動を通じ、地域特性を活かした科学技術の振興及び新産業の創出を推進していくことが重要である。そのため県内企業に対する産学官連携情報の提供を強化するとともに、産学交流会の開催や事務局職員等のコーディネートにより企業ニーズと大学等シーズのマッチングの機会を創出していく。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
大分県産学官連携推進会議負担金	千円 2,154	①成果発表交流会…産学官連携に関する講演会及び具体的事例発表を実施 ②大分県産学官連携推進会議の開催	別に企業の会費負担あり
ものづくり大分産学交流会負担金	548	ビジネスや事業化に結び付く産学官交流の場を提供するため、産のニーズに基づく特定のテーマの講演や参加者間の意見交換などを行う。	県の負担金で運営
推進費	1,556		

iii 事務事業評価(実績値)

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

産学官連携推進会議、ものづくり大分産学交流会が行う事業に要する経費を負担しているが、特に指摘すべき事項はない。

なお、産学官連携推進会議の会員数は89名（産：35名、学：36名、官：18名）で、次のような活動を行っている。

① 交流グループ事業

地場企業を中心とした交流グループを結成し、各テーマに沿った共同開発を実施
また、進捗報告や意見交換のため、交流グループ連絡会議を開催（2回：7月、2月）

② コーディネート事業

企業と大学・公設試とのマッチングや公募型研究開発事業の提案支援を実施

③ 大分県産学官交流大会の実施

共同研究や交流グループの成果周知並びに情報交換、意見交換の場として産学官
交流大会を実施

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. 産業創造機構への往査

(1) 活動状況

産学官連携推進会議の事務局として、会議の運営を行っている。

(2) 財務事務の執行

大分県産学官連携推進会議規約に基づき、事務局としての財務事務が適正に行われて
いるか確認した。

指摘	48-S	伺い書の記載漏れ
不備事項	伺い書に決裁日等の記載漏れが散見された。伺い書は、内部の意思決定を明確にし、責任の所在を明らかにする重要な書類であることから、不備のないように記載すべきである。	

指摘	49-S	議事録について
改善事項	平成28年度第1回運営委員会（平成28年6月20日開催）の議事録において、議案が可決されたか否かの記載がなく、出席委員の署名・捺印もなされていない。産業創造機構として、委員会における議題や議論の内容、その他の結果等議事録に記載すべき事項等を明確にして適正な議事録を作成することが望ましい。	

《補足》

委員会でどのような議題が議論され、可決・否決となったのかが明確でない。また、議事録に出席者の署名押印が無ければ議事録が適正に記録されたか確認ができない。

D. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン2015の施策「多様で厚みのある産業集積の推進」の中の出組「大企業や研究機関等の活用による新たなイノベーションの創出」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

- ① 大企業の本社や産業技術総合研究所等との連携による新製品開発支援
- ② 国内外の市場情報を持つ商社と地場中小企業との連携による販路開拓支援
- ③ ベンチャー支援機関との連携による出資・業務提携支援

2. 事務事業評価は実施していない理由等

本事業は、負担金事業で県側に主体性がないため、事務事業評価は行っていない。

イ 技術指導・試験事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		5,245千円
H10～	6,962千円	内訳	諸収入	36千円
担当課等	産業科学技術センター		その他	3,625千円
			一般財源	1,584千円

(注) 諸収入は、技術研修受講料、その他は機器貸付料・試験依頼手数料である。

i 事業の目的

企業のものづくり活動の各段階において、企業が抱える様々な技術課題に対応するため、技術相談の対応、依頼試験や機器貸付等により、迅速な課題解決に努める。また、技術者の養成やその専門知識獲得のため、企業技術研修等を実施し、企業の競争力強化を支援する。

ii 事業区分及び活動内容

産業科学技術センターの基本的業務として次の業務を実施。

事業区分	予算額	活動内容
技術相談	千円 6,962	企業が抱える「技術の高度化」や「新技術・新製品の開発」といった課題に応じ、技術面から企業活動を支援
依頼試験		品質管理、部品等の不具合の原因究明等のために企業が必要とする分析・測定や、公的証明が必要な場合の対応として、依頼試験を実施
機器貸付		企業にとって生産活動に必要であるものの、一企業での導入が困難な機器等について、センターに整備し貸付
企業技術研修		県内企業技術者の養成・技術レベルの向上を目的に、技術情報の提供や、品質管理・生産技術・分析技術等の実践的な研修を実施
食品加工技術高度化研修		地場食品産業の技術の高度化を推進するため、県内企業等を対象に各分野の専門家を講師として迎え、食品産業に関連する時期に応じたテーマを選定し解説
インキュベーション・ラボ「ものづくりプラザ」		創業間もない企業、新たな事業を構築しようとしている企業等を対象に、事務室や研究室として利用可能な施設「ものづくりプラザ」（5室）をセンター内に設置

iii 事務事業評価（実績値）

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

依頼試験や機器貸付、インキュベーション・ラボ運営等の事務を、大分県使用料及び手数料条例、大分県産業科学技術センター及び大分県立竹工芸訓練センター機械器具貸付規則、大分県産業科学技術センター技術研修実施・受講料徴収要綱、ものづくりインキュベータ推進事業実施要綱等に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

事務事業評価の対象事業ではないが、それに代わるものとして、技術支援評価委員会を半期ごとに開催し、業務評価を実施している。

○技術支援評価委員会の概要

目的	技術支援業務の実績について、利用企業等の利用満足度やその活用実態、支援ニーズなどを調査し、より良い支援に活かすため
委員会構成	センター長、次長、参事、各担当総括
評価対象	技術支援業務実績、利用企業に対して実施する調査の結果
対応方法	技術支援業務の効果を検証し、今後の対応を検討、次年度に活用

技術支援評価委員会は、業績評価制度要綱に設置の定めがあり、評価は大分県産業科学技術センター技術支援評価実施要領に基づき実施している。具体的には、第3期中期業務計画の業務指標（技術相談件数、設備機器利用件数等）について、目標値と実績との比較・分析を行い、その結果を翌年度の取組に活かしている。

○第3期中期業務計画の業務指標と実績値

業務指標	目標値	実績値（件）		
		26年度	27年度	28年度
技術相談件数	2,000件/年以上	2,407(2,290)	2,758(2,633)	3,359(3,173)
設備機器利用件数	2,400件/年以上	2,565(1,871)	2,373(1,724)	2,447(1,909)

注：（ ）の数値は農林水産研究指導センター林業研究部を除いたもの

目標値には農林水産研究指導センター林業研究部を含んでいる

C. その他（機器の整備について）

機器貸付にも使用するセンターの機器については、別事業（大分県産業科学技術センター機器整備事業）により整備をしている。予定価格が200万円以上の機器の導入については、機器整備委員会に諮る必要がある。

機器整備委員会
<p>センターの機器整備に関する事項は、機器整備委員会において決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業ニーズや技術動向を反映した機器整備5カ年計画の策定(新規機器の導入、既設機器の更新) ・導入機器の機種・仕様の選定 ・保有機器の信頼性向上、安定稼働のための校正・検定、保守委託対象機器の選定 <p>※高額機器（500万円以上）は、全庁組織である高額機器導入審査会において、導入の妥当性を審査する。</p>

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の取組「中小企業の多様なニーズに対応する支援体制整備」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

- ① 産業科学技術センターによる地場中小企業への技術支援、研究開発支援

2. 事務事業評価を実施していない理由等

本事業は、公表ベースの事務事業評価を行っていない。その理由は、産業科学技術センターの使命の、「ものづくり現場の技術支援機関」としての基本的業務であるためである。したがって、現時点で事業の継続可否を評価する必要性も認められない。

3. 審査員の独立性の確認

インキュベーション・ラボ「ものづくりプラザ」の入居者の選定については、「ものづくりプラザ」入居評価委員会にて審査し、入居候補者を選定している。審査をする委員には口頭で利害関係の有無を確認している。

ウ 技術・製品開発事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		3,115千円
H10～	3,272千円	内訳	諸収入	345千円
担当課等	工業振興課、産業科学技術センター		一般財源	2,770千円

(注) 予算額及び決算額は、技術・製品開発事業のうち、今回の監査対象としたグッドデザイン商品創出支援事業及びものづくり産業サービス力強化支援事業に係るものである。

諸収入は、企業負担金である。

i 事業の目的

- ① グッドデザイン商品創出支援事業（平成 10 年度～）

県内中小企業の商品開発の各段階においてデザインの活用を図ることで、市場競争力のある商品を創出し、売れる商品を生み出す。商品開発の各段階（商品企画、商品設計、製造加工、販路開拓に至るプロセス）における具体的な課題を解決する。

- ② ものづくり産業サービス力強化支援事業（平成 28 年度）

製品に役務・情報を付加することで、製品自体の価値の向上や製品に付随するサービスの収益化を図る「製造業のサービス化」に取り組む県内製造業を支援する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
グッドデザイン商品 創出支援事業	千円 1,241	センター職員とアドバイザーで、企業の商品 企画から商品設計、製造加工、販売促進まで を支援する。	直接実施
ものづくり産業サー ビス力強化支援事業	2,031	企業から企画提案を審査し、実現可能性の高 い企業についてビジネスモデルプランナー を派遣しプランを作成する。	直接実施

iii 事務事業評価（実績値）

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

ものづくり産業サービス力強化支援事業募集要領、ものづくり産業サービス力強化支援事業企画提案選考要領、グッドデザイン商品創出支援事業実施要領、グッドデザイン商品創出支援事業企業選定要領、商品化サポート事業企業選定要領に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

なお、グッドデザイン商品創出支援事業所内発表会、ものづくり産業サービス力強化支援事業報告会、技術評価委員会を開催し、事業の評価・総括等を実施している。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の取組「中小企業の多様なニーズに対応する支援体制の整備」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 産業科学技術センターによる地場中小企業への技術支援、研究開発支援

2. 事務事業評価を実施していない理由等

本事業は政策的経費でなく、経常的経費で構成されるため、事務事業評価は行っていない。

ア おおいた味力アップ商品創出支援事業

実施期間	28年度予算額	28年度決算額		8,705千円
H27～H28	8,705千円	内訳	一般財源	8,705千円
担当課等	工業振興課			

i 事業の目的

県内中小食品製造企業者等に対して、味分析を指標として商品開発支援を行うことにより、既存商品の付加価値の向上と開発力の強化を目指す。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
おおいた食品産業 企業会負担金 (味覚分析等委託)	千円 8,705	県内中小食品製造企業者等に対して、 既存商品の味分析、専門家による製造 現場指導、上市前の味等の分析、改良 後の再分析、プレマーケティング、デ ザイン提案、販売戦略提案を、専門企 業に企業会が委託して実施	企業の負担率： 1/2(上限80万円) 事務局：工業振興課 内

(注) おおいた食品産業企業会からの委託先は、(株)味香り戦略研究所である。

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	支援終了商品数(商品)	/	23	21[21]	a	A
成果	支援対象商品出荷量の伸び率の平均(%)		106	53[20]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については目標を達成しているため、a（3点）評価となっている。成果指標についても265.0%の達成率となり、a（3点）評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、終了」となっている。

味分析に着目した商品改良や販売促進の手法について、おおいた食品産業企業会会員企業等への一定の周知を図ることができたため、事業終了となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

おおいた味力アップ商品創出支援事業公募要領に基づき、おおいた食品産業企業会の財務事務の執行が適正に行われているか確認した。

指摘	50-S	負担金が余った場合の取扱いについて
改善事項	特定の事業に対して負担金を支出する際、多額の余剰が出た場合には、返還を求める等の明確な基準を設けるようにすべきである。	

《補足》

おおいた味力アップ商品創出支援事業費（味覚分析等委託事業費）（事業特定）として、おおいた食品産業企業会に対して負担金8,705千円を支出しているが、おおいた味力アップ商品創出支援事業の決算収支差額は、プラス3,531,936円となっており、当該収支差額（余剰）は、実質、事業を特定しない（複数の事業に対する）おおいた食品産業企業会に対する負担金となっている。

おおいた食品産業企業会の平成28年度決算報告（収支計算書）によると、おおいた味力アップ商品創出支援事業の収支状況は以下のとおりである。

（単位：円）

区分		予算額	決算額	差異	備考
収入	味力アップ事業負担金	8,705,000	8,705,000	0	大分県負担金
	味力アップ事業収入	10,097,800	6,451,920	▲3,645,880	参加企業負担金
	合計	18,802,800	15,156,920	▲3,645,880	
支出	委託料	18,802,800	11,593,584	7,209,216	味覚分析等委託料
	報償費	0	31,400	▲31,400	審査員謝金
	合計	18,802,800	11,624,984	7,177,816	
収支差額		0	3,531,936	3,531,936	

指摘	51-S	事業ごとの収支差額の明示について
勸奨事項	おおいた食品産業企業会の決算報告（収支計算書）から、数字を拾って計算しないと、上記のようなおおいた味力アップ商品創出支援事業の収支差額は分からない。特に、特定の事業に対して負担金を支出する場合は、事業ごとに予算・決算が一目で分かる資料を作成すべきである。	

《補足》

後述、食品産業成長促進事業の指摘53-S（163頁）も踏まえて検討していただきたい。

B. 事業の管理について
特に指摘すべき事項はない。

C. その他
特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「多様で厚みのある産業集積の推進」の中を取組「農商工連携等による食品産業の育成」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 味や香りなど消費者の嗜好を的確に捉え、食品オープンラボ等を活用した全国で売れる商品開発支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「支援対象商品出荷量の伸び率の平均」は、直接的な効果を示す指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の指標である。

なお、大分県版総合戦略アクションプランでは、先行型交付金事業として、その事業 K P I には「味分析を指標とした開発商品数」を採用している。

イ 食品産業成長促進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		20,315 千円
H26～H28	20,315 千円	内訳	繰入金等	1,706 千円
担当課等	工業振興課		一般財源	18,609 千円

(注) 繰入金は、大分県産業廃棄物税基金からの繰入れである。

i 事業の目的

県内食品加工企業が会員である「おおいた食品産業企業会」の活動を支援し、食品産業全体の底上げを図る。

ii 事業区分及び活動内容

前述の「おおいた味力アップ商品創出支援事業」は、企業会が実施する特定の事業の

負担金であるのに対して、本事業は通常の事業・活動に対する負担金である。

事業区分	予算額	活動内容	備考
おおいた食品産業 企業会負担金	千円 19,443	①商品開発支援事業 食品オープンラボ(加工機器や簡易評価できる機器を設置した商品開発施設)の設置・運営	当該県の負担とは別に企業の会費負担あり 事務局：工業振興課内
		②ワーキンググループ事業 食品加工リーダー研修(8~3月、全10講座、15名修了)、ハラル食品認証支援(2社)、HACCP講習会(年4回、延べ34名)	
		③マッチング事業 コーディネーター設置、産地~加工~販売のマッチング(マッチング件数:22件、企業訪問数:90件)	
		④販路開拓、企業会PR事業 展示会(FABEX)出展、商談マッチング	
事業の執行に要する経費	872	職員旅費等	

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	食品オープンラボ利用数(社)	46	58	67[111]	b	B
	リーダー研修会参加者数	16	12	15 [15]		
	コーディネーター企業訪問回数	74	119	90[100]		
	FABEXでの出展事業者数	12	14	9 [10]		
成果	売上10億円以上の企業会	1,031	1,071	1,202	a	
	会員の売上合計額(億円)			[1,075]		

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については、「リーダー研修会参加者数」を除くと未達となったことから、予算割合による加重平均で算出した達成率が80%以上90%未満の83.1%となったため、b(2点)評価となっている。成果指標については111.8%の達成率となり、a(3点)評価。両者の合計点が5点となるため、総合評価は「B、終了」となっている。

平成29年度から食品産業競争力強化事業に移行しているため、事業終了となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

平成 29 年度おおいた食品産業企業会定時総会議案書をベースに、おおいた食品産業企業会規約に基づき財務事務の執行が適正に行われているか確認した。

指摘	5 2 - S	収支予算書の金額相違について
不備事項	おおいた食品産業企業会の平成 28 年度決算報告及び平成 28 年度収支予算において、収入の部、会費の予算額が、1,560,000 円となっているが、正しくは、1,650,000 円である。決算報告は重要な書類である。間違いがないようにしていただきたい。	

《補足》

収入の部、会費の予算額が、90,000 円少なく記載されている。前年度の予算案をみると、1,650,000 円が正しい数値と考える。

当該間違いのため、収入の部、予算額計 41,505,618 円、支出の部、予算額計 41,595,618 円と一致していない。

修正は、次のようになると考える。

収入の部	予算額	会費	1,560,000 円	→	1,650,000 円
収入の部	予算額	計	41,505,618 円	→	41,595,618 円
収入の部	増減	会費	▲10,000 円	→	▲100,000 円
収入の部	増減	計	▲3,645,590 円	→	▲3,735,590 円

指摘	5 3 - S	収支計算書内訳書について
勸奨事項	おおいた食品産業企業会の決算報告（収支計算書）において、事業ごとの収支差額が明確になっていない。全体の収支計算書とは別に、事業ごとの収入、支出、収支差額が明示される収支計算書内訳書を作成することが望ましい。	

《補足》

平成 28 年度の県からの負担金（事業を特定しないもの）は、19,443,000 円となっている。公益法人が作成している収支計算書内訳書等を参考にして、結果的にどの事業がどれだけ負担しているかを分かりやすい書式で作成していただきたい。

指摘 54-S	収支計算書における当期収入計、当期支出計及び当期収支差額の純額の記載について
勸奨事項	現在作成している収支計算書の書式では、前期から当期への繰越金を収入の額に含めて収入計を計算し、当期から翌期への繰越金を支出の額に含めて支出計を計算している。このようにすると、当期収入計、当期支出計及び当期収支差額の純額が記載されない。繰越金を含めない当期収入計、当期支出計及び当期収支差額の純額は重要であるので、下表に準じて計上するように検討していただきたい。

〈補足〉

おおいた食品産業企業会の決算報告（収支計算書）を当期収支差額の純額が明示されるように組み替えると下表のようになる。

平成 28 年度の収支計算書(予算と決算の差異)

収入の部

(単位:円)

	予算額	決算額	差異
収入計	40,145,800	36,410,210	▲3,735,590

支出の部

事業名	予算額	決算額	差異
マッチング事業費	5,811,541	3,290,673	2,520,868
商品開発事業費	25,885,312	19,073,990	6,811,322
WG・人材育成事業費	5,197,363	2,906,676	2,290,687
販路開拓事業費	4,220,500	3,903,441	317,059
事務局経費	441,084	1,337,546	▲896,462
支出計	41,555,800	30,512,326	11,043,474

(注) 収入計、支出計は、繰越金を除いた金額である。

当期収支差額

	予算額	決算額	差異
収入計－支出計	▲1,410,000	5,897,884	7,307,884

次期繰越金額

	予算額	決算額	差異
当期収支差額	▲1,410,000	5,897,884	7,307,884
前期繰越金額	1,449,818	1,449,818	0
翌期繰越金額	39,818	7,347,702	7,307,884

指摘	55-S	予算と決算との差異分析について
改善事項	<p>予算どおりに事業が実施されず、資金が余った状態にある場合、その理由を詳細に説明した資料、翌期以降、当該事業をどうするのかの方針等を明確にした資料を作成し、その資料を基に、大分県負担金の額を検討する必要がある。</p>	

《補足》

おおいた食品産業企業会の平成28年度収支計算書において、予算と決算と差額が大きな金額になっている科目があるが、その詳細な理由、翌年度の方針等が示されないまま、繰越金として、7,347,702円が計上されており、翌年度（平成29年度）予算において、大分県負担金16,593,000円（前年比2,850,000円減少）が計上されている。

おおいた食品産業企業会の事務局は、県が担っており、おおいた食品産業企業会への最大の資金の出し手も県である。事業内容の開示や負担金の検討については、お手盛りにならないように、第三者が見ても納得できるような根拠資料を用意していただきたい。

B. 事業の管理について

指摘	56-S	成果指標の変更について
勸奨事項	<p>指標の測定可能性等の観点から、現在の成果指標「売上10億円以上の企業会会員の売上合計額」を変更すべきと考える。平成29年度より、事業を拡大して、「食品産業競争力強化事業」に移行するということであるので、成果指標について、次の指摘57-Sも踏まえて検討していただきたい。</p>	

《補足》

「売上10億円以上の企業会会員の売上合計額」という成果指標は、達成すれば、アピール度は高いといえるが、以下の点から、成果指標を変更すべきと考える。

- ① 当該成果指標は、平成29年3月時点の会員数80社のうち14社（17.5%）を対象としたものであり、限定的な指標である。対象となる企業数が多くなる指標にした方が、「底上げ」という事業の目的には合致すると考えるが、実際には、より多くの会員企業の売上高を測定するのは困難である。
- ② 政策予算の概要から活動内容と予算額をみると、加工機器や評価機器の貸与、研修・講習の実施といった間接的に売上高増加につながる事業が12,617千円、マッチング、展示会出展といった直接的に売上高増加につながる事業が9,258千円となっている。売上増加に直接つながる活動・予算額の方が少ないので、成果指標に売上高以外の指標を選択した方が活動内容との整合性がとれるのではないかと考える。

指摘	57-S	事業の目的の変更について(成果指標との整合性)
勸奨事項	成果指標の設定が容易となるように、事業の目的を、「食品産業全体の底上げを図るため、県内食品加工企業が会員であるおおいた食品産業企業会の活動を支援する。」とした方がよいと考える。	

《補足》

現在の事業の目的は、「県内食品加工企業が会員であるおおいた食品産業企業会の活動を支援し、食品産業全体の底上げを図る。」となっている。感覚の問題かも知れないが後半の方に注意が向くので、成果指標設定のためのキーワード(事業の対象をどのようにしたいのかが明確に伝わるもの)は、「食品産業全体の底上げを図る」と捉えがちである。この場合、成果指標としては、「食品産業全体の底上げ」という大きな成果(社会効果)が求められることとなるが、会員企業の売上高増加が食品産業全体の底上げに結びつくという関係性が、他の多くの要因も影響するため不明確である。

事業の目的を、上記指摘のように改善すれば、成果指標設定のためのキーワードは、「おおいた食品産業企業会の活動を支援する」となると考える。そうすれば、例えば、「活動に参加した延会員企業数」、「活動にひとつでも参加した会員企業数」といった成果指標を採用できる。

食品産業全体の底上げといった食品関連産業の売上高や付加価値額等が成果となるものについては、他の部署が実施している食品関連産業支援事業全体の成果指標として取り扱っていただきたい。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「多様で厚みのある産業集積の推進」の中の取組「農商工連携等による食品産業の育成」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

① 食品加工企業に対する機器整備などの設備投資や人材育成、加工技術などの支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「売上 10 億円以上の企業会会員の売上合計額」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

本成果指標は、特定の会員に限定したとしても、様々な他の要因に影響される度合いの方が大きいため、直接的な効果を示す指標とは言い切れず、しかも業界全体の売上高でもないので総合的な効果指標ともいえない。

なお、大分県版総合戦略アクションプランでは、先行型交付金事業として、「支援企業の売上伸長率」を事業KPIとして採用している。

3. 県が関与する任意団体における予算の決議及び執行について

おおいた食品産業企業会規約、第10条（総会の開催及び招集）第1項により、総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催されることとなっている。（平成29年は6月14日、平成28年は6月6日に開催されている。）

また、同規約第12条（議決事項）により、収支予算は、総会の決議事項となっている。（平成29年、平成28年ともに、定時総会において、収支予算が決議されている。）

(2) 産業形成

I 関連する施策と取組

施策	取組
多様で厚みのある産業集積の推進	<ul style="list-style-type: none"> 東九州メディカルバレー構想の推進による医療機器産業拠点づくり 地域の強みを生かした再生可能エネルギーの導入促進とエネルギー産業の育成

II この分野における取組の基本方向

- ◇ 東九州メディカルバレー構想のさらなる推進により、医療・福祉機器、ロボット関連産業など、成長が見込まれる産業への参入を支援し、医療関連産業の集積を図る。
- ◇ 地域や自然環境と調和する再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、地熱や温泉熱、小水力など地域の強みを活用した企業の育成と、スマートコミュニティや水素など新ビジネスへの挑戦支援により、エネルギー産業の発展を図る。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

- ・ 医療機器製造業登録数（累計） 平成31年度目標25製造所
【平成26年度実績20製造所】

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 東九州メディカルバレー構想拠点機能強化事業	6,395	6,395
イ 医療機器産業参入加速化事業	33,958	32,270
ウ 九州連携医療機器産業拠点形成事業	0	5,833
エ エネルギー関連産業成長促進事業	43,602	43,602

ア 東九州メディカルバレー構想拠点機能強化事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		6,395千円
H27～H29	6,395千円	内訳	一般財源	6,395千円
担当課等	産業集積推進室			

i 事業の目的

県内企業による医療機器開発や海外展開に対する支援を行うことにより、県内の医療機器産業の集積促進と地域経済の活性化を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
大分大学医学部附属臨床医工学センターの立ち上げ支援(補助金の交付)	千円 5,000	県内企業の医療機器研究開発支援の拠点、海外人材育成の拠点であるセンターへの補助であり、センター運営に係る経費(人件費・旅費、運営諸経費)が対象	補助率: 1/2 上限 500万円
海外展開の推進	1,066	民間企業等の海外展開事業支援のため、海外医療関係者の研修を産学官で連携して受入	直接実施
東九州メディカルバレー構想の推進	329	地域活性化総合特区に関連した政府との調整構想推進会議の運営	直接実施

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	臨床医工学センター主催のニーズ探索交流会開催回数(回)	[]	2	2 [2]	a	A
	海外の医療関係者等への日本式医療システムのPR回数(回)		1	7 [2]		
	東九州メディカルバレー構想推進会議の開催回数(回)		2	4 [2]		
成果	医療機器製造業登録製造所数(製造所)		21	21 [22]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については全て目標を達成しているため、a(3点)評価となっている。成果指標については90%を上回る95.5%の達成率であり、a(3点)評価。両者の合計が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) 臨床医工学センター運営費補助金

国立大学法人大分大学臨床医工学センター運営費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、平成 28 年度の補助金額は上限の 500 万円であった。

交付先	補助対象経費（千円）		補助金（千円）	補助率
国立大学法人大分大学 臨床医工学センター	人件費	17,562	—	—
	計	17,562	5,000	28.47%

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「多様で厚みのある産業集積の推進」の中での取組「東九州メディカルバレー構想の推進による医療機器産業拠点づくり」で記載されている次の取組事項の一部を一つの事業として位置づけている。

- ① 大学や医療機関、大企業とのシーズ・ニーズのマッチング、九州広域連携等の外部リソースの活用等による県内企業の医療・福祉機器・ロボット等製品開発支援
- ② 海外における日本式医療技術の普及を通じた県内医療機器メーカーの販路開拓・生産拡大支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「医療機器製造業登録製造所数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I と一致している。

「医療機器製造業登録製造所数（製造所）」は、「医療機器製造業者」として大分県薬

務室へ登録されている製造所数である。したがって、本事業の直接的な効果を意味する成果指標ではなく、本事業以外の様々な要因が影響する総合的な成果指標である。直接的な成果指標としては、「臨床医工学センター等を通じた共同研究テーマ件数」等が考えられる。臨床医工学センターでの活動の主目的が、医療現場のニーズと県内企業とのマッチングであり、その結果、共同研究等に至ったものが本事業の主たる成果と考えられるためである。

なお、本事業は大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

イ 医療機器産業参入加速化事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		32,270千円
H27～H29	33,958千円	内訳	一般財源	32,270千円
担当課等	産業集積推進室			

i 事業の目的

東九州メディカルバレー構想に基づく、医療機器産業の拠点づくりに向けて、大分県医療ロボット・機器産業協議会参加企業にそれぞれのレベルに応じた支援を実施する。

ii 事業区分及び活動内容

大分県から大分県医療ロボット・機器産業協議会へ負担金を支出し、協議会として以下の事業を実施している。なお、大分県医療ロボット・機器産業協議会の収入は、大分県からの負担金収入のみ（預金利息等除く）であり、事務局は県産業集積推進室内に設置されている。

事業区分	予算額	活動内容	備考
普及促進に対する補助（県産新医療・福祉機器等普及促進補助金）	千円 12,100	大分県内に主たる事業所を置く医療機関・福祉施設等が実施する、県内企業の新製品等の医療等現場への導入費の補助であり、大分県産新医療・福祉機器等一覧表に登録された機器の導入にかかる経費が対象 (事業の特色) 機器利用の状況や改善要望を、機器登録事業者へフィードバックすることが補助条件	補助率：県 1/2 上限 1,200 千円 最大 12 ヶ月

事業区分	予算額	活動内容	備考
研究開発に対する補助（医療機器研究開発補助事業補助金）	千円 12,028	大学等と連携した地場企業の新たな医療機器等開発に要する経費の補助であり、新たな医療機器等の研究開発に要する経費が対象（事業の特色） 申請者のプレゼンテーションによる審査により採択を決定	補助率：県 2/3 上限 400 万円
HALFIT ツーリズムの推進	2,695	HALFIT ツーリズム（ロボットスーツ HAL を活用したヘルスケアツーリズム）での PR 用動画の作成を委託（日、英、中（繁・簡）、韓の 4 か国語）	委託先： （株）グリーンサークル
機器開発コーディネーター・アドバイザー派遣	2,537	機器開発から販売までの各分野の専門家をコーディネーターとして委嘱し、地場企業のレベルに応じて派遣	
機器開発ワーキング	2,326	大手医療機器メーカー及び医療・福祉機関とのニーズ探索会の実施等	補助上限：1 グループ 15 万円
医療産業参入促進セミナー	1,752	九州ヘルスケア産業推進協議会主催の医療産業参入促進セミナーの開催等	
協議会事務局運営費	520	総会開催費用等	

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	普及促進補助登録機器数(件)	/	10	11[11]	a	A
	研究開発補助支援企業(社)		4	3 [3]		
	HALFIT ツーリズム PR 用動画作成言語数(件)		—	4 [4]		
	機器開発コーディネーター派遣件数(件)		17	26[26]		
成果	医療機器製造業登録製造所数(製造所)		21	21[22]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については全て目標のを達成しているため、a（3 点）評価となっている。成果指標については 90%を上回る 95.5%の達成率であり、a（3 点）評価。両者の合計が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) 大分県側の財務事務

大分県医療ロボット・機器産業協議会へ負担金の支出が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、平成 28 年度は、協議会から交付する補助金が予算を大きく下回ることが見込まれたため、平成 29 年 3 月開催の協議会の理事会で予算の減額補正(1,688 千円)を行った。このため、県の負担金支出も同額の予算減額になっている。

(2) 大分県医療ロボット・機器産業協議会側の財務事務

補助金交付等の財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、医療機器研究開発補助事業費補助金交付要綱、県産新医療・福祉機器等普及促進補助事業費補助金交付要綱に基づき適正に行われており、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

成果指標の「医療機器製造業登録製造所数」が目標値(22 製造所)を下回っているものの、現在登録の準備をしている製造所もあり、平成 29 年度は目標値(23 製造所)を達成するよう努力をしているとのことである。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「多様で厚みのある産業集積の推進」の中での取組「東九州メディカルバレー構想の推進による医療機器産業拠点づくり」で記載されている次の取組事項の一部を一つの事業として位置づけている。

- ① 大学や医療機関、大企業とのシーズ・ニーズのマッチング、九州広域連携等の外部リソースの活用等による県内企業の医療・福祉機器・ロボット等製品開発支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「医療機器製造業登録製造所数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I と一致している。

県内企業の新製品開発を支援し、医療機器産業の拠点づくりを目指すことが本事業の主目的であり、本事業で支援した企業が登録される割合が多いことから、成果指標として妥当である。なお、この成果指標は「東九州メディカルバレー構想拠点機能強化事業」と同一のものである。

なお、大分県版総合戦略アクションプランでは、先行型交付金事業として、本成果指標と同じ指標を事業 K P I に採用している。

3. 県が関与する任意団体における予算の決議及び執行

大分県医療ロボット・機器産業協議会の予算承認は、大分県医療ロボット・機器産業協議会設置規程により、事業計画及び収支予算は理事会において決議し、総会で承認することになっている。理事会は、年度初め（前事業年度終了後 2 ヶ月以内）及び年度末には開催することになっている。したがって、年度末開催の理事会で次年度の当初予算を決議しており、また補正予算も理事会で決議可能な仕組みとなっている。

4. 審査員の独立性の確認

医療機器研究開発補助事業費補助金については、大分県医療ロボット・機器産業協議会内に設置された、医療関連機器研究開発補助事業審査委員会において審査し、補助対象者を選定している。審査をする委員は、委嘱する際に申請者と直接の利害関係者でないことを口頭で確認を行っている。

ウ 九州連携医療機器産業拠点形成事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		5,833 千円
H28	0 千円（繰越額 5,833 千円）	内訳	国庫支出金	5,833 千円
担当課等	産業集積推進室			

(注) 国庫支出金は、地方創生加速化交付金であり、国の平成 27 年度補正予算に係る繰越額 5,833 千円である。なお、繰越額は平成 28 年度当初予算には含まれていない。

i 事業の目的

医療機器産業に対する知見やノウハウを有する医療機器メーカーと連携した新規参入や製品開発を促進し、本県をはじめとする九州地域における医療機器産業の創出と新

規参入の促進を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	繰越額	活動内容	委託先
医療機器メーカーとのマッチング会の開催	千円 5,833	・医療機器メーカーと地場モノづくり企業のマッチング商談会の開催 ・医療機器メーカーとの連携に向けた地場企業へのフォローアップの実施	九州ヘルスケア産業推進協議会

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	医療機器メーカーとのマッチング会の開催回数(回)	/	/	2 [2]	a	A
成果	医療機器メーカーとの面談・成約、製造所登録、医療機器認証・承認件数(件)			74 [8]	a	

《評価の説明》

平成28年度単年度の事業である。活動指標については目標を達成しているため、a（3点）評価となっている。成果指標については925.0%の達成率であり、a（3点）評価となっている。両者の合計が6点となるため、総合評価は「A、終了」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

九州ヘルスケア産業推進協議会との委託契約書に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

成果指標としている「医療機器メーカーとの面談・成約、製造所登録、医療機器認証・承認件数」の平成28年度実績は74件であり、医療機器メーカーとの面談件数のみであるが、面談の後の状況について追跡調査し、成果を把握している。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「多様で厚みのある産業集積の推進」の中での取組「東九州メディカルバレー構想の推進による医療機器産業拠点づくり」で記載されている次の取組事項の一部を一つの事業として位置づけている。

- ① 大学や医療機関、大企業とのシーズ・ニーズのマッチング、九州広域連携等の外部リソースの活用等による県内企業の医療・福祉機器・ロボット等製品開発支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「医療機器メーカーとの面談・成約、製造所登録、医療機器認証・承認件数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

なお、大分県版総合戦略アクションプランでは、加速化交付金事業として、「医療機器メーカーとの開発・取引マッチング（協議中含む）件数」を事業 K P I に採用している。これは、面談の後の追跡調査を反映したものと思われる。

エ エネルギー関連産業成長促進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		43,602 千円
H27～H29	43,602 千円	内訳	財産収入	2,390 千円
担当課等	工業振興課		一般財源	41,212 千円

(注) 財産収入は、おおいた自然エネルギーファンドからの分配金である。

i 事業の目的

県内エネルギー関連企業の技術力、販売力の強化並びにエネルギービジネスへの新規参入を促進し、エネルギー産業を大分県経済の新たな牽引産業に育成する。

ii 事業区分及び活動内容

大分県エネルギー産業企業会は、主に大分県からの負担金を財源として、以下の事業を実施している。なお、大分県からの負担金収入以外に会員からの会費収入等がある。事務局は県工業振興課内に設置されている。

事業区分	予算額	活動内容	備考
ワーキンググループ活動への補助	千円 33,810	分野別のワーキンググループにおける販路開拓や研究開発などに係る経費へ補助 事業認定審査会での申請者のプレゼンテーションによる審査により採択を決定	補助率： 2/3（研究開発、人材育成） 1/2（販路開拓）
新エネ・省エネコーディネート	3,672	新エネ・省エネに関する各種相談や情報提供を実施	
トライアル研究開発への補助	3,488	外部からのアイデアを募集し、会員とマッチングに成功した試行事業（新製品・サービスの開発に向けた可能性調査や試作機開発等の取組）の経費への補助 事業認定審査会での申請者のプレゼンテーションによる審査により採択を決定	補助率：2/3
展示会出展	1,218	会員企業の展示会出展を支援	ENEX2017へ出展
情報発信セミナー	594	エネルギー産業界の最新情報を提供するセミナーを開催	
事務局経費	600	総会開催費用等	
推進費	220		

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	ワーキンググループ活動件数(件)	/	9	9 [6]	a	A
	新エネ・省エネコーディネート(件)		198	239 [150]		
	トライアル研究開発(件)		2	1 [3]		
	展示会団体数(団体)		13	7 [5]		
成果	事業化件数(研究開発金銭的成果件数、販路開拓成約件数)		13	11 [10]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については「トライアル研究開発」が未達となっているが、予算割合による加重平均で算出した達成率が90%を上回っているため、a（3点）評価となっている。成果指標については110.0%の達成率のため、a（3点）評価となっている。両者の合計が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) 大分県側の財務事務

大分県エネルギー産業企業会への負担金の支出が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 大分県エネルギー産業企業会側の財務事務

① 補助金の交付事務

大分県エネルギー産業育成分野別ワーキンググループ活動事業費補助金交付要綱、大分県エネルギー産業育成トライアル研究開発事業費補助金交付要綱等に基づき補助金の交付事務等が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

② 予算の執行事務等

企業会の事業計画及び予算を大分県エネルギー産業企業会規約に基づき、定時総会にて承認を受けている。

指摘	58-S	予算計上のない委託費の支出について
不備事項	<p>定時総会で承認された予算に計上されていない委託費が支出されている。当該委託費は、平成28年4月1日付で、企業会において委託契約の決裁がなされているが、その後開催された平成28年度定時総会にて承認された予算書には、記載がされておらず、補正予算も組まれていない。決算については、平成29年度定時総会で承認されているものの、予算に計上しておくべきであった。</p>	

《補足》

予算の執行状況を確認したところ、平成28年度定時総会で承認された予算に計上されていない次の委託費の支出を確認した。

項目	委託先	契約日	支出日	金額
大分県エネルギー産業企業会 パンフレット作成委託	(株)コアラ	28年4月1日	28年11月9日	486千円

指摘 59-S	定時総会の開催日について
不備事項	現在の規約では、毎事業年度終了後2ヶ月以内に定時総会を開催することになっているが、平成28年度総会は、平成28年6月9日に開催されている。規約に定められた期日までに開催すべきである。

《補足》

平成28年度総会を事業年度終了後2ヶ月以内に開催できなかったのは、役員の変更があった関係もあり、日程調整が困難であったという事情もある。事業年度終了後2ヶ月以内に開催ができない事態が、今後も発生しうるのであれば、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するよう、規約を見直すことも考えられる。

指摘 60-S	予算の承認方法の見直しについて
改善事項	現在の規約では、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催される定時総会において予算を承認することになっているため、予算承認の前に、新たな契約や支出が発生していることとなる。また、定時総会は年1回であることから、当初予算（負担金）に変動がある場合、補正予算を組むことが困難である。予算承認を行う機関や時期等について見直すべきと考える。

《補足》

「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」においても、総会等にて「事前の新年度事業計画若しくは予算の承認」を行うよう求めている（第5 任意団体の運営、2 総会等の開催）。

見直し案としては、定時総会を年2回開催する、又は、理事会（役員会）を組織し、予算は理事会で決議し、総会に報告する形に変更するなどの方法が考えられる。この変更により、補正予算を組み予算総額が変動した場合は、県の負担金も変更することが可能になる。

B. 事業の管理について

(1) 活動指標について

「トライアル研究開発」は、目標に達していないが、これは応募件数が少なかった（予算3件実績1件）ことによるものである。本活動は、平成27年度から平成28年度にかけて実施したが、平成27年度に補助した開発事業（小風力発電関連）が平成28年度からはワーキンググループ活動として発展するなど一定の成果を得たこともあり、平成29年度については、本活動は実施していない。

(2) 成果指標について

指摘 61-S	成果指標の目標値設定について
改善事項	「事業化件数」の目標値 10 件は設定根拠に乏しく、事業初年度から最終年度まで同数値となっている。積算根拠を明確にした上で目標値を設定すべきと考える。

《補足》

平成 28 年度の実績値 11 件の内訳は、小水力ワーキンググループ参加企業の受注件数 8 件と展示会 (ENEX2017) 出展企業の商談成立件数 3 件であるが、目標値 10 件の内訳は不明である。

実績値が目標値を上回っているものの、目標値の設定根拠 (積算) が明確でなければ、実績値の評価・分析が困難である。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「多様で厚みのある産業集積の推進」の中の出組「地域の強みを生かした再生可能エネルギーの導入促進とエネルギー産業の育成」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置づけている。

- ① 地熱・温泉熱、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入促進につながる関連機器・システムの開発と海外も視野に入れた販路拡大への支援
- ② 九州内の企業や団体とも連携した地域や自然環境と調和する地熱・温泉熱活用プロジェクトの全国展開
- ③ 電力システム改革に伴う新電力事業など地域の活性化に資する新サービスの創出、IT制御や蓄電技術などを生かした関連機器・システムの開発支援
- ④ 九州唯一のコンビナートから発生する副生水素利用ネットワークの構築支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「事業化件数 (研究開発金銭的成果件数、販路開拓成約件数)」は、直接的な効果指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

なお、本事業は大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

3. 県が関与する任意団体における予算の決議及び執行

前述のとおり、大分県エネルギー産業企業会の規約では、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催される定時総会において予算を承認することになっている。したがって、予算承認の前に、新たな契約や支出が発生していることとなる。

4. 審査員の独立性の確認

大分県エネルギー産業育成分野別ワーキンググループ活動事業費補助金及び大分県エネルギー産業育成トライアル研究開発事業費補助金については、大分県エネルギー産業企業会内に設置された、大分県エネルギー産業育成分野別ワーキンググループ活動事業選定審査会にて審査し、補助対象者を選定している。審査をする委員には、委嘱する際に親族が応募者にはいない旨、委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていない旨、口頭での確認を行っている。

(3) 産地育成

I 関連する施策と取組

施策	取組
農林水産業におけるマーケットインの商品づくりの加速	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケットに対応した販売力の強化 ・産地間競争に勝ち抜く生産力の強化

II この分野における取組の基本方向

- ◇ 市場競争力の強化に向けて戦略品目を定め、「The・おおいた」ブランドを確立する。
- ◇ ロットの拡大や流通の多チャンネル化など、マーケットに対応できる流通・販売体制を構築する。
- ◇ 産地間競争を勝ち抜いていくため、効率的で持続的に生産する体制づくりを進める。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策KPI）

- ・戦略品目の産出額（農林水産業） 平成30年度目標915億円
【平成25年度実績821億円】

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 活力あふれる園芸産地整備事業	2,144,937	1,475,825
イ 肉用牛生産基盤拡大緊急支援事業	1,027,000	713,090
ウ 肉用牛競争力強化対策事業	138,637	85,917
エ 草地畜産基盤整備事業	21,450	21,245

ア 活力あふれる園芸産地整備事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額	1,475,825千円
H28～H32	2,144,937千円 (繰越額 359,695千円)	内訳	国庫支出金 297,136千円 諸収入 661,876千円
担当課等	園芸振興室、農業公社		一般財源 419,153千円 繰越金 97,660千円

(注1) 国庫支出金は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、経営体育成支援事業費補助金、次世代施設園芸導入加速化支援事業費補助金、強い農業づくり交付金である。このうち、強い農業づくり交付金と経営体育成支援事業費補助金で、国の平成27年度補正予算の繰越額359,695千円から前者は259,663千円、後者は1,383千円を充当している。なお、繰越額は、平成28年度当初予算額には含まれていない。

(注2) 諸収入は、国が造成した産地パワーアップ事業基金に係る基金管理団体からの助成金である。

(注3) 繰越金は、繰越事業に係る平成27年度の一般財源である。

i 事業の目的

新規就農者、企業参入等の新たな担い手の確保と園芸産地の更なる拡大を図り、農業産出額の向上を実現するとともに園芸品目を生産する「ひと」づくり、地域での「しごと」づくりによる大分県の地方創生を進めるため、生産施設等の整備を支援する。

ii 事業区分及び活動内容

本事業は、事業実施主体（農業協同組合、農業公社、営農集団等）が実施する園芸品目の生産施設等の整備に要する経費に対し、市町村を經由して補助するものである。

事業区分	予算額	活動内容	補助率
雇用型経営体育成対策事業費補助	千円 1,096,305	①企業参入に対する施設整備等に関する支援 ②雇用型経営体に転換する際の支援 (補助率1/2 → 3/5)	国庫の場合 国 1/2、県 1/8、 市 1/8 県単の場合 県 1/2～1/3、 市 1/6

事業区分	予算額	活動内容	補助率
戦略品目産地強化対策事業費補助	千円 599,404	①規模拡大に伴う施設整備等に対する支援 ②広域産地拠点施設整備に対する支援 ③生産性向上設備、遊休ハウス活用に対する支援 ④新戦略品目の推進体制整備に対する支援	国庫の場合 国 1/2、 県 1/8～1/12、 市 1/8～1/12 県単の場合 県 1/2～1/3、 市 1/6～1/12
新規就農者育成対策事業費補助	359,823	①大規模リース団地施設整備に対する支援 ②新規就農者の施設整備等に対する支援 ③大規模リース団地入植者の固定資産税に対する支援（3ヶ年）	国庫の場合 国 1/2、県 1/8、 市 1/8 県単の場合 県 1/2～1/3、 市 1/3～1/6
次世代戦略品目育成対策事業費補助	83,460	①戦略品目以外の規模拡大に伴う施設整備等に対する支援 ②生産性向上設備、遊休ハウス活用に対する支援 ③次世代戦略品目の推進体制整備に対する支援	国庫の場合 国 1/2、県 1/12、 市 1/12 県単の場合 県 1/3～1/6、 市 1/4～1/6
推進費	5,945		

事業区分	繰越額	活動内容	補助率
繰越分	千円 359,695	①規模拡大に伴う施設整備等に対する支援 ②企業参入の施設整備に対する支援 ③大規模リース団地施設整備に対する支援 ④広域産地拠点施設整備に対する支援	国庫の場合 国 1/2 県 1/6～1/12 市 1/8～1/12 県単の場合 県 1/2～1/6 市 1/6～1/12

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	企業参入による面積拡大(ha)			11.3 [3]	a	A
	園芸戦略品目の面積拡大(ha)			31.6[15]		
	新規就農者による事業活用(人)			17[20]		
	一般園芸品目の面積拡大(ha)			4.8 [3]		
成果	園芸戦略品目(14品目)の産出額 (百万円)			28,431 [28,310]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については、「新規就農者による事業活用」が未達となっているが、予算割合による加重平均で算出した達成率が90%を上回っているため、a（3点）評価となっている。成果指標については100.4%の達成率であり、a（3点）評価となっている。両者の合計が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県活力あふれる園芸産地整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務等が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

活動指標である「新規就農者による事業活用（人）」は、目標値を下回っているが、これは、企業での就農者数は増えてきているものの、本事業による就農者数が目標値に満たなかったためである。

C. 農業公社への往査

大分県側の財務事務の状況を確認した補助事業（2件）について農業公社側の財務事務の執行状況についても確認した結果、大分県活力あふれる園芸産地整備事業費補助金交付要綱、公益社団法人大分県農業農村振興公社の公共工事に関する契約及び指名の選定基準等に基づき適正に行われており、特に指摘すべき事項はなかった。

D. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「農林水産業におけるマーケットインの商品づくりの加速」の中
の取組「産地間競争に勝ち抜く生産力の強化」で記載されている次の取組事項を一つの
事業として位置づけている。

① 園芸産地の統合とブランド統一による県域生産出荷体制の強化

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「園芸戦略品目（14 品目）の産出額」は、プラン 2015 にお
ける施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは異なるものの、それらの指
標の一部を構成するものである。

具体的には、「おおいた農林水産業活力創出プラン 2015(大分県農林水産業振興計画)」
の「戦略品目の目標」に記載のものと同一であり、プラン 2015 で記載されている「戦
略品目の産出額（農業）」の集計要素となっている（巻末資料 C-3「大分県農林水産業
振興計画の主要指標」参照）。

結果として、本事業の成果指標は、本事業以外の事業やそれ以外の多くの要因に影響
される総合的な効果指標となっている。

イ 肉用牛生産基盤拡大緊急支援事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		713,090 千円
H27～H28	1,027,000 千円	内訳	諸収入	630,000 千円
担当課等	畜産技術室		一般財源	83,090 千円

(注) 諸収入は、本事業における肥育牛預託貸付金の償還金である。

i 事業の目的

畜産農家の高い増頭意欲に応え、肥育及び繁殖農家の連携のもと、「おおいた豊後牛」
の安定供給に向けた生産基盤を強化し、安全・安心で美味しい「おおいた豊後牛」のブ
ランド確立を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
肥育牛預託緊急支援対策（貸付）	千円 992,000	(株)大分県畜産公社に肥育牛預託貸付制度を創設し、円滑な素牛導入を支援。肥育牛を貸付するための原資を県が融資するもの	貸付先： (株)大分県畜産公社 利率：無利息
繁殖雌牛基盤拡大対策（補助）	35,000	規模拡大を図る繁殖農家が、繁殖雌牛の増頭を行う際の経費の一部を助成	補助率：県 10/10 繁殖雌牛 1 頭あたり 70 千円を限度

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	肥育重点農家への個別事業推進(戸)	/	20	20 [20]	a	A
	増頭推進会議の開催(回)		38	38 [25]		
成果	肉用牛の産出額(億円)		105.8	112.0[102.6]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については全て目標の 90%を達成しているため、a（3 点）評価となっている。成果指標については 109.2%の達成率でのため、a（3 点）評価となっている。両者の合計が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・終了」となっている。

なお、本事業は 28 年度で終了しているが、新規メニューを加えて別事業に組み替えている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

資金の貸付及び補助金の交付等の事務を、大分県肉用牛生産基盤拡大金融支援事業（肥育牛預託緊急支援対策）資金貸付要綱、おおいた豊後牛生産向上対策事業費補助金交付要綱に基づき行っている。

㈱大分県畜産公社での預託実績（28年度末現在）

区分	預託額(千円)	頭数	1頭平均額(千円)
肥育素牛	250,141	321	779
飼育管理型	329,925	398	829

(注) 肥育素牛の321頭には平成27年度に預託し肥育中の100頭が含まれる。

繁殖雌牛基盤拡大対策事業の補助実績（28年度）

補助対象頭数	補助対象経費(千円)	県費補助金(千円)
1,187	83,090	83,090

(注) 補助対象経費は1頭当たり70千円

指摘	62-N	事業実施計画承認申請書の提出期限について
改善事項		繁殖雌牛基盤拡大対策事業の補助金を申請するためには、事前に、事業主体が事業実施計画を策定し、事業実施計画承認申請書を知事あて提出し、承認を受けることになっているが、提出期限の定めがない。そのため、実績が事実上確定した日以後に提出されているものがある。事業実施計画承認申請書の提出期限を実績が事実上確定する日以前に設定し、計画を提出させるようにすべきと考える。

《補足》

おおいた豊後牛生産向上対策事業実施要綱により、事業主体は事業実施計画を策定し、事業実施計画承認申請書（第1号様式）を知事あて提出し、承認を受けることになっている。

また、補助対象となるのは、繁殖雌牛基盤拡大対策実施細則により、期末頭数（事業実施年度2月1日現在）から期首頭数（事業実施年度の前年度2月1日現在）を控除して算出した頭数である。つまり、この期間に増頭した頭数が補助対象となりうる。

しかしながら、平成28年度の由布市の事業実施計画承認申請書の提出日は、平成29年2月7日であり、この時点で既に補助対象となる期末頭数が確定した後となっている。提出期限を設定し、遅くとも1月31日までには計画を提出させるようにすべきである。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「農林水産業におけるマーケットインの商品づくりの加速」の中
の取組「産地間競争に勝ち抜く生産力の強化」で記載されている次の取組事項の一部を
一つの事業と位置付けている。

- ①おおいた豊後牛の生産体制の強化とオレイン酸生成能力に優れた遺伝資源の活用
によるブランド確立

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「肉用牛の産出額」は、プラン 2015 における施策の目標指
標及び大分県版総合戦略の施策 KPI とは異なるが、それら指標の一部を構成するもので
ある。

具体的には、「おおいた農林水産業活力創出プラン 2015」の「戦略品目の目標」に記
載されている肉用牛（繁殖）と肉用牛（肥育）の数値を合計した数値であり、プラン
2015 で記載されている「戦略品目の産出額（農業）」の集計要素となっている。

結果として、本事業の成果指標は、本事業の直接的な効果を意味する指標ではなく、
本事業以外の事業やそれ以外の多くの要因に影響される総合的な効果指標となってい
る。直接的な成果指標としては、「本事業による増頭数（肥育牛、繁殖雌牛）」等が考え
られる。

ウ 肉用牛競争力強化対策事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		85,917 千円
H28～H30	138,637 千円	内訳	諸収入	65,975 千円
担当課等	畜産技術室		一般財源	19,942 千円

(注) 諸収入は、国が造成した畜産・酪農収益力強化総合対策基金に係る基金管理団体からの助
成金である。

i 事業の目的

T P P 合意や飼料高騰等の社会情勢の変化に対応し、本県の永続的な肉用牛生産基盤
を確立するため、将来の中心的な役割を担う畜産経営体の収益力向上や規模拡大を支援
するとともに、地域内連携による収益力向上に向けた取組を推進する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	補助率
肉用牛生産基盤強化施設整備事業	千円 136,987	①競争力強化対策 畜産クラスター協議会が実施する畜産競争力強化に資する施設等の整備及び補改修に対し補助(市町村経由) ②大規模経営体育成対策 認定農業者及び認定新規就農者が実施する省力化や生産規模の拡大を図るための畜舎や堆肥舎等の建設や改造並びに附属設備や機械の整備に要する費用に対し補助(市町村経由)	①国 1/2 ②県 1/3、 市町村 1/6
肉用牛繁殖産地活性化モデル事業	1,000	①キャトルブリーディングシステム型 農業者、農業者の組織する集団が実施する、繁殖雌牛の地域内集約飼育システムに要する経費に対し補助 ②放牧活用型 牧野組合が実施する、放牧地の活用促進に要する経費に対し補助	県 1/3、 市町村 1/6 ※市町村が設定したモデル地区における経費に限る
推進費	650		

iii 事務事業評価（実績値）

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県畜産生産振興対策事業費補助金交付要綱、大分県畜産生産振興対策事業実施要領、肉用牛繁殖産地活性化モデル事業費補助金交付要綱等に基づき補助金の交付事務等が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について
特に指摘すべき事項はない。

C. その他
特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「農林水産業におけるマーケットインの商品づくりの加速」の中
の取組「産地間競争に勝ち抜く生産力の強化」で記載されている次の取組事項の一部を
一つの事業として位置づけている。

- ① おおいた豊後牛の生産体制の強化とオレイン酸生成能力に優れた遺伝資源の活
用によるブランド確立

2. 事務事業評価を実施していない理由等

事業実施主体は市町村もしくは畜産クラスター協議会であり、予算の範囲内で実施し
ていることによる。

事業の内容は、主に肉用牛を生産するための施設整備に対する補助であるため、事業
の成果は、本事業によって肉用牛の生産施設の整備規模（新たに整備した施設で何頭飼
育できるかその頭数）により判断している。

エ 草地畜産基盤整備事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		21,245千円
H24～	21,450千円	内訳	国庫支出金	15,000千円
担当課等	畜産技術室、農業公社		一般財源	6,245千円

(注) 国庫支出金は、農業競争力強化基盤整備事業補助金である。

i 事業の目的

高齢化等による畜産農家の減少やT P P等社会情勢の変化への対応が求められてい
る中、経営の安定した担い手の育成による畜産産地の強化や安全安心な畜産物を供給す
るため、畜舎等の飼育施設や飼料生産基盤を整備し、「安全」「安心」な自給飼料の活用
の促進と規模拡大等による担い手の経営改善を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	補助率
草地畜産基盤整備事業	千円 21,000	基本施設整備	国 1/2、県 1/5
		利用施設整備	国 1/2、県 1/10
推進費	450		

《補足》 県と農業公社との役割分担

① 補助金の対象となる地区選定及び実施計画の申請

補助金の対象となる地区の選定は、農業公社と市町が、県を通して国に申請する。当該承認通知は、国から県に送付される。

補助金の対象となる整備事業の実施計画は、市町及び農業公社並びに県が協議して作成し、県が国に計画の承認申請を行う。当該実施計画の承認通知は、国から県を通して、農業公社に送付される。

② 計画の実施

指名競争入札による工事業者の選定、進捗管理、完成検査、工事業者への支払等の事務は、農業公社が行う。

③ 資金の流れ

国の負担分は、県を通じて、県の負担分と合わせて、農業公社に納入される。事業者の負担分は市町を通じて、市町の負担分と合わせて、農業公社に納入される。

④ 実績報告

事業完了後、農業公社は、県へ事業実績報告書により報告を行う。

iii 事務事業評価（実績値）

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

法令：農業経営基盤強化促進法

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

草地畜産基盤整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務等を行っているか確認した結果、特に指摘すべき事項はない。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. 農業公社への往査

(1) 草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業の実施状況

平成28年度は、久大豊肥の6地区（一本松、徳の尾、瀬の尾、塔の原、中村、飯田東部）の牧場に対して、事業を実施している。

(2) 草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業の事務の執行

農業競争力強化基盤整備事業実施要綱、農業競争力強化基盤整備事業実施要領、大分県草地畜産基盤整備事業費補助金交付要綱に基づき財務事務の執行を適正に執行しているか確認した結果、特に指摘すべき事項はない。

D. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業との関係

プラン2015の施策「農林水産業におけるマーケットインの商品づくりの加速」の中
の取組「産地間競争に勝ち抜く生産力の強化」で記載されている次の取組事項の一部を
一つの事業として位置づけている。

- ① おおいた豊後牛の生産体制の強化とオレイン酸生成能力に優れた遺伝資源の活用によるブランド確立

2. 事務事業評価を行っていない理由等

飼料関連の事業として、県内飼料利用拡大対策事業において事務事業評価を実施している。農林水産部内の対象事業数の調整等により、本事業は、平成28年度の事務事業評価の実施を要しない事業となっている。なお、事業の評価に準じる資料として、A4用紙1枚にまとめた資料の提出を受けた。

(4) 観光地域づくり

I 関連する施策と取組

施策	取組
おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・観光人材の育成・確保 ・おんせん県ならではの素材磨きによるブランドイメージの確立 ・観光消費の増大につながるサービスや商品の開発・促進

II この分野における取組の基本方向

- ◇ 地域の良さを伝えるふるさとガイドを積極的に活用するとともに、おおいたツーリズム大学による地域づくりのリーダーの育成、支援を継続する。
- ◇ 湧出量や源泉数だけではない「おんせん県おおいた」らしい温泉の活用や、自然、食、歴史、文化・アートなど、地域の特徴ある観光素材磨きを推進する。
- ◇ 滞在時間の延長につながるイベントの開催や地産地消による食の提供、土産物づくりなどにより、観光関連産業の振興と地域活性化を推進する。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策KPI）

- ・観光入込客数 平成30年度目標20,150千人
【平成25年度実績17,563千人】
- ・観光消費額 平成30年度目標2,357億円
【平成25年度実績2,072億円】

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 観光地域磨き推進事業	16,742	15,946
イ 六郷満山開山1300年記念観光推進事業	21,202	17,202

ア 観光地域磨き推進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		15,946千円
H28～H30	16,742千円	内訳	諸収入	150千円
担当課等	観光・地域振興課、ツーリズム社团		一般財源	15,796千円

(注) 諸収入は、おおいたツーリズム大学受講料である。

i 事業の目的

観光消費の増大につなげるため、サービスや商品の販売促進、地域資源を活かしたツーリズムの振興やネットワークづくりを通じた地域リーダーの育成・支援を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
魅力ある地域づくり・観光商品づくり	千円 8,313	①地域企画商品の販売促進 地域企画商品販売サイトを活用 ②おんせん県の魅力向上・発信 宿泊施設の魅力を活かした魅力向上とPR	委託先: ツーリズム社团
ツーリズム人材の育成・活用	5,059	①ツーリズム大学(地域を支える次世代のリーダー育成とネットワークづくり) ②おおいたふるさとガイドの資質向上と連携強化 ③広域ガイドの活用	①は直接実施 ②③はツーリズム社团へ委託
おもてなし体制の強化	2,795	①おもてなしサポーター及び簡易観光案内所の継続 ②観光案内所の連携とスキルアップ(連絡会議、研修)	①はツーリズム社团へ委託 ②は直接実施
ツーリズム戦略推進会議	575	ツーリズム戦略に基づき、各種の取組を推進するとともに、進捗管理を行う。	直接実施

(注) ツーリズム大学を除くと公益社団法人ツーリズムおおいた(ツーリズム社团)への委託事業である。

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	販売サイトを活用した県内地域企画旅行商品の利用者数(名)			650 [649]	a	A
	おおいたツーリズム大学講座開催数(回)			10[8]		
	観光案内所職員研修会開催(回)			3[2]		
	ツーリズム戦略推進会議開催数(回)			2[3]		
成果	観光消費額(億円)			2,146 [2,160]	a	

《評価の説明》

平成28年度開始事業である。活動指標については「ツーリズム戦略推進会議開催数」が未達であったが、予算割合による加重平均で算出した達成率が90%を上回るため、a（3点）評価となっている。成果指標は90%を上回る99.4%の達成率となり、a（3点）評価。両者の合計点が6点で、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) ツーリズム社団との委託契約書に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、本委託業務の実績報告書は、下表のとおりである。

単位:千円

事業区分	経費	経費の内訳	
魅力ある地域づくり・観光商品づくり	6,906	地域企画商品の販売	5,610
		おんせん県の魅力向上・発信	1,296
おもてなし体制の強化	3,116	サポーター・簡易案内所	2,690
		観光案内所	426
ツーリズム人材の育成・活用	789	ふるさとガイド	789
復興対策(注)	1,736		
諸経費	1,356		
計	13,903		

(注) 熊本地震が発生したため、当初予算に比べると、実績では事業区分を追加して「熊本地震による風評被害からの復興推進」(宿泊予約サイト事業者と連携)として1,736千円を他の事業区分から流用している。

(2) ツーリズム大学で発生した経費(総額2,787千円)について、支出負担行為決議書やその基となる証憑等を確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、ツーリズム大学は、平成19年から開講し、地域資源を生かしたツーリズムの振興やネットワークづくりを通じた地域リーダーの育成を目的として、先進地視察や観光・地域づくり実践者による講義やワークショップ演習等を県が直接実施している。

- ・受講生は、公的機関の関係者と一般民間会社とおよそ半々(受講料5,000円)
- ・受講生は毎年度20名程度で、修了式でプレゼンテーションにより研修成果を報告
- ・修了生によるSNSネットワークの構築や年1回のフォローアップ研修を実施

B. 事業の管理について

指摘	63-K	活動指標と成果指標のとり方について
勸奨事項	<p>「魅力ある地域づくり・観光商品づくり」に対応する活動指標としては、例えば、販売サイトにアップした「地域企画旅行商品の数」といった指標が妥当であると考えます。</p> <p>なお、活動指標としている「販売サイトを活用した県内地域企画旅行商品の利用者数(名)」は、活動の結果もたらされる直接的効果(アウトカム)であり、一つの成果指標といえる。</p>	

《補足》

「魅力ある地域づくり・観光商品づくり」(50%)を一番重視しているため、そのアウトカムである「販売サイトを活用した県内地域企画旅行商品の利用者数(名)」を本事業の成果指標とし、定性的な記載で次に重視しているツーリズム大学の成果を補足するといった事務事業評価のやり方も考えられる。利用者数を一人当たり平均購入額等を基に金額換算できれば、観光消費額にどの程度影響しているかを測定することもできる。

C. その他

平成29年度の政策予算の概要を見ると、国の地方創生推進交付金を活用して平成29年度予算を増額し、また、「魅力ある地域づくり・観光商品づくり」「おもてなし体制の強化」の活動内容が大幅に変更している。平成29年度の予算編成時に本事業の予算内容を部内で検討した結果、変更したとのことである。

平成 29 年度の政策予算での活動内容

事業区分	予算額	活動の内容
魅力ある地域づくり・ 観光商品づくり	千円 19,039	①「食」の魅力向上・発信 ②多様な観光素材を活用した観光商品づくり ③瀬戸内海の高級小型船等の誘客強化
ツーリズム人材の育 成・活用	4,988	①ツーリズム大学(地域を支える次世代のリーダー 育成とネットワークづくり) ②おおいたふるさとガイドの資質向上と連携強化 ③広域ガイドの活用
おもてなし体制の強化	19,785	①長期滞在と消費を促す仕組みづくり ②外国人観光客向け通訳サービスの提供
図柄入りナンバープレ ートの導入	1,000	

このように活動内容が大きく変わってしまうと、活動指標のみならず、成果指標も継続的に一定のものを採用することが困難になり、P D C A サイクルによる管理を損なう場合がある。本事業の場合は、そもそも成果指標を観光消費額という総合的な成果指標を採用しているので、成果指標の継続性には影響しない。しかしながら、このような事業の組み方をすると事業の目的が抽象的になり、直接的・具体的な目的が定まらないという難点が生じる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

施策「おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の振興」の中の次の2つの取組をまとめて、一つの事業として位置付けている。

- ① 観光人材の育成・確保
- ② 観光消費の増大につながるサービスや商品の開発・促進

なお、本事業は、モノ（魅力ある地域と観光商品をつくる）、ヒト（人材を育成していく）、体制（地域の受入れ環境を整える）の全体を整備して、地域が潤う（地域にお金が落ちる）仕組みをつくることを目的としているため、本監査では事業環境整備への取組として分類した。

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「観光消費額」は、プラン 2015 における施策の目標指標と一致している。また、大分県版総合戦略の施策 K P I とも一致している。

「観光消費額」は、直接的な効果を意味する成果指標ではなく、本事業以外の様々な要因が影響する総合的な効果指標である。直接的な効果指標としては、むしろ活動指標としている「販売サイトを活用した県内地域企画旅行商品の利用者数」等が考えられる。なお、本事業は大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

イ 六郷満山開山 1300 年記念観光推進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		17,202 千円
H28～H30	21,202 千円	内訳	繰入金	17,202 千円
担当課	観光・地域振興課			

(注) 繰入金は、おおいた元気創出基金からの繰入れである。

i 事業の目的

開山1300年という節目を機会に、大型誘客キャンペーンを市町村と一体となって進めることにより、国東半島・宇佐地域の「六郷満山文化」(独自の神仏習合文化)を観光素材として知名度を高め、観光誘客に結びつける。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	負担率
実行委員会負担金	千円 21,000	①巡礼を柱とする周遊観光 ルートづくり ②情報発信 ③受入体制整備 ④二次交通対策 ⑤実行委員会の開催	県1/2 市町村1/2 (人件費を含む)
推進費	202	担当課における推進経費	

iii 事務事業評価 (実績値)

事務事業評価は行っていない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県の負担額の決定方法について、実行委員会規約等で明文化したものはない。

予算編成段階で実行委員会と打ち合わせて予算組みし、最終的には実行委員会の総会で決議している。県の負担割合が1/2というのも共通予算の負担割合であり、特定の市町村向けの事業を予算に入れ込むと当該市町村の負担になる。

また、当初予算での負担金は21,000千円であり、実行委員会で職員を雇用する予定であったが、結果的に雇用しなかった。このため、当初予算で見込んでいた人件費分の負担金4,000千円を減額して支出している。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業との関係

プラン2015の施策「おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の振興」の中での取組「おんせん県ならではの素材磨きによるブランドイメージの確立」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

① 六郷満山開山1300年など、タイミングやエリアの特性等を考慮した戦略的な観光情報の発信

2. 事務事業評価を行っていない理由

本事業は、公表ベースの事務事業評価を行っていない。その理由は、次のとおりであり、翌年度(平成30年度)まで継続しないと意味のない事業である。したがって、現時点で事業の継続可否を評価する必要性も認められない。

① 県は負担金を支出しているものの、主に国東地域の市町村が構成する実行委員会が総会等で事業内容を決定し、主体的に実施している。

② 関連6市町長村の首長も出席する実行委員会として事業報告等を行い、状況をフォローしているので、あらためて県として事務事業評価を行う必要性がない。

③ 本格的に誘客成果が出るのは、開山1300年となる平成30年度であり、先行ツアーとしての企画もあるが、現在の事業内容は総じて準備段階での活動である。

第4 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

1 包括外部監査の結果の総括

「包括外部監査の結果に添えて提出する意見」は、監査の結果に基づいて記載するため、ここで監査結果の要約を行う。また、「第3 包括外部監査の結果」では、個々の事務事業評価については記載しているものの、行政評価を構成する政策評価や施策評価については触れていないが、後に記載する意見の理解にも関わるため、これらを概観する。

(1) 監査結果の要約

「第1 外部監査の概要 7 外部監査の方法」に記載している監査の着眼点に沿って、監査結果における個別の指摘事項をまとめると下表のとおりである。また、これらに伴う監査人の所感（意見を記載した理由）をそれぞれ記載している。

ア 関連事業における財務事務の執行は、法令等への準拠性及び経済性、効率性、有効性の観点から問題はないか。

i 補助金の交付事務関連

区分	指摘内容	指摘番号
不備	事業変更承認申請書への変更理由の不記載	07-S
改善	補助金交付要綱の改善	01-S, 06-S
	事業実施計画承認申請書の提出期限の設定	62-N

ii 協議会・企業会等の負担金関連事務

区分	指摘内容	指摘番号
不備	企業会決算報告における予算額の記入誤り	52-S
	企業会の予算に計上されていない委託費の支出	58-S
	企業会の規約に定められた期日後の定期総会開催	59-S
改善	企業会への負担金に余剰が出た場合の処理の明確化	50-S, 55-S
	予算承認を行う機関や時期等についての見直し	60-S
勧奨	協議会における参加者の間の負担割合の明確化	37-K
	企業会の収支計算書の改善（事業ごとの収支差額の明示）	51-S, 53-S, 54-S

iii 委託関連事務

区分	指摘内容	指摘番号
改善	企画提案審査における評点集計表の評価点数の表記の改善	47-S

【監査人の所感】

- 1) 委託に係わる事務の執行に関して、委託費に含まれる一般管理費相当額の取扱いについて、県としての取扱いを定めたものがなく、統制上必要と認められるため、意見を記載している。
- 2) 特に企業会の運営については、個別の指摘も多くあり、問題が認められたので、改めて意見を記載している。

イ 関連事業が大分県の中長期計画に即して立案・計画・実施・モニタリングされているか(P D C Aによる事業の管理)。

i 活動指標及び成果指標

区分	指摘内容	指摘番号
不備	成果指標の実績集計誤り	17-S
	活動指標が予算とリンクしていない	35-K
改善	成果指標の算出方法の見直し	08-S
	活動指標や成果指標の目標値の見直し	11-N, 41-S, 61-S
	活動指標の集計範囲の見直し	29-N
	活動指標の追加	46-S
	活動指標の廃止	40-S
	成果指標が複数ある場合の追加記載	16-N
勸奨	活動指標をより適切なものへの変更	02-S, 03-S, 63-K
	成果指標自体の性質を理解した上での対応	18-S
	累計値等を採用している成果指標の目標値の見直し	31-S
	活動指標や成果指標は積上げで設定	38-K
	測定可能性・目的等の観点から成果指標を変更	20-S, 56-S

ii 事業の組み方、事業の目的記載

区分	指摘内容	指摘番号
改善	予算から事務事業評価への組替え処理	34-K
勸奨	事業目的の記載方法の変更	30-S, 32-S, 33-S, 57-S
	協議会による特定旅行企画事業は地域磨きで実施	36-K

【監査人の所感】

- 1) 県では長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（以下、プラン2015という。）から事務事業評価の対象となる事業を絞っている。これに伴って、事務事業評価を行っていない事業について、その理由や代替的な評価の必要性等を検討したので、一括して意見を記載している。
- 2) プラン2015の施策・取組との関連性において、事務事業評価における事業の組み方がどのようになっているか検討した結果、様々なパターンが見られ、また、成果指標の採り方も部局によって異なる等あまり規則性が見られなかったので、全体的な観点から事務事業評価のあり方について意見を記載している。

ウ 関連の出資法人における実施事業の管理等は、適切に行われているか。

i 産業創造機構

区分	指摘内容	指摘番号
改善	決算書の不添付法人が散見される。	21-S
	運営委員会の評価等を経ずに事業報告書を提出	22-S
	議事録不備(議案の記載、出席委員の署名等なし)	23-S, 49-S

【監査人の所感】

公益財団法人大分県産業創造機構（以下、産業創造機構という。）、公益社団法人大分県農業農村振興公社（以下、農業公社という。）に往査したが、事業の実施結果は適切に把握され、県への報告も委託契約書や補助金交付要綱に従って、提出されていた。このため、特段の意見はない。農業公社については個別の指摘もなかった。

エ 出資法人への委託事業等の検査は適時、適切に行われているか。

i 産業創造機構

区分	指摘内容	指摘番号
不備	見積書の日付の記入漏れ	04-S
	伺い書に決裁日等の記載漏れ	48-S
改善	相見積の内容は同一にすべき	05-S
	例外的な支出の伺い書には理由等を記載	09-S
	必要性に乏しい支出(講演ごとの垂れ幕)の見直し	28-N
	審査員の謝金の額を定めた規程を整備	10-S

【監査人の所感】

- 1) 産業創造機構、農業公社については、実施報告書が適時に提出され、検査に必要な重要証憑も県から出資法人に対して写しを徴求し、実施報告書とのチェックが行われていた。また、必要に応じて出資法人へ出向いて確認しており、今回監査で往査した結果細かい指摘はあったが、概ね適正と判断された。
- 2) 出資法人ではないため往査はしていないが、公益社団法人ツーリズムおおいたについても同様に確認した。実施報告書は適時に提出されていたが、元帳の写しはあったものの、重要証憑の写しは添付されていなかった。多少疑問も残るが、県の職員が派遣されて、細かなチェックまで行っているとのことであった。

オ 関連事業は、中小企業のニーズに合致し、支援メニューに広く応募や参加があるか。補助金対象者の選定審査は適切に行なわれているか。

i 中小企業者のニーズ等

区分	指摘内容	指摘番号
改善	調査研究報告の活用方針を事前に明確化	19-S, 39-K
勸奨	本当に補助金を必要とする小規模事業者にとって不利な扱いの改善	24-S
	補助対象企業の目的達成後(事業終了後)のフォローが必要	13-S, 14-S
	融資メニューは適切な種類・数で設定	42-S
	制度融資の金利設定は利用者に有利な条件で設定	43-S
	実施体制の再構築が必要(産業創造機構との協力を含む)	44-S, 45-S

ii 補助金対象者の選定審査 ※(産)は、産業創造機構における審査

区分	指摘内容	指摘番号
不備	審査における審査表の記載の不備	15-S
改善	(産) 審査委員の参加制限を厳守	25-S
勸奨	(産) 予備審査と委員会審査の結論が著しく不整合となった場合の対処を明確化	26-S
	(産) 審査委員の参考意見について対応結果を記録	27-S

【監査人の所感】

- 1) 中小企業者の総合的な経営力強化に係る事業を3ないし4段階程度に意識的に区分して実施してはどうかと感じたので、意見を記載している。
- 2) 補助金対象者の選定審査にあたり、審査委員の利害関係の有無についての確認が文書で行われていないので、紙面の関係もあり、一括して意見として記載している。実質的には改善事項である。

(2) 長期総合計画の政策・施策評価

i 地方創生戦略としての政策評価

都道府県や市町村が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、地方版総合戦略という。）は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、地方創生総合戦略という。）を受けて策定され、国のP D C Aに組み込まれている。ここでは国と地方の両方を含め、全体として「地方創生戦略」という。

プラン2015では、言わば、大分県の地方創生戦略である「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」（以下、大分県版総合戦略という。）との整合を図るため、プラン2015の政策・施策を組み合わせ、大分県版総合戦略の基本目標を一つの政策として扱っている。本年度の監査に係わる主な政策（＝基本目標）は、「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」であり、その政策評価の概要は下表のとおりである。

政策名	仕事をつくり、仕事を呼ぶ
政策の概要	地域密着の産業である農林水産業や商工業、観光・ツーリズムなど、様々な分野に魅力ある仕事の間を創出する。
評価の総括	創業支援や企業誘致を推進するとともに、農林水産業や商工業・サービス業等の振興を図ることにより魅力ある仕事を創出し、目標を達成できた。

ii 構成する政策・施策（主な取り組み）の評価結果

大分県版総合戦略の政策「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」を構成するプラン2015の政策・施策の評価結果をまとめると次のとおりである。

政策名	施策名	指標評価	総合評価
変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現	構造改革の更なる加速	達成	A
	マーケットインの商品づくりの加速	達成	A
	経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成	達成	A
多様な仕事を創出する産業の振興と人材の確保	多様で厚みのある産業集積の推進	達成	A
	未来に向けた戦略的・効果的な企業立地の推進	達成	A
	チャレンジする中小企業と創業の支援	達成	A
	商業の活性化とサービス産業の革新	達成	A
	急速に進化する情報通信技術の普及・活用	達成	A
	産業人材の確保・育成とワーク・ライフ・バランスの推進	達成	B
人を呼び込み地域が輝くツーリズムの推進	国内誘客の推進と海外誘客（インバウンド）の加速	達成	A
	おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の振興	達成	A

いずれの施策においても指標評価は達成し、総合評価も「産業人材の確保・育成とワーク・ライフ・バランスの推進」を除き〔A〕となっている。当該施策の目標指標（15～69歳就業者数）による評価は104.8%であったが、施策を構成する取組のうち「U I J ターン就職の推進」に係る事業で〔C〕や〔D〕の事務事業評価が含まれていたことから、施策としての総合評価も〔B〕となったものと思われる。

（3）地方創生戦略におけるPDCA

i 長期総合計画の目標指標の達成状況

大分県版総合戦略の政策「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」を構成するプラン2015の政策に含まれる目標指標の達成状況を数値的に見ると下表のとおりである。

政策名	達成	概ね達成	達成不十分	著しく不十分	指標合計
変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現	5	2	0	0	7
多様な仕事を創出する産業の振興と人材の確保	9	2	0	0	11
人を呼び込み地域が輝くツーリズムの推進	2	2	0	0	4
合計	16	6	0	0	22

ii 重要業績指標（施策KPI）の達成状況

プラン2015の目標指標と大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策KPI）は一致しているため、プラン2015の目標指標の達成状況から関係するものを抜粋して、公表している。（巻末資料C-1「大分県版総合戦略 基本目標・施策KPI達成状況」参照）

地方創生戦略上のPDCAは、この重要業績指標（施策KPI）の達成状況に添えて、平成28年度は地方創生加速化交付金の対象となった個々の事業（大分県版総合戦略アクションプランを構成する事業）について、効果検証を目的に所定の様式により国に報告している。そこにおける評価指標は、事業KPIといわれている。

2 委託契約における一般管理費の取扱いについて

国や地方自治体が委託事業を行う場合の委託契約には、契約額を上限に、委託業務の実施に要した経費に相当する額を支払う概算契約（実費弁済）による場合がある。通常、契約額を確定する請負契約で締結する民間の委託契約とは、根本的に異なっている。

以下は、概算契約（実費弁済）による委託契約を前提として一般管理費（間接費）の負担の問題について検討する。

(1) 国の委託契約における取扱い

経済産業省や環境省の関連指針やマニュアルを見ると、委託業務に要する経費（予定価格、契約額及び精算額）については、以下の各項目ごとに算出した経費を積み上げた金額としている。

項目	説明
人件費	直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与で、日額(時間)単価×所用日数(時間)といった方法で算定される。
業務費	旅費、諸謝金、備品費、印刷製本費、雑役務費等で実情に即した価格を根拠とすることができる経費で、通常は、見積書、請求書、領収証書等が根拠となる。
一般管理費	当該業務を行うために必要な経費のうち、当該業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。

(注)「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」より整理。

一般管理費の取扱いについて、さらに経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」を参考にして記述すると次のようになる。

i 一般管理費の定義

事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費をいう。

例：事業を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の汎用品等

ii 経理処理の実施方法

計算方法 一般管理費＝直接経費（Ⅰ．人件費＋Ⅱ．業務費）×一般管理費率

- ① 一般管理費率は、委託契約締結時（契約変更があった場合は変更契約締結時）の比率とする。ただし、事業終了後に受託者の都合により締結時の比率を下回る場合は、この限りではない。
- ② 一般管理費率は、10%もしくは、ivの計算式によって算出された率のいずれか低い率とする。ただし、iiiに該当するような特殊要因等がある場合は、協議のうえ一般管理費率を決定する。

iii 特殊要因の具体例

- ・業種特有の理由により、当該業種において相対的に一般管理費率が10%よりも高い場合
- ・一事業者における一般管理費率が過去複数年にわたり10%よりも高い場合（3カ年を一つの目安とする。）

iv 計算式の例

① 企業における計算式

一般管理費率＝（『販売費及び一般管理費』－『販売費』）÷『売上原価』×100
損益計算書から『売上原価』『販売費及び一般管理費』を抽出し計算を行う。

② 公益法人における計算式

一般管理費率＝『管理費』÷『事業費』×100
正味財産増減計算書の経常費用から、『管理費』『事業費』を抽出し計算を行う。

（注）この場合の『事業費』は、人件費と業務費を合わせた直接経費と同義と思われる。

なお、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」を見ると、基準の一般管理費率は15%となっている。また、この中で「精算時においては、環境省が認める特別な理由がある場合を除き、契約締結時に使用した一般管理費率を変更することはできない」とされている。

（2）大分県における状況

大分県において委託契約の際に実務的に使われている基本的な契約事務マニュアルについては、「契約事務必携」という契約事務全般を特に法的観点から説明したものに加えて、手続・書式を中心に説明した「委託契約事務必携」「委託契約書式例集」がある。なお、これらは、ホームページでは公表はしていない。

委託契約事務必携では、国の概算契約（実費弁済）による委託契約に該当する契約形態を「精算を伴う契約」と呼んでおり、事業完了後に実績報告書を提出させることを義務付けて、県が実績報告書を基に委託金額を確定する。この場合、県が契約書案を相手方に示して誘引を行うことを前提としている。したがって、公告や指名通知、見積書提出依頼で誘引する入札や見積合せ（競争見積）の場合は「精算を伴う契約」は適用されず、随意契約で委託契約を結ぶ場合に、「精算を伴う契約」の形態を採ることが多くなる。

一般管理費率については、本監査の事例では、商工労働部における産業創造機構等への委託で10%以内、企画振興部におけるツーリズム社団への委託で15%以内として、実施計画書の内訳書の注記として記載されているのが認められた。なお、実施計画書の内訳書は県側で作成したものを実施計画書に添付して、受託者から契約締結時に提出されたものである。

一般管理費率の算定方法についての定めがないため、是非の議論をしても意味がないが、実際に採用されている一般管理費率は、県側で算定しており、産業創造機構への委託は10%、ツーリズム社団への委託は11.2%となっていた。ツーリズム社団の場合は、予算段階でツーリズム社団側の過去の実績や事情を考慮して、担当課で県の複数の委託事業で負担すべき管理費の総額を見積もり、それらの事業費合計に対する割合を算定(結果として11.187%)して15%以内となっているか確認しており、上限率の相違はあるが経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」の取扱いに近い。ただし、経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」は、受託者向けに作成されており、受託者における請求書・領収書等の証拠書類の保管の仕方まで記載されている。

意見 1	精算を伴う委託契約における一般管理費について
<p>委託契約に係るマニュアルである「委託契約事務必携」で、「精算を伴う契約」における一般管理費の定義や算定方法、最終的に支払う委託金額の確定計算における取扱い等を明確にすべきである。</p> <p>また、委託契約書には契約変更や委託金額の精算等に備えて、実際に適用した一般管理費率と直接経費が変動した場合の一般管理費の確定方法について、規定しておくべきである。</p>	

《補足》

上限基準となる一般管理費率は、慣例的に所管部局により10%以内あるいは15%以内等と定められているようであるが、文書として、一般管理費率の算定方法とその取扱いを定めたものがないため、次のような問題がある。

- ① ×%以内という表現は、経済産業省と同様に受託者側の状況による一般管理費率を一旦計算した上で、基準の率と比較して低い方を採用することを想起させるが、はっきりと文書化したものがないため、算出方法がまちまちになっていたり、安易に基準の率を使用しているケースが県全体としてはあるのではないかと懸念される。
- ② 受託者側の状況による一般管理費率は、県が算定するのか、受託者側が算定するのか不明である。(経済産業省のマニュアルは受託者側が算定することを前提としているように思われる。)
- ③ どちらが算定するにしろ、契約時に協議して合意の上で一般管理費率を決めることになるが、経済産業省のマニュアルでいう特殊要因等がある場合はどう扱うのか分からない。
- ④ 事業の内容変更に伴い変更契約をする場合、一般管理費率を変更するのか否か不明である。
- ⑤ 実績の直接経費が変動した場合、精算処理において、契約時の一般管理費額と一

般管理費率のどちらを使うのかが不明である。

- ⑥ 一般管理費率を算定する際に、ベースとなる決算書等の一般管理費から、認め難い経費（例えば、交際費や事業に携わっていない非常勤役員の報酬）の混入を排除する等調整すべきか等細かい点が不明である。
- ⑦ 分母となる直接経費に外注費（再委託費）を含めるか不明である。（「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」では控除することになっている。）

（3）受託者にとっての一般管理費率と上限基準

一般管理費率が何%になるかは、受託者にとっては重要な問題である。なぜなら、固定的な費用を賄えるか否か、営利企業であれば利益が出るか否かに直結するからである。他方、そのために必要な率は、受託者の状況によって異なる。当該委託以外の事業等の収益で固定費をすでに賄えていれば、低い率でも引き受けるであろうし、そうでなければ、当該委託で賄おうとするので高い率を望むことになる。入札者も多く競争原理が働く状況で契約するのであれば、委託者に有利な条件で価額提示できる者が受注することになるだろうが、随意契約では競争原理が働かないため、上限となる一般管理費率を定める意味はある。しかし、あまりに上限が厳しいと、特に民間企業は契約の受注を敬遠することにもなる。また、受託者にとっては、一般管理費は直接経費が予定を超えた場合のバッファとなる面もある。

意見 2	上限となる一般管理費率について
上限となる一般管理費率の利用のあり方について、「委託契約事務必携」で定めて、事務の効率化を図ることが必要である。	
また、県として上限となる一般管理費率を統一すべきか否かは容易には判断できないが、統一しないとしても、担当部局や契約種別に応じた適用率表のようなものでも、事務の公平性の観点から、定めることが望まれる。	

《補足》

一般管理費率は予定価格（予算）を算出する段階でも使用されるので、この段階では受託者が決まっていないケースと、随意契約を予定していて受託者が実質決まっているケースがある。受託者が決まっていない場合、受託者の個別の事情を考慮することはできないので、上限基準の率で予定価格を見積もって、実際の契約段階で改めて契約で適用する一般管理費率を受託者と協議することになるのであれば、予算算定目的で上限基準を使用するという意味合いも認められる。

予算の関係で、予定価格（総額）を超える変更は難しいが、直接経費と一般管理費の内訳の変更は可能であり、その範囲で受託者の個別の事情を考慮（例えば、受託者の見積で使用されている一般管理率を採用）することは契約を円滑に締結することにもなると考える。これらも踏まえて、上限となる一般管理費率の利用のあり方を明確化してい

ただきたい。

大分県の委託事業には様々なものがあるので、適用する上限の一般管理費率を一律に定められるかどうかは一概に言えることではないが、利用のあり方が明確になれば、その目的の範囲内で定めて、「精算を伴う契約」で実際に適用される一般管理費率の算定方法やその取扱いも含めて、可能な範囲で公表することが透明性の観点から望まれる。

3 県が関与する任意団体における予算の決議及び執行について

(1) 設立及び運営に関する指針

県の庁舎内に事務局を置く任意団体については、設立・運営の適正を期するため「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」（県総務部行政企画課策定）が定められている。

この指針の対象となる「任意団体」は次のとおり定義されている。

法令上の根拠を有しない県以外の団体であって、県の庁舎内に事務局を置くもの又は当該団体の事務が主として県の庁舎内で行われているもの。
ただし、県職員のみで構成する親睦会、勉強会等の団体を除く。

(2) 予算の決議及び執行上の問題点

指針の対象となる「任意団体」は、具体的には、企業会や協議会等であるが、予算の決議及び執行に関する事務について、次のような問題点を確認した。

予算の決議及び執行に関する指摘事項

団体名	関連事業	団体ごとの指摘事項
大分県医療ロボット・機器産業協議会	医療機器産業参入加速化事業	特になし
大分県エネルギー産業企業会	エネルギー関連産業成長促進事業	・ 予算計上のない委託費の支出について ・ 定時総会の開催日について ・ 予算承認方法の見直しについて
おおいた食品産業企業会	おおいた味力アップ商品創出支援事業	・ 負担金が余った場合の取扱いについて
	食品産業成長促進事業	・ 収支予算書の金額相違について ・ 予算と決算の差異分析について

また、各任意団体における予算の決議機関や決議される時期は次のようになっている。

予算の決議機関等

団体名	事務局	予算 決議機関	当初予算の決議 (開催時期)	補正予算の決議 (開催時期)
大分県医療ロボット・機器産業協議会	産業集積推進室	理事会	理事会（前年度末）	理事会 (当年度末)
大分県エネルギー産業企業会	工業振興課	総会	定時総会（每事業年度 終了後2ヶ月以内）	—
おおいた食品産業企業会	工業振興課	総会	定時総会（每事業年度 終了後2ヶ月以内）	—

意見 3	予算の承認方法の見直しについて
<p>県が関与する任意団体のうち、事業年度開始後に開催される定時総会において予算の決議を行っている団体については、事業年度開始前に予算の決議を行えるよう、団体の規約を見直し、適正な予算執行を実施していただきたい。</p>	

《補足》

大分県医療ロボット・機器産業協議会は、設置規程の定めにより、年度末に開催される理事会において次年度の予算を決議し、年度終了後2ヶ月以内に開催される総会へ報告している。

それに対し、大分県エネルギー産業企業会及びおおいた食品産業企業会は、規約の定めにより、事業年度開始後に開催される定時総会で予算を決議するため、予算の承認前に新たな契約締結や支出が発生することになる。そのため、両企業会の事務局においては、予算の執行という意識が希薄になっているのではないかと懸念される。「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」においても、総会等において「事前の新年度事業計画若しくは予算の承認」を行うよう求めている（第5 任意団体の運営、2 総会等の開催）。

県と同様に事業年度開始前に予算の決議を行えるよう、両企業会の規約を見直し、適正な予算執行を実施していただきたい。見直し案としては、定時総会を年2回開催にする、または、理事会（役員会）を組織し、予算は理事会で決議し、総会に報告する形に変更するなどの方法が考えられる。

(3) 予算消化できない場合の取扱い

大分県エネルギー産業企業会やおおいた食品産業企業会で、県が支出した負担金を使い切れずに余剰金として残っている状況が確認された。

意見 4	県負担金の変更（減額）について
県が関与する任意団体のうち、実質的に県からの負担金で運営している団体において、予算どおりに事業が実施されず、予算執行額が予算額を大幅に下回ると見込まれる場合は、補正予算の決議を行い、県からの負担金の変更（減額）をしていただきたい。	

《補足》

大分県医療ロボット・機器産業協議会は、予算の執行状況によっては、年度末に開催される理事会において補正予算を決議し、県側も負担金の変更（減額）をしている。それに対し、大分県エネルギー産業企業会及びおおいた食品産業企業会は、予算の決議機関が総会であり、補正予算の決議が容易でないこともあって、当該年度の県負担金の変更（減額）は行っていない。

両企業会については、まず、意見3で述べたとおり、事業年度開始前に予算の決議が行えるよう、規約を変更していただきたい。これにより、補正予算の決議も容易になる。その上で、予算執行額が予算額を大幅に下回ると見込まれる場合は、年度末までに補正予算（減額）の決議を行うことで、県負担金を減額していただきたい。当初予算で既に負担金を支払っている場合等には、減額補正後に当然返還が必要となる。

なお、県負担金の減額までは必要ないと判断された場合においても、予算との差異分析を実施し、今後の方針等を明確にした資料を作成した上で、翌年度の大分県負担金の額を検討すべきである。

4 事務事業評価を実施していない事業の評価について

(1) 簡易的な事業評価

平成26年度までは、対象事業の選定にあたり、前年度と同程度の事業本数とする選定ルールがあったため、事務事業評価の事業本数が減らず職員の負担となっていたが、プラン2005からプラン2015への移行に伴って、平成27年度に次のような見直しを行った。

- ① 前年度の事業本数と同程度とする選定ルールの見直し
- ② 評価対象外事業（県の裁量が働かない事業等）の周知徹底

これに基づき、どの事業について事務事業評価を行うか、各部局においてプラン 2015 の「主な取り組み」ごとに漏れがないか確認し、本数の調整を行った結果、事務事業評価を行う事業本数が大幅に減少した。

その後、事務事業評価の実施を要しない事業の扱いがどうなったか懸念されたため、本監査において、対象外とした理由を確認するとともに、事務事業評価の実施を要しない事業について、何等かの事業の評価を取りまとめた資料の存在を確認したところ、監査期間中に、資料の提出があった事業と、特に取りまとめた資料はないとする事業に分かれた。事務事業評価を実施していない事業の評価については、統一的な取扱いが行われておらず、担当課に任されているようであった。

なお、行政企画課の指示により対象外となる事業は、政策的経費ではなく経常的経費から構成される事業とされている。政策的経費は、「新長期総合計画に掲げる新たな政策の展開にあたり、県政推進指針に沿って創意工夫を凝らした新規事業及び政策検討が必要な経費」であり、経常的経費は「人件費・扶助費等の義務的経費及び所属の運営等に要する旅費・消耗品費等の経常・一般経費並びに政策予算に準じる経費」を意味する。

対象外とした理由には、政策的経費ではなく経常的経費から構成される事業という理由によるケースが多かったが、これだけで説明できないような対象外事業もあった。また、「政策予算に準じる経費」の範囲も曖昧である。

意見 5	簡易的な事業の評価について
<p>事務事業評価の実施を要しない事業について、対象外とした理由をみると、全て事業評価を行う必要がないとも言い切れない。予算折衝を行う場合等に備えてそれなりの評価資料を準備している部署もあるため、必要に応じて簡易な様式等により積極的に事業評価を行うべきと思われた。</p> <p>なお、包括外部監査期間中に農林水産部畜産技術室より提出された資料が、コンパクトにまとめられており分かりやすいので、参考書式として紹介する。</p>	

《補足》

農林水産部畜産技術室より、A 4 用紙 1 枚にまとめられた形で事業の評価に関する資料が提出された。事務事業評価の項目の一部を抜粋して、手許資料を基に作成したものとするが、コンパクトにまとめられており、作成の負担もかからないものとする。

事務事業評価を実施していない全ての事業について、事業の評価を実施して、統一書式に基づいて資料を作成していただきたいところであるが、義務化するには、現状では問題があるということなので、必要に応じて使用するモデルとして紹介する。

草地畜産基盤整備事業の事業評価の様式（項目のみ記載）

事業名： 政策区分： 施策区分： <input type="radio"/> 現状・課題 <input type="radio"/> 目的 <input type="radio"/> 内容 <input type="radio"/> 事業の成果 <input type="radio"/> 今後の方向性
--

（注）簡易様式のため、事業の成果として、必ずしもアウトカムによる成果指標を設定する必要はないと考える。

（２）P D C AにおけるC Aの重要性

昨年度と今年度の２年間、包括外部監査の対象となった事業について、P D C Aの実施状況を監査した。事務事業評価を実施している事業については、制度としてP D C Aが取り入れられているが、それ以外の事業については、全く制度外に置き去りになっているようである。

予算をP D C AのP（計画）と考えると、県の事業については、どちらかという、C（検証）、A（改善）よりも、P（計画）、D（実施）に重点が置かれているようである。上記の質問をした事業について、「事業の評価は独自の方法でやっている」「予算折衝のときに資料を用意している」との回答もあったが、農林水産部畜産技術室から提出されたような書類が出てこない事業もあったことから推測すると、事務事業評価を実施していない事業について、実効性のあるC（検証）、A（改善）が行われているかどうかは疑問である。

C（検証）、A（改善）は、事業の評価、事業の総括の部分であり、P（計画）、D（実施）とともに、P D C Aの重要な構成要素であると考ええる。

意見 6	将来的に統一された事業評価制度の実施について
将来的に、現在のP D C Aの枠を超えて、P D C Aと予算・決算との連動、財務書類・財務会計との連動を図り、I Tシステムによる事務負担軽減等の運用が可能となった場合には、全ての事業について、統一された制度の下で、事業の評価を実施していただきたい。	

＜補足＞

民間企業の場合、P D C A導入の目的は、売上や利益等の目標を達成し、事業活動を改善することであり、最終的な目的は、企業を存続させることである。

行政の場合、民間企業と違い、事業活動の改善と利益やキャッシュ・フローといった

最終的な目標指標との直接的な結びつきがそれほど強い訳ではない。

このような点を考慮すると、行政において実効性のあるPDCAを導入するのは、現状、かなり難しい点が多く、将来的に事務技術が進歩した場合に期待するものである。

また、事業の特性が様々あるので、一律に評価することに合理性があるとは必ずしも考えないので、簡易な評価もあって構わないが、全体として一つの制度の下で運用することが望まれる。

5 事務事業評価の取扱いについて

(1) 採用されている成果指標の種類等

成果指標の考え方と指標の種類については、「第2 監査の対象の概要」で述べたところである。

成果指標の種類	内 容
直接的な効果指標	直接的なアウトカムや中間的なアウトカムを表す指標、あるいはサービス成果指標に分類される指標
総合的な効果指標	総合的なアウトカムや最終的なアウトカムを表す指標、あるいは社会的成果指標に分類される指標

本監査において、大分県の事務事業評価で採用されている成果指標を見ると、所管部により次の違いが見られた。商工労働部については、直接的な効果指標を採用している場合が多い。農林水産部では「主要な施策の代表的な事業」については、総合的な効果指標を採用しているが、その他の事業については基本的に直接的な効果指標を選定している。企画振興部では、基本的に総合的な効果指標を採用している。

プラン 2015 の施策の目標指標においても、農林水産部や企画振興部では、総合的な効果指標を採用している。対して、商工労働部の場合は、施策を構成する事業のうち、重要度の高い事業の成果指標（多くは直接的な効果指標）をプラン 2015 の目標指標としている。

所管部によらず長期総合計画の施策の目標指標と事業の成果指標をなるべく一致させようとする意図が働いているため、このような指標の採り方になっている。この辺の事情については、議会に対して最終的な目的・目標の達成状況を説明することが求められるので、長期総合計画の施策との関連性をより重視しているようである。

とは言え、長期総合計画の目標指標と事業の成果指標を完全に一致させると事業自体の評価に困難が生じることも多いので、目標指標を構成要素に分解し、その中から関連する要素を選択して事務事業評価の成果指標に設定したり、目標指標の数値を当該事業

から得られる数値に限定して成果指標とする場合も見られた。

(2) 長期総合計画と事業の関係

長期総合計画は、政策⇒施策⇒取組⇒具体的な取組事項へとブレイクダウンする構造をとっているが、それに対してどのような事業の組み方をしているかをみると、様々な組み方をしている。

- ① 特定の施策の一つの取組の中に記載された一つないし複数の取組事項を一つの事業としている場合
- ② 特定の施策の一つの取組全体を一つの事業としている場合
- ③ 特定の施策の異なる二つの取組の中に記載された取組事項を合わせて一つの事業としている場合
- ④ 二つの施策に含まれる異なる取組に記載された取組事項を合わせて一つの事業としている場合
- ⑤ 特定の施策の一つの取組の中に記載された一つの取組事項を分解して、それぞれ事業としている場合
- ⑥ 特定の施策の一つの取組の中に記載された二つの取組事項を分解して、それらを組み合わせて事業としている場合
- ⑦ 特定の施策全体を一つの事業としている場合

主流は①の組み方であるが、その延長線上で事業として取り上げる取組事項が取組全体に及ぶと②となる。その他の組み方をすると錯綜した事業となり、事業の目的が曖昧になったり、適切な成果指標を見いだすのが難しくなったりする。

意見 7	事務事業評価の公表について
長期総合計画との関係において、事業の組み方や採用している成果指標の種類に規則性がないため、見る側もどう理解してよいか分からず、事務事業評価を公表すると無用な混乱を起こす可能性がある。	
このため、改めて事務事業評価を公表すべきか否か検討する必要がある。	

《補足》

九州8県のうち、事務事業評価を実施・公表しているのは、福岡県、大分県の2県である。佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の5県は、事務事業評価自体を廃止しており、熊本県はもともと実施していなかった。福岡県、大分県以外の6県とも政策・施策評価については実施・公表している。

(3) 事務事業評価の公表を継続する場合

過去の歴史もあり、現に動いている行政評価の仕組みを変更することは、困難を伴うことが予想されるので、事務事業評価の公表を継続することを前提として改善点を検討してみる。

意見 8	事務事業評価上の事業の組み方について
原則として、事務事業評価上の事業の組み方を長期総合計画の特定の取組に含まれる一つないし複数の取組事項を一つの事業とする方法にできるだけ統一する必要がある。	

《補足》

適正な事業規模の観点から取組事項を複数組み合わせることは当然あると思うが、複数の施策・取組に跨って組み合わせたりすることは、長期総合計画との関連性が複雑化し、県民や議会への説明上好ましくない。

事業を実施する上では、取引相手の同一性等を考慮した部内での担当割に応じて事業を組む方が効率的とも思われる。その結果錯綜した組み方になる場合には、面倒ではあるが、事務事業評価上はこれを組み直して評価することも可能である。実際、大分県版総合戦略アクションプランでは、事業の組み直しを行って国に報告している。

成果指標については、直接的な効果指標が見いだせないため、総合的な効果指標（特に社会統計的な指標）を採用することもやむを得ない場合があるとは考えるが、初めから施策評価レベルの統計的な指標に限定するのは事務事業評価の趣旨を損ないかねず、問題である。

民間企業では、大きな目的と関連する成果指標との間に、直接的な影響（因果関係）を立証できるような複数の活動・成果指標等を設定し、それらを含めて事業活動の評価を試みる。仮に、当該中間的な複数の活動・成果指標等を設定したとしても、完全に、影響（因果関係）を立証できる訳ではない。それでも、中間的な複数の活動・成果指標等を設定した方が、より合理的な活動の評価ができると思う。

意見 9	成果指標の種類を選定について
長期総合計画の目標指標は施策レベルの指標であり、事務事業評価の成果指標は、事業レベルの指標であるため、両者を同一の指標とすることに囚われる必要はないものとする。	
施策は、様々な取組・事業で構成され、場合によっては、市町村や民間も含めた県全体での取組も含まれているため、原則的には「総合的な効果指標」を採用し、事務事業評価では、「直接的な効果指標」を原則採用するという方針が簡明である。	

《補足》

「総合的な効果指標」はインパクトを与えたい最終的な目標を表す指標となっている場合が多いので、長期的視野で見る施策レベルの指標に適している。他方、事務事業評価の成果指標は、単年度評価を前提としているので、短期的に測定できる「直接的な効果指標」が適している。

例外を認めない訳ではないが、成果指標として直接的な効果指標を見いだすことが難しい場合でも、総合的な効果指標よりも、むしろ活動指標となるアウトプット指標の方が成果指標として適切な場合もある。実際、事務事業評価で使用されている活動指標の中には、よく考えてみると、成果指標に近いものも散見された。

意見 10	採用した成果指標の種類について
成果指標としてどのような性格の指標が使われているかを明示することは、事務事業評価を正しく理解する上で重要な情報である。したがって、事務事業評価で採用した成果指標の種類が表示される様式に変更すべきである。	
また、施策評価との繋がりを重視するのであれば、直接的な効果指標と総合的な効果指標の両方を表示することや、「事業の成果」の欄に総合的な効果指標を注記することも考えられる。	

《補足》

直接的な効果指標は、短期的な結果を示す指標であり、事業の活動内容との因果関係も比較的説明可能であるが、総合的な効果指標は、長期的な指標であり、他の事業の影響や外部要因も働くため、単純な因果関係の説明は困難な場合が多い。また、効果が及ぶまでのタイムラグが大きかったりするので、事前に立てた目標が達成できるか否かは、直接的なアウトカムに比べて不確実性が相当に高まる。

他方、総合的な効果指標は、施策の目標指標との繋がりは説明しやすい。有益な議論を進める前提として、このような二つの指標の性格の相違を表示する必要がある。

なお、総合的な効果指標は目標設定に困難を伴う場合もあり、これを事業の点数評価項目に加える必要性もないので、「事業の成果」の欄に総合的な効果指標を注記する選択肢も残した。

意見 11	事業の目的の記載方法について
事業の目的は、「特定の行為をすることにより、求められる課題を解決する、あるいは解決に結びつく取組を促進する」という書き方をされることが多いが、成果指標を見いだしやすい書き方としては、逆に、「求められる課題を解決する、あるいは解決に結びつく取組を促進するために、特定の行為をする」という書き方をした方が分かりやすい。	

《補足》

昨年度の包括外部監査で、「効果としての目的」と「行為としての目的」の2つが組み合わさって事業の目的が記載されているという分析を行った。この場合の「効果としての目的」はどちらかというところ総合的な効果指標に結びつくような大きな目的である。他方、「行為としての目的」は、直接的な効果指標に結びつくような目的である。単に注意の引き方の問題かもしれないが、事務事業評価上は、後半に「行為としての目的」を記載した方が、こちらを重視しているというニュアンスが伝わるように思われる。「効果としての目的」が直接的な効果に近いような目的で記載されている場合はさほど問題はないが、施策レベルの大きな目的で記載されている場合は、行為としての目的をキーワードとして成果指標を探ることになるので、意見に記載したような書き方が望ましい。本監査での具体例を示すと次のような例があった。

◎指摘 57-S 「県内食品加工企業が会員であるおおいた食品産業企業会の活動を支援し、食品産業全体の底上げを図る。」

⇒「食品産業全体の底上げを図るため、県内食品加工企業が会員であるおおいた食品産業企業会の活動を支援する。」

◎指摘 32-S 「レストラン・物販・観光情報を一体的に扱い『坐来大分』のフラッグショップ機能を活用し、おおいたブランドの確立と大分の素材を生かした魅力ある商品開発、農林水産物及び加工品の販路拡大並びに挑戦する人材の育成を図る。」

⇒「おおいたブランドの確立と大分の素材を生かした魅力ある商品開発、農林水産物及び加工品の販路拡大並びに挑戦する人材の育成を図るため、レストラン・物販・観光情報を一体的に扱う『坐来大分』のフラッグショップ機能を活用する。」

(4) 事務事業評価の公表を中止する場合

公表すること自体が目的化すると、事務事業評価を行う意義を見失う危険が生じてくるが、他方で事務事業評価を簡単に放棄してしまうことも問題である。

事務事業評価は予算サイクルの中で、最も機能しているように思われるからである。実務では、事務事業評価を行った結果をベースにして事業の見直しを行った後、各部は予算要求資料である「政策予算の概要」を作成して、次年度の予算折衝を行うような流れになっていると思われる。その意味で予算サイクル上は重要な機能を果たしている。

意見 12	事務事業評価の位置づけについて
事務事業評価は、予算サイクル上の重要ツールと位置づけて、長期総合計画のPDCAサイクルとは一旦は分離することを再検討すべきかと考える。	

《補足》

本監査の中でも、予算との関係を理由にして、事業の取り方や記載内容を説明する場
合が見られた。また、プラン 2005 からプラン 2015 に移行するにあたり、事務負担軽減
の観点から事務事業評価の対象とする事業を絞り込んでいるが、基本的に政策的経費に
係る事業は残すが、経常的経費（義務的経費や固定的な経費）は事務事業評価を取りや
めている。これは、予算折衝上、事務事業評価が特に必要となるのは、政策的検討が必
要な政策予算であるためと思われる。

意見 13	長期総合計画のPDCAと事務事業評価について
長期総合計画のPDCA（行政評価）を行う上では、施策を中心に見ることになるの で、施策と事務事業評価の間に「取組の評価」等を組み入れて、事務事業評価との関 連性はそこで間接的に示すような評価方法が考えられる。 事務事業評価の公表を中止する代わりに、取組を評価する仕組みを考え、これを公 表することも検討に値する。	

《補足》

長崎県では、評価対象事業は、「長崎県総合計画チャレンジ 2020」の施策を推進する
各事業群に位置づけられる事務事業としている。事業群は、大分県で言えば、施策の中
の取組に当たると思われる。そして事業群を構成する事業の数とそれら事業が翌年度の
方向性として「拡充」「改善」「統合」「縮小」「廃止」「終了」「現状維持」のいずれにな
ったかの内訳を数値的に記載している。そのうえで、主な評価対象事業については実施
状況と見直しの方向を文章で記載している。

大分県においても、予算サイクルの中で事務事業評価を行い、その結果として翌年度
の方向性を数値的に公表して、事業の改廃、見直しを適切に行っていることを示し、主
要な事業については定性的記載も追加して文書で説明する方法に変更することは可能
と思われる。さらに総合的な効果指標を取組指標として設定し、関連事業群全体として
その成果を評価する方法を加えることもできる。なお、取組指標のうち重要なものが施
策の目標指標として採用されることを想定している。

(5) 公表の如何に関わらず必要な対応

行政評価の要は、行政がどれだけ事業を行ったかではなく、最終的にどれだけ県民ニ
ーズを満たし、課題解決に貢献したかを定量的に明らかにすることである。そして、その
行政活動の達成度を測る「ものさし」が成果指標（アウトカム指標）等の指標である。

とは言うものの、各自治体ともに行政評価の要となる成果指標等の設定に困難を感じ
ており、総務省の調査(2009年)「地方公共団体における行政評価の取組状況(平成20年
10月1日現在)」によると、指標設定が難しいと考える理由としては、「適切な指標が見
つからない」を挙げる自治体が8割と最も多く、次いで「指標設定の方法が分からない」

「施策等の目的がはっきりしていない」となっている。

指標設定が難しい原因には次のようなものがある。

	原因	具体的な内容・背景
1	目的の達成度を正しく表現できない指標がある	<ul style="list-style-type: none"> ・内部管理業務で成果が見えにくいものがある ・客観性のある定性的な指標がない ・タイムラグがあり、成果が正しく反映されない ・外部要因の影響が大きい成果指標 ・活動結果・中間成果・最終成果のどの段階の指標が適切であるか分からない
2	目標を設定できない指標がある	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値の設定根拠が不明確 ・定性的な指標で目標の表現が困難
3	既存データがない又はデータ収集が困難な指標がある	<ul style="list-style-type: none"> ・既存統計や業務等で得られるデータがない ・指標を測定する方法がない ・測定するためには手間や費用が掛かり過ぎる
4	指標設定の方法が分からない	<ul style="list-style-type: none"> ・指針やマニュアル等の整備が不十分 ・指標設定の方法が十分に理解されていない
5	施策等の単位が不適切	<ul style="list-style-type: none"> ・施策等で目的や成果を考えたり、評価したりする単位として不適切
6	検討するインセンティブが働きにくい環境	<ul style="list-style-type: none"> ・検討を担当職員が一人又は少人数で行っている ・関係職員が分散しているために一堂に会して検討する機会が少ない ・多忙で検討する余裕がない ・意義が浸透していない

(出典)「なぜ成果指標等の設定は難しいのか?—行政評価等における指標設定に関する調査結果—」

(財)静岡総合研究機構主席研究員小泉圭之

行政評価、事務事業評価は、このような困難性を抱えているので、これへの対応策を十分に確立した上で実施する必要がある。

	対応策	具体的な内容
1	現場レベルに考え方を浸透させる	行政評価に関する一通りの研修だけではなく、指標の設定に関する具体的かつ分かりやすい指針やマニュアルの作成と、それに基づく行政評価担当課との個別の協議・指導・助言の機会を設定する。
2	「分解」して考える	施策等の範囲やその対象者を絞って考えると、達成したい状態を具体的にイメージしやすくなり、その結果、指標が設定できるようになる。

3	事例集をヒントに	他の自治体等で既に採用している指標例を調べ、それらを参考にして、代替指標を含め自分たちに有用な指標の手がかりをつかむ。
4	施策等の単位を適切に	目的が共通する事業は一つにまとめ、逆に複数の目的が混在する施策は目的ごとに分解して、評価の単位を単一の目的・手段に揃えると考えやすくなる。
5	指標等を検討しやすい環境づくり	行政の仕事は必ずしも単一の目的であるとは限らず、複数の目的で行われるものが多いので、できるだけ多くの職員の議論を通して、何のためにこの事業を行うのか、そのための評価指標として何が適切かを明らかにしていく過程と環境づくりが重要である。

(出典)「なぜ成果指標等の設定は難しいのか?—行政評価等における指標設定に関する調査結果—」

(財)静岡総合研究機構主席研究員小泉圭之

意見 14	指標設定が困難な原因への対応について
<p>事務事業評価は、そのやり方を確立した上でないと有効に機能しない。事務事業評価を公表しない場合でも、予算サイクル上は継続する必要があるため、特に指標設定の面で、その仕組みを確立するための対応が十分できていないと判断される事項（特に指針やマニュアルの整備）については、改善をお願いしたい。</p>	

《補足》

何よりも事業担当課が自分たちの施策・事業の目的を明確に意識し、それをどのように評価するか考えられるようになることが重要である。このためには、特に上表の対応策1「現場レベルに考え方を浸透させる」に関して、「指標などを設定するための指針やマニュアル等」を整備していただきたい。事務事業評価を継続して公表するのであれば、急ぎ対応が必要であるが、公表を中止する場合は対応を確立した上で改めて公表すべきか検討することになろう。いずれにしろ、公表するとなると上記の調査からも分かるように事務負担が相当重くなる点は考慮すべきであろう。

なお、事務事業評価は事業の継続・廃止等を判断することを最終的な目的としているので、長崎県の例を見ても分かるように行政評価を行っている以上は、簡便的あるいは代替的な方法とは思われるが、各県とも非公開ベースで何らかの事業評価を行っていると思われる。

6 総合的な経営力強化について

(1) 経営計画の策定が前提となる支援事業

総合的な経営力強化に関係する事業として、「第3 監査の結果」において次の3つの事業をとり上げた。

- ① 地域牽引企業創出事業
- ② ものづくり産業地域連携推進事業
- ③ 経営革新企業成長促進事業（中小企業新事業活動促進事業）

いずれも経営計画書の提出・審査を経て支援するという点が共通する。起業・創業に関係する「おおいたスタートアップ支援事業」でも、経営計画を提出・審査するサブ事業「大分県起業家成長促進事業費補助金」があるが、対象が企業としての実態が曖昧な創業時の経営計画であり、上記の3つとは意味合いが異なるので、別の区分（起業・創業）で扱った。

地域牽引企業創出事業では、雇用人数30人以上または付加価値額1億円以上の増加を5年以内に達成する可能性の高い企業を支援企業に認定して地域牽引企業へと育成している。目標が高いため、既に優れた経営基盤を有していることが前提となり、将来的に株式公開企業となること等がイメージされている。また、一企業の補助金限度額は3年間合計で60百万円と大型である。

他方、経営革新企業成長促進事業は、経営革新（新商品開発・販路開拓等）に取り組む中小企業者を支援して稼ぐ力を身に付けさせようというものである。「大分県経営革新企業成長促進事業費補助金」の上限は通常150万円と小さく、創業後、落ち着いたところで売上げの伸長などにより利益体質を高めようという意図の事業と思われる。

これに対して、ものづくり産業地域連携推進事業は、地域を挙げた連携活動により、中小企業の生産性の向上を図り、国内外の市場における製品競争力を強化するものである。一企業の補助金限度額は1,000万円（県500万円、市町村500万円）となっている。ものづくり産業（製造業）に限定されてはいるが、市場を県外や海外に求めるようなレベルに達した企業の支援を意図していると思われる。結果的には、地域牽引企業創出事業と経営革新企業成長促進事業で対象としている企業の間位置する企業が対象になるとと思われる。

このように「経営計画書の提出・審査」を鍵に並べてみると、奇しくも3段階、「おおいたスタートアップ支援事業」も含めれば、4段階で支援する形であったことが見てくる。

ただし、ものづくり産業地域連携推進事業は国の事業であり、平成28年度の単年度で終了している。このことから、大分県として意識して、3ないし4段階での支援の仕組みを組み上げたものではない。

意見 15	「ものづくり産業地域連携推進事業」の今後の展開について
<p>ものづくり産業地域連携推進事業の終了後、市町村の地域連携推進会議において支援企業の状況を引き続きフォローすることになっているので、そのフォロー結果を評価し、地域連携の枠組みによる生産性向上や販路拡大の取組が効果的であると認められれば、財源の問題はあるが、県として本格的に事業化することも検討すべきと思われる。</p>	

《補足》

地域牽引企業創出事業との関係においても、一段階手前の発展段階にある企業の支援は重要である。地域牽引企業を創出すると同時に次の候補企業も育成しないと今後支援対象となる企業がなくなるのではないかという懸念がある。

実際、平成28年度の当初予算も使い切れておらず、また、平成29年度は地域牽引企業創出事業の支援企業として認定された企業数は1社のみとなっている。応募企業はかなりのものの認定に至るのは結構難しいことから見ると、応募企業の中に実際候補企業と言えるようなレベルの企業は少ないのかも知れない。

(2) 重層的・段階的な中小企業支援

大分県として意識して、農業法人等も含め広く一般に、重層的・段階的な中小企業支援の仕組みを組み立てることは重要である。

意見 16	重層的・段階的な中小企業支援の仕組みについて
<p>起業・創業時の支援から含めれば、平成28年度の事業構成のように、経営計画書の提出・審査を経る総合的な支援を4段階に分けて組み立てることは合理性があると思われる。総合的な支援は、基本的に4段階構成とし、これに製造業、農業、観光等の産業分野特有の支援や金融支援を必要に応じて重層的に組み合わせていくことを意識して、大きな基本方針とすることが望まれる。</p>	

《補足》

経営計画の策定を前提として、ステップアップを目指す有望な企業を継続的に支援する仕組みを整備することが望まれる。また、このように支援段階を区分整理して、企業が不必要に何度も経営計画や決算書を提出しなくても済むように一元管理できれば、県・企業双方の事務負担を軽減できるかも知れない。

以下は、例えばの話であるが、企業の重層的・段階的育成を意識すると見えてくるものもあろう。

地域牽引企業創出事業、ものづくり産業地域連携推進事業は、販路開拓や人材育成、競争力強化の支援、知的財産取得等多角的な支援を含んでいるが、比較的製造業を指向しているため、生産設備の補助にウェイトがある。生産設備の補助等は、国のメニュー等にも影響されるので、計画認定を前提とした別メニュー群として組み、4段階の経

営計画書の提出・審査に基づく基本的支援は恒常的なものとして制度化することも考えられる。

金融支援については多くのメニューがあるが、改めて企業の段階ごとのニーズに応えるメニューに再編成して、漠然と広く構えたメニューを減らすことが考えられる。また、現在の低金利時代では、金利面で優遇するよりも、民間金融機関から融資を受けにくい案件、例えば信用度の低い起業・創業時の融資や事業承継（M&Aを含む）等に力を入れた方がよいかも知れない。

（3）中間的支援段階

企業の支援段階を区分して名称をつけるとすれば、第一段階の「起業・創業(スタートアップ)企業支援」と最後の段階の「リーディング企業育成支援」は対象となる企業のイメージが湧きやすい。中間段階は見方を変えれば色々な名称があり得るところなので、ネーミングが難しい。平成 28 年度の事業構成をベースにすると「基礎体力育成支援」「イノベーション力強化支援」というのはどうであろうか。

「基礎体力育成支援」では、経営の基礎知識を身に着けながら、販売先の拡大や適正なレベルまでのコストダウンによる収益力強化を目指すイメージである。また、事業の安定に最低限必要な人材を揃えることになる。

「イノベーション力強化支援」では、経営革新、技術革新を行なう力を養って県下の企業の中で、それなりの地位を築き、次の段階として、リーディング企業へ仲間入りする準備をするイメージである。

意見 17	地域の他企業との連携について
<p>イノベーション力は単独の企業で考えるよりも、複数の同業者や様々な異業種との知識や知恵の交換と協力から生み出される可能性が高く、それ自体が知的財産となる。イノベーション力を強化することは、「地域牽引企業創出事業」の俎上に載るような企業を育成する一つの方法と位置付けることもできよう。</p> <p>したがって、「イノベーション力強化支援」の段階での鍵は、企業間連携や地域連携であり、その中で鍛えられた企業が自ずと県内企業の中でそれなりの地位を占めるようになると思われる。基礎体力をつけた上でのことになるが、その意味で外に出ていくこと(地域の他企業との連携等)に積極的な企業を支援する方向で取組や事業を組み立てていただきたい。</p>	

《補足》

「地域牽引企業創出事業」における支援企業の認定は、大型の補助事業ということもあり、かなり厳しい。そこで、「地域牽引企業創出事業」の支援企業として認定されなかった企業を救う機能として、「イノベーション力強化支援」型の事業を準備して、意欲を持続させる効果を期待したい思いもある。

7 審査における利害関係の確認について

(1) 大分県及び産業創造機構における状況

大分県及び産業創造機構では次頁の表のとおり、各部署において様々な審査を行うことになっている。

しかしながら、審査員の独立性（利害関係の有無）の確認については、口頭で確認するのみで文書による確認及びその書面の保存もしていない。したがって、確認している内容についてもはっきりせず、各部署でバラバラなものとなっている可能性が高い。

意見 18	審査員の独立性(利害関係の有無)の確認について
<p>書面で確認していないため、仮に問題が起きた際には大分県が審査員の任命責任を問われかねない。口頭では検証の方法もないので、第三者に確認を怠ったと判断されても反証不能である。</p> <p>このため、少なくとも手続き上問題がなかったことを担保するため、確認すべき内容を統一した上で、利害関係に該当していない旨を書面等で確認しておくべきである。</p>	

《補足》

特に審査員自身の利害が生じ得ると考えられる審査については、共通した一定のルールに基づいて利害関係を確認できるように、大分県で考える利害関係の内容がどのようなものを定義する必要がある。

(2) 一般的な確認事項

一般的に利害関係としては以下の事項等が考えられる。

- ① 委員及びその配偶者が応募会社の代表者と親族関係にないか
- ② 委員及びその配偶者または委員の所属する機関(以下委員等)が応募会社に出資していないか
- ③ 委員等は応募会社(応募会社の親会社、子会社も含む)と使用人関係にないか
- ④ 委員等は応募会社の債権者・債務者に該当しないか
- ⑤ 委員等は応募会社から継続的な報酬を受けていないか
- ⑥ 委員等は応募会社から無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益を受けていないか

また、審査員という職務の性質上、多くの秘密情報を得ることになるが、その秘密について漏らさないように、利害関係の有無を確認すると同時に守秘義務についての誓約書についても入手する必要がある。なお、公務員については地方公務員法第34条(秘密を守る義務)があることからこの限りではない。

審査における利害関係の確認状況

所属	事業名	審査会	確認方法	備考 (確認内容等)
経営創造・金融課	大分発ニュービジネス・発掘・育成事業	ベンチャー目利き委員会(ビジネスグランプリ)	口頭	産業創造機構で実施 ・親族が応募者にはいないこと ・委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていないこと
	クリエイティブ産業創出事業	クリエイティブ・プラットフォーム構築事業委託業務に係る提案競技審査委員会	口頭	・委員が当該委託業務に係る提案に関与している等利害関係がないこと
	経営革新企業成長促進事業	経営革新企業成長促進事業費補助金事業計画審査会	口頭	28年度審査会において、審査を辞退した事例(1社)あり
	おおいたスタートアップ支援事業(起業家成長促進事業)	起業家成長促進事業審査委員会	未確認	産業創造機構で実施し、申請者との直接の利害関係はないものと考えられるため確認は行っていない。
	大分県地域牽引企業創出事業	認定審査会	口頭	審査対象の中に顧問先や投資先等利害関係がある場合は、審査を辞退するよう文書で依頼。また、委員に口頭で確認。(過去に利害関係先の審査について辞退した例あり。)
	大分県地域牽引企業創出事業	大分県地域牽引企業創出事業経営支援委託業務に係る提案競技審査委員会	口頭	・親族が応募者にはいないこと ・委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていないこと等
	新事業活動促進事業	経営革新計画検討会	未確認	大分県としては有識者3名を招聘した経営革新計画「検討会」を実施しているが、これは承認の可否を最終的に決定する性質のものではなく、専門的な視点から助言や支援を行ってもらうものであるため、利害関係の確認は行っていない。

所属	事業名	審査会	確認方法	備考 (確認内容等)
工業振興課	おおいた味力アップ商品創出支援事業	おおいた味力アップ商品創出支援事業支援対象商品審査会	未確認	おおいた食品産業企業会で実施
	技術指導・試験事業	入居評価委員会	口頭	大分県産業科学技術センターで実施
	大分県エネルギー産業育成分野別ワーキンググループ活動事業	大分県エネルギー産業育成分野別ワーキンググループ活動事業選定審査会	口頭	大分県エネルギー産業企業会で実施 ・親族が応募者にはいないこと ・委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていないこと
	大分県エネルギー産業育成トリアル研究開発事業	大分県エネルギー産業育成分野別ワーキンググループ活動事業選定審査会	口頭	大分県エネルギー産業企業会で実施 ・親族が応募者にはいないこと ・委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていないこと
	循環型環境産業創出事業	大分県循環型環境産業創出事業 事業選定審査委員会	口頭	・親族が応募者にはいないこと ・委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていないこと
	地域資源活用商品創出支援事業 (産業創造機構で実施)	地域資源活用商品創出支援事業審査委員会	口頭	審査等取扱要領第7条1項の規定により、以下について確認 ・申請者が、委員の血族、姻族及び配偶者でないこと ・委員又は委員の所属する機関が、共同研究体及び連携体等でないこと ・委員又は委員の所属する機関が、申請者に対して出資を行っていないこと
	ものづくり企業技術チャレンジ支援事業	大分県航空機産業参入支援事業費補助金審査会	口頭	・親族が応募者にはいない旨 ・委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていないこと
	ものづくり産業地域連携推進事業	ものづくり産業地域連携推進事業審査会	口頭	審査会の事務局説明時に以下について確認 ・応募者と利害関係がないこと

所属	事業名	審査会	確認方法	備考 (確認内容等)
商業・サービス業振興課	サービス産業生産性向上支援事業	大分県サービス産業生産性向上促進事業審査会	口頭	・応募者に対して出資を行っていないなど
	サービス産業生産性向上支援事業	サービス産業生産性向上人材育成事業受託事業社選定審査会	口頭	・応募者に対して出資を行っていないなど
産業集積推進室	医療機器産業参入加速化事業	医療関連機器研究開発補助事業審査委員会	口頭	大分県医療ロボット・機器産業協議会にて実施 ・申請者と直接の利害関係者でないこと

8 監査後記

指摘や意見といったものではないが、監査を終えて今後の施策・取組の方向等に係わって、幾つか雑感として述べさせていただく。

(1) 事業承継支援

2025年の日本は、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という、人類が経験したことのない『超・超高齢社会』を迎えると言われている。経営者も歳をとると、次第に現役を引退していくことになる。中小企業・小規模事業者数はこの15年で約100万者減少し、経営者の高齢化も進展し、現在、中小企業経営者の年齢のピークは65歳を超え、団塊の世代が75歳を迎えるまでに、中小企業の後継者問題が急速に顕在化していくことが予想される。これを放置すれば廃業による技術・ノウハウの喪失や経営の不安定化につながる

農業分野では既に後継者不足が解決すべき大きな課題となり、積極的な言い方をすれば「担い手の確保・育成」を図ることが求められている。

中小企業・小規模事業者は、地域の経済や雇用を担う重要な存在であることから、国は事業承継税制をより使い勝手の良いものにするとともに、円滑な世代交代が行われ、

後継者による事業活動の活性化を図るため、平成 29 年度から事業承継ネットワーク構築事業を開始している。大分県商工会連合会がこの事業における大分県の地域事務局となっているようである。

景気の現況は上向いている反面、少子高齢化もあり、人手不足が深刻となっていることから、特に人手不足を理由に廃業に向かう中小企業が多くなるのではないかと懸念される。このような問題は、大分県商工会連合会に解決を求められるものではない。事業承継の手段についても M&A を含め様々ある。親子で承継するには、それぞれの意識の相違も壁となっている。経営者にしてみれば、道が見えなければ黒字のうちに廃業を選択するのも合理的な選択ではあるが、経済全体としては損失となる。

こういった問題も含めて事業承継問題全体として、どのような対策の枠組みがあるのか大分県全体の問題として早期に考えて行く必要がある。

(2) 観光地域磨きとクリエイティブ産業

ツーリズム戦略で使われる「地域磨き」「素材磨き」という言葉と大分県としてこれから力を入れて行こうとしている施策で使われている「クリエイティブ産業」という言葉は、一応、用語集に県の回答として意味を記載しているが、よく考えると、イメージが先行して内容が不明な言葉である。

「観光地域磨き」は観光地域づくりと同義のように思えるが、磨きという言葉にどのような意味を込め、実質的にどのような事を行うのが「地域磨き」なのかよく分からなかった。本監査で取り上げた事業で言えば、観光地域磨き推進事業で「地域磨き」という言葉が使われているが、平成 28 年度と 29 年度では、事業の活動内容が大きく変わっており、特に平成 28 年度でもっとも力を入れ、成果指標にも関連していた販売サイトを活用して県内地域企画旅行商品の販売を促進する活動は取り止めになっている。

監査人からすると、「六郷満山開山 1300 年記念観光推進事業」のような事業をイメージして「自然・歴史・文化等に係わる地域資源を活用して観光地域づくりを行うこと」と定義した方が分かりやすいが、担当課は「六郷満山開山 1300 年記念観光推進事業」は国内誘客事業の別メニューと捉えているようであった。個人的には、六郷満山は日本らしい資源として、上手く紹介すれば、むしろ海外客の方が喜ぶのではと思う次第である。

「クリエイティブ産業」も何かクリエイティブ産業という業種群を意味するわけではなく、クリエイターを活用して企業が生産する商品や提供するサービスの付加価値を高めるという行為を意味しているようである。なお、平成 29 年度からは「クリエイティブ産業創出拠点整備事業」で大分県立芸術文化短期大学に産学官連携共同研究棟（芸術デザイン棟）を整備しているようであるが、今のところは、人材交流事業や人材育成事業として展開している段階であり、監査人には、その先どのようになるかは現時点では見通せないし、イメージもできない。

「地域磨き」「素材磨き」や「クリエイティブ産業」といった新しい言葉を政策・施策の中で使う場合は、何を狙っているのか、担当者自身も深く理解しておく必要があるが、県の職員は短期間で担当者が交代するので次第に混乱する危険もある。初期段階で県民への啓発事業を行って、副次効果として県職員が交代しても混乱しないような基礎を作っておく必要がある。

(3) 第4次産業革命

1990年頃からパソコン、2000年頃からインターネット化を皮切りに、ICTが庶民のものとなり、草の根の市民活動が進化したソーシャルネットワーク（SNS）の登場と我々の生活は急速に変化している。コミュニケーションの世界も身近でいえば、若者がスマホで、FacebookやtwitterやLINEなどのSNSを使い分け、高速に映像を含めた情報のやり取りをするのが当たり前となっている。そこでこれらを含む大きな潮流を第4次産業革命と捉えるようになってきている。

日本経済再生本部はこれまでの日本再興戦略から名称を大きく変えて、平成29年6月に「未来投資戦略2017」を策定した。目次を見ただけでも、ICTやAI、ロボット、ドローンといった言葉のオンパレードである。これらの技術を使って、一人一人のニーズに合わせて少子高齢化などの社会課題が解決されたSociety 5.0なるものを実現しようとしているらしい。

大分県でも、「第4次産業革命」への迅速な対応こそが、社会課題に対応した「潜在需要の掘り起こし」や、人口減少社会における労働力不足を克服する「生産性革命」等を実現するチャンスと捉え、産業活力の創造に向け、大分県版第4次産業革命「OITA4.0」への挑戦を進め、大分県ならではの新たなビジネスの創出を目指すとしている。現在のところは「IoTプロジェクトの創出」及び「ドローン産業の創出」を中心に事業を組み立て推進している。

まずは、国の戦略をよく理解しなければならないが、「日本再興戦略」改定2015あたりからの流れではあったが、日本再興はここで区切りを打って、一方で地方創生戦略を推進しつつ、「未来投資戦略2017」により新しい未来社会を第4次産業革命を背景に構築しようということであろう。

第4次産業革命というと、革新的な技術に目を奪われがちであるが、つたない経験から言えば、技術を適用する社会ニーズ・生活ニーズの発見がより重要である。それには柔軟な発想が必要であり、60歳を超えた監査人にはついて行くのも厳しいが、若い県の職員には、明るい未来を信じて大分県のためにSociety 5.0、OITA4.0へ挑戦していただきたい。

以上

巻末資料

資料番号

A	「第2 監査の対象の概要」関係資料	
1	規模別企業等数及び従業者数ー全国、九州、各県	A-1
2	まち・ひと・しごと創生法案の概要	A-2
3	大分県中小企業活性化条例の概要(平成29年12月22日改正)	A-3
4	おんせん県おおいた観光振興条例の概要	A-4
5	平成29年度行政評価方法(概要)	A-5
B	事業内容の補足説明資料	
1	地域牽引企業創出事業スキーム	B-1
2	おおいた地域資源活性化基金事業	B-2
3	大分県6次産業化サポート体制整備事業(農林水産省補助事業)	B-3
4	農地中間管理機構制度の概要	B-4
5	中小企業金融対策費:制度資金一覧表	B-5
C	指標関係資料	
1	大分県版総合戦略の基本目標・施策KPI達成状況	C-1
2	大分県版総合戦略のアクションプラン(抜粋)	C-2
3	大分県農林水産業振興計画の主要指標	C-3
D	用語集	D-1

規模別企業等数及び従業員数一全国、九州、各県
(平成26年経済センサス - 基礎調査 参考表5より加工)

全国 九州 各県	総数			大企業			中小企業			うち小規模企業		
	企業等数	従業員数	従業員数 %	企業等数	従業員数	従業員数 %	企業等数	従業員数	従業員数 %	企業等数	従業員数	従業員数 %
全国	3,820,338	47,935,462	0.3%	11,987	14,579,309	30.4%	3,808,351	33,356,153	69.6%	3,238,838	11,086,291	23.1%
九州	441,233	4,054,622	0.2%	773	610,028	15.0%	440,460	3,444,594	85.0%	375,009	1,248,909	30.8%
福岡県	143,408	1,651,965	0.3%	384	358,245	21.7%	143,024	1,293,720	78.3%	119,248	414,244	25.1%
佐賀県	25,555	213,609	0.1%	37	20,252	9.5%	25,518	193,357	90.5%	21,698	73,079	34.2%
長崎県	43,794	338,165	0.1%	55	25,417	7.5%	43,739	312,748	92.5%	37,691	122,459	36.2%
熊本県	52,795	439,181	0.1%	69	38,496	8.8%	52,726	400,685	91.2%	45,052	152,190	34.7%
大分県	36,729	324,756	0.1%	47	47,246	14.5%	36,682	277,510	85.5%	31,363	104,686	32.2%
宮崎県	36,944	275,240	0.1%	42	19,246	7.0%	36,902	255,994	93.0%	31,957	102,188	37.1%
鹿児島県	52,777	423,556	0.1%	59	50,893	12.0%	52,718	372,663	88.0%	45,955	153,156	36.2%
沖縄県	49,231	388,150	0.2%	80	50,233	12.9%	49,151	337,917	87.1%	42,045	126,907	32.7%

(注) 1. 企業等について、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に基づき、以下の条件に合う区分で算出した。

- (1) 大企業
総数のうち(2)及び(3)に該当しない企業等
- (2) 中小企業
ア 製造業、建設業、運輸業その他の業種：資本金3億円以下又は常用雇用者規模300人以下
イ 卸売業：資本金1億円以下又は常用雇用者規模100人以下
ウ サービス業：資本金5000万円以下又は常用雇用者規模100人以下
エ 小売業：資本金5000万円以下又は常用雇用者規模50人以下
- (3) 小規模企業
ア 製造業、建設業、運輸業その他の業種：常用雇用者規模20人以下
イ 商業、サービス業：常用雇用者規模5人以下

※ 総数には会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。

2. 1. の条件の区分では、中小企業庁の公表値とは異なり、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において特別に中小企業又は小規模企業として扱われる企業の数が反映されていない。

まち・ひと・しごと創生法案の概要

目的 (第1条)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生(※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の創出

基本理念 (第2条)

①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備

②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保

③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備

⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出

⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効果的かつ効果的な行政運営の確保を図る

⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
(第11条～第20条)

本部長：
内閣総理大臣

副本部長(予定)：
内閣官房長官
地方創生担当大臣

本部長：
上記以外の全閣僚

まち・ひと・しごと創生
総合戦略(閣議決定)
(第8条)

案の作成
実施の推進

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略(努力義務)(第9条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略(努力義務)(第10条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日(創生本部・総合戦略に関する規定は、公布日から1か月を超えない範囲内で政令で定める日)

大分県中小企業活性化条例の概要(平成29年12月22日改正)

目的【第1条】

中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって県経済の持続的発展及び県民生活の向上に寄与する。

基本理念【第3条】

中小企業の自主的な努力と創意工夫を尊重し推進

本県が有する自然、人材、技術等を総合的に活用し推進

県、支援団体等が中小企業と相互に連携し推進

小規模企業の持続的な発展のため経営規模を勘案して推進

責務と役割【第4条～第11条】

◆中小企業の自助努力とともに、県と関係者が連携して頑張る中小企業を支援

県の責務
 ・関係者と連携し、施策を積極的に実施
 ・情報収集及び提供

中小企業支援団体の責務
 ・情報提供・経営改善及び創業の支援
 ・小規模企業に寄り添った伴走型の支援

市町村の役割
 ・県等と連携し、中小企業振興施策を実施

中小企業の自助努力
 ・事業活動の維持改善及び人材育成
 ・地域社会への貢献

金融機関等の役割
 ・円滑な資金調達及び経営改善に協力

大企業の役割
 ・事業機会の拡大及び技術力向上等に協力

大学等の役割
 ・中小企業が行う研究及び人材育成等に協力

県民の理解と協力
 ・中小企業振興への理解、地域商店や県内製品の活用

基本方針・具体的施策(第12条～第18条)

経営基盤の安定

経営の拡大と新分野への進出

創業の促進

人材の確保・育成と働き方改革の推進

中小企業の活用による地域内の経済循環

小規模企業の事業の持続的な発展

意見の聴取

中小企業や関係者の意見

おおいた産業活力創造戦略

計画の策定

中小企業の活性化・小規模企業の持続的な発展

◆小規模事業者の課題に対応する支援について

①**販路開拓、新商品・サービス開発** 潜在的なニーズの掘り起こし・商品・製品・品質のブラッシュアップ、域内生産体制の充実・強化 等

②**経営マネジメント** 商工団体の経営発達支援計画の策定及び・実施推進、ITを活用した業務PRや受発注の促進 等

③**人材確保・育成** 小規模企業での働き方改革等の取組の推進、柔軟な人材活用の推進 等

④**事業承継** 事業承継ネットワークの活用推進、後継者人材バンクの充実、事業承継補助金(国)の活用促進 等

⑤商工団体の支援体制強化

職員の資質・意欲向上 商工会、商工会議所、中央会の連携強化、人事交流の検討、支援に必要な知識やスキルの習得
適正な職員配置 伴走型の支援に対応する経営指導体制の充実、販路開拓、地域振興業務等に対応する人員配置

おんせん県おおいた観光振興条例の概要

第1章 総則

I 条例の目的（第1条）

県の観光の振興について、県の責務、市町村の役割等を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり及び本県の経済の発展に寄与することを目的とする

II 基本理念（第3条）

観光の振興は、地域における主体的な取組を尊重しつつ、県、市町村及び県民等がそれぞれの役割に応じて相互に連携して一体的に取り組むことにより行われなければならない

III 責務と役割（第4条～第8条）

1 県の責務

- ① 基本理念に則り、総合的な施策を策定、実施
- ② 県民等による観光振興の自主的な取組を促進するため、必要な支援の実施
- ③ 市町村との連携、市町村の施策に関し必要な支援や広域的な見地からの調整

2 市町村の役割

市町村の区域の特性を活かした観光振興施策の策定と実施

3 県民の役割

- ① 地域の観光資源を活用した魅力ある観光地の形成に対する積極的な役割
- ② 観光旅行者の受入れの推進のため、おもてなしの心を持ち温かく迎える
- ③ 観光振興の重要性についての関心と理解を深め、県が実施する施策へ協力

4 観光事業者の役割

- ① 事業活動を行うに当たり、自らの創意工夫により観光旅行者の満足度を向上及び安全を確保
- ② 県及び市町村の観光振興施策への協力

5 観光関係団体の役割

- ① 観光事業者間の連携の促進、観光に関する情報の発信等の取組
- ② 県及び市町村の観光振興施策への協力

第2章 観光の振興に関する基本的施策

IV 基本的施策の推進（第9条～第18条）

県は、基本的施策として次の事項を推進する

- 1 国内からの観光旅行者の来訪の促進
- 2 外国人観光旅客の来訪の促進
- 3 観光情報の発信
- 4 広域的な連携の推進
- 5 地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成
- 6 観光の振興に寄与する人材の育成
- 7 県民への情報及び学習機会の提供
- 8 観光地における良好な景観の形成
- 9 観光旅行者の利便の増進
- 10 交通基盤の整備

第3章 観光の振興に関する施策の推進

V 基本計画（第19条）

知事は施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民等の意見を反映させて、基本計画を策定する
現行の大分県ツーリズム戦略を基本計画とみなす（附則）

VI 統計調査その他の調査（第20条）

県は、施策の策定及び実施に資するため、統計調査等の必要な調査を行うよう努める

VII 推進体制の整備（第21条）

県は、施策の推進に必要な体制を整備する

VIII 財政上の措置（第22条）

県は、施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努める

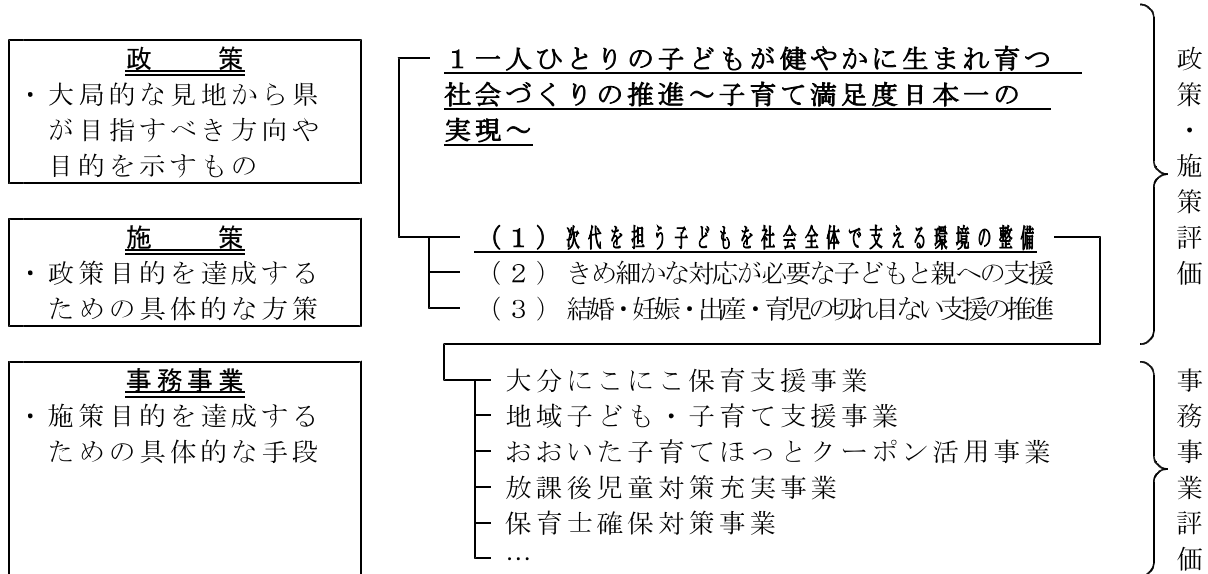
平成29年度行政評価方法(概要)

1 行政評価の全体像

(1) 目的

- ① 職員の意識改革(成果重視)を進めるとともに、新たな展開を考える基礎とすることにより政策形成能力の向上を図る。
- ② 県民に対し施策や事業についての説明責任(成果が上がっているか、効果的に実施されているか等)を果たす。
- ③ 限られた行政資源を最大限に活用し、事務事業の効率化、適正化を図るとともに、行政サービスの質の向上を目指す。

(2) 各段階の評価



2 政策・施策評価

(1) 評価の対象

- ① 「安心・活力・発展プラン2015」における、21政策、59施策について評価を実施

(2) 評価方法

- 指標による評価
 - 施策毎に設定した目標指標の数値をどれだけ達成できたのかを評価
- 指標以外の観点からの評価
 - 目標指標だけでは測れないその他の取り組みについて評価
- 施策に対する意見・提言
 - プラン推進委員会などの意見・提言を評価に反映

3 事務事業評価

(1) 評価の対象

「安心・活力・発展プラン2015」に基づき、平成28年度に県が実施した事業のうち、主要な282事業について評価を実施

(2) 評価方法

① 事務事業評価の視点と内容

- i 「総合評価」＝活動指標と成果指標の合計点
→ 事業の内容と成果について総合的に評価
- ii 「活動指標」＝事業が目標どおり行われているか
→ 指標による目標達成度の把握
- iii 「成果指標」＝事業の成果が目標どおり達成されているか
→ 指標による目標達成度の把握

② 今後の方向性

総合評価の結果等を踏まえて、事業目的の達成に向けたよりよい手法等を検討し、今後の事業展開に活かしています。

4 公表

- ・情報センター、地区情報コーナー、ホームページにより公表

地域牽引企業創出事業スキーム

1 支援対象企業の選定

支援を希望する地場中小企業

・中期経営計画の作成

- ①優れた経営基盤
(直近3カ年の付加価値額伸び率3%以上等)
- ②明確な成長戦略等
- ③飛躍的な成長
(雇用人数30人以上増加 又は
付加価値1億円以上増加)
- ④地域牽引企業を目指すこと

(計画確認書の発行)

経営革新等認定支援機関

(商工団体、税理士、金融機関)

①申請

⑥支援対象
企業決定

県(経営創造・金融課)

⑤審査結果
回答

②事前評価依頼

③評価書提出

④審査
依頼(事前評価書の提供)

外部専門機関
による事前評価

- ・技術面
- ・経営面

審査委員による中期経営計画の審査
(書面審査及びプレゼン審査)

2 支援の実施

計画ブラッシュアップ段階

支援対象決定後

支援対象
企業

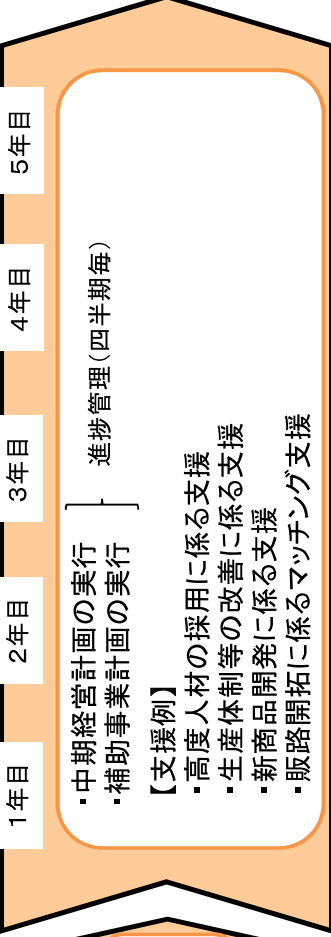
・経営計画、実行計画
の精緻化

策定支援、助言、情報提供

サポートチームによる支援

- ・職員：施策の情報提供等
- ・外部専門家：経営支援、専門分野支援

計画実行段階(5年以内)



進捗管理、助言、情報提供

サポート会議の開催：原則年4回

- ・構成：支援対象企業＋サポートチーム
- ・内容：経営者、サポートチームからの進捗報告、計画達成に必要な取組等を助言

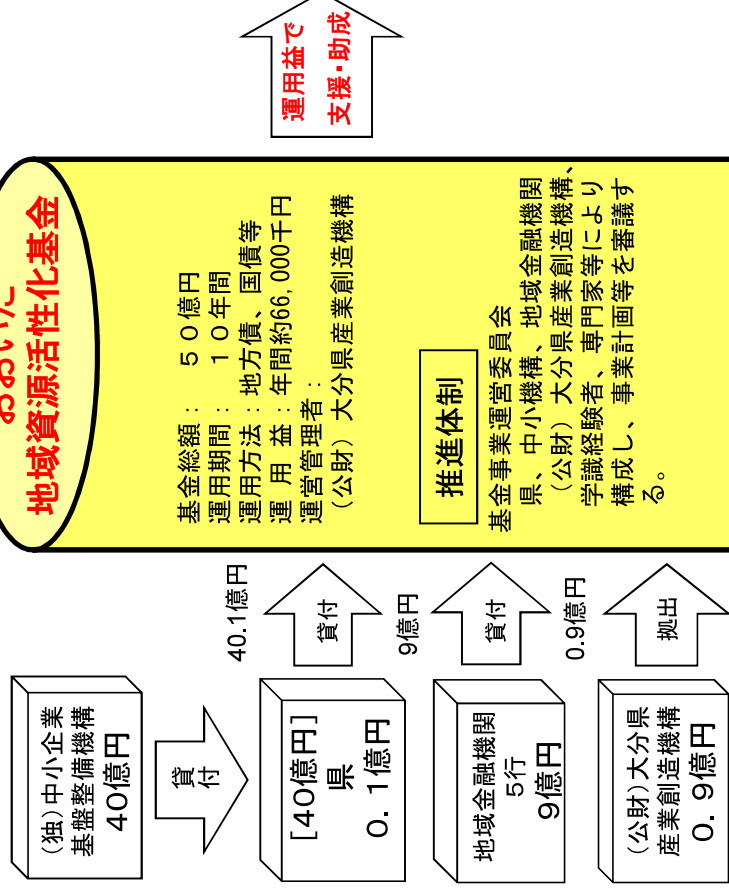
中期経営計画達成

おおいた地域資源活性化基金事業

【概要】 (公財)大分県産業創造機構に造成した「おおいた地域資源活性化基金」により、本県の農林水産物や鉱工業品などの地域資源を活用した中小企業者等の新事業展開(研究開発、商品開発、販路開拓等)など創意ある事業活動の展開を支援し、地域産業の強化や新たな地域産業の創出を図る。
《根拠法等》 「中小企業地域資源活用プログラム(中小企業庁)」、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」
 「地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則(独)中小企業基盤整備機構)」

【事業期間】 平成20年度～平成30年度

【事業スキーム】



助成金交付事業 (事業者：県内の中小企業者等)

【地域資源活用商品創出支援事業】 (H20.10～)
 大分の特徴的な地域資源を最大限に活かし、市場ニーズを踏まえた競争力の高い地域資源活用商品を創出するため、研究開発段階から試作品開発までを一貫して支援する。

【実績】 ①、②は第18回採択 (H29.3) まで、③はH29.4.21現在)
 ①申請件数 334件
 ②採択件数 136件
 ③事業化件数62件 / 107件 (開発商品での売上額計上 / 完了事業)

【地域資源活用商品ステッピング支援事業】 (H26.4～)
 地域資源活用商品創出支援事業を完了した企業が、同事業により開発した商品をもとにした経営向上を図るため行う商品改良及び市場調査等の商品課題の解決並びにその後の展示会出展等の販路開拓を支援する。

【実績】 (H29.3まで)
 申請件数 7件 採択件数 7件
【地域資源活用商品展示会出展チャレンジ支援事業】 (H27.4～)
 地域資源活用商品の販路開拓のために行う展示会等への出展等を支援する。

【実績】 (H29.3まで)
 申請件数 12件 採択件数 12件

支援事業 (事業者：大分県産業創造機構)

【新商品開発スタートアップ事業】 (H20.10～)
 商品開発を計画している中小企業を対象に、課題を整理するための研究会の開催、販路開拓のための展示会出展支援や、県外バイヤーによる既存商品の評価などにより、より市場性の高い新商品の開発に向かうための求評会等を開催する。

【実績】
 セミナー23回 (延べ1,443人参加)
 展示会・商談会等21回 (延べ703社出展)

大分県6次産業化サポート体制整備事業（農林水産省補助事業）

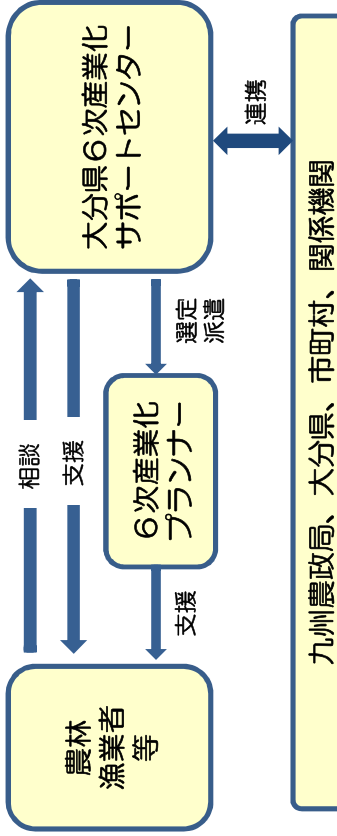
- 平成22年12月3日 六次産業化・地産地消法 公布
- 平成23年 3月1日 六次産業化法 施行



【大分県6次産業化サポートセンター】

- 23年6月 (有)大分TLO内に設置
- 24年6月 (公財)大分県産業創造機構内に設置
- 26年4月 アグリプランナーを配置

◆大分県6次産業化サポートセンターの支援体制



◆大分県6次産業化サポートセンター（大分県6次産業化SC）

【業務内容】

- ①6次産業化相談窓口 ②6次産業化プランナーの選定・派遣
 - ③総合化事業計画・各種補助金の申請サポート ④案件の発掘
 - ⑤6次産業化の情報発信 ⑥人材育成研修会の開催
- * 総合化事業計画（農林水産大臣が認定）とは、農林漁業者等が農林水産物及び副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画

【開催回数及び参加人数】

年度	人材育成研修会	ワークショップ	先進地視察研修
28	9回 延326人	4箇所 延43人	1回 28人
29 (計画)	(7回) (延200人)	(2箇所) (延20人)	-

【予算の流れ】



28年度事業費：21,465千円
29年度事業費：20,550千円

◆6次産業化プランナー

【業務内容】

1. 総合化事業計画の策定・認定に向けたサポート
2. 認定後の事業実施に対するフォローアップ
3. 農林漁業者等からの相談内容に即した課題解決に向けたサポート

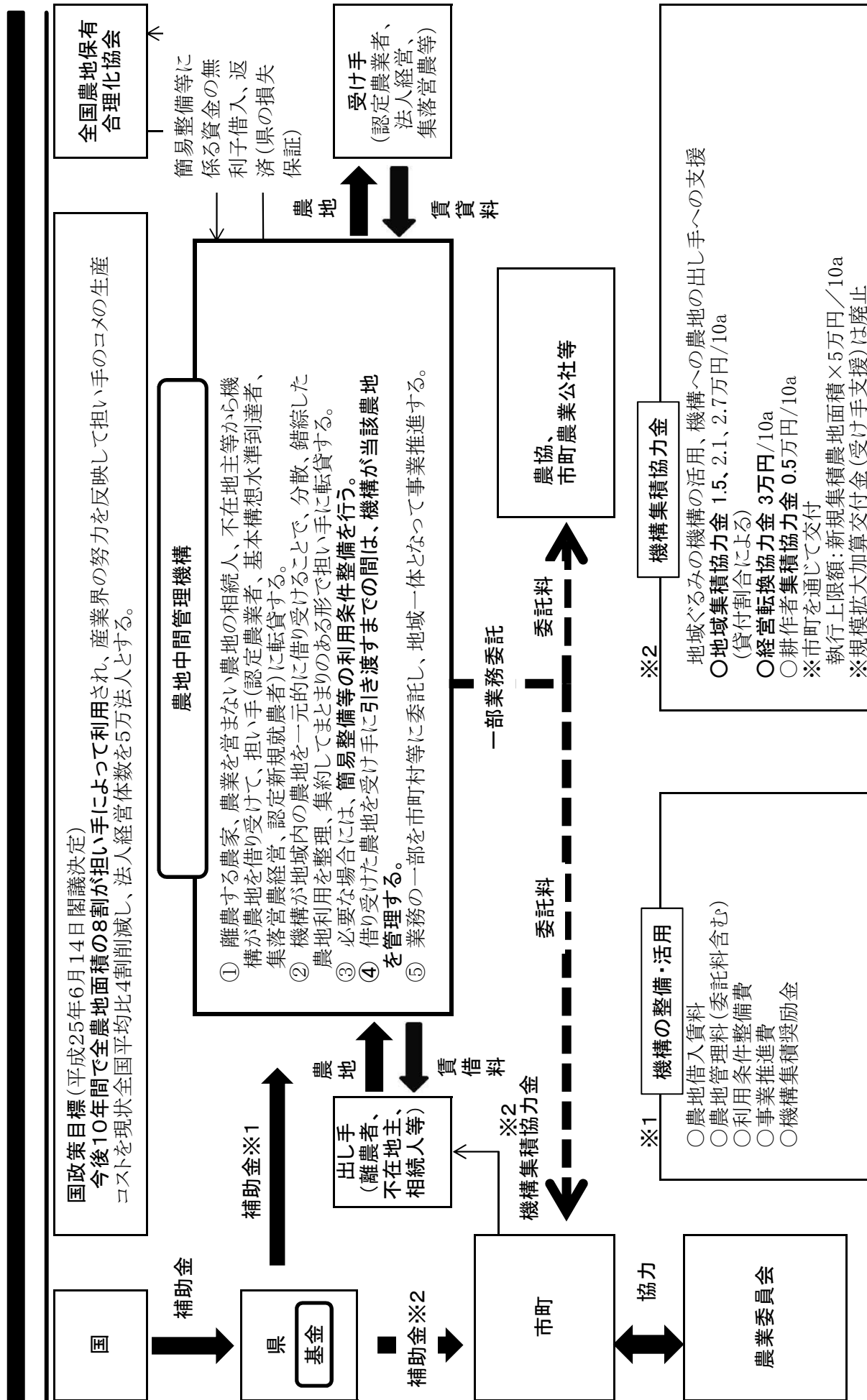
【6次産業化プランナー派遣件数及び実働人数】

年度	相談延件数	認定後のフォローアップ延件数	6次産業化プランナー実働人数
28	354件	168件	4-2月 7名 2-3月 10名
29 (計画)	(330件)	(165件)	4-3月 (10名)

【6次産業化プランナーの評価】

28年度は、プランナー選定委員会にて新たに3名のプランナーを選定、3月に新規登録。既存7名のプランナーについては、事業者の満足度調査の結果、相談カルテの記載内容、サポートセンターの評価等を基に、プランナー選定委員会で、継続登録を決定
29年度は、プランナー10名体制で事業者を支援する

農地中間管理機構制度の概要



中小企業金融対策費：制度資金一覧表

資金名	融資対象者等	融資限度額 (万円)	融資 期間	融資利率 (年率)	保証料率 (年率)
①中小企業振興 資金	限定なし	設備 5,000 運転 2,500	設備 10年 運転 10年	1年以内 1.9% 5年以内 2.2% 7年以内 2.4% 10年以内 2.6%	1.15% 以内
②中小企業活性 化資金	売上が減少し ている企業等	設備・運転 8,000	設備 10年 運転 10年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	0.75% 以内
③中小企業経営 改善資金	再建を図ろう とする企業等	運転 5,000	運転 10年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	0.75% 以内
④中小企業金融 円滑化借換資金	金融円滑化法 により返済猶 予を受けた企 業が借換を行 うことで経営 改善を図る者	運転 16,000	運転 15年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.4%	0.75% 以内
⑤事業引継円滑 化資金	経済的又は社 会的に有用な 事業や雇用を 承継する者	設備 20,000 運転 8,000	設備 15年 運転 10年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.4%	0.75% 以内
⑥創造的企業育 成支援資金	経営革新計画 による事業等	設備・運転 8,000 ※	設備 10年 運転 10年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	0.20%

資金名		融資対象者等	融資限度額 (万円)	融資 期間	融資利率 (年率)	保証料率 (年率)
⑦チャレンジ 中小企 業応援 資金	新事業 展開融 資	公的機関と連 携して新分野 進出等を図ろ うとする企業	設備・運転 5,000	設備 10年 運転 10年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	0.35%
	ベンチ ャーサ ポート 融資	各制度の審査 通過や認定、採 択を受け事業 化を行う者				
	経営力 強化融 資	認定経営革新 等支援機関の 支援を受け、経 営力の強化を 図る者		設備 7年 運転 5年 借換10 年		0.15%
⑧おんせん県魅 力アップサポ ート資金		交流人口の増 加への対応等 を行う観光関 連の企業等	設備・運転 8,000	設備 15年 運転 7年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.4%	0.25%
⑨金融機関提案 資金		各指定金融機 関の定める要 件に該当する 者	指定金融機関 所定	指定金 融機関 所定	指定金融 機関所定	保証協会 所定
⑩創業 支援資 金	新事業 創出融 資	事業を開始す る具体的計画 を有する者(自 己資金必要)	設備・運転 1,500	設備 10年 運転 10年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	0.70%
	創業等 支援融 資	事業を開始す る具体的計画 を有する者	設備・運転 1,000			
	再挑戦 支援融 資	事業を廃止し て5年経過して いない者				

資金名		融資対象者等	融資限度額 (万円)	融資 期間	融資利率 (年率)	保証料率 (年率)
⑪小口 零細企 業資金	普通貸 付	従業員 20 人以 下の小規模企 業者等	設備・運転 1,250	設備 10 年 運転 10 年	1 年以内 1.5%	0.85% 以内
	個人向 け無担 保 無保 証人貸 付	普通貸付の対 象者で納税要 件等を満たし た者			5 年以内 1.8%	7 年以内 2.3%
⑫やさしさライフビ ジネス支援資金 (地域産業振興 資金)		女性・高齢者・ NPO 等による事 業	設備・運転 500 つなぎ融資 1,000	設備 7 年 運転 5 年	信用組合 短期プライ ムレート	—
⑬地域産業振興 資金		地域産業の育 成及び特定施 策の推進を回 る者	設備・運転 3,500	設備 10 年 運転 7 年	10 年以内 2.1%	0.85% 以内
	耐震化 促進融 資	改正耐震改修 促進法により、 耐震診断が義 務付けられた 者等	設備・運転 28,000	設備 20 年 運転 20 年	5 年以内 1.0%	0.25%
					10 年以内 1.2%	
					15 年以内 1.6%	
					20 年以内 2.2%	

大分県版総合戦略の基本目標・施策 KPI 達成状況

【基本目標】 II 仕事をつくり、仕事を呼ぶ

【政策名】 県内各地で農林水産業や商工業、観光・ツーリズムなど、様々な分野に働く場の確保

施策名	基本目標・重要業績評価指標 (KPI)					
	指標名	基準値	平成 28 年度			H31 年度 目標値
		H26 年度	目標値	実績値	達成度	
魅力ある仕事づくりによる新たな雇用創出数 (人)		—	1,540	2,637	171.2%	4,300
(1) 農林水産業における構造改革の更なる加速	農林水産業による創出額 (億円)	2,134 (H25)	2,150 (H27)	2,232 (H27)	103.8%	2,180 (H30)
	農林水産業への新規就業者数 (人)	325 (H22~26 平均)	365	378	103.6%	415
	農林水産物輸出額 (億円)	15	17	16.6	97.6%	20
(2) 農林水産業におけるマーケットインの商品づくりの加速	戦略品目の産出額 (農林水産業) (億円)	821 (H25)	861 (H27)	903 (H27)	104.9%	915 (H30)
(3) 農林水産業における経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成	中核的経営体数 (農業法人数) (経営体)	671	823	781	94.9%	1,050
	〃 (認定林業事業体数) (事業体)	74	79	84	106.3%	85
	〃 (認定漁業士数) (人)	217	225	231	102.7%	235
(4) 多様で厚みのある産業集積の推進	中小製造業の製造品出荷額 (億円)	11,731 (H25)	11,966 (H26)	12,316 (H26)	102.9%	12,952 (H30)
	食料品出荷額 (億円)	2,719 (H25)	2,746 (H26)	2,767 (H26)	100.8%	2,857 (H30)
	医療機器製造業登録数 (累計) (製造所)	20	22	21	95.5%	25
(5) 未来に向けた戦略的・効果的な企業立地の推進	企業誘致件数 (件)	20	25	36	144.0%	25

施策名	基本目標・重要業績評価指標 (KPI)					
	指標名	基準値	平成 28 年度			H31 年度 目標値
		H26 年度	目標値	実績値	達成度	
(6) チャレンジする中小企業と創業の支援	経営革新承認件数 (件)	55 (H23~25 平均)	72	96	133.3%	72
	創業支援件数 (件)	385 (H24~26 平均)	500	551	110.2%	500
(7) 商業の活性化とサービス産業の革新	県の施策により 1 人当たり労働生産性が前年度比 2%以上向上したサービス産業関連企業数 (社)	30 (H25~26 平均)	36	57	158.3%	45
(8) 急速に進化する情報通信技術の普及・活用	経営革新承認件数のうち ICT を活用した数 (件)	7	5	22	440.0%	10
(9) 産業人材の確保・育成とワーク・ライフ・バランスの推進	15~69 歳就業者数 (人)	521,000	507,000	531,300	104.8%	507,600
(10) クリエイティブ産業への挑戦	クリエイティブ産業育成の政策に基づく、創造的人材と企業との連携による商品・サービスの事業化件数 (件)	—	12	12	100.0%	30
(11) 国内誘客の推進と海外誘客 (インバウンド) の加速	県内宿泊客数 (千人)	6,101	6,940	6,777	97.7%	7,100
	外国人宿泊客数 (千人)	400	560	827	147.7%	800
	ツーリズムおおいたホームページ訪問数 (万回)	122	160	172	107.5%	240
(12) おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の振興	観光入込客数 (千人)	17,563 (H25)	19,000 (H27)	20,587 (H27)	108.4%	20,150 (H30)
	観光消費額 (億円)	2,072 (H25)	2,160 (H27)	2,146 (H27)	99.4%	2,357 (H30)

大分県版総合戦略のアクションプラン（抜粋）

II 仕事をつくり、仕事を呼ぶ

事業名	交付金種別	事業概要	事業KPI	事業期間
移住就農者拡大対策事業	先行型	本県での就農を促進するため、県外における就農相談を充実させ、週末体験研修等を実施するとともに、研修参加費用を助成する。	県外からの新規就農者数：40人(H28.3)	H27.4 ～ H28.3
新規就農創出基盤整備事業	先行型	新規就農者の増加に対応し、円滑な就農基盤の整備と新規就農者の初期費用を軽減するため、大分県農業農村振興公社が実施する大規模リース団地の整備に要する経費の一部を助成する。	就農予定者数：10名(H28.3)	H27.4 ～ H28.3
農林水産物輸出促進対策事業	先行型	農林水産物の輸出拡大を図るため、ベトナム、タイなど新規取引国の拡大や、中核的農家や企業による新たな輸出の取組を支援する。	新規輸出取組者数：12件(H28.3)	H27.4 ～ H28.3
地域就農システム確立事業	加速化	技術を習得する研修から就農までをワンストップで対応する地域就農システムを確立するため、農地等の現状調査を行い、新規就農希望者に対し優良畑地を計画的に確保し、斡旋する。	就農学校及びファーマーズスクールからの就農者数31名(H29.3)	H28.3 ～ H29.3
CLT等木材利用推進普及事業	加速化	県産材の需要拡大を図るため、中層建築物への活用が見込まれる直交集成版(CLT)の利用促進に向けた、建築士等に対する研修会の開催や実証棟の整備を行うとともに、建築に必要な接合部分等の研究に対し支援する。	セミナー等の開催：6回(H29.3)	H28.3 ～ H29.3
九州連携6次産業化推進事業	加速化	九州各県が連携した「こだわりの食」の商談会の開催や各県産の原料を使った新商品の開発等を実施する。	各県で連携して出展する商談会等における商談成立件数：60件(H29.3)	H28.3 ～ H29.3
食品産業地域連携推進事業	先行型	地域食品加工企業の成長を促進するため、地域金融機関との連携の下、生産性の向上に必要な機械化に対し助成する市町村を支援する。	支援企業の売上伸率：5%(H28.3)	H27.4 ～ H28.3
おおいたスタートアップ支援事業	先行型	創業の裾野拡大やベンチャー企業の創出・育成を図るため、インキュバート施設を設置するとともに、創業者の成長志向に応じた指導やフォローアップを行う。	創業件数：500件(H28.3)	H27.4 ～ H28.3
経営革新企業成長促進事業	先行型	企業の稼ぐ力を創出し、雇用拡大や付加価値向上を図るため、新市場や成長分野にチャレンジする事業者に対し助成する。	計画達成企業数：50社(H28.3)	H27.4 ～ H28.3
地域人材処遇改善支援事業	先行型	在職者の賃上げ及び正社員化を促進するため、中小企業が行う販路開拓や人材育成等の取組を支援し、社員の処遇改善原資を涵養する。	処遇改善が図られた事業所数：30社(H28.3)	H27.4 ～ H28.3
(再掲)産学官連携ヘルスケアモデル事業	先行型	健康寿命の延伸と関連産業の創出を図るため、産学官によるヘルスケア協議会を設置し、認知症の早期発見や予防体制の確立に向けた研究を実施するとともに、地場企業による認知症研究関連機器の開発に対し助成する。	産学官連携による認知症共同研究の実施件数：1件(H28.3)	H27.4 ～ H28.3
産業活力創造戦略推進事業(おおいた味力アップ商品創出支援事業)	先行型	県産食品の付加価値向上や開発力強化を図るため、製品分析機関の知見を活用し、おおいた食品産業企業会が行う商品開発等を支援する。	味分析を指標とした開発商品数：10商品(H28.3)	H27.8 ～ H28.3
産業活力創造戦略推進事業(医療機器産業参入加速化事業)	先行型	東九州メディカルハブ構想に基づき、県内企業の医療機器産業への参入等を促進するため、医療産業新規参入研究会員の取組を支援する。	医療機器製造業登録事業所数：21事業所(H28.3)	H27.8 ～ H28.3
産業活力創造戦略推進事業(域外消費獲得支援事業)	先行型	通販市場における地域産品の販売を強化するため、世界農業遺産認定地域の中小企業を対象に、通販コンサルタントのノウハウを生かした商品開発やウェブサイトの立ち上げなどを支援する。	通販に適合する新商品開発数：30商品(H28.3)	H27.8 ～ H28.3

事業名	交付金種別	事業概要	事業KPI	事業期間
産業活力創造戦略推進事業(ものづくり企業人材確保事業)	先行型	ものづくり企業の人材確保を支援するため、県内企業の高い技術力や魅力を紹介する動画を作成し、合同就職説明会や移住相談会などで学生や県外就職者などにPRする。	動画活用実績:高校等での活用 22校(全校)、就職説明会 18回、企業誘致での営業 500社、動画サイト再生回数 5,500回/月(H28.3)	H27.8 ～ H28.3
九州・山口発ベンチャー支援プラットフォームの構築	先行型	地方創生の実現に向け、九州・山口各県と連携し、ベンチャー企業のビジネス展開を支援する。 ・九州ベンチャーマーケットの開催 日時等 28年2月23日 ホテルオークラ福岡 内容 投資家等とのマッチングイベント	九州ベンチャーマーケット登壇企業の商談成約率 50%(H28.3)	H27.10 ～ H28.3
ものづくり産業地域連携推進事業	加速化	製造業の生産性向上及び国内外市場における競争力強化のため、製造装置の導入や人材育成を市町村や金融機関、企業会等との連携のもと支援する。	中小製造業の製造品出荷額 工業: 12,449億円 食品: 2,801億円 (H29.3)	H28.3 ～ H29.3
生産性向上仕事の場創出事業(ロボット活用人材育成事業)	加速化	県立工科短大をロボット活用人材育成拠点化しロボット技術者を輩出するとともに企業在職者向け講座の充実やロボット製造メーカーとの連携を促進し県内企業の実産性向上を図る。	ロボット特別教育修了者: 46人 ロボット活用人材: 12人 Sier、ソフトウェア人材: 24人 企業在職者向けロボット活用人材: 12人 (H29.3)	H28.3 ～ H29.3
生産性向上仕事の場創出事業(サービス産業生産性向上支援事業)	加速化	国内外からの域外需要を取り込むことが可能な観光産業の実産性向上を図るため、セミナー開催による意識啓発、宿泊業の経営人材育成、及び企業連携により実施する付加価値向上や業務効率化の取組を支援するとともに、サービス工学を活用した調査・研究を行う。	県の施策により1人当たり労働生産性が前年度比2%以上向上したサービス産業関連企業数: 36社(H29.3)	H28.3 ～ H29.3
留学生人材定着推進事業(おおいた留学生スタートアップ支援事業)	加速化	本県留学生の起業意欲は高いものの、前提となる経営・管理ビザの取得には500万円以上の資金が必要なことから、ビジネスプランの磨き上げやマッチングイベントを通じて、個人投資家やVC等からの出資を得られる機会を県内で提供する。	投資家等とマッチングした留学生生数(累計): 3名(H29.3)	H28.3 ～ H29.3
留学生人材定着推進事業(留学生就職・起業支援事業)	加速化	県内で就職・起業する留学生を支援するための拠点「おおいた留学生ビジネスセンター」(全国初の留学生向けインキュベーション施設)を設置し、海外ビジネスセミナーや相談会、県内企業見学会、インターンシップ等をきめ細かく実施し、留学生の県内定着を図る。	留学生県内就職者数: 40名 留学生県内起業者数: 10名 (H29.3)	H28.3 ～ H29.3
九州連携ベンチャー支援事業	加速化	ベンチャー企業のビジネス展開をサポートするため、九州・山口各県や経済界、大学等と連携して、ベンチャー企業と内外の投資家等とのマッチングイベント(九州・山口ベンチャーマーケット)を開催する。	九州・山口ベンチャーマーケット登壇企業の商談成約率: 50%(H29.3)	H28.3 ～ H29.3
九州連携医療機器産業拠点形成事業	加速化	県内ものづくり企業の医療機器産業への参入を促進するため、域内の臨床医師やものづくり企業と域外の医療機器メーカーとのマッチング会を県内で開催する。	医療機器メーカーとの開発・取引マッチング(協議中含む)件数: 8件	H28.3 ～ H29.3
九州連携グローバル人材就職応援事業	加速化	九州各県の留学生就職支援団体からなる留学生就活サポート協議会を設置し、留学生が自己紹介動画を投稿できるWebサイトを構築し、留学生と会員企業が直接・個別にやりとりできるシステムづくりを行う。	システム登録数 留学生: 300人 企業: 100社 (H29.3)	H28.3 ～ H29.3
インバウンド観光産業基盤整備事業	先行型	本県を訪れる外国人観光客の増加による雇用を創出するため、九州・沖縄E arth戦略と歩調を合わせ、受入れ環境を整備するほか、観光情報の発信や海外における本県の知名度向上対策を強化する。	外国人宿泊客数(H27.1-12): 480,000人(H27.12)	H27.4 ～ H28.3

事業名	交付金種別	事業概要	事業KPI	事業期間
インバウンド総合対策事業(インバウンド推進事業)	先行型	外国人観光客の増加による消費拡大や雇用創出を図るため、効果的な情報発信を行うとともに、外国人への訴求力が高い旅行商品を開発するなど、インバウンド対策を強化する。	外国人宿泊客数(H27.1-12): :480,000人(H27.12)	H27.8 ～ H28.3
インバウンド総合対策事業(域外消費獲得支援事業)	先行型	外国人旅行者の消費を取り込むため、免税店の拡大に向け研修を行うとともに、円滑な免税手続きに必要な機器の導入を支援する。	免税店の増加数 :40店(H28.3)	H27.8 ～ H28.3
東九州自動車道関連誘客促進事業	先行型	東九州自動車道(北九州～宮崎間)の全線開通を見据え、東九州地域への誘客を促進するため、宮崎県とタイアップし、中国・四国・北九州地域をターゲットとした旅行商品を造成する。	県内宿泊客数(H27.1-12): 6,900千人(H27.12)	H27.8 ～ H28.3
ツーリズム戦略総合対策事業	先行型	平成30年に開山1300年を迎える六郷満山をテーマとした新たなキャンペーンの実施に向け、市町村等と実行委員会を立ち上げ、事業計画を策定する。	基本計画の策定(H28.3) 県内宿泊客数(H30.1-12): 7,050千人(H30.12)	H27.8 ～ H28.3
観光誘客対策DMO育成事業(おんせん県おおいと県域版DMO推進事業)	加速化	ツーリズムおおいとを「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役と位置づけ、観光データの継続的な収集・分析に基づいた戦略的な観光事業の企画・推進ができる専門人材を配置するなど、日本版DMOの理念に基づく組織機能の強化を図る。	DMO立ち上げ (H29.3)	H28.3 ～ H29.3
観光誘客対策DMO育成事業(観光交流拡大推進事業)	加速化	本県との観光交流連携協定の締結を契機に、観光情報の共有や送客の促進、台中市内でもプロモーション等を通じた相互交流を進め、台中市からの国際定期便の就航や観光客の増加を加速する。	台湾からの外国人宿泊客数: 3.9万人増 H26.1.-12:70,250人 H29.1-12:109,000人	H28.3 ～ H29.3
観光誘客対策DMO育成事業(別府アルグリッチ音楽祭連携海外誘客推進事業)	加速化	アルグリッチ芸術振興財団や地元別府市と連携しながら、アルグリッチが県民とともに育んできた「アルグリッチ音楽祭」とその舞台である大分県を強力にPRし、国内外の大分県誘客に繋げる。	外国人宿泊客数:16万人増 (1.4倍) H26.1.-12:400千人 H29.1-12:560千人	H28.3 ～ H29.3
東九州誘客促進プロモーション事業	加速化	東九州自動車道が開通し、大分・宮崎間のアクセス、周遊の利便性が飛躍的に向上しているなか、来県者が増加している台湾をメインターゲットとして、海外に会員を持つクレジットカード会社、地元金融機関等と連携した誘客対策を実施する。	台湾からの延べ宿泊者: 70,250人(H26)、80,000人 (H28) (H29.3)	H28.3 ～ H29.3
ラグビーワールドカップを見据えた欧米等インバウンド推進事業	加速化	ラグビーワールドカップ大分開催を好機としてとらえ、欧米を中心とした外国人観光客のスムーズな周遊、長期滞在、再来訪につなげるため、宿泊施設等の受入態勢の調査、関係者向けの研修、個人観光客向けコールセンターの試験運用、AR(拡張現実)を活用した観光案内ツールの開発等を行う。	訪日外国人宿泊者: 560千人(H28) 800千人(H31) アジア圏以外からの外国人宿泊者数: 20,000人(H28) 70,000人(H31)	H28.12 ～ H29.3
創造県おおいとクリエイティブ産業チャレンジ事業	推進	「おおいとスタートアップセンター」による創業支援に加え、デザイナーやアーティスト等のクリエイターと県内中小企業との出会いの場づくりを進めるとともに、商業系高校生等を対象とした企画力・実践的解決力強化のためのセミナー等を開催し、創造的な企業や若者の育成を図る。	創業による就業者数の増加: 1,150人/年度(H28年度～ H30年度) 創造的人材と企業の連携による商品・サービスの事業化件数(累計) H28年度:12件 H29年度:18件 H30年度:24件	H28.4 ～ H31.3

事業名	交付金種別	事業概要	事業KPI	事業期間
クリエイティブ産業創出拠点整備事業	拠点	<p>ビジュアルデザイン、メディアデザイン、プロダクトデザインの各デザインコースに適した実習環境を整備し、デザイナーやアーティスト、ICTのプロフェッショナルといった将来のクリエイティブ人材の育成を図るため、大分県立芸術文化短期大学に、産学官連携共同研究棟(芸術デザイン棟)を整備する。</p> <p>※施設整備は H28 年度～ H29 年度、活用は H30 年度～</p>	<p>芸術関係地場企業への就職者数 (H27 年度: 157 人) H30 年度: 165 人 H31 年度: 175 人 H32 年度: 187 人</p> <p>商品デザイン開発件数 / 年 (H27 年度: 3 件) H30 年度: 8 件 H31 年度: 15 件 H32 年度: 23 件</p> <p>地場企業へのインターンシップ数 (H27 年度: 100 人) H30 年度: 130 人 H31 年度: 160 人 H32 年度: 200 人</p>	<p>(交付金事業) H29.2 ～ H30.3 (効果測定) ～ H32 年度</p>
くらしの和づくり・仕事づくり応援事業	推進	<p>複数集落が全体として力強いコミュニティを形成する「ネットワーク・コミュニティ」形成を推進するとともに、県内各地の仕事づくりを期待できる農林業の稼ぐ力を強化するため、広域的に営農をサポートする組織への運営支援や、「直売所」「ジビエ」に着目した域内の経済循環を高める取組を進める。</p>	<p>直売所の付加価値創出額 (H27 年度 :21.5 億円) H28 年度: 21.7 億円 H29 年度: 22.2 億円 H30 年度: 23.0 億円</p> <p>鳥獣被害年間金額減 (H27 年度 :2.7 億円) H28 年度: 2.5 億円 H29 年度: 2.4 億円 H30 年度: 2.3 億円</p>	<p>H28.4 ～ H31.3</p>
先端技術イノベーション拠点整備事業	拠点	<p>大分県版第四次産業革命「Oita4.0」への取組として、大分県産業科学技術センターに、以下の三棟を有する「先端技術イノベーションラボ(仮称)」を設置し、「ドローン産業の成長促進」並びに「電磁応用産業の育成」を図る。</p> <p>(測定棟) ・ドローン向け高効率工藤装置などの開発に必要な磁気試験及び電気試験環境を整備する。 (リサーチ棟) ・ドローン関連企業などが入居し、共同開発等を行う。 (ドローンテストフィールド) ・開発したドローンの飛行試験を実施する。</p> <p>※施設整備は H28 年度～ H29 年度、活用は H30 年度～</p>	<p>県内で製造するドローンの売上 H29 年度: 12 億円 H30 年度: 16 億円 H31 年度: 20 億円 H32 年度: 24 億円</p> <p>電磁応用機器開発関係「加工・組立」受注額及び県内企業の「製品」売上げ(H27 : 4.73 億円) H29 : 5.53 億円 H30 : 6.29 億円 H31 : 8.01 億円 H32 : 12.32 億円</p> <p>高度な産業人材(磁気計測、IoT、ドローン関連技術者)及び新産業分野での人材確保 H29 : 15 人 H30 : 25 人 H31 : 40 人 H32 : 55 人</p>	<p>(交付金事業) H29.3 ～ H30.3 (効果測定) ～ H32 年度</p>

Ⅲ 地域を守り、地域を活性化する

事業名	交付金種別	事業概要	事業KPI	事業期間
ふるさと大分 UIJターン推進事業	先行型	本県への移住希望者に対する支援体制を強化し移住を促進するため、移住コンシェルジュを配置するとともに、関連情報誌等を活用した情報発信を行う。	県・市町村の移住施策を活用して移住した人数：300人 (H28.3)	H27.3 ～ H28.3
おおいた UIJターン就職促進事業	先行型	有用な人材を確保し、本県への移住・定着を積極的に促進するため、地域の多様な仕事情報を一元化した「地域しごとセンター」を設置するとともに、インターンシップなどの支援策により、企業等と定住希望者のマッチングを促進する。	UIJターン就職者数：130人 (H28.3)	H27.3 ～ H28.3
移住者居住支援事業	先行型	本県への移住を促進するため、県外からの移住に必要な住宅の新築費用などに対し助成する市町村を支援する。	県・市町村の移住施策を活用して移住した人数：300人 (H28.3)	H27.4 ～ H28.3
ネットワーク・コミュニティ構築事業(くらしの和づくり応援事業)	先行型	地域に住み続けたいという住民の希望を叶えるため、ネットワーク・コミュニティの構築に向け、地域で活動する組織や団体の広域的な取組を支援する。	複数集落のネットワーク化の希望を叶えた集落数：250集落 (H28.3)	H27.8 ～ H28.3
ネットワーク・コミュニティ構築事業(地域の交通担い手応援事業)	先行型	地域の公共交通空白地において住民の移動手段を確保するため、NPOなど地域の担い手と連携した交通ネットワークの構築にモデル的に取り組む。		H27.8 ～ H28.3
若者の九州・山口ふるさと就職促進事業	先行型	地方創生の実現に向け、九州・山口各県と連携し、若い世代の県内就職を支援する。 ・九州UIJターン就職応援フェアの開催 日時等 28年3月21日 東京ドームシティ 対象者 大学3、4年生及びUIJターン希望者	説明会の参加者数：1,000人(九州・山口8県から東京圏の大学への流出人数(年間入学者数)の約15%) 就職数：20人 (H28.3)	H27.10 ～ H28.3
地方創生人材確保支援事業(プロフェッショナル人材活用推進事業)	加速化	優れた経験値を持つプロフェッショナル人材のUIJターンを促進し、県内中小企業の新事業進出や事業拡大を実現するため、そのコーディネート役を担うマネージャー等を配置する。	プロフェッショナル人材戦略拠点の相談件数：210件 県内中小企業によるプロフェッショナル人材の雇用成約件数：15件	H28.3 ～ H29.3
地方創生人材確保支援事業(おおいたUIJターン就職促進事業)	加速化	おおいた産業人材センターを拠点に、産業人材の確保、定着に向け、就職相談会等、UIJターン希望者と県内企業のマッチング機会を提供するとともに、県外進学者や県内高校生向けの合同企業説明会等を実施し県内就職を促進する。	本施策により県内企業とマッチングしたUIJターン就職者数(累計)：130人 (H29.3)	H28.3 ～ H29.3
九州連携ふるさと若者就職促進事業	加速化	東京圏の大学3年生等を対象に、九州・山口の成長産業分野等の企業へのインターンシップをはじめ企業向けセセをはじめ、合同企業説明会等の就職支援イベントを共同開催する。また、実施に先立ち、学生向けセミナーや企業向けセミナーを行うなど、事業効果を高める取組を実施する。	一年間で就職者数：100人(九州・山口8県の東京圏の大学への流出人数(年間入学者)の約15%の事業参加者を見込み、そのうちの10%)※単県実施時の就職率実績等をもと日算定	H28.3 ～ H29.3
くらしの和づくり・仕事づくり応援事業(再掲)	推進	複数集落が全体として力強いコミュニティを形成する「ネットワーク・コミュニティ」形成を推進するとともに、県内各地の仕事づくりを期待できる農林業の稼ぐ力を強化するため、広域的に営農をサポートする組織への運営支援や、「直売所」「ジビエ」に着目した域内の経済循環を高める取組を進める。	複数集落のネットワーク化の希望を叶えた集落数：300集落/年(H28年度～H30年度)	H28.4 ～ H31.3

大分県農林水産業振興計画の主要指標

主要指標の目標						
政策	指標名	単位	H25実績	H26実績	H31目標 (H30)	H36目標 (H35)
I	農林水産業による創出額	億円/年	2,134	-	(2,180)	(2,250)
	農林水産業産出額	億円/年	1,848	-	(1,885)	(1,940)
	農 業	億円/年	1,276	-	(1,277)	(1,281)
	林 業	億円/年	181	-	(192)	(215)
	水 産 業	億円/年	386	-	(408)	(435)
	新規需要米等	億円/年	5	-	(8)	(9)
	付加価値額	億円/年	194	-	(210)	(227)
	食 品 加 工	億円/年	106	-	(118)	(130)
	木 材 加 工	億円/年	70	-	(73)	(78)
	直 売 所	億円/年	18	-	(19)	(19)
	交付金等	億円/年	92	-	(85)	(83)
	直接支払交付金	億円/年	30	-	(33)	(36)
	米政策交付金	億円/年	62	-	(52)	(47)
	農林水産業への新規就業者数	人/年		325 (H22～26平均)	415	435
	農 業	人/年	195		255	265
	林 業	人/年	73		90	95
	水 産 業	人/年	57		70	75
企業参入数	社	176	193	293	393	
農地集積率	%	33	34	50	90	
農林水産物箱出額	億円/年	10	15	20	30	
II	戦略品目の産出額	億円/年	821	-	(915)	(1,010)
	農 業	億円/年	442	-	(505)	(545)
	林 業	億円/年	169	-	(180)	(205)
	水 産 業	億円/年	210	-	(230)	(260)
	新規需要米作付面積(飼料用米、WCS)	ha/年	-	2,753	3,430	3,980
素材生産量	千m ³ /年	928	1,048	1,300	1,400	
安心いちばんおおいた産農産物認証制度及びGAP認証経営体	経営体	-	193	700	1,000	
III	農業法人数	法人	-	671	1,050	1,400
	認定林業事業体数	事業体	-	74	85	100
	認定漁業士数	人	-	217	235	255
IV	日本型直接支払協定面積	ha	-	36,579	40,900	44,100
	多面的機能交付金支払	ha	-	20,514	24,800	28,000
	中山間地域等直接支払	ha	-	16,065	16,100	16,100
	有害鳥獣による農林水産業被害額	百万円/年	-	274	220以下	150以下

戦略品目の目標

品目名	基準値	目標値	目標値		
	H26実績	H30	H35		
(単位：億円)					
農 業	442	505	114%	545	124%
園 芸	268	301	112%	329	123%
白ねぎ	37.0	40.1	108%	41.8	113%
こねぎ	29.0	33.7	116%	35.2	121%
トマト	32.0	33.8	106%	34.9	109%
いちご	26.0	32.3	124%	34.4	132%
ピーマン	17.0	18.8	111%	19.7	116%
ニラ	12.0	14.0	117%	15.1	126%
高糖度かんしょ	3.8	7.8	206%	10.0	265%
かぼす	12.0	13.6	114%	14.7	123%
なし	31.0	32.0	103%	36.0	116%
ハウスみかん	18.1	18.3	101%	20.9	115%
ぶどう (シャインマスカット、ワイン用含む)	22.0	23.2	105%	26.4	120%
キク	17.0	18.6	110%	21.1	124%
スイートピー	3.4	4.4	129%	5.4	158%
茶 (ドリンク用含む)	7.4	9.9	135%	13.4	181%
畜 産	174	204	117%	217	124%
肉用牛 (繁殖)	64.0	72.9	114%	74.9	117%
肉用牛 (肥育)	29.0	44.1	152%	45.6	157%
乳用牛	81.0	87.1	108%	96.1	119%
林 業	169	180	107%	205	121%
木材 (バイオマス用含む)	117.5	128.6	109%	138.4	118%
乾しいたけ	38.8	38.5	99%	52.5	135%
生しいたけ	13.0	13.3	102%	13.6	105%
水 産 業	210	230	110%	260	123%
養殖ブリ類	173.2	171.1	99%	179.2	103%
かぼす養殖魚	3.4	6.7	198%	12.1	356%
養殖ヒラマサ	16.8	22.0	131%	24.2	144%
養殖ヒラメ	8.1	13.7	169%	14.5	180%
養殖クロマグロ	14.3	30.2	212%	49.7	348%
養殖カキ類	1.1	1.3	117%	1.4	126%
関あじ	3.3	3.3	100%	3.3	100%
関さば	2.4	2.4	100%	2.4	100%
タチウオ	7.3	7.6	104%	8.0	110%
ハモ	0.6	0.8	129%	1.0	161%
戦略品目産出額計	821	915	111%	1,010	123%

用語集

■ アルファベット

○ AR (Augmented Reality)

拡張現実。コンピューターを利用して、現実の風景に情報を重ね合わせて表示する技術。

○ ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術。情報処理や通信に関連する科学技術の総称。

○ IoT (Internet of Things)

世の中の様々なモノをインターネットに接続し、ネットワーク化する技術のこと。

○ MICE (Meeting Incentive Travel Convention Exhibition)

企業などの会議 (Meeting)、企業などの行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行: Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議 (Convention)、イベント、展示会・見本市 (Event、Exhibition) の頭文字のこと。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

○ SNS (Social Networking Service: ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

登録された利用者同士がインターネット上でメールや掲示板等様々な機能を使って交流できる会員制サービスのこと。

○ Wi-Fi

パソコンやスマートフォンなどの機器を無線でデータをやりとりするネットワークに接続する技術。

■ ア行

○ 医療機器製造業登録数

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医療機器製造業として登録を受けた製造所の数。

○インキュベーション機能

起業の支援、創業間もない企業、中小企業の事業が軌道に乗るように支援する機能のこと。

○おおいたスタートアップセンター

創業を目指す者、創業後の成長を目指す者を強力にサポートするために、平成 27 年に大分県ソフトパーク内に設置した創業支援拠点のこと。

○おおいたツーリズム大学

ツーリズムに取り組んでいる人や、これから取り組もうとしている人が抱える課題や悩みに対し、講義や体験・視察、議論を通じて、今後の取り組みの方向性や解決策を得ることを目的とした課題解決型の講座。

○おおいた豊後牛

大分県で肥育された黒毛和種のこと。原則 36 ヶ月齢未満で、肉質等級は 2 等級以上の牛肉。

○オレイン酸

牛肉の脂肪中に存在している不飽和脂肪酸であり、その割合が多いものは口溶けや風味がよいといわれている。

○おんせん県おおいたデスティネーションキャンペーン

県内観光関係者や県、市町村と J R グループ 6 社等が協力し、旅行会社等の協力を得ながら平成 27 年 7 月から 9 月にかけて全国から誘客を行った国内最大規模の観光キャンペーン。

■カ行

○観光地域磨き、観光素材磨き

地域住民が自信と誇りを持ち地域づくりを進めていくことで、観光客に感動を与えその地域への関心を深めてもらうために、地域が企画する観光商品の素材として、自然や歴史、農林水産物や加工品、郷土料理や地域に伝わる伝統文化などの多様な地域の資源を磨くこと。

○キャトルブリーディングシステム

農家で分娩した牛の母子を施設へ預託することで、畜舎を増築することなく預託中の空きスペースを活用して増頭ができるシステム。母牛の繁殖

管理、子牛の哺育・育成などの煩雑な作業を施設が一元管理することにより農家の省力化も期待できる。

○クラウドファンディング

資金を必要とする事業者と資金提供者をインターネット上で結びつけ、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組みのこと。

○クリエイター

デザイナー、イラストレーター、フォトグラファーなど創造的な仕事をしている人。創作者、制作者。

○クリエイティブ産業

大分県内のあらゆる産業において、クリエイティブな発想や考え方を取り入れ、またはそれらの能力を有する人材と協働することで、競争力の高い商品・サービスの創出や、新規マーケットの開発に繋げていくこと。

○経営革新計画

事業者が、新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図る計画のこと。

○経常的経費

人件費・扶助費等の義務的経費及び所属の運営等に要する旅費・消耗品費等の経常・一般経費並びに政策予算に準じる経費

■サ行

○再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負担が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・温泉熱・太陽光・風力・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

○「The・おおいた」ブランド

おおいたの顔となるかぼす、おおいた豊後牛、乾しいたけ、関あじ、関さばなどの農林水産物と自然環境や景観、歴史、文化を組み合わせ、様々な付加価値を高めることによって「おおいた」を総合的にイメージさせる

地域ブランドのこと。

○坐来大分

おおいたブランドを首都圏に確立するための情報発信や販路拡大などの拠点として、東京銀座で県産食材を使った料理を提供するレストラン運営を中心に、食に情報をのせて大分県の情報を積極的に発信する本県のフラッグショップのこと。

○産学官連携推進会議

県内企業と大学等の円滑な連携を推進し、県産業の技術力の向上や新たなビジネス展開の促進、人材の育成を図ることを目的に、昭和63年6月28日に大分県工業団体連合会に設立された産学官懇談会。

○シェアリングエコノミー

個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。

○指導農業士

現に優れた農業経営を行いつつ農村青少年の育成に指導的役割を果たしている者で、知事が認定した農業者。

○集落営農

集落などの地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、農地利用あるいは農業生産過程の一部または全部について、共同化・統一化に関する合意のもとに実施する営農形態。

○集落営農法人

集落合意の上で設立された担い手組織を集落営農組織といい、そのうち農事組合法人、株式会社等の法人形態を採る組織をいう。集落営農組織は任意団体も含み、一つの集落に複数あっても構わない。本監査で、「集落営農法人等」という場合は、集落営農組織と同義である。また、「集落の中心となる担い手経営体」(中心経営体)という場合は、集落営農組織を含む概念となる。

○食品オープンラボ

加工食品の開発や技術人材の育成を図る目的で産業科学技術センター

内に開設。一連の製品開発プロセスである製造、殺菌、充填や試作品の簡易評価・分析ができる専用の機器を利用することができる。

○新規就農者

新たに農業に就業した者で、15歳以上65歳未満かつ年間150日以上農業に従事することが見込まれ、農業を主とし他産業を従とする者のこと。農業法人の構成員や農業法人へ雇用就農した者も含む。

○スマートコミュニティ

様々な需要家が参加する一定規模のコミュニティの中で、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムといった分散型エネルギーを用いつつ、IoTや蓄電池制御等の技術を活用したエネルギーマネジメントシステムを通じて、地域におけるエネルギー需給を総合的に管理し、エネルギーの利活用を最適化するとともに、高齢者の見守りなど他の生活支援サービスも取り込んだ新たな社会システム。

○政策的経費

新長期総合計画に掲げる新たな政策の展開にあたり、県政推進指針に沿って創意工夫を凝らした新規事業及び政策検討が必要な経費。

○戦略品目

本県の地理的条件を生かし、変化する消費者や実需者のニーズに的確に対応しながら、将来にわたって農林水産業を牽引する品目。

■タ行

○大規模リース団地

農業公社や農業協同組合などが事業実施主体となり、大規模な園芸施設団地の整備を行い、新規就農者などの入植者にリースするもの。

○地域活性化総合特区

先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中するために平成23年に内閣府が設けた総合特区制度のうち、地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上を目的とする総合特区のこと。区域限定の規制緩和や国の財政支援などが受けられる。

○地域牽引企業

持続的な成長を通じて地域の雇用や産業活力を生み出し、県経済をリードする地場中小企業のこと。

○地域資源

地域の特産物として相当程度認識されている「農林水産物」または地域の特産物である「鉱工業品・その他生産技術」、「文化財・自然の風景地・温泉など地域の観光資源」のこと。

○畜産クラスター協議会

地域の関係者（畜産農家、地方公共団体、農業協同組合、畜産関連業者など）が連携し、畜産の収益性向上に取り組むために設立する協議会のこと。

○ツーリズム

広い意味では観光旅行（楽しみを目的とする旅行一般）と同義だが、行政的にツーリズム戦略等という場合の「ツーリズム」には、単なる観光ではなく、多くの観光客がその地を訪れることにより、地域が磨かれ、そこに住む人々が自らの土地に誇りを持ち暮らしも向上し、来る人（観光客）も住む人も満足できる「観光による地域づくり」を意味する言葉である。

■ナ行

○認定農業者

他産業従事者並の所得目標を目指す農業経営改善計画を作成し、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村長から認定を受けた農業者。

○農業法人

農業を営む法人の総称。会社法人と農事組合法人の2つのタイプがある。また農地の権利取得の有無によって、農業生産法人と一般農業法人に大別される。

○農地中間管理事業

農地の集積と集約化を推進し、意欲ある担い手に農地を貸し出すことにより、生産コストの削減を図ることを目的とする事業。

○農地の分散錯圃

農業経営者が管理している農地が、広く分散・点在している状況のこと。圃場が分散しているため、農機具の移動による作業時間のロスや、機械運搬による事故のリスクも高まる。大規模経営体のコスト増が経営上の課題となるケースが多い。

○農林水産業による創出額

農林水産業産出額に加工等による付加価値額と日本型直接支払制度交付金額等を加えた額を表す、県独自の造語。

■ハ行

○肥育牛預託貸付制度

素牛価格の高騰に対し、肥育農家の規模拡大を後押しするため、(株)大分県畜産公社が肥育牛を貸し付ける制度のこと。

○東九州メディカルバレー構想

東九州地域において血液や血管に関する医療機器産業の一層の集積と、この集積を活用した地域活性化を促進することを目的として、平成22年に宮崎県と共同で策定した構想。正式には「東九州地域医療産業拠点構想」。

■マ行

○マーケットイン

市場や購買者などの立場に立って、市場などが必要としている商品を生産・販売しようとする考え方。

○民間創業コミュニティ

民間事業者が創業支援のために賃貸オフィスなどを使って行っている取組。

■ラ行

○労働生産性

労働者1人当たりがどれくらいの付加価値を生み出しているかを示す指標。付加価値額は営業利益と人件費等の総和。

○六郷満山文化

国東半島では古くから来縄、田染、国東、武蔵、安岐、伊美の六つの郷が開けており、多くの天台宗寺院が成立していた。これらの寺院群は、学問をするための本山、修行を行うための中山、布教をするための末山に分けられ、合わせて満山と呼ばれていた。このことから国東半島の天台宗寺院を六郷満山と総称するようになり、ここに華ひらいた独特の仏教文化を六郷満山文化と呼ぶ。

○6次産業化

農林水産業者が生産物を自ら加工・販売することにより、新たな付加価値を産み出す取組のこと。農林水産物の生産（第一次産業）、加工（第二次産業）及び流通・販売（第三次産業）を一貫して行うことから6次産業化と称される。

○6次産業化サポートセンター

（公財）大分県産業創造機構内に開設した6次産業化の総合相談窓口のこと。6次産業化を目指す農林水産業者を対象として加工や販路開拓などの専門家（6次産業化プランナー）を派遣し、事業計画の策定や事業化に向けた支援を行う。

